

高等学校編

令和7年度 初任者研修テキスト

さわやか先生



千葉県教育委員会

千葉県教員になった皆さんへ

千葉県教育委員会 教育長 杉野 可愛

千葉県の公立学校教員に採用された皆さん、おめでとうございます。

「学校の先生」という素晴らしい職業を志し、千葉県を選んでくださった皆さんを心から歓迎するとともに、私たち「チーム千葉」に素敵な仲間が増えたことを嬉しく、心強く思います。

これから同じチームの一員として、千葉の子供たちの未来をつかっていく皆さんに、私から4点、お願いしたいことがあります。

1点目は、子供たちが千葉県で生まれ育つことに誇りと自信を持って成長していけるよう指導してほしいということです。

千葉県は、豊かな自然と温暖な気候、首都東京に隣接する立地を生かし、農業・水産業・商工業のバランスの取れた産業県として発展し、首都東京のみならず日本全体の成長を支えてきました。今後、人口減少や少子化の一層の進行が予測される時代においても、ふるさと千葉県が地域の活力を維持していくためには、将来にわたって地域を支える人材の育成が不可欠です。地域の産業や雇用を支える人材、地域を基盤として世界でも活躍していける人材を育てていくことは、公教育の重要な使命です。

まずは、皆さん自身に、千葉県の歴史や産業、魅力を知っていただき、それらをしっかりと伝えることで、子供たちが千葉を好きになり、その子供たちに未来の千葉県を築いていく自覚と誇りを持ってもらいたいと思います。

2点目は、子供たち一人一人の長所を見だし、可能性を広げてほしいということです。

令和7年3月に策定した「第4期千葉県教育振興基本計画」では、「人生をしなやかに切り拓き、千葉の未来を創る「人」の育成～一人一人が可能性を最大限に伸ばし、自分らしく活躍するために～」を基本理念として掲げています。

この基本理念の実現に向けて、皆さんには、周囲への感謝と他者を敬う気持ちを忘れず、それを言葉や態度で表現することを心掛けるとともに、子供たち一人一人の長所を見つけて、可能性を引き出す力を身に付けてほしいと思います。皆さんのそうした言動が子供たちに伝わり、思いやりのある健やかな心を育てることにつながると思います。

そのためには、毎日の挨拶や声掛けを通して、子供たちの小さな変化、ささやかな成長を発見し、「何かあったの?」「頑張ったね。」などと、言葉で伝えてあげられる先生になってもらいたいと思います。皆さんのそうした言葉や振る舞いが子供たちに伝わり、一人一人の自己肯定感や自信を深めるとともに、他者への気遣いや感謝の心を育むことにもつながります。

また、多くの子供たちは、悩みや不安を先生に相談します。子供たちが発しているSOSにいち早く気づき、校内の先生方や家庭、関係機関と連携して必要な支援につなげることも、教員の大切な役割です。千葉県では令和5年度に、県立高校の生徒が教員との関係に悩み、アンケート等で訴えていたにも関わらず学校がそれに気づかず、生徒は自ら命を絶つという、あってはならない事案が発生しました。二度と繰り返してはなりません。この事案の後、県立学校の全生徒を対象に行ったアンケートの中で、生徒から「教員と生徒という関係以上に、一人の人間としてお互いを尊重すること」という提言がありました。皆さん1人1人が、常にこの言

葉を心に留めて生徒に接してください。

3点目は、常に信頼される教員であってほしいということです。

皆さんに求められる第一の資質、それは「信頼」です。子供たちが先生の言葉に耳を傾け、保護者の方々が安心して学校に子供を任せてくれるようになるには、何よりも信頼関係を築いていくことが大切です。しかし、この信頼を一瞬にして壊してしまうものが「教職員による不祥事」です。教職員による事件や事故は、決してあってはなりません。日々、様々な立場の教職員が、子供たちの安全と笑顔を守り、可能性を広げるために、熱心に教育活動に取り組んでいます。皆さんを信じている子供たちや、真剣に子供たちと向き合っている仲間の存在を、決して忘れてはなりません。

教育公務員としての使命感とゆるぎない遵法意識を持ち、子供たち一人一人に目を向けながら、日々の職務に当たってください。

最後の4点目は、皆さん自身の健康管理です。

近年、全国的に、心身の健康を損ねてしまう教職員が多く見られることから、働き方改革が進められているところです。仕事に対する使命感は大事ですが、自らの健康があつてこそ、良い仕事ができるものです。

今日の学校が抱える課題は複雑化しています。ベテランの先生であっても、これまで経験したことのない問題に直面することが少なくありません。ましてや経験の浅いうちは、様々な課題や悩みがあつて当然です。一人では解決できないこともたくさんあります。同僚、先輩、管理職の先生方に何でも相談してみてください。

学校は一つの「チーム」です。そのことを忘れず一人で抱え込まないようにしてください。

明るく元気な皆さんの姿は、子供たちにとって何よりの活力になります。

また、同じ初任者同士で悩みを相談し合ったり、情報交換したりすることで、心が軽くなることもあると思います。これからの研修の機会をうまく生かしてほしいと思います。

これからの教員生活の中で、個性あふれる様々な子供たちと出会うと思います。困難な境遇の中で必死に生きている子供たちも少なくありません。一人一人に温かいまなざしを向けて、可能性を見つけてあげてください。先生が子供と真剣に向き合おうとする姿勢は、きっと子供たちに伝わります。

「学校はブラック」とよく言われますが、「学校ほど色とりどりでカラフルな職場はない。」と、あるベテランの先生がおっしゃいました。未知の可能性を持つ子供たち一人一人が、自分だけの色を発しているから、学校は多彩な色に満ちていて、決して黒一色ではないということなのでしょう。そして、子供たち一人一人の持つ色が輝きを増すよう光を当ててあげるのが、教員の仕事であり、それは他のどんな職業よりも魅力的でワクワクする仕事だと思っています。

県教育委員会としても、皆さんが心身ともに健康で、やりがいをもって仕事に取り組めるよう、研修の充実や校務の負担軽減などの取組を進め、バックアップしてまいります。

皆さんが日々の業務を通じて子供たちとともに成長し、子供たちから慕われ、保護者や地域の方から信頼される教員となることを信じ、ともに歩んでいきたいと思っています。

皆さんの健康と、これからの活躍を、心から願っています。

目次

あいさつ（教育長）

第Ⅰ編 千葉県の教育公務員として

第1章 千葉県の教育概況 2

1 千葉県の風土と教育 ----- 2	
(1) 千葉県の自然と歴史	
(2) 千葉県の現状と未来	
(3) 郷土の歴史等映像資料	
2 千葉県の教育施策 ----- 4	
(1) 教育基本法の改正と地方分権の進展	
(2) 千葉県の教育改革	
(3) 第4期千葉県教育振興基本計画	
(4) 第4期計画の推進に当たって	
3 教育行政のあらまし ----- 6	
(1) 公教育	
(2) 教育行政機関	
(3) 教育行政の動き	
4 千葉県が求める教員像 ----- 9	
5 これからの時代の教員に求められる資質能力 ----- 9	
6 千葉県県立高等学校の現状と課題 ----- 9	
(1) 現状	
(2) 課題	
7 県立高校改革 ----- 14	
(1) これまでの県立高校改革	
(2) これからの県立高校改革	
(3) 参考	

第2章 教員の身分・服務・福利厚生 16

1 教員の身分 ----- 16	
(1) 教員としての身分	
(2) 教員の身分保障等	
2 教員の服務基準 ----- 16	
(1) 「全体の奉仕者」としての教員	
(2) 職務上の義務	
(3) 身分上の義務	
3 服務に関するきまり ----- 18	
(1) 勤務時間等	
(2) 休暇	
(3) 育児休業・育児短時間勤務・部分休業等	
(4) 時間外勤務	
(5) 研修	
(6) 職員団体のための職員の行為の制限	
(7) 大学院修学休業	
(8) 修学部分休業	
(9) 高齢者部分休業	
(10) 自己啓発等休業	
(11) 配偶者同行休業	
4 福利厚生制度の概要 ----- 23	
(1) 地方公務員の福利厚生制度	
(2) 事業の概要	

第3章 学校の組織と運営 28

1 公立学校の性格と学校経営 ----- 28	
(1) 公立学校の性格	
(2) 学校教育目標と学校経営	
(3) 教職員の経営参加	
(4) 学校評価	
(5) 学校評議員制度の導入	
(6) コミュニティ・スクールの導入	
(7) 人事評価制度	
2 教職員の職務 ----- 31	
(1) 校長の職務	

(2) 副校長及び教頭の職務	
(3) 主幹教諭の職務	
(4) 教諭・養護教諭・栄養教諭の職務	
(5) 事務職員等の職務	
3 校務分掌 ----- 33	
(1) 校務分掌の意義	
(2) 校務分掌の組織と内容	
(3) 分掌遂行上の留意点	
4 職員会議 ----- 34	
(1) 職員会議の性格	
(2) 職員会議の機能	
(3) 職員会議参加の心構え	
5 学級経営 — 教育目標達成のための中心的な教育実践の場として ----- 35	
(1) 学級・学級経営とは	
(2) 学校経営・学年経営と学級経営との関連	
(3) 学級経営案	
(4) 学級担任と諸事務	
6 教員と研修 ----- 39	
(1) 教員にとっての研修	
(2) 研修の種類	
(3) 研修の機会・内容・方法	
(4) 千葉県の研修体系	
7 学校とPTA ----- 42	
(1) PTA活動	
(2) PTA活動と教職員	
(3) これからのPTA活動	

第4章 表簿・文書の処理 44

1 服務に関する主な表簿・文書 ----- 44	
(1) 出勤簿	
(2) 旅行命令簿	
(3) 服務整理簿	
(4) 研修承認整理簿	
(5) その他	
2 教育活動に関する主な表簿・文書 ----- 45	
(1) 指導要録	
(2) 通知表（票）	
(3) 補助簿	
(4) 出席簿	
(5) その他	
3 文書等の取扱い ----- 46	
(1) 文書の取扱いの基本原則	
(2) 行政文書の処理	
(3) 文書の整理	
(4) 文書の保存	
4 千葉県の情報公開制度 ----- 48	
5 千葉県の個人情報保護制度 ----- 48	

第5章 接遇の心得 50

1 電話の応対	
(1) 電話の受け方	
(2) 電話のかけ方	
2 来客応対	
3 訪問のマナー	
4 身だしなみ	

第Ⅱ編 充実した教育活動のために

第1章 教育活動の意義 53

1 〈教育〉という営為	
2 学校という制度	
3 今、学校教育に求められるもの	

第2章 教育課程 54

1 教育課程の意義 ----- 54	
--------------------	--

(1) 学校の教育目標の設定	
(2) 指導内容の組織	
(3) 授業時数の配当	
2 教育課程の編成	54
(1) 教育課程の編成の主体	
(2) 教育課程の編成の原則	
(3) 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開	
3 学習指導要領	56
(1) 学習指導要領の意義	
(2) 改訂の基本方針	
(3) 学習指導要領の要点	
4 千葉県県立高等学校の教育課程編成方針	60
(1) 教育課程編成の基本的事項	
(2) 各教科・科目の履修	
(3) 授業時数等	
(4) 単位の修得及び卒業の認定	
(5) 教育課程の弾力的運用	
(6) 教育課程編成上の配慮事項	
(7) 指導計画の作成上の配慮事項	
5 学力観と評価観	62
(1) 学力観	
(2) 評価観	
6 教科書等	63
(1) 教科書の性格	
(2) 教科書の検定	
(3) 教科書の採択・選定	
(4) 教科書以外の教材	
第3章 教科等の指導	66
1 学習指導の基本事項	66
(1) 学習指導の意義	
(2) 個に応じた指導	
(3) 充実した「分かる」授業	
(4) 基礎的・基本的な内容の重視	
(5) 自己教育力の育成	
2 学習指導計画の作成	67
(1) 作成方法	
(2) 作成上の留意事項	
3 教材研究の進め方	68
(1) 教材の精選・構造化	
(2) 教材の開発	
4 学習指導案の作成	69
(1) 学習指導案の意味と役割	
(2) 学習指導案作成上の留意点	
(3) 学習指導案の一例（令和4年度～）	
(4) 学習指導案の活用	
5 学習指導の展開	70
(1) 学習課題	
(2) 学習指導過程	
(3) 学習形態	
(4) 診断と分析	
(5) 発問	
(6) 板書	
(7) ノート指導	
(8) 学習環境	
(9) 学習の評価	
6 学習形態の工夫（多く行われている三つの学習形態）	74
(1) 一斉学習	
(2) グループ別学習（小集団学習）	
(3) 個別学習	
7 個に応じた指導の充実	75
(1) 「個に応じた指導」を取り入れる前になすべきこと	
(2) 学習指導法の工夫	
第4章 教育の情報化	77
1 社会的背景の変化と教育の情報化	77
(1) 超スマート社会の進展と学校教育	

(2) 教育の情報化の枠組	
(3) ICT環境の整備と活用の推進	
2 教育の情報化と学習指導要領	78
3 情報教育	78
(1) 情報活用能力	
(2) 情報教育の目標	
(3) 資質・能力の三つの柱と情報活用能力	
4 情報モラルの指導	79
(1) 情報モラルとは	
(2) 情報モラル教育の必要性	
(3) 生成AIの取扱い	
(4) 情報モラル教育の考え方	
(5) 情報モラル教育に関する指導	
(6) 情報モラル教育の進め方	
5 教科指導におけるICT活用	82
(1) ICT活用の意義と必要性	
(2) 一人一人がよりよく学ぶために	
(3) 「1人1台端末」の環境における学習でのICT活用	
(4) 生成AIの活用	
(5) 著作権について	
6 校務の情報化	85
(1) 業務の軽減と効率化	
(2) 教育活動の質の向上	
(3) 保護者や地域との連携	
(4) 情報セキュリティの管理	
(5) 校務における生成AIの取扱い	
7 プログラミング教育	86
第5章 特別活動の指導	87
1 特別活動の目標	87
(1) 【知識及び技能】	
(2) 【思考力、判断力、表現力等】	
(3) 【学びに向かう力、人間性等】	
2 各活動・学校行事の目標と内容	89
(1) ホームルーム活動	
(2) 生徒会活動	
(3) 学校行事	
3 道徳教育に関する配慮事項	90
第6章 部活動の指導	91
第7章 道徳教育	92
1 高等学校における道徳教育	92
2 道徳教育の目標	93
3 道徳教育を進めるに当たっての留意事項	93
(1) 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かす	
(2) 豊かな心をもつ	
(3) 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る	
(4) 平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努める	
(5) 他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する	
(6) 未来を拓く主体性のある日本人を育成する	
4 千葉県独自の取組	95
第8章 総合的な探究の時間	97
1 総合的な探究の時間への移行	97
2 総合的な探究の時間の学習指導	98
3 指導計画の改善	98
(1) 全体計画、年間指導計画及び単元計画	
(2) 指導計画の作成とカリキュラム・マネジメント	
4 学習指導要領総則との関連（他科目等の代替について）	99
(1) 課題研究等との代替	
(2) 特別活動の代替	
(3) 理数「理数探究基礎」「理数探究」の履修による代替	

第9章 生徒指導..... 100

1 生徒指導の意義と機能 ----- 100

(1) 生徒指導の定義

(2) 生徒指導の目指すもの

(3) 生徒指導の機能

(4) 生徒指導の二面性

(5) 生徒指導の基盤をなす人間観

2 生徒指導の充実と教師の役割----- 102

(1) 生徒指導上の諸問題の現状と課題

(2) 学習指導要領と生徒指導

(3) 教師の役割と在り方

3 生徒指導の組織 ----- 103

(1) 全教職員による生徒指導

(2) 生徒指導の組織づくり

4 生徒理解と教育相談 ----- 105

(1) 生徒理解の考え方

(2) 生徒理解のための情報

(3) 教育相談の意義と特質

(4) 教育相談の方法と教師の研修

(5) 教育相談の具体的実践

5 生徒指導の機能を生かしたホームルーム担任の仕事 ----- 108

(1) 生徒指導におけるホームルーム担任の役割

(2) ホームルーム活動の指導計画と留意点

(3) ホームルーム担任の1日の業務(例)

6 生徒指導の機能を生かした学業指導 --- 113

(1) 学業指導の意義

(2) 学業指導の主な具体的内容

(3) 学業指導の今日的意義

7 校則 ----- 114

(1) 校則等の意義

(2) 校則等の運用にあたって

8 個別の課題を抱える児童生徒への指導- 115

(1) 問題行動についての理解

(2) 問題行動の早期発見

(3) 指導の進め方

9 暴力行為 ----- 117

(1) 暴力行為の理解

(2) 暴力行為への対応

10 いじめ ----- 118

(1) いじめ防止対策推進法

(2) 千葉県いじめ防止対策推進条例

(3) 千葉県いじめ防止基本方針

(4) いじめ問題の理解

(5) いじめ問題への対応

11 不登校 ----- 119

(1) 不登校の現状・要因

(2) 不登校児童生徒への支援の視点

(3) 学校教育の意義・役割

(4) 不登校が生じないような学校づくり

12 自殺 ----- 120

(1) 児童生徒の自殺

(2) 自殺の予防

13 家庭との連携 ----- 121

(1) 家庭との連携の意義

(2) 家庭との連携の在り方

(3) 保護者との個別面談と家庭訪問

14 地域・関係諸機関等との連携----- 122

(1) 地域との連携

(2) 関係諸機関等の種類

(3) 関係諸機関等と連携する上での配慮事項

15 懲戒と体罰 ----- 123

(1) 学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

第10章 児童虐待への対応..... 126

1 はじめに

2 虐待の定義とその兆候

3 DVと児童虐待

4 しつけと虐待

5 児童虐待の起こりやすい要因

(1) 親の要因

(2) 子供の要因

(3) 親子の関係

(4) 家庭の状況

(5) 社会からの孤立

6 学校における虐待対応 ----- 127

(1) 疑いと発見の段階

(2) 初期対応

(3) 通告

(4) 通告後の対応

(5) 通告後の学校での具体的対応

(6) 障害者虐待防止法

7 研修の励行----- 131

8 高等学校における配慮事項 ----- 132

(1) 虐待対応における義務教育との相違点

(2) 被児童虐待児への学習支援等の推進

(3) 18歳以上の生徒への対応

第11章 キャリア教育..... 136

1 キャリア教育とは

2 キャリア教育の現状

3 キャリア教育で育成すべき「基礎的・汎用的能力」 ----- 137

4 指導上の留意点 ----- 137

(1) 計画的・組織的なキャリア教育

(2) ガイダンス機能の充実

(3) 関係機関との連携

(4) イベント型と日常型のキャリア教育

5 キャリア・パスポート ----- 138

(1) キャリア・パスポートとは

(2) キャリア・パスポートの活用

第12章 学校人権教育..... 139

1 人権教育の認識

2 学校における人権教育

(1) 学校における人権教育の目標

(2) 学校における人権教育の取組の視点

(3) 学校における人権教育上の配慮事項

3 個別の人権課題 ----- 140

(1) 人権課題の概要

(2) 今日的課題への対応

第13章 体育・健康・安全教育..... 143

1 体育・健康に関する指導 ----- 143

(1) 学校の教育活動全体を通じた指導

(2) 中核となる教科保健体育指導

(3) 効果的な指導方法

(4) 体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について

2 学校保健 ----- 145

(1) 保健教育

(2) 保健管理

(3) 高校生の健康問題の現状と把握

(4) 教師の役割

3 学校安全 ----- 148

(1) 安全教育

(2) 安全管理

(3) 組織活動

4	交通安全、防災、生活安全に関する教育	152
	(1) 交通安全教育	
	(2) 防災教育	
	(3) 生活安全に関する教育	
5	学校事故と法律問題	155
	(1) 学校事故の分類	
	(2) 生徒に関する学校事故の発生状況	
	(3) 学校事故への対応	
	(4) 学校事故と教員	
6	性に関する指導	158
	(1) 性教育の必要性・指導上の留意点	
	(2) 性に関する指導の内容	
	(3) 教育課程の基本的な枠組み	
7	エイズ教育	159
	(1) エイズ教育の必要性	
	(2) エイズに関する指導の目標	
	(3) 発達段階に応じたエイズに関する指導の内容	
	(4) エイズに関する指導の機会	
8	薬物乱用防止に関する指導	160
	(1) 薬物乱用防止教育の必要性	
	(2) 薬物乱用防止教育の機会	
	(3) 薬物乱用防止教育の指導内容	
	(4) 薬物乱用防止教室の開催	
9	教職員のメンタルヘルス	162
	(1) メンタルヘルスの重要性	
	(2) ストレスの内容	
	(3) ストレス対策	
10	高等学校における食育	164
	(1) 食育の推進	
	(2) 千葉県の食育	
	(3) 食に関する指導実施上の留意点	

第14章 特別支援教育 166

1	インクルーシブ教育システムの構築	166
	(1) 特別支援教育の理念	
	(2) インクルーシブ教育システムの理念	
	(3) これまでの経緯	
	(4) 特別支援教育を行うための体制整備	
	(5) 様々な施策における特別支援教育の推進	
2	幼児期における特別支援教育	169
3	小・中学校等における特別支援教育	169
	(1) 特別支援学級	
	(2) 通級による指導	
	(3) 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導・支援	
4	高等学校等における特別支援教育	171
5	特別支援学校における特別支援教育	171
	(1) 視覚障害者を教育する特別支援学校	
	(2) 聴覚障害者を教育する特別支援学校	
	(3) 知的障害者を教育する特別支援学校	
	(4) 肢体不自由者を教育する特別支援学校	
	(5) 病弱者を教育する特別支援学校	
6	特別支援学校に期待される役割・課題等	173
	(1) 一人一人の障害の特性や状態、発達段階に応じた指導の推進	
	(2) 在籍する幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化への対応	
	(3) 地域における特別支援教育のセンターとしての役割	
	(4) 自立と社会参加に向けたキャリア教育の充実	
7	学校と教員の専門性の維持・向上	174

第15章 交流及び共同学習の推進 176

1	交流及び共同学習の推進に関わる規定
2	学習指導要領における位置付け

3 交流及び共同学習の実際

第Ⅲ編 教育改革の動向と今日的課題について

第1章 教育改革の動向 179

1	教育法規の改正	179
	(1) 教育基本法の改正	
	(2) 学校教育法の改正	
	(3) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行	
	(4) その他の教育法規の改正	
2	特別支援教育に関する国の施策	181
	(1) 特別支援学校設置基準の制定	
	(2) 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」	

第2章 学校と生涯学習 184

1	生涯学習社会における学校の役割	184
2	地域とともにある学校づくり・学校を核とした地域づくり	184
	(1) 地域とともにある学校づくり	
	(2) 学校・地域の連携による家庭教育支援	
	(3) 学校開放の推進	
	(4) 図書館等と連携した子どもの読書活動の推進	
	(5) 青少年教育施設等と連携した子供や若者の豊かな体験活動の推進	
	【参考】千葉県の県立社会教育施設 社会教育主事の資格・社会教育士の称号 リカレント教育の推進 高等学校卒業程度認定試験	

第3章 現代的課題と学校教育 188

1	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善	188
	(1) 国の動向	
	(2) 県の取組	
2	グローバル化に対応した教育に関すること	188
	(1) 「グローバル化」とは	
	(2) グローバル化時代に必要な資質・能力	
	(3) グローバル化に対応した教育	
3	説明責任に関すること	189
4	県民活動に関すること	190
	(1) 県民活動の必要性	
	(2) NPOについて	
5	著作権に関すること	191
	(1) 著作権の概要	
	(2) 学校等における例外措置	
6	学校図書館の活用	193
	(1) 読書活動の意義	
	(2) 学校図書館の役割	
	(3) 学校図書館を利用する際の留意点	
7	環境に関すること	194
	(1) 環境教育の意義	
	(2) 環境教育のねらい	
	(3) 環境教育の進め方	
	(4) 環境教育の内容	
8	ボランティアに関すること	196
	(1) ボランティア活動の広がり	
	(2) ボランティア教育の実際	
	(3) 学校でのボランティア活動の進め方	
	(4) 青少年や成人を対象とした取組	

第Ⅳ編 資料編

1	千葉県学校教育の変遷	199
2	千葉県教育委員会の組織	201
3	千葉県公立小・中学校・義務教育学校数・児童生徒数及び教員構成	202

4	千葉県の主な教育関係機関一覧-----	203
5	千葉県教育庁各教育事務所の位置と所管区域 -----	205
6	公立高等学校の所在地図（令和6年4月1日） -----	206
7	国・公立特別支援学校設置状況（令和6年度） -----	207
	（付）千葉県教職員福祉協議会-----	210

あ と が き

第 I 編

千葉県教育公務員として

第1章 千葉県の教育概況

1 千葉県の風土と教育

(1) 千葉県の自然と歴史

日本列島の中央部に位置する千葉県は三方を海に囲まれた半島で、面積5,157平方キロメートル(全国28位)に及ぶ県土を有する。平坦な土地ながら、北部と中央部には平野と台地が交錯し、南部には低山性の丘陵が広がるという変化に富んだ景観を見せる。黒潮の影響を受け、気候は温暖であり、動植物は南方系と北方系が共存するなど、水と緑がもたらす豊かな自然に恵まれている。

加曾利貝塚(千葉市)や姥山貝塚(市川市)などをはじめ全国的にみても多くの貝塚が本県に所在することからもいえるように、自然に恵まれた房総半島には先史の昔から人々が住みつき、長い間、農漁業を中心とした生活を続けてきたのである。

平安時代には、平氏の流れをくむ千葉氏が力を伸ばし、石橋山の戦いに破れ安房の国へ落ち延びた源頼朝を、千葉氏をはじめとした豪族が支援したことによって鎌倉幕府が生まれた。その功績が認められた千葉氏は、鎌倉時代から室町時代にかけて房総の支配者としての地位を固めた。

戦国時代に入ると、室町幕府の権威は衰え、関東管領の弱体化は房総半島に多くの戦国武将を誕生させた。安房の里見氏、上総の武田氏、万喜城の土岐氏、東京城の酒井氏などがそれである。しかし、房総の戦国時代は小田原城の落城と共に終わった。北条氏方に加担した上総・下総の戦国武将は領土を没収されたからである。

江戸幕府が徳川家康によって開かれて以降、多くの戦国武将の城が家康の家臣に与えられた。千葉県には幕府直轄地

ある天領、旗本知行所が多いのはそのためである。

江戸時代、房総半島は、大消費都市江戸に隣接する後背地として、生鮮食料品等を供給するなど、江戸の町民の経済生活を支えた。反面、政治的には、小藩が多く点在していたために、他県に見られるような歴史的・文化的な地域統一性にやや欠けることとなった。しかしながら、江戸との強い結びつきによる江戸文化の流入・普及は房総地方の文化的成長をもたらした。それは門前町の成田や小江戸と呼ばれる佐原などの隆盛にも見ることができる。

明治6年(1873年)6月15日、木更津県・印旛県を廃して、千葉県が設置された。現在、この6月15日が「県民の日」とされている。(昭和59年制定)

明治8年(1875年)、香取・海上・匝瑳3郡を編入して、現在の千葉県の輪郭がほぼ定まったのである。

太平洋戦争末期、アメリカの本土空襲が始まった。昭和20年(1945年)3月の東京大空襲の後、千葉県も千葉市や銚子市などで大きな被害を受けた。

そして、昭和20年(1945年)8月15日の終戦、千葉県民は焦土の中から経済復興に立ち上がった。

昭和25年(1950年)6月に始まった朝鮮戦争による「特需景気」の中、遠浅の海を埋め立てた千葉市の臨海部(千葉市蘇我)に日本の重工業をリードする工場が誘致された。

これをきっかけにして、埋め立てられた土地に次々と石油化学関連企業が誘致され、京葉臨海工業地域が造成された。

このことを契機として、農業・漁業の第1次産業を主な産業基盤とする千葉県から、工業・商業にも飛躍的な発展をみせ、令和5年(2023年)6月15日に、千葉県は誕生から150年の節目を迎えた。

(2) 千葉県の現状と未来

明治以来、農業、漁業県として発展してきた千葉県は、昭和20年代後半以降の千葉臨海工業地域の発展と首都圏の拡大により大きな変貌を遂げた。

近年では、農業産出額、漁獲量・水産加工量、工業出荷額、商業の商品販売額等において全国でも上位を占め、各産業が相互に活力を高め合い、バランスのとれた県であるといえる。農業産出額は全国第4位（令和4年）で、日本有数の野菜生産県である。産出額の構成をみると、園芸44.2%（野菜36.3%、果実2.5%、花き5.4%）、畜産33.4%、米12.8%と、園芸を中心とした生産構造となっている。

明治のはじめ、100万余であった千葉県の人口も、ここ30年間に急増カーブを描き、昭和58年（1983年）9月には500万人を、そして、平成14年（2002年）9月には600万人を超え、令和5年（2023年）10月現在の人口は約627万人を超え、全国で6番目に人口の多い県となっている。

昭和53年（1978年）、国際航空輸送における拠点性を持ち、国際的物流機能の集積や高次な都市機能を備えた国際空港：新東京国際空港（現成田国際空港）が開港した。その後、国際線外国人旅客数は年々増加し、令和6年（2024年）には、開港以来初となる2,000万人を突破した。今後、滑走路の増設も予定されるなど、成田国際空港の更なる機能強化が図られる。

平成元年（1989年）、幕張メッセのオープンでスタートした幕張新都心は、業務研究ビル、ホテル、住宅、学校、公園の整備や国際会議、文化、交流活動の展開など、「職・住・学・遊」の複合機能の集積が進み、世界の人、モノ、情報が行き交う21世紀型国際的戦略拠点としてさらなる活性化を目指している。

「未来型産業を育成する先導的な産業創出都市」「多くの人々が寄り集う新しい文化創造都市」の2つの都市像の形成を目

指して、幕張新都心計画が積極的に展開されている。

平成9年（1997年）、東京湾アクアラインの開通により首都圏の交通ネットワークも整備され、上総丘陵（木更津市）に民間研究所を中心として、バイオ、エレクトロニクス、新素材など先端技術産業の研究開発拠点の形成を目指す「かずさアカデミアパーク」も造られた。その先導的施設であるかずさDNA研究所では、DNAに関する世界最先端の研究を進め、これまで数々の研究実績を挙げている。

このように千葉県は、県内各地域がそれぞれ個性を生かしながら、特色ある発展を遂げてきた。

今後は、今までの蓄積を生かして、さらに住民・NPO・民間企業・大学・行政機関等の参加のもとに、広域的に交流連携しながら活力ある自立した地域、個性と魅力ある地域づくりを進めることが求められている。なお、県木は「マキ」、県花は「なのはな」、県鳥は「ホオジロ」、県魚は「タイ」である。

(3) 郷土の歴史等映像資料

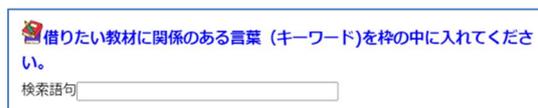
県総合教育センターでは、千葉県にゆかりのある先人や郷土の歴史、文化、自然に関する映像を保管している。それらをデータベース化し、ホームページから必要な教材を検索し、郵送などにより貸出しができるようにしている。映像教材には、16ミリフィルム・VHS・レーザーディスク・DVDがあり、検索方法は以下のとおりである。

【視聴覚教材の検索方法】

- ① 総合教育センターホームページ(トップページ)右側の黄色のバナー「[研修室・ICT機器 視聴覚教材の貸出](#)」をクリック。



- ② 下にスクロールし、画面中央部（研修室等の紹介・研修室/機材の利用予約・視聴覚教材の貸出）2つ目の○印「視聴覚教材の貸出」をクリック。
- ③ 下にスクロールし、検索キーワードを入力。



借りたい教材に関する言葉 (キーワード)を枠の中に入れてください。
検索語句

- ④ 画面右側、小さな検索ボタンをクリック。



※借用を希望する場合はカリキュラムサポート室へ電話する。

カリキュラムサポート室 TEL 043-276-1282

《参考・引用文献》

- ・『中学校教育五十年の歩み』県中学校長会 平成10年
- ・『千葉県教育行政40年史』千葉県教育委員会 平成2年
- ・千葉県教育百年史編さん「調査報告書」千葉県教育センター 昭和44年
- ・『千葉県教育百年史』千葉県教育百年史編さん委員会千葉県教育委員会 昭和50年
- ・『千葉県の歩み』千葉県企画管理部広報県民課千葉県昭和58年
- ・『千葉県農林水産業の動向』—平成30年度版—千葉県 平成30年5月
- ・「ちば・ふるさとの学び」ホームページ
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/seisaku/shou-chuu/furusato/honbun.html>
- ・「郷土の歴史等映像資料」ホームページ
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/seisaku/shou-chuu/kyoudonorekisi/shidouan.html>
- ・『千葉県統計年鑑』千葉県総合企画部統計課千葉県 令和2年3月

2 千葉県の教育施策

(1) 教育基本法の改正と地方分権の進展

平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法が改正された。この改正では、旧教育基本法に掲げられてきた「人格の完成」や「個人の尊厳」などの普遍的な理念は大切にしつつ、教育を取り巻く様々な状況の変化を踏まえた上で、教育の目的を実現するために達成すべき目標を新たに掲

げている。また、教育改革を実効あるものとするためには、我が国の教育の目指すべき姿を国民に明確に提示し、その実現に向けて具体的に教育を振興していく道筋を明らかにすることが重要であるとの観点から、同法第17条第1項において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育振興基本計画を定めることが規定された。

加えて、同第2項では、前項の計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように規定されている。

また、平成26年度には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化及び地方に対する国の関与の見直しが図られた。

このことにより、すべての地方公共団体に首長と教育委員会を構成員とする「総合教育会議」を設置し、首長が同会議における協議を経て、教育の振興に関する施策の大綱を策定することが定められた。また、同会議においては、教育の条件整備等重点的に講ずべき施策、児童生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置についてなども協議・調整することとされている。

(2) 千葉県の教育改革

千葉県教育をめぐる現状と課題として、人口の地域間格差と少子高齢化、急速な社会変化や経済・雇用情勢への対応、多様な教育ニーズへの対応、質の高い教育を行う学校体制の充実、学校・家庭・地域の連携・協働といった、多くの課題が挙げられる。

一方で、本県は、首都に隣接しながら、三方を海に囲まれ、温暖な気候、豊かな自

然に恵まれ、多様な産業や優れた多くの人材が集積し、郷土としての魅力にあふれている。

こうした本県のポテンシャル（潜在能力）を最大限に活用し、様々な教育課題に着実に対応していくため、平成22年3月、千葉県教育委員会では、千葉県教育振興基本計画「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」（以下「第1期計画」）を策定した。

第1期計画では、千葉県の子供たちや家庭、学校、地域及び県民の10年後の元気な姿を展望し、その実現のための目標と施策の方向性、平成22年度から平成26年度までの5年間に実施する重点的・計画的な取組を示した。また、「『ふれる』、『かかわる』、そして『つながる』」を基本的な取組方針として、県民一体となった取組を目指すこととした。

また、平成27年2月、第1期計画の成果や課題を踏まえて、令和元年度までの5か年計画として、第2期千葉県教育振興基本計画「新みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」（以下「第2期計画」）を策定した。第1期計画で示した千葉県教育の10年後の姿を目指し、それを実現するために5年間で重点的・計画的に取り組む方策等が盛り込まれた。

令和2年2月には、令和6年度までの5か年計画として、第3期千葉県教育振興基本計画「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」（以下、「第3期計画」）を策定した。第3期計画では、千葉県教育の目指す姿を子供、学校、家庭・地域、県民の4つに再構成し、それを実現するための4つの基本目標が設定された。

(3) 第4期千葉県教育振興基本計画

令和7年3月、第1・2・3期計画の成果を継承しつつ、令和11年度までの5か年計画として、第4期千葉県教育振興基本計画（以下、第4期計画）を策定した。

この計画には、「新しい千葉の未来を切り開く『教育立県ちば』を実現する有識者会議」における意見聴取を始めとして、多くの県民からいただいた様々な意見を踏まえ、基本理念に「人生をしなやかに切り拓き、千葉の未来を創る『人』の育成～一人一人の可能性を最大限に伸ばし、自分らしく活躍するために～」を掲げ、理念実現のために、3つの基本目標を柱として、13の施策と43の取組を示している。

3つの基本目標と13の施策

基本目標1

子供たちの自信を育む教育の土台づくり

【施策1】優れた教員の確保と教育の質の向上

【施策2】安全・安心で魅力ある学校づくり

【施策3】共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

【施策4】多様なニーズに対応した教育の推進

基本目標2

未来を切り拓く「人」の育成

【施策5】人生を主体的に切り拓くための学びの確立

【施策6】郷土と国を愛する心とグローバル化への対応能力の育成

【施策7】人格形成の基礎を培う幼児教育の充実

【施策8】豊かな心の育成

【施策9】生涯をたくましく生きるための健康・体力づくりの推進

【施策10】学びを将来へとつなぐ体系的・実践的なキャリア教育の推進

基本目標3

地域全体で子供を育てる体制と全ての人が活躍できる環境づくり

【施策11】家庭教育への支援と家庭・地域との連携・協働の推進

【施策12】人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

【施策13】文化芸術・スポーツの推進

(4) 第4期計画の推進に当たって

総合教育会議等を通じて、知事（関係部局）と教育委員会との教育政策に係る認識の共有を図りつつ、教育委員会事務局職員の資質向上に努め、第4期計画を着実に推進していく。

また、誰一人取り残されない教育の実現に向け、市町村の行政はもとより、NPO、企業、地域団体、保護者及び県民等の多様な主体との効果的な連携・協力体制づくりに努める。

加えて、教育投資は個人のみならず社会の発展の礎となる未来への投資と捉え、予算の効率的・効果的な活用十分留意するとともに県民の理解を得ながら、本計画の実現に必要な予算の確保に努める。

3 教育行政のあらまし

(1) 公教育

我が国の公教育は、憲法第26条を受けた教育基本法第6条「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。」に基づいている。

「法律に定める学校」とは、学校教育法第1条に定められている学校であり、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とされている。そこで行われる公教育は、特定の主義主張や政治的な立場等によって支配されてはならず、必然的に「教育の中立」が求められている。

(2) 教育行政機関

国及び地方公共団体がその行政権を行使するに当たっては、一定の機関を必要とする。そこで、国及び地方公共団体は、

それぞれその行政権を行使し、所掌事務を担当するために機関を設け、その機関を行政機関と呼ぶ。教育行政機関もこの機関の一つである。

教育行政機関を大別すると、次のように主体別に国の教育行政機関と地方教育行政機関とに分けられる。

ア 国の教育行政機関

(ア) 内閣

「行政権は、内閣に属する」（憲法65）とされているとおり、国の教育に関する政権も内閣に属するものであり、内閣は合議制による国の最高の教育行政機関である。

(イ) 文部科学省

文部科学省は文部科学大臣の所掌の下に、国の学校教育、社会教育、学術、文化の振興及び普及を図ることを任務とし、これらの事項及び宗教に関する国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関である。

（文部科学省設置法）

イ 地方教育行政機関

地方教育行政機関とは、地方公共団体の行政機関であって、教育事務の処理を担当するものをいう。地方教育行政機関を大別すると次のように教育事務のみを所掌する教育委員会と行政事務を総合的に所掌する地方公共団体の長に分けられる。

(ア) 教育委員会

教育委員会は、都道府県、市町村及び教育事務の全部又は一部を共同処理する市町村の組合（学校組合）に置かれる執行機関である。

a 教育委員会制度の概要

教育委員会は、都道府県及び市町村等に置かれる合議制の執行機関であり、生涯学習、教育、文化、スポーツ等の幅広い施策を展開。

b 教育委員会制度の意義

(a) 政治的中立性の確保

個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は、中立公正であることは極めて重要。

このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

(b) 継続性・安定性の確保

教育は、子供の健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。

また、教育は、結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性から、学校運営の方針変更などの改革・改善は漸進的なものであることが必要。

(c) 地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要。

c 教育委員会制度の特性

(a) 首長からの独立性

行政委員会の一つとして、独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保。

(b) 合議制

多様な属性を持った複数の委員による合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行う。

(c) 住民による意思決定（レイマンコントロール）

住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する、いわゆるレイマンコントロールの仕組みにより、専門家の判断のみ

によらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現。

(イ) 地方公共団体の長

地方公共団体の長は、地方公共団体を統轄し、これを代表する地位を有し、地方公共団体の行政事務を統合的に管理執行する（自治法147、148）。その担当事務の中には、おおむね次のような教育行政事務が含まれている（地教行法22、自治法149（一）・（二）、180の6（一）・（二））。

- 大学及び私立学校に関する事務
- 教育財産の取得、処分
- 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の締結
- 教育予算の執行
- 予算、条例等議会の議決を経るべきものの議案提出権

(3) 教育行政の動き

昭和22年に制定された旧教育基本法の下で我が国の教育は充実発展し、豊かな経済社会や安心な生活を実現する原動力となるなど、多くの成果をあげてきている。しかし、制定から半世紀以上が経過し、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化、家族のあり方など、我が国の教育をめぐる状況が大きく変化し、様々な課題が生じている。

このため、平成18年12月に成立した改正教育基本法においては、これまでの教育基本法が掲げてきた普遍的な理念を継承しつつ、公共の精神等、日本人が持っていた「規範意識」を大切に、それらを醸成してきた伝統と文化の尊重など、教育の目標として今日特に重要と考えられる事柄を新たに定めている。

また、この改正等を踏まえ、平成19年6月に、「学校教育法等の一部を改正する法律」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」、「教育

職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律」が成立し公布された。

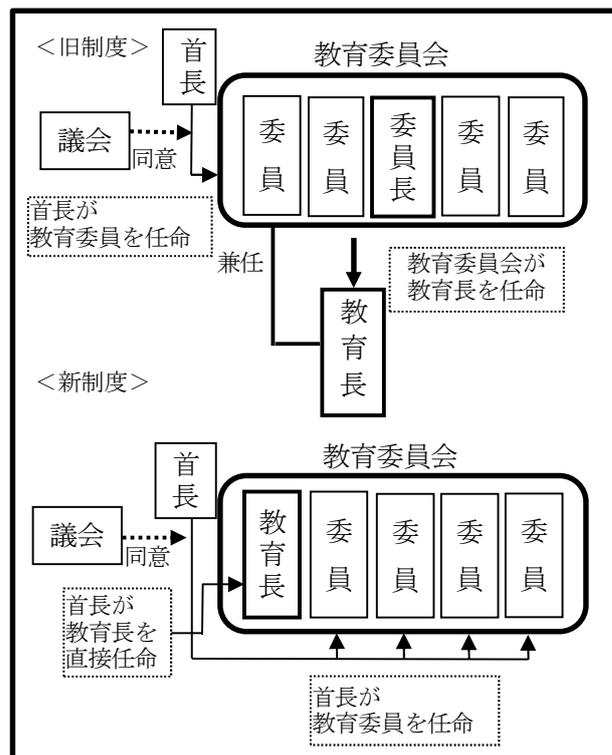
「学校教育法等の一部を改正する法律」では、改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、義務教育の目標を定めるとともに、各学校種の目的及び教育の目標を見直し、あわせて、副校長等新しい職を置くことができることとし、学校教育の一層の充実を図っている。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」では、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育行政における地方分権の推進と国の責任の果たし方等について所用の措置を講じている。

また、「教育基本法第17条」に基づき、「第2期教育振興基本計画」が、平成25年6月14日閣議決定された。これは、第1期計画の総括をもとに10年先を見据えた5年(平成25年度から29年度)の計画である。

さらに、平成26年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が成立し公布された。ここでは、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図った。

※ 平成26年6月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(平成27年4月1日施行)の4つのポイント

- 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置
- 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化
- すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置(構成員は首長と教育委員会)
- 教育に関する「大綱」(教育の目標や施策の根本的な方針)を首長が策定



令和4年7月から教員免許更新制は発展的に解消され、今後は、教員や学校のニーズや課題に応じて、個別最適で協働的な学びを主体的に行う「新たな教師の学びの姿」の実現を目指している。

さらに、令和5年6月16日に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」では、第3期計画の方向性を継承しつつ、2040年以降の社会を見据えた教育政策のコンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、5つの基本方針と16の教育政策の目標が示された。

《参考・引用文献》

- ・中央教育審議会「新しい時代の義務教育を創造する」(答申) 平成17年
- ・パンフレット「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(概要)」文部科学省 平成26年度

4 千葉県が求める教員像

千葉県では子供たちが、新しい時代に向けて扉を開き、社会や環境に積極的に働きかける力を身に付け、未来に向けて夢をもつことのできる教育の実現を目指している。

〈千葉県・千葉市が求める教員像〉

- 人間性豊かで、教育愛と使命感に満ちた教員
- 高い倫理観をもち、心身共に健康で、明朗、快活な教員
- 幅広い教養と学習指導の専門性を身に付けた教員
- 幼児児童生徒の成長と発達を理解し、悩みや思いを受け止め、支援できる教員
- 組織の一員としての責任感と協調性をもち、互いに高め合う教員

5 これからの時代の教員に求められる資質能力

いつの時代にも教員に求められる資質能力については、例えば使命感や責任感、教育的愛情、教科や教職等に関する専門的知識、実践的指導力、総合的人間力、コミュニケーション能力等がこれまでの答申においても繰り返し提言されてきたところである。

これら教員として不易の資質能力は引き続き教員に求められる。その上で、中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（平成27年）の中で、「これからの時代の教員に求められる資質能力」について次のように示されている。

◆これまで教員として不易とされてきた資質能力に加え、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、情報を適切に収集し、選択し、活用する能力や知識を有機的に結びつけ構造化する力などが必要である。

◆アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、道徳教育の充実、小学校における外国語教育の早期化・教科化、ICTの活用、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応などの新たな課題に対応できる力量を高めることが必要である。

◆「チーム学校」の考え方の下、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力の醸成が必要である。

また、中央教育審議会答申『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』（令和3年）では、以下のよう

教師が、時代の変化に対応して求められる資質・能力を身に付けるためには、個々の教師が養成段階に身に付けた知識・技能だけで教職生涯を過ごすのではなく、求められる知識・技能が変わっていくことを意識して、継続的に新しい知識・技能を学び続けていくことが必要である。これにより、子供一人一人の学びを最大限に引き出す質の高い指導が可能となることに加え、教師自身も一層やりがいを感じ、教職生涯がより充実したものとなることも見込まれる。

このように、教員に求められる資質能力が時代と共に変わっていく中、研修等を通じて常に学び続けることが必要である。

《参考・引用文献》

- ・中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（答申）平成27年度
- ・中央教育審議会答申『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』（答申）令和3年1月26日

6 千葉県県立高等学校の現状と課題

(1) 現状

本県における公立高校の数は、全国と比較しても多く、普通科が占める割合が高い。

本節で取り上げる数値は、特記ない限り、文部科学省の令和6年度「学校基本調査」における公立高校の数値を出典とした。

ア 学校数

令和6年度現在、全国に全日制・定時制の公立高校は分校を含めると3,438校ある。そのうち本県は127校を占める。これは全国第8位である。

令和6年度の公立高校数トップ8 (全日・定時)※分校含む

北海道	東京	愛知	大阪
220	186	164	154
兵庫	神奈川	埼玉	千葉
153	148	142	127

※本県の公立高校に分校はない

※最も少ないのは鳥取県：24校

うち県立は120校で、これに通信制の県立千葉大宮高校を加えた121校が現在の県立高校の数である。

なお、地域によって高校の数が異なる。テキスト末尾に記載されている「公立高等学校の所在図」を参考にしてほしい。

イ 学科

全国の全日制・定時制の公立高校には、4,665もの学科が設置されている。うち本県には175学科あり、そのうち60.6%の106学科が普通科である。

この、普通科が設置学科に占める割合の高さが本県の特徴の一つである。本県は全国3番目に高い。

令和6年度の公立高校(全日・定時)の 普通科が占める割合トップ3

神奈川	東京	千葉
68.6	64.7	60.6

※全国(公立)：50.6%

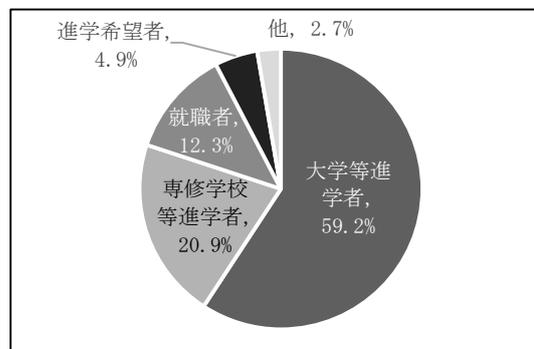
※最も低いのは宮崎県：28.8%

ウ 進路状況

「学校基本調査」では卒業後の状況調査も行っているが、本県独自にその調査を補完するために「進路状況調査」を行っている。

令和6年3月の県内公立高校卒業者は28,130名であった。これは57,213名いたピーク時の平成4年3月の半分に満たない。

令和6年3月 公立高校卒業者の進路状況



【出典】令和6年度進路状況調査報告書

卒業生の約60%が大学、短大、高専、専攻科といった上級学校へ進学する。約20%が予備校以外の専修学校に進み、約10%が就職する。そして5%程が次年度の進学に向け、予備校や在宅で学習を続ける進学希望者、いわゆる浪人となる。

これについては、学科別にも状況を見ることができる。県教育委員会のホームページに掲載されている「進路状況調査報告書」を参照いただきたい。

(2) 課題

次節の「県立高校改革」と密接に関わるが、県立高校の在り方について、基本的な考え方を述べた「県立高校改革推進プラン」(令和4年3月策定)では下記の3つを課題として挙げている。

ア 生徒の多様なニーズへの対応

中学校を卒業した後、ほぼ全員が高等学校へ進学しているが、高校生の学ぶ意識、目的意識、興味・関心、進路希望等は多様化している。明確な目的意識を持つ生徒もいるが、それを持って意欲的に学習に取り組めない生徒もいる。経済的・社会的な困難を抱える生徒や、日本語指導が必要な生徒も増加している。

イ キャリア教育・職業教育の充実

先述のとおり、公立高校卒業者の約1割が就職している。しかし、業種によっては求人数と就職者数に大きな差がある。今後も幼稚園、小・中学校、大学、企業との連携・協力により、発達段階に応じたキャリア教育を推進する必要がある。

特に、専門学科や特色あるコースを設置する高校においては、本県の産業の特性やニーズに対応した担い手を育成するため、職業に関する実践的な教育を充実し、生徒の専門的な知識・技能を高めることが必要である。

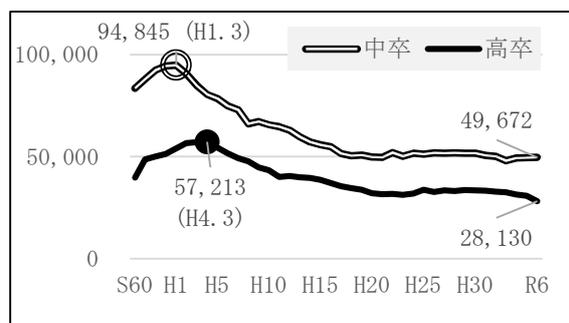
ウ 人口の減少

公立高校卒業者数のピークは平成4年3月だが、中学校卒業生数のピークは平成元年3月の94,845人で、令和6年3月は49,672人となり、ほぼ半数となった。つまり、30年ほどで中学生、高校生ともに卒業生が半分になったことを意味する。

《参考・引用文献》

- ・文部科学省「学校基本調査」令和6年度
学校調査票（高等学校 全日制・定時制）
表番号 122(3-1) 都道府県別学校数
表番号 133 都道府県別学科数(本科)
- ・千葉県教育庁教育政策課「進路状況調査報告書」令和6年度
- ・千葉県教育庁教育政策課「県立高校改革推進プラン」
令和4年3月策定

県内公立中学校及び高等学校卒業者の推移



【出典】令和6年度進路状況調査報告書

今後も人口が減っていくことが想定される。少子化や地域の状況、私立学校も含めた高校の設置状況を踏まえた高校の適正配置の在り方について検討する必要がある。

(3) 参考

ア 県立高等学校の学科(令和6年度募集)

定=定時制の課程 通=通信制の課程 単=全日制の課程かつ単位制の学科
 ※定時制、通信制の課程は全て単位制 総合学科も全て単位制

普通科			専門学科				総合学科
全日制の課程、普通科は受検生の居住学区及び隣接学区の学校のみ志願可能 ※女子校の千葉女子、木更津東(定時制は共学)除く			普通系専門学科	農業科	工業科	商業科	※全て単位制
第1学区	第3学区	第7学区	理数科	園芸科	機械科	商業科	総合学科
千葉 千葉女子 単 千葉東 千葉南 榎見川 千葉北 若松 千城台 単 生浜 定 生浜 磯辺 泉 柏井 土気 千葉西 犢橋 通 千葉大宮	鎌ヶ谷 鎌ヶ谷西 東葛飾 定 東葛飾 柏 柏南 柏陵 柏の葉 柏中央 沼南 沼南高柳 流山おおたかの森 流山南 流山北 野田中央 関宿 我孫子 我孫子東	単 長生 定 長生 茂原 大多喜 第8学区 長狭 定 長狭 単 安房 定 館山総合 第9学区 天羽 単 木更津 木更津東 定 木更津東 君津 袖ヶ浦 市原 京葉 市原緑 姉崎 単 市原八幡	単 船橋 柏 単 佐倉 佐原 単 成東 単 長生 単 木更津 国際科 単 成田国際 国際教養科 単 松戸国際 東金 国際コミュニケーション科 流山おおたかの森 体育科 八千代 芸術科 松戸	菜園台 流山 成田西陵 下総 多古 旭農業 君津 市原 畜産科 旭農業 食品科学科 清水 成田西陵 旭農業 大網 茂原樟陽 農業科 大網 茂原樟陽 土木造園科 成田西陵 茂原樟陽 生物工学科 大網 水産科 海洋科 銚子商業 館山総合 家庭科 家政科 千葉女子 八千代 館山総合 木更津東 調理国際科 佐倉東 服飾デザイン科 佐倉東 看護科 看護科 単 幕張総合 福祉科 福祉教養科 松戸向陽	京葉工業 市川工業 清水 電子機械科 千葉工業 東総工業 茂原樟陽 電気科 千葉工業 市川工業 清水 東総工業 茂原樟陽 建築科 市川工業 自動車科 下総 電子工業科 京葉工業 情報技術科 千葉工業 東総工業 設備システム科 京葉工業 建設科 京葉工業 東総工業 環境化学科 清水 茂原樟陽 工業化学科 千葉工業 工業科 館山総合 定 千葉工業 定 市川工業 インテリア科 市川工業 理数工学科 千葉工業	千葉商業 定 千葉商業 流山 銚子商業 定 銚子商業 東金商業 一宮商業 館山総合 君津商業 情報処理科 千葉商業 流山 成田西陵 下総 銚子商業 東金商業 一宮商業 君津商業 情報科 情報理数科 柏の葉 情報コミュニケーション科 袖ヶ浦	幕張総合 定 船橋 小金 八街 匝瑳 大原 安房拓心 君津青葉
第2学区	第4学区						
八千代 八千代東 八千代西 津田沼 実籾 単 船橋 菜園台 船橋東 単 船橋啓明 船橋芝山 船橋二和 船橋古和釜 船橋法典 船橋豊富 船橋北 国府台 国分 行徳 市川東 市川昂 市川南 浦安 浦安南 松戸 単 松戸国際 定 松戸南 松戸六美 松戸向陽 松戸馬橋	白井 単 印旛明誠 単 成田国際 成田北 富里 単 佐倉 佐倉東 佐倉西 定 佐倉南 四街道 四街道北 第5学区 佐原 定 佐原 単 佐原白楊 小見川 多古 銚子 定 匝瑳 第6学区 松尾 単 成東 東金 定 東金 大網 九十九里						

イ 県立高等学校のコース、系列(令和6年度現在)

※コースは県教育委員会が計画設置したものを掲載

普通科に設置	専門学科に設置	総合学科の系列
学校により、普通科と併設している学科でもコースを選択できる場合がある。	設置校 設置学科	
教員基礎 千葉女子 国府台 成東 大多喜 安房 我孫子 君津	スポーツ健康 流山南	アントレプレナーシップ 千葉商業 商業科
英語 市川東 君津	音楽 津田沼	幕張総合 人文 文理 理工 芸術
国際コミュニケーション 柏井	芸術 沼南高柳	船橋(定時制の課程) 健康・生活 教養・ビジネス
ビジネス基礎 九十九里	保育基礎 市川南 鎌ヶ谷西 四街道北	小金 人文社会 文理学際 数理科学 医薬医療
情報ビジネス 沼南 関宿	商業 市原 定 木更津東	八街 人文 自然 情報 生活 商業
情報 船橋豊富	ものづくり 姉崎	匝瑳 PEACHキャリア 国際ブリッジビルダー 360°キャリアビルダー STEMキャリア
生活デザイン 九十九里	工業基礎 天羽	大原 普通 園芸 生活福祉 海洋科学
福祉 松尾 松戸向陽 小見川 佐倉西 我孫子東 市原 横橋 船橋豊富		安房拓心 園芸 畜産 土木 調理 文理
医療・福祉 長狭		君津青葉 食品 農業 環境 土木 家庭・福祉 普通
医療 成田北 小見川		
医歯薬 東葛飾		

コースについては、県教育委員会が計画設置したものを記載してあります。
なお、上記コースの廃止に当たっては、教改第6号通知(H16.4.16)に基づく手続きが必要になります。

特色ある学び(令和6年度現在)

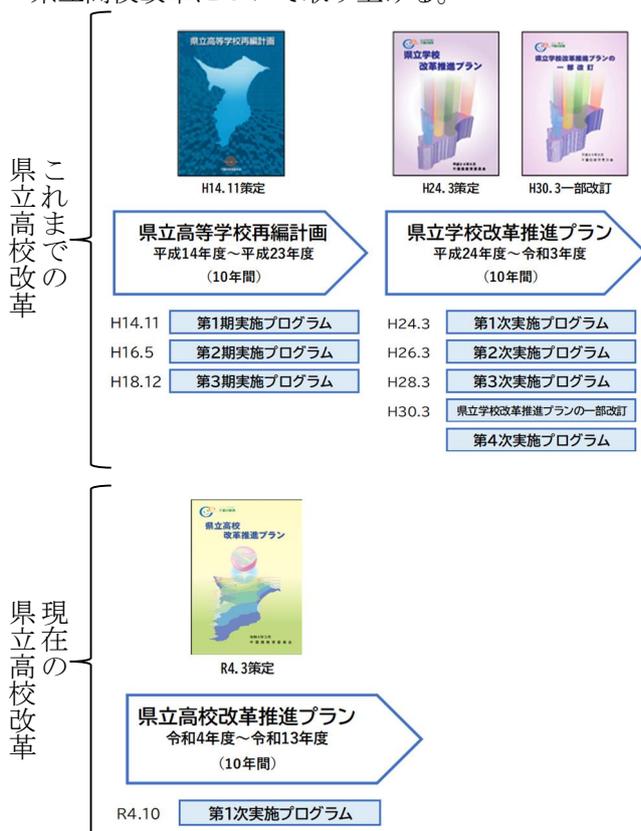
社会のニーズに対応した教育等	中高一貫教育校
地域連携 アクティブスクール 泉 船橋古和釜 行徳 流山北 天羽 市原	併設型中高一貫教育校 千葉 東葛飾
グローバルスクール 松戸国際 成田国際	連携型中高一貫教育校 関宿
グローバル化に関する学び 松尾	
観光の学び 館山総合	
防災の学び 銚子 市原八幡	
農業教育拠点校 茂原権陽	
工業教育拠点校 千葉工業	
商業教育拠点校 千葉商業	
福祉教育拠点校 松戸向陽	
理数教育拠点校 船橋	
通信制協力校 銚子商業 館山総合	
三部制の定時制 生浜 松戸南 佐倉南	

7 県立高校改革

県立高校に新しい学科ができる、学科の名前が変わる。統合する、校名が変わる。このように、県立高校の設置状況が変わるときがある。

これは、県教育委員会が策定している計画に基づいて行われている。

(1) では本県でのこれまでの県立高校改革と、その構造について解説し、(2) では今後の県立高校改革について取り上げる。



(1) これまでの県立高校改革

ア 3つの計画・プラン

これまで、本県ではそれぞれ10年を計画期間とする2つの計画・プランを策定してきた。それぞれ、県立高校のあり方に関する基本的な考え方を示したものである。

イ 計画・プランの実行

何年度に、どの学校で、どのような取組を行うといった具体的な内容は、各計画・プランのもとで策定される「実施プログラム」にて示している。

ウ 計画・プランの評価

プログラムの実施状況及び成果や課題を把握すること。そして、今後の高校改革に係る計画の策定に資すること。これらを目的に評価を行っている。原則、再編・改革の実施年度から3年が経過し、初めての卒業生が輩出される年に合わせて各種調査を行う。その結果は県教育委員会のホームページに掲載している。

(2) これからの県立高校改革

ア 県立高校改革推進プラン

県立高校改革に係る最新の計画は、令和4年3月策定の「県立高校改革推進プラン」である。前節で挙げた、生徒のニーズの多様化やキャリア教育・職業教育の充実、人口の減少という県立高校を取り巻く現状や課題を踏まえ策定した。

本計画は、令和13年度を目標年次とし、今後10年間の県立高校改革に関する基本的な考え方を示すものである。

実施に当たっては、これまでの計画同様、具体計画である「実施プログラム」に基づき推進することを基本とする。

イ 第一次実施プログラム

そして令和4年10月、「県立高校改革推進プラン」下では初の具体計画を策定した。16校の県立高校において、学びの選択肢であるコースなどを新たに設置することを示した。また、都市部と郡部における今後の統合の方向性について、基本的な考え方を示した。

(3) 参考

ア 都市部と郡部

現在、本県は通学区域として9つの学区を設定している。うち、1～3学区を都市部、4～9学区を郡部としている。テキスト末尾に記載されている「公立高等学校の所在図」に学区の境界を掲載している。

イ 魅力ある県立学校づくりの啓発と広報

(7) 「千葉県 県立高校ナビ」

令和5年4月より、新たに開設した

ページ。地域だけでなく、学びたい内容や特徴からも学校を探せるほか、県教育委員会が作成した様々な資料へアクセスできる。

《参考・引用文献》

(1) 県立高等学校再編計画

- ・「県立高等学校再編計画」千葉県教育委員会 平成14年1月

(2) 県立学校改革推進プラン

- ・「県立学校改革推進プラン」千葉県教育委員会 平成24年3月
- ・「県立学校改革推進プランの一部改訂」千葉県教育委員会
平成30年3月

(3) 県立高校改革推進プラン

- ・「県立高校改革推進プラン」千葉県教育委員会 令和4年3月
- ・「県立高校改革推進プラン・第1次実施プログラム」 令和4年10月

第2章 教員の身分・ サービス・福利厚生

1 教員の身分

公立学校の教員は、その学校を設置する都道府県又は市町村の公務員の身分を有する。千葉県立学校の教員は千葉県の公務員であり、市町村立学校の教員は当該市町村の公務員である。

(1) 教員としての身分

公立学校の教員は、地方公共団体の教育活動に従事する地方公共団体の公務員であり、地方公務員法（以下「地公法」という。）の適用を受けることになる。

一般に、地方公務員はその所属する地方公共団体の機関によって任用され、その団体の事務に従事し、その団体から給与を受けることが原則である。しかし、市町村立学校の教員の給与については都道府県が負担することとされ、その任命権も都道府県教育委員会に属し、市町村教育委員会がそのサービスを監督するものとされている。この特例は、教育が一定の水準を維持して適正に行われるように、教員の給与について市町村ごとの格差をなくすとともに、教員の配置及び人事交流を適正かつ円滑にすることを意図しているものと考えられる。

教員は、教育を通じて国民全体に奉仕する職責を有するものであり、その地位と責任は他に比して極めて特別なものと考えられるため、その任免、分限、懲戒、サービス、研修等については、教育公務員特例法（以下「教特法」という。）により公務員制度の枠内で一般の公務員と異なる取扱いを受けている。

とりわけ研修については、一般公務員の場合が「勤務能率の発揮及び増進」のためであるのに対し、教育公務員の場合は「その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」とさ

れ、また、「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」（教特法第21条及び第22条）とされている。

(2) 教員の身分保障等

教員が、安んじてその職責遂行に専念するためには、その身分が保障されていなければならない。そのため教特法に定められている以外に地公法では各種の身分及び生活保障の規定を設けている。

ア 法律で定められた場合以外はすべて平等に取り扱われる。

イ 一定の事由がなければ、意に反して分限処分（降任、免職、休職、降給）又は懲戒処分（戒告、減給、停職、免職）を受けることはない。

ウ 不利益な処分を受けたときの救済制度がある。

エ 給与、勤務時間、その他の勤務条件は条例で定められ、一般社会情勢に応じた改善が行われる。また、これらについての措置を要求することができる。

オ 公務上の災害を受けたときは補償される。

カ 職員団体を結成し、勤務条件改善のため、当局と交渉できる。

キ 労働基準法の規定の大部分が適用され、基準を下回らない勤務条件が定められる。

ク 福利厚生、退職手当、年金等についての制度がある。

2 教員のサービス基準

すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。（憲法第15条第2項）

(1) 「全体の奉仕者」としての教員

上記の憲法の条文を受け「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、

全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と地公法第30条にも示されている。これを受けて、特に教員はその職務上、いくつかの服務上の制約を理解し、遵守しなければならない。

(2) 職務上の義務

ア サービスの宣誓（地公法第31条）

サービスの宣誓は、公務員になることを受諾したことによって生じた職員の服務義務に従うことを住民に対して宣言する行為である。

新たに本県の職員として採用された者は所定の宣誓書に署名押印をしてからその職務を行うものとされている。

イ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地公法第32条）

「職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」とされている。

学校では、校長、副校長、教頭及び主幹教諭が上司にあたり、通常、上司から発せられる職務上の命令（主幹教諭は校長から任された校務の一部に限る）は「職務命令」とよばれている。この命令は、訓令、通達の形式をとるもの、又は個別に文書で発せられるもの、あるいは口頭によるものがある。

ウ 職務に専念する義務（地公法第35条）

「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」とされている。職員は割り振られた勤務時間中及び時間外勤務命令を受けている時間中は職務に専念しなければならない。

また、勤務時間中であっても法律又は条例で特に定めた場合に、例外措置として職務に専念する義務が免除されることがある。この場合においても、公務優先の原則に従い、公務の能率的な運営に支障がないと認められる場合に限り、校長又は教育委員会等の承認が必要である。

(3) 身分上の義務

ア 信用失墜行為の禁止（地公法第33条）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」とされている。公務員は全体の奉仕者であって、公共の利益のために勤務する立場にあり、高度な倫理性が要求される。信用失墜行為の禁止について、教員においては職務の性質上、更に厳格に解されることになる。

教員の行動が、勤務時間外の個人的なものであっても、その職にふさわしくないものとみなされる場合は、この規定に該当する。児童生徒に大きな影響を与えるだけでなく、学校教育に対する信頼を裏切ることになるため、日常の行動には十分な自覚が必要である。

イ 秘密を守る義務（地公法第34条第1項）

「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」とされている。

秘密とは、個人的なもの、公的のものであることを問わず、一般的に知らされていない事実であって、それを一般に知らせることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものである。職務に関することを一般に知らせる場合には、特定の個人や地方公共団

体がどのような不利益を受けるかを十分考慮しなければならない。

ウ 政治的行為の制限（教特法第 18 条）

教員の政治的活動については、職務の性格上、他の公務員に比し、より強い制限が加えられている。大別すると、学校教育における政治的中立の要請、全体の奉仕者たる公務員の政治的中立の要請、公正かつ適正な選挙の確保の要請がある。

公立学校に在職する教員は、地公法第 36 条の規定によらず、国家公務員法第 102 条及び人事院規則 14-7 の定めるところによって、政治的な目的をもつ一定の行為が禁止されている。政治的行為の制限は教育公務員以外の地方公務員の場合と異なっており、かつ、その制限の地域的範囲は勤務地域の内外を問わず全国に及ぶものである。

また、教育基本法第 14 条第 2 項には、学校が特定の政党を支持し、又はこれに反対するために政治教育その他政治的活動をしてはならない旨が規定されている。義務教育諸学校等における教育の政治的中立の確保を図るため特別の法律が制定されていること、公職選挙法には教育者の地位を利用した選挙運動の禁止が規定されていること等、注意を要する。

エ 争議行為等の禁止（地公法第 37 条第 1 項）

「職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。」とされている。

このような争議行為等の禁止に見合う代償措置として、給与、勤務時間等

の勤務条件については、公平な第三者機関である人事委員会が適当な勧告、必要な勧告をすること等と規定されている。

オ 営利企業への従事等の制限（地公法第 38 条）

「職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第 1 項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。」とされている。教員の場合は、特に教育委員会が認めた場合には、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することができる（教特法第 17 条）が、家庭教師、予備校又は塾等の講師に従事することは教育に関する他の職とは認められず、厳に禁止されている。

3 服務に関するきまり

(1) 勤務時間等

ア 勤務時間

教員の勤務時間は、地公法第 24 条第 5 項の規定により、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」という。）、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「勤務時間規則」という。）及びこれに基づく学校職員の勤務時間等に関する規則（以下「学校職員の勤務時間規則」という。）で定められている。学校職員の勤務時間規則では、勤務時間

は、1週間当たり38時間45分と定められている。また、この割振りについては、一般職員と比較して勤務の態様が特殊であるため、県下一律に規定せず、校長が、原則として月曜日から金曜日までの5日間において1日7時間45分となるよう割り振ることとしている。

イ 週休日

日曜日及び土曜日は勤務時間を割り振らない日で週休日としている。

ウ 振替等

校長が、学校運営上特に必要と認める場合は週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更を行う。この場合、新たに勤務することとなる日を起算日とする前4週間後8週間以内にいわゆる振替週休日が与えられることになる(学校職員の勤務時間規則第5条第1項及び第2項)。

また、週休日に千葉県教育委員会の規定する勤務(部活動指導、千葉県教育委員会が指定する大会の生徒引率業務、千葉県教育委員会又は市町村教育委員会が必要と認めて行う土曜日授業等)を命じられた場合は、前8週間から後16週間の長期休業日等に週休日の振替ができる(学校職員の勤務時間規則第5条第3項)。

エ 休憩

1日の勤務時間の途中において45分の休憩時間が置かれる(学校職員の勤務時間規則第6条)。

オ 休日

学校職員の勤務時間規則第10条で次の日が「休日」と定められ、特に勤務することを命ぜられる者を除き、勤務することを要しない日とされている。

(ア) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(イ) 12月29日から翌年の1月3日までの日

なお、臨時又は緊急にやむを得ない必

要があり、休日に勤務を命じられたときは、別の日に代休が与えられる。

(2) 休暇

休暇については、勤務時間規則に詳細に規定されているが、勤務時間条例で給与が減額されると定められている看護休暇、組合休暇等を除き給与が支給される。

職員は、休暇を取得しようとするときは、事前に所定の手続により、校長等に請求しなければならない。所定の手続きを経ず勤務しないときは「欠勤」として扱われ、給与の減額などの措置がとられることがある。また、病気等のやむを得ない理由で定められた出勤時刻までに出勤することができない場合は、直ちに校長、副校長又は教頭に連絡しなければならない。しかし、この届出は、緊急の場合のものであり、直ちに休暇が承認されたものとして解してはならない。このような場合には、改めて事後に正規の休暇請求の手続をとらねばならず、その事情によって例外的に事後承認が行われることとなる。

以下、休暇の種類ごとに若干の説明をする。

ア 年次休暇(勤務時間条例第12条)

この休暇は、週休日や休日のほかに、毎年一定の有給休暇を与えることによって職員の心身の疲労回復と労働力の維持培養を図ることを目的として設けられているもので、その利用目的を問われない休暇である。

勤務時間条例で定められている年次休暇は、1の年度につき20日とされている。

この休暇は、当該職員の請求により、与えられるが、請求の時季に休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げることとなる場合には、他の時季に変更して与えられる(勤務時間条例第12条第6項)。

イ 療養休暇(勤務時間条例第13条)

この休暇は、負傷又は疾病により、勤

務することができない職員に対し、安心して療養に専念させるために与えられる休暇である。休暇期間の限度は、療養に要する必要最小限度の期間とされている。

療養休暇を受けるに当たっては、傷病の事実及び療養に要する期間が8日以上の場合には医師の診断書等を必要とするが、7日以内のときは診断書の提出を必ずしも必要としない。

また、この休暇は当該職員の請求があった場合、校長の承認により与えられる。

さらに、勤務への復帰については、一般の疾病の場合は本人の判断でできるが、結核性の疾病又は精神・神経性疾患の場合は医師の診断書等を教育委員会に提出して、その指示によらなければならない。

そして、傷病が公務災害とされた場合は原則としてこの休暇により給与を減額される等の不利益な取扱いを受けることはない。

なお、その補償については、地方公務員災害補償法によっておこなわれるが、詳細は省略する。

ウ 特別休暇（勤務時間条例第14条）

この休暇は、次のような事由に該当する場合、校長の承認により与えられる休暇である。

- (ア) 本人の責に帰しがたい不可抗力の事故等によって勤務につくことができない場合であって、勤務を強制することが不合理と認められるもの（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく交通の制限又は遮断、非常災害又は交通機関の事故等による交通遮断）
- (イ) 社会慣習上、職務専念義務を免除することが社会感情に合致するもの（天災による住居の破壊、父母、配偶者及び子の祭日、忌引、結婚、選挙権等の行使）

- (ウ) 勤務者として、勤務に従事しないことについて正当性が認められると規定されたもの（女性職員の生理、妊娠中の健康診査、つわり、出産、育児、男性職員の育児参加、夏季、子育て、短期看護、ボランティア活動に参加するための休暇、不妊治療に係る通院のための休暇等）

エ 看護休暇（勤務時間条例第15条）

この休暇は、職員の配偶者、二親等以内の親族等で負傷、疾病又は老齢により看護が必要と認められる者がいる場合に与えられる休暇であり、勤務しなかった時間について、勤務時間当たりの給与が減額される。

また、これは要看護者一人につき通算して3年を超えない範囲内で、1の期間（やむを得ないと認めるときは、2又は3の期間）において、あらかじめ、休暇とする日又は時間を特定して、次の態様で与えられる。

- (ア) 1日を単位とするもの
- (イ) 30分を単位とし、1日を通じて4時間を限度とするもの
- (ウ) (ア)及び(イ)を併用するもの

オ 子育て部分休暇（勤務時間条例第15条の2）

この休暇は、職員が、小学校就学の始期から満9歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しない場合に承認される休暇である。この休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として1日を通じて2時間を超えない範囲で取得できる休暇であり、勤務しない場合には、給与が減額される。

カ 組合休暇（勤務時間条例第16条）

この休暇は、職員が校長の承認を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事するための休暇である。この休暇は、活動等に要する最小限度の期間（1の年

度を通じ 30 日以内) とし、休暇の単位は、1 日又は 1 時間であり、勤務しなかった時間に係る給料及び調整手当については減額される。

なお、これらの休暇は、原則として 1 日あるいは時間を単位に与えられるが、療養休暇、特別休暇(結婚による特別休暇、リフレッシュ休暇を除く)、看護休暇の休暇日数の計算については、週休日又は休日をはさんで与えられた場合、休暇の初日から終わりの日までが通算される(勤務時間規則第 18 条第 11 項)。

(3) 育児休業・育児短時間勤務・部分休業等

育児休業は「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、産後 8 週間の休暇が終わった後、子を養育する職員(男女を問わず)の請求により、子が満 3 歳に達するまでの期間を限度として、原則子 1 人につき 2 回まで(男性職員はこの出生日から 8 週間までの間分割して 2 回取得も可能)育児のための休業を任命権者が承認するものである。

育児短時間勤務は、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員の請求により勤務時間を軽減する制度である。

育児短時間勤務の勤務形態には、週 19 時間 25 分勤務のほか 3 種類があり、給料は、勤務時間に応じた額となる。

また、任命権者(県費負担教職員は、市町村教育委員会)は職員が請求した際、公務の運営に支障がないと認めるときは、小学校就学の始期に達するまでの子又は小学校就学の始期から満 9 歳に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の一部を勤務しない(部分休業又は子育て部分休暇)ことを承認することができる。

なお、休業中は無給となるが、地方公務員等共済組合法により、育児休業手当金が支給される(育児休業手当金について

は、福利厚生制度の概要を参照)。

(4) 時間外勤務

時間外勤務とは「正規の勤務時間を超える勤務」「休日の勤務」等をいう。この時間外勤務については原則として命じないこととされているが、生徒の実習、学校行事、職員会議又は非常災害時で、臨時又は緊急にやむを得ない必要がある場合は、時間外勤務を命ずることができることとされている(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第 7 条)。

また、時間外勤務に対しては、一般職員と異なり、時間外勤務手当は支給されない。教員の場合は、時間外勤務の計測が困難な職務従事の実態があること等、特殊な事業があるため、一般職員と同様の制度の下におくことが適当ではないと考えられているためである。

代わりに、勤務時間の内外を問わず包括的に教職調整額が支給されている。また、修学旅行引率、時間外の部活動従事等特殊な業務に従事した場合に支給される教員特殊業務手当の制度がある。

(5) 研修

教員が研修を行う場合、その態様から三つに分けることができる。

ア 研修が「勤務そのもの」として校長の命令によって勤務時間中に行われるもの

イ 職務専念義務が免除されて行われるもの

ウ 教員の自主的な研修として勤務時間外に行われるもの

このうちイについては、教特法第 22 条第 2 項の規定により、授業に支障がなく、本属長(校長)の承認が得られたときは、職務専念義務が免除される。したがって、この承認を受けたときは、勤務時間中においても、学校を離れ研修を行うことが

できる。

なお、職務専念義務免除による研修を行うおとす場合には、事前に「研修承認願」を校長に提出し、その承認を受けなければならない。研修終了後は、「研修報告書」を校長に提出しなければならない。

また、場合によっては、職務専念義務免除の承認が取り消されることもある。

(6) 職員団体のための職員の行為の制限

教員は、勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織された団体に加入し、脱退することができ、これに加入しようとしたこと又はその団体のために正当な行為をしたことの故をもって不利益な取扱いを受けることはない(地公法第52条、同法第56条)が、条例で定める場合を除き給与を受けながら職員団体のためにその業務を行い、又は活動してはならないものとされている(地公法第55条の2)。

給与を受けながら特例として、これらが認められているのは、次の場合又は期間である(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例)。

- ア 職員団体の執行機関から当局との適法な交渉についての委任を受け、県若しくは市町村教育委員会又は校長による職務専念義務の免除が承認されたとき
- イ 国民の祝日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日
- ウ 休日の代休日
- エ 年次休暇
- オ いわゆる在籍専従以外の理由で休職しているとき

(7) 大学院修学休業

教員は、教育公務員特例法第26条第1項に規定する大学院修学休業の許可を受けようとするときは、大学院修学休業許可申請書に、取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状の写し及び在学しようとする大学院の課程等において

専修免許状の取得に必要な単位が修得できることを証する書類を添えて、校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

(8) 修学部分休業

教員は、地公法第26条の2の規定による修学部分休業の承認を受けようとする場合は、修学部分休業承認申請書に、教育施設の入学を証明する書類(合格通知の写し、教育施設が発行する入学証明書等)を添付して、原則として修学部分休業を始めようとする日の3か月前までに、校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

(9) 高齢者部分休業

教員は、地公法第26条の3の規定による高齢者部分休業の承認を受けようとする場合は、高齢者部分休業承認申請書を原則として高齢者部分休業を始めようとする日の3か月前までに、校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

(10) 自己啓発等休業

教員は、地公法第26条の5の規定による自己啓発等休業の承認を受けようとする場合は、自己啓発等休業承認申請書に、大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間が確認できる書類並びに職務復帰後5年以上継続して勤務する意思があることを確認するための確認書を添付し、自己啓発等休業を始めようとする日の3か月前までに、校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

(11) 配偶者同行休業

教員は、地公法第26条の6の規定による配偶者同行休業の承認を受けようとする場合は、配偶者同行休業承認申請書に、配偶者の外国滞在事由が確認できる書類並びに職務復帰後5年以上継続して勤務

する意思があることを確認するための確認書等を添付して、原則として配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに、校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

※「服務に関するきまり」については、この他に例外規定もあるので、関係条例及び規則等を参照すること。また、その根拠法令、内容等が改正されることもあるので、関係通知に注意すること。

4 福利厚生制度の概要

(1) 地方公務員の福利厚生制度

地方公務員の福利厚生制度は、職員の生活の安定と福祉の増進を図ることにより、公務の能率的運営に資することを目的としている。

公立学校教職員に対する福利厚生事業は、地方公務員法及び地方公務員等共済組合法等に基づき千葉県教育委員会、公立学校共済組合千葉支部及び(一財)千葉県公立学校教職員互助会の三者が連携して実施している。

主な事業は次のとおりであり、財源は県費、組合員の掛金・地方公共団体の負担金等及び会員の会費により賄われている。

ア 県事業

教職員住宅、退職手当、公務・通勤災害、児童手当、財形貯蓄・確定拠出年金等

イ 公立学校共済組合事業

保健給付、休業給付、災害見舞金、年金、厚生事業、宿泊施設、貸付事業等

ウ (一財)千葉県公立学校教職員互助会事業

短期給付事業、福祉事業、退職慰労金事業、貸付事業等

(2) 事業の概要

ア 県事業

(ア) 教職員住宅

教職員住宅は廃止が決定しているため、現在、入居者を募集していない。

(イ) 退職手当

勤続6月以上の教職員が退職した場合、県条例に基づき退職手当を支給する。死亡退職の場合は、その遺族に支給する。

(ウ) 公務・通勤災害

教職員が公務遂行中または通勤途上に負傷したり、公務に起因して病気になったりしたときは、地方公務員災害補償法の規定により、地方公務員災害補償基金が療養の補償などを行う。

(エ) 児童手当

原則として、教職員が高校生年代までの児童を養育している場合は、児童手当として児童1人につき月額15,000円(3歳未満)又は10,000円(3歳以上)(第3子以降の場合は30,000円)を支給する。

(オ) 財形貯蓄・確定拠出年金

生活の安定、資産づくりや住宅取得のため、一般財形貯蓄・財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄・確定拠出年金を実施している。

イ 公立学校共済組合の主な事業

公立学校の教職員は、採用された日から公立学校共済組合(千葉支部)の組合員となり、共済制度の適用を受けることとなる。

また、組合員は、配偶者及び3親等内の親族に扶養すべき事実が生じた場合、共済組合に届出をして被扶養者とすることができる。

(ア) 保健給付

a 療養の給付

組合員

公務によらない病気又は負傷で、病院等にかかったときは、総医療費(月・病院を単位とする。)の3割を自己負担し、残りは共済組合が負

担する。

なお、自己負担額が自己負担限度額（所得区分に応じて異なる。）を超えたときは、その超えた額を高額療養費として支給する。

また、自己負担額が25,000円（標準報酬月額が530,000円以上の場合には50,000円）を超えたときは、超えた額を一部負担金払戻金（100円未満切捨て）として組合員に支給する。

被扶養者

病気又は負傷により、病院等にかかったときは、総医療費（月・病院を単位とする。）を年齢に応じて2～3割を自己負担し、残りは共済組合が負担する。高額療養費については、組合員と同様。

さらに、自己負担額が25,000円（標準報酬月額が530,000円以上の場合には50,000円）を超えたときは、その超えた額を家族療養費附加金（100円未満切捨て）として組合員に支給する。

b 出産費

組合員・被扶養者

500,000円又は488,000円に附加金50,000円を加えた額を支給する。
（双生児以上を出産した場合には、産児ごとに出産があったものとして支給）

※産科医療補償制度対象分娩の場合に、500,000円を支給する。

c 埋葬料

組合員

組合員が公務によらずに死亡した時、50,000円に附加金25,000円を加えた額を被扶養者等に支給する。

被扶養者

50,000円に附加金25,000円を加えた額を組合員に支給する。

(イ) 休業給付

a 傷病手当金・傷病手当金附加金

組合員が公務によらない病気又は負傷で勤務しなかった期間1日につき、標準報酬日額×2/3を最長2年間（手当金1年6か月・附加金6か月）支給する。

ただし、報酬が支給されている場合はその額を、その他の給付が行われている場合又は障害厚生年金等が支給されている場合は、その額を控除した額となる。

b 出産手当金

出産のため勤務できず、報酬を受けなくなったとき、出産日（出産日が出産予定日後であるときは出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合にあつては98日）出産日後56日の間、1日につき標準報酬日額×2/3の額を支給する（出産の予定日後に出産した場合は、出産予定日の翌日から出産の日までの期間を含む。）。

c 休業手当金

組合員が一定の事由により欠勤したとき、欠勤した期間1日につき標準報酬日額の50/100に相当する額を支給する。

ただし、報酬が支給されている場合は、その額を控除した額となる。

d 育児休業手当金

組合員が育児休業を取得したとき、育児休業開始日から180日間に限り1日につき標準報酬日額×67/100の額を支給する。

また、181日以降については、1日につき標準報酬日額×50/100の額を支給する。

なお、給付日額が給付上限相当額を上回る場合は、給付上限相当額とする。

支給期間は、次のとおり。

- ・ 原則、育児休業を取得した期間で当該育児休業に係る子が1歳に達する日までの期間

- ・ 組合員の養育する子について、組合員の配偶者がその子の1歳に達する日以前に育児休業をした場合に組合員が育児休業をしたときは、出生の日及び産後休暇を含め、1年を超えない範囲で子が1歳2か月に達する日までの期間
 - ・ 総務省令で定める場合に該当するときは最長2歳に達する日までの期間
- e 育児休業支授手当金
組合員及びその配偶者が対象期間内に育児休業を取得した場合、28日を限度として1日につき標準報酬日額の13/100に相当する額を支給する。
なお、給付日額が給付上限相当額を上回る場合は、給付上限相当額とする。
- f 育児時短勤務給付金
組合員が2歳未満の子を養育するため育児短時間勤務をしている場合、支給対象月に支払われた報酬の額の原則10/100を支給する。
- g 介護休業手当金
組合員が要介護家族及び要介護者を介護するために看護休暇を取得した場合、66日を限度として1日につき標準報酬日額×67/100の額から、勤務しなかった期間に支払われた報酬の額を控除した額を支給する。
なお、給付日額が給付上限相当額を上回る場合は、給付上限相当額とする。
- (ウ) 災害見舞金
組合員が水震火災その他非常災害により、住居又は家財に1/3以上の損害を受けたとき、災害程度に応じて、標準報酬月額0.5月分～3月分の範囲内で支給する。
- (エ) 年金（長期給付）
一般組合員が退職し支給開始年齢に達した場合、障害状態となった場合及び一般組合員が死亡した場合の本人及び遺族の生活の安定を図ることを目的とする。
- a 老齢厚生年金
被保険者期間等が原則10年以上で、支給開始年齢に達している者に支給する。
- b 障害厚生年金又は障害手当金
一般組合員である間に、初診日のある傷病により一定程度以上の障害状態となった者に支給する。
- c 遺族厚生年金
一般組合員が死亡した場合又は老齢厚生年金・障害厚生年金の受給権者が死亡した場合に、遺族要件を満たす配偶者・子などに支給する。
- (オ) 厚生事業
教職員の保健・保養・教養の向上等を図る厚生事業は、時代の要請と教職員の要望等に応えるため、毎年事業を見直し、効果的な運営に努めている。
中でも、教職員の健康管理事業を重点的に実施しており、人間ドック、関東中央病院人間ドック、血液検査、前立腺がん検診、大腸検診、子宮がん検診、乳がん検診、骨粗しょう症検診、胃検診、歯科健診、予防接種、脳ドック、特定健康診査・特定保健指導及びメンタルヘルス相談、健康ポイント事業等の事業を行っている。
その他の事業としては、宿泊保養施設利用補助、指定遊園・施設利用補助等を実施し、教職員の元気回復に努めている。
- (カ) 宿泊施設

公立学校共済組合の宿泊施設は、組合員とその被扶養者の保健、保養又は教養のため本県を含め、全国に33の施設が設置されている。

本県には千葉市中央区千葉港の京葉線千葉みなと駅前に「ホテルポートプラザちば」が設置されており、組合員に対し、宿泊、会議、宴会の補助を行っている。

(キ) 貸付事業

組合員が臨時に資金を必要とする場合には、その用途により次のような貸付制度がある。

a 貸付の種類及び限度額等

貸付種別	貸付限度額	使 途
一般貸付け	200万円	組合員が臨時に必要とする資金
特別貸付け	給料月額×3/10 ×残任期月数 ※ただし200万円まで	再任用組合員等が臨時に必要とする資金
住宅貸付け	組合員期間に応じた額と仮定退職手当の額のいずれか高い額 ※ただし、1,800万円まで	自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入、若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修するための資金
住宅災害貸付け	住宅貸付けに係る貸付限度額の2倍に相当する額 ※ただし、1,900万円まで	自己の用に供している住宅又は敷地が水震火災その他の非常災害により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、新築等をするための資金
介護構造部分に係る貸付け	300万円	要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築等をするための資金
教育貸付け	550万円	組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹が学校教育法に規定する小中学校、高校、大学等(幼稚園、教育課程の修業年限が1年未満の教育機関を除く)に入学又は修学するための資金
災害貸付け	200万円	水震火災その他の非常災害を受けた場合の資金
医療貸付け	120万円	組合員、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母が医療を受けるための資金
結婚貸付け	200万円	組合員又はその子が結婚をするための資金
葬祭貸付け	200万円	被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母の葬祭を行うための資金
高額医療貸付け	高額療養費相当額	組合員、再任用組合員等又は任意継続組合員並びに被扶養者が高額療養費の支給の

貸付種別	貸付限度額	使 途
		対象となる療養を受けるための資金
出産貸付け	出産費又は家族出産費相当額	組合員、再任用組合員等又は任意継続組合員が出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産に係る支払のための資金

b 貸付けの制限

組合員期間が貸付けの申込月まで6か月に満たない場合は貸付けを受けることはできない。また、この他にも生活費や借金返済(クレジットカード一括払いを含む)、投機的理由で申し込むことはできない等、いくつかの制限がある。

ウ (一財) 千葉県公立学校教職員互助会事業

互助会では、会員の“相互扶助”の精神に基づき、各種事業を実施している。

教職員として採用され、公立学校共済組合員になった者及び共済組合員以外でも互助会が認めた者は、互助会に加入申込みを行い、会員となることができる。

(任意加入)

(ア) 短期給付事業

a 入院費補助金

会員又は会員の被扶養者が療養のため入院したときに、会員は1日につき500円、被扶養者は1日につき300円を給付する。(事業年度内を通算して180日まで)

b 出産見舞金

会員又は会員の被扶養者が出産したときは、10,000円を給付する。

c 育児補助金

会員又は会員の被扶養者が出産し、引き続き育てるときは、16,000円を給付する。

他に妊婦健康診断補助金、弔慰金、長期療養者見舞金等の給付あり。

(イ) 福祉事業

a 結婚祝金

会員が結婚したときは、1回に限り40,000円を給付する。

b 人間ドック等補助金
会員又は会員の被扶養者が健康の保持・増進のため指定医療機関で人間ドックを受けたとき、年度内1回に限り補助をする。

また、脳ドックは、3年度に1回補助をする。(再任用会員を除く。)

c 予防接種補助金
会員がインフルエンザの予防接種を受けたとき、共済組合からの補助と合わせ、年度内1回に限り2,000円を限度に給付する。

d 福祉施設利用補助金
会員又は会員の被扶養者が互助会の指定した宿泊施設を利用したときは、1泊(1,000円以上の支払)につき1,000円を給付する(同一施設連泊時は2泊まで)。

他に、入学祝金、看護休暇給付金の給付あり。

e 長期会員慰労旅行助成
会員期間年数に応じて、10年以上で10,000円、20年以上で20,000円、30年以上で20,000円の旅行券を配付する。(再任用会員を除く。)

f チケット助成
千葉県に本拠地を持つプロスポーツチームのホームゲーム観戦チケットやオーケストラのコンサートなどのチケットについて、希望者を募って抽選し配付する(会員負担金あり)。

他にローソンチケット(ローチケ Biz+)を利用できる。

(ウ) 退職慰労金事業
会員が退職したときに、会費の1/2を積立てた退職慰労金を返還する(再任用会員を除く)。

(エ) 貸付事業
会員が資金を必要とするときは、それぞれの目的に応じた貸付制度(一般貸付100万円等)がある。

*会員期間が1月未満・新規採用等の条件付き採用期間中は不可
その他、観劇・レンタカー・引越・宿泊・ライフサポートサービスなど、一般価格より割引いた価格で利用できる各種あっせん事業も実施している。

(オ) その他
教育日記帳(ダイアリー)の配付あり。

他に観劇・遊園・レジャー施設・引越・宿泊・ライフサポートサービスなど、一般価格より割引いた価格で利用できる各種あっせん事業も実施している。

《参考・引用文献》

・Diary「福利厚生のおしり」一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会・公立学校共済組合千葉支部

第3章 学校の組織と運営

1 公立学校の性格と学校経営

学校教育法第1条は「この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。」と規定し、これらの学校は、その設置者によって国立・公立・私立に類別される。このうち公立学校は、「地方公共団体の設置する学校」（同法第2条第2項）である。

(1) 公立学校の性格

本来、学校は国・公・私立の区別なく、公の性格をもつべきであり、教育基本法第6条に以下のように定められている。

ア 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

イ 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

公立学校は、これを設置する地方公共団体の執行機関である教育委員会が管理している。

教育委員会は地方公共団体を代表し、以下の諸機能を公立学校に対し行使している。

○人的管理

教職員に対して行う管理であり、教職員の任命、服務監督その他の身分取扱いなどがある。

○物的管理

学校の物的構成要素である施設・設

備、教材教具等に対する管理である。

○運営管理

学校の活動面に対する管理であって、児童生徒に関しては、通学区域の決定、授業日や休業日の決定、徴収金などであり、教育活動に関しては、学校管理規則の制定、教育課程や教材教具の使用の承認、教育課程・生徒指導などについての指導・助言などがある。

(2) 学校教育目標と学校経営

ア 学校教育目標

学校教育目標は、その学校の経営の最高の理念である。したがって学校教育目標は、憲法、教育基本法、学校教育法の精神及び学習指導要領に基づき、その学校の児童生徒の実態を把握し、地域の課題を踏まえるとともに、新しい時代や社会の要請する次代の担い手としての望ましい人間の育成を目指して策定される。各学校においては、学校教育目標を設定し、各教科・特別活動などすべての教育活動を通して、目標の達成に努めなければならない。そして、その教育目標は、各学年や学級、教科指導に具体的な形で反映され、教育活動全体を通して、日々の指導を重ねることによって達成されるものである。

イ 学校経営

学校経営とは、学校教育目標に向かって確実に児童生徒を育成するため、学級を編制し、教職員の校務分掌を決め、学校・地域に即した教育課程を編成し、目標達成のための校舎、運動場等の施設設備を整備活用するなど、学校全体を有機的に組織し教育活動を運営することである。

学校経営を具体的に進めるには、学校経営計画を立案し、学校教育目標に近づける手順や方法の具体策が必要である。

学校経営計画は学校全体に及ぶ統合された計画であり、学校の独自性に基づき教育計画を中心にして立案される。立

案に当たっては、次の点に留意したい。

- ・ 学校教育目標
- ・ 学校教育目標の具現化の観点
- ・ 児童生徒及び地域の実態
- ・ 経営の方策（人的・物的組織と予算、施設設備等の条件の生かし方）
- ・ 指導の内容と形態
- ・ 研究・修養等の観点
- ・ 経営の重点としての年次的達成目標
- ・ 計画化された評価とその活用

つまり「指導・学習過程」という達成すべき目標の面と、「経営・管理過程」という教育活動を支える面とが一体化した計画である。

(3) 教職員の経営参加

一般の教職員が、学級経営のことや学習指導等の面だけに関心をもって仕事をしていただけでは学校の組織全体としてはバラバラのものとなり、学校としての方向性も失われていく。学級経営や学習指導が、校務分掌に位置付けられ、教育目標の達成に向け、教職員が一丸となって学校経営に参加していくことが求められる。

教職員の経営参加は、大きく分けて二つの場面においてみられる。

ア 会議等を通しての経営参加

学校の経営方針もしくは計画の策定をめぐって校長の意思決定過程での職員会議や企画・運営委員会への参加がそれに当たる。

学校教育目標の設定過程、教育課程の編成過程、研究テーマの設定過程、学校の評価・診断の過程といった教育課程の管理・運営をめぐることには、教職員の意見などを踏まえ、校長により意思決定がされる。

イ 学校の校務分掌を通しての経営参加

自分に任された校務分掌の具体的な内容、そして、効果的に分掌を遂行するための手順や手続きを熟知して臨みたい。また、主任等に相談しながら、組織の一

員として主体的に自己の職責を遂行するようにしたい。

学校経営の基本方針や教育指導面における努力目標を明確にして、教職員の相互理解のもとに、共通の目標に向かってお互いに職責を果たす体制づくりに積極的に参加することが大切である。

(4) 学校評価

平成19年6月に、学校教育法が改正され、学校評価の実施とそれに基づく改善、学校情報の積極的な提供が新たに法律で規定された。これを受け、同10月、改正学校教育法施行規則が公布され、学校評価については、①自己評価の実施とその結果の公表の義務化、②学校関係者評価の実施とその結果の公表の努力義務化、③自己評価の実施および学校関係者評価を実施した場合、その結果の設置者への報告の義務化が、法令上位置づけられた。これらの法令改正等を踏まえ、文部科学省において、平成20年1月にこれまでの「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校を対象とした「学校評価ガイドライン」として改訂が行われた。さらに平成22年には、学校の第三者評価に係る内容の追加が行われ、平成28年には、小中一貫教育を実施する学校における学校評価の留意点が反映された。

県でも法令の改正に伴い、平成20年4月、県立学校管理規則に学校評価の規定を設け、具体的取組内容を定めた「県立学校に係る学校評価の実施基準」を策定し、平成21年1月各県立学校に通知した。今後は、子どもたちの資質・能力の育成や「カリキュラム・マネジメント」と関連づけながら、各県立学校に設置された「開かれた学校づくり委員会」の機能を活用し、自己評価、学校関係者評価双方を学校評価の流れに位置づけ、これらの実施・公表・報告に取り組むことを通して、教育活

働の組織的・継続的な改善を図るとともに、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを推進する。

(5) 学校評議員制度の導入

平成12年に学校教育法施行規則の一部が改正され、学校評議員制度の導入が図られた。これは、校長が保護者や地域の人々の意見を幅広く聞き、学校運営に関し、保護者や地域住民の意向を把握・反映しながらその協力を得て、学校としての説明責任を果たしていくことができるようにするためのものである。

学校が、児童生徒の実態や地域の実情に応じた、特色ある学校づくりを展開するとともに、学校教育目標の具現を目指すために、学校、家庭、地域が連携協力し一体となった体制が必要不可欠である。そのためにも地域に開かれた学校づくりの一層の推進が求められている。

(6) コミュニティ・スクールの導入

コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第47条の5に規定する保護者や地域住民等が、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みである「学校運営協議会」を置く学校のことである。

平成16年の地教行法の改正により制度化され、その後、平成29年の地教行法改正により、学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの導入）を教育委員会の努力義務とされた。

学校運営協議会では、「学校運営の基本方針の承認」、「学校運営に関する意見」、「教職員の任用に関する意見※」という3つの権限を有している。

学校運営協議会の協議事項である「学校運営への必要な支援」を実現するためには、学校運営協議会での協議内容に基づいた活動が行われるよう「地域学校協

働活動（地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育てるために行う活動）」との連携・協働が重要になる。このため、「地域学校協働活動推進員」をつなぎ役として教育委員会が学校運営協議会と地域学校協働活動の両取組を相乗的に、そして一体的に推進していくことが効果的である。

※地教行法では「教育委員会規則に定める事項」としており、千葉県教育委員会規則では、「特定の個人に関する事項を除く」としている。

(7) 人事評価制度

千葉県教育委員会では、平成23年度から教職員の能力開発・人材育成及び学校組織の活性化を目的にした目標申告と業績評価からなる人事評価制度を導入してきた。平成26年5月14日付で地方公務員法の一部改正があり、人事評価制度が法令上も明確に規定され、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とすることが明確となった。また、この改正で、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入することが定められた。

これを受けて、評価に際しては、「目標申告シート」により、目標を達成するに当たり挙げた実績を評価し、「職務能力発揮シート」により、職務遂行の過程において発揮した能力を評価することとした。

教職員は、年度当初に、校長が定める当該年度の学校教育目標（重点目標）等と関連させて自ら個人目標を設定し、「目標申告シート」に記入するとともに、「職務能力発揮シート」の標準職務遂行能力と評価の着眼点を職種ごとに確認する。「目標申告シート」の評価項目は、「職務能力発揮シート」の評価項目（倫理・規律遵守・研修は除く）と連動させ、力を入れたい研修や特別な業務がある場合には項目を追

加してもよい。学校教育目標を教職員間で共有することにより、学校の使命・果たすべき役割等取り組むべき方向が明確となり、教職員が一丸となった教育実践が可能となる。

5月中旬に本年度の目標及び具体的手立て等を記入、提出後、校長（状況に応じて副校長・教頭）と当初面談を行い、設定した目標が適切であるか否かを含めよく話し合い、管理職から必要な指導・助言を受ける。

個人目標の遂行状況や達成状況等及び標準職務遂行能力の発揮状況を中間申告（7月～9月）、最終申告（1月～2月）までに自己評価し、提出する。年度途中で個人目標の進捗状況、目標達成に向けた方向性の適否等を確認することは、年度の後半に向けて、自らの目標の達成に見通しを立て、計画的に取り組んでいくために大切となる。さらに、年度末には、設定した目標の達成度、能力の発揮度を自己評価し、「目標申告シート」及び「職務能力発揮シート」を提出した後、校長等と最終面談を行う。教職員は面談を通して受けた指導・助言の内容や自己評価した結果を次年度の個人目標の設定や今後の職務の改善に生かし、自らの職務能力の向上に結び付けることが大切である。

ア 評価者は、第一次評価者が副校長又は教頭、第二次評価者が校長となる。評価項目ごとに評価が行われ、第二次評価者が業績評価と能力評価を基に総合的に評価する。公正・公平な評価となるために、評価者と面談する機会が設けられ、適切な指導・助言がなされることとなる。

イ また、評価者による授業観察や観察・指導記録に記録された事実に基づいて、職員の職務遂行の状況や達成状況が評価される。

ウ 業績評価、能力評価は、絶対評価で行われ、その評価は「公立学校職員の人事

評価開示要領」に基づき、評価結果が開示され、校長より評価についての説明及び再説明がおこなわれる。

エ 校長から再説明を受けても、能力総合評価・業績総合評価及び総合評価の結果に納得できない職員は、「人事評価に係る苦情の申出及び取扱いに関する要綱」の規定に基づき、教育委員会に苦情の申出を行うことができる。

オ 当該年度の人事評価結果は、次年度の昇給、勤勉手当に反映される。

なお、令和7年度より県立学校及び対象の市町村立学校において、教職員人事評価の電子システムを導入することとした。

2 教職員の職務

(1) 校長の職務

校長は、学校という教育機関の長である。校長の職務は、学校教育法第37条第4項（他校種に準用する。以下「準用」という。）に「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と規定されている。ここでいう校務とは学校全体の仕事を指すものであり、校長は校務を所属職員に分担させ（教員にとっては、分担を命じられた仕事は、各自の職務（職責が生じたこと）であり、誠実に責任を持って遂行しなければならない。）、これらの業務を統括し、最終的に責任を負うことになる。校長の処理する校務には、当然、個々の法令に規定されたもの（指導要録の作成、生徒の懲戒、卒業証書の授与、入学・転学の許可等）や教育長から委任されたもの、教育委員会から命ぜられたもの等も含まれる。

「所属職員を監督する」とは、職員に分掌させた校務が適切に行われているか、あらかじめ定められた方針や計画に従って行われているか、法令に違反しないか等、職員の職務上のことについて、監視、許可承認及び指揮等を行うことである。

また、公立学校の職員は公務員としての身分を有するから、公務員としての服務規律に従い校務を処理しているか、公務員としての義務を遵守しているかどうか等、身分上の監督も校長の職務である。

(2) 副校長及び教頭の職務

副校長の職務は、学校教育法第37条第5項（準用）に「副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と規定されている。本県においても、いくつかの学校において副校長が置かれている。

教頭の職務は、学校教育法第37条第7項（準用）に「教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童（生徒）の教育をつかさどる。」と規定されている。

また、同法同条第6項及び第8項（準用）には、副校長及び教頭による校長の職務の代理・代行について規定されている。このように、副校長及び教頭には校長がつかさどる校務に関して直接に補佐する責任と、校長の職務を代理・代行する権限が法律上付与されており、この意味で管理監督の地位にあるものである。

(3) 主幹教諭の職務

主幹教諭の職務は、学校教育法第37条第9項（準用）に「主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童（生徒）の教育をつかさどる。」と規定されている。

校長のリーダーシップのもと、組織的・機能的な学校運営を推進するとともに、教員が児童生徒と向き合う時間を拡充するため、本県においても、平成26年度から、すべての学校種に主幹教諭が配置されている。

(4) 教諭・養護教諭・栄養教諭の職務

教諭の職務は、学校教育法第37条第11項（準用）に「教諭は、児童（生徒）の教育をつかさどる。」と規定されており、校務分掌上で児童生徒の指導に携わるという仕事（教科、特別活動、校外生活の指導等）が職務の中心となる。しかし、この他の学校運営上校長の命じたものはもちろんのこと、指導の準備と整理、研修、保護者面談、学級（ホームルーム）事務等に携わることも大切な職務であるといえる。

養護教諭の職務は、同法同条第12項（準用）に「養護教諭は、児童（生徒）の養護をつかさどる。」と規定されており、児童生徒の養護に携わる仕事を中心となるが、他の教諭と同様に校長が命じた他の校務にも携わる。

栄養教諭の職務は、同法同条第13項（準用）に「栄養教諭は、児童（生徒）の栄養の指導及び管理をつかさどる。」と規定されており、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導が中心となるが、他の教諭と同様に校長が命じた他の校務にも携わる。

(5) 事務職員等の職務

事務職員の職務は、学校教育法第37条第14項（準用）に「事務職員は、事務をつかさどる。」と規定され、また、学校教育法施行規則第82条に「事務長は、校長の監督を受け、（中略）事務を総括する。」と規定されており、学校の教育活動が円滑に行われるための援助・促進の機能を果たしている。

学校用務員（学校技能員）の職務は、学校教育法施行規則第65条（準用）に「学校用務員は、学校の環境の整備その他の職務に従事する。」と規定されている。

3 校務分掌

(1) 校務分掌の意義

学校は、学校教育目標の達成を目指し、生徒の教育を行う機関である。これまで述べてきたように、学校教育の責任者は、校長であり、校長の職務は「校務をつかさどり、所属職員を監督する。」ことである。

この職務の一部を所属職員に分担させる組織として校務分掌がある。

校務分掌の整備については、学校教育法施行規則第43条（準用）に「小学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。」と規定されている。

学校は、教職員の協力を通じて共通の目標を達成するものであり、そのために、校長は全校の教育活動を機能的に分割し、組織づけ、その部門ごとの仕事の内容や処理方法、手順を明確にすることが大切である。

すなわち、校務分掌とは、校長が学校の教育活動全体を見通し、それを機能的に分割・整理し、組織化を図った上で、各部門の仕事の内容や、処理方法、手順等をあらかじめ関係職員に示したものであるといえる。

各職員は、分担を命じられた校務分掌については、その職務に熟知し、責任を持ってこれを処理する事が大切である。

(2) 校務分掌の組織と内容

校務分掌は校長が定め、所属職員に分担させるものであるが、それは校種別、学校の規模、職員構成等、学校の諸条件に左右され一様ではない。また、同じ学校でも校長の経営方針、その他必要に応じて工夫されるものであるから、年度によって変わることもある。

校務分掌組織は、一般的には職員会議、運営委員会（企画委員会）、教科、学年、部（教務、生徒指導、進路指導、管理、保

健衛生、総務渉外、図書、事務等）、特別委員会等で構成されている。

これらの各委員会、各学年、各部等に校長の校務を分けることにより、各部門それぞれの分担する校務の内容や責任が明確化され、主任などを中心に効率的な校務運営が図られる。

設置すべき主任として、教務主任、学年主任（2以上の学級からなる学年に）、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任（2以上の学科を置く学校には、専門教育を主とする学科ごとに）、農場長（農業に関する専門教育を主とする学科又は農場を有し、かつ、総合学科を置く学校に）、寮務主任及び舎監（寄宿舎を設ける学校に）が挙げられ、この他、必要に応じ、校務を分担する主任を置くことができる。

さらに、これらの主任の職務については学校教育法施行規則に規定されており、例えば、教務主任については、「教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。」と規定されている。これを受け、教務主任は校長、副校長、教頭の指示を受け当該校の教育計画の立案・実施・評価、時間割の調整、教科書・教材の取扱い等、教務に関する事項について、教職員間の連絡・調整や関係職員に対する指導助言に当たる。

このように、主任は学校運営上、校務の教育指導面に携わるものであることを制度的に明確にするとともに、従来ともすれば校内の管理面が重視されていた傾向に対し、教育指導面の重視を図り調和のとれた学校運営を行おうとするために設けられたものといえる。

また、学級数12以上の学校には、学校図書館に関する職務をつかさどる学校図書館法で規定する司書教諭を置くこととされている。

校務分掌では、その分掌の「責任」と「権限」の範囲が問題になる場合がある。

分掌上の「責任」とは、一般的には分掌上の上位者から割り当てられた仕事を最善、的確に遂行するという意味である。

これに対し、「権限」とは、その責任を遂行するために必要な事項を自分で決定し、行使することの法規上の能力を示している。

校務分掌は「校長の職務を補助執行する」ために校長から教職員に命じられたものであるから、その命じられた職務についての「責任」と「権限」には自ら制限がある。それは、特定の事務を処理することを委任された範囲内での「責任」と「権限」である。すなわち、すべて校長の指揮・監督のもとでの「責任」と「権限」であるといえる。

(3) 分掌遂行上の留意点

校務分掌について、その意義や内容について述べてきたが、自分に課せられた校務分掌を処理する上での留意点を以下に挙げる。校務分掌の遂行に当たっては、校務分掌のすべてが児童生徒の教育のためにあることを自覚し、常に主任と連絡を取り、必要に応じて校長、副校長、教頭に報告し、指導助言を受け、確かな校務の遂行となるよう努力したい。

ア 分掌する校務については、学校全体の目標や方針を踏まえた上で、自分の分担する役割を明確に把握する。

イ 事業の計画・実施に当たっては、関係者との十分な連絡を図ってから行う。

ウ 同じ分掌の他の職員と協力し、相手の意見や提案を尊重し、お互いの分担内容をはっきりさせ、自己の分担についてその責任を果たす。

エ 分掌している校務の問題事項の把握に努め、常にその改善を図る。

オ 実施後は、事業の目標や計画に照らして反省評価し、改善点等、次年度へ向け

ての課題とする。

カ 事業記録をきちんと行い、次年度への資料とするとともに、その保存を図る。

ホウ レン ソウ
報告・連絡・相談
が大事

4 職員会議

(1) 職員会議の性格

学校教育法施行規則で、職員会議の意義・役割は明確に規定されている。本県においても各学校種の管理規則等で職員会議について、次のように規定している。

ア 学校には、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

イ 職員会議は、校長が主宰する。

ウ 前各項に規定するもののほか、職員会議の組織運営について必要な事項は、校長が定める。

このように職員会議は、校長の職務の円滑な執行を補助するものとして位置付けられるものである。校長には、職員会議について必要な一切の処置をとる権限があり、校長自ら職員会議を管理し運営するものである。

(2) 職員会議の機能

職員会議の機能はおおむね、次の三つにまとめることができる。

ア 学校運営に関する校長の方針や学校の管理機関である教育委員会の指示事項を職員に伝達すること。例えば、新年度における校長の教育方針及び教育委員会などからの重要指示並びに、伝達事項等の周知徹底を所属職員に図ることである。

イ 学校運営が円滑に行われるように校長が必要と認めた事項について意見交換を行うこと。例えば、教育課程の編成、学校行事の計画や運営、生徒指導など

について、職員の意見を聞き、校長が職務を執行する際の参考とすることである。

ウ 職員相互の連絡・調整を図ること。これは、学校を一つの統一体として考え、全職員が熟知していなければならない事柄についての報告や意見交換を行い、職員間の意思疎通・共通理解の促進を図ることである。

(3) 職員会議参加の心構え

職員会議は、学校における諸問題について、意見を交換し、連絡・報告を受ける重要な場である。教育方針等の重要な指示・伝達事項等について十分理解をした上で、以下のような心構えで会議に臨みたい。

ア 予告された会議事項については、事前に十分検討し、必要な会議資料等の準備をする。

イ 定刻には必ず着席する。

ウ 会議においては、他の人の意見を良く聞き、自分の考えとの相違点はどこか、どうすれば最善かを常に念頭に置く。

エ 会議の原案の趣旨・理念等を十分理解し、その場での思いつきの発言でなく、具体的・建設的な意見を述べるよう心掛ける。

オ 職員会議の内容を整理し、資料の保存を工夫する。

カ やむを得ず会議に欠席した場合には、会議録等から会議の内容を把握し、必要な場合には、担当者等からの説明を受ける。

キ 職員会議で知り得た内容・情報（配付資料も含む）・経過等について、教職員としての守秘義務は、厳守する。

ク 会議の決定事項については、自説にこだわらず、積極的に協力する。

5 学級経営

—教育目標達成のための 中心的な教育実践の場として—

学校では教育目標達成に向けて、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等全ての教育活動が展開される。その中心的な実践の場の一つが「学級経営」である。

(1) 学級・学級経営とは

「学級」とは、「同学年を原則とする児童生徒で編制された単位」である。児童生徒にとっては、学習と生活の拠点であり、学級担任にとっては、担任の創意に満ちた教育実践の場である。

「学級経営」とは、学級の児童生徒に対する教育効果を上げるために、学級担任が行う条件整備（人的・物的）・運営である。

この「人的な条件整備」と「物的な条件整備」は学習指導や生徒指導で緊密に関わり、時には一体となって機能するものである。

学級の児童生徒の人間関係づくりや学級組織の編成などを主とするのが「人的な条件整備」である。互いに認め合い協力できるような指導・支援などが考えられる。教材や教具、学級環境などの整備を主とするのが「物的な条件整備」である。力を十分に発揮できるような支援などが考えられる。この二つが相乗的に機能することで、最大限の教育効果が期待できる。

学級経営は、学校の全ての教育活動の基礎であるといえる。

(2) 学校経営・学年経営と学級経営との関連

ア 学校経営と学級経営

既に述べたように、学校教育目標を具現化するための計画的・組織的な営みが学校経営であり、全教職員は自らの職務を踏まえて、一致協力して児童生徒の教

育に当たらなければならない。したがって、学級担任は学校教育目標を理解し、その具現化を図る方策を踏まえて、どのように学級の条件整備・運営をしていくか考えることが大切である。担任が創意工夫をして、主体的に経営を進めることは必要であるが、それはあくまでも学校の教育目標の具現化に向けての創意工夫であり、主体性である。

イ 学年経営と学級経営

「学年経営」とは、学校教育目標の具現化に向けて、児童生徒（各学年）の発達段階や実態を踏まえた学年としての位置付けをし、学年主任を中心に集団として高めていく営みである。したがって、学級担任は、学年経営の方針も踏まえて学級経営に取り組むことになる。

学年経営においては、児童生徒一人一人の個性や学級担任の創意工夫を尊重しながらも、学年全体としての整合性を図ることが求められる。方針や運営方法について共通理解し協力体制をとることで、効率的、効果的な学年経営、学級経営が可能になる。

また、遠足、文化祭、修学旅行、保護者会など学年を単位として実施されるものは、学年内教師のそれぞれの特性を生かしながら協力して実施しなければならない。

(3) 学級経営案

ア 学級経営案の意義

学級経営案は、学級担任が自分の担任する学級を集団として高めていくとともに、一人一人の児童生徒を1年間で伸ばしていくための基本計画である。この計画を担任が立案することには大きく二つの意味がある。

(ア) 単なる思いつき・独断、そして無計画な経営を排し、明確な目標の下に1年間を見通した知・徳・体の調和のとれた学級経営を行うことができる。

(イ) 学校経営—学年経営の体系上に位置付けることで効果的・組織的な教育活動が可能になる。

イ 学級経営案の形式と内容

学級経営案の形式と内容は、学校の実態や規模、校種等によって違いがある。

ここでは経営案を作成するにあたり、一般的に必要なと思われる内容・項目を示す。

(ア) 学級経営方針

自分が担任する一人一人の児童生徒をどのように育てたいか、学級経営の方針とビジョンを示す。

(イ) 学級の児童生徒の実態及び傾向

学級の児童生徒の実態及び傾向をとらえるためには、a. 地域性 b. 家庭環境 c. 学級の雰囲気 d. 一人一人の児童生徒の状況などから考察する必要がある。特にd. については、児童生徒の学習状況や生活面等について把握しておくことが大切である。

(ロ) 学級経営の目標

学校・学年経営目標を踏まえ、(イ) 学級の児童生徒の実態及び傾向を基に、目指す児童像・生徒像を具体的に設定することが望ましい。

(ハ) 各教科・領域等の経営

学級経営案の中では、学級経営の方針を教科や各領域等の学習の中でどう具現化していくか、その方針をおさえておく。

詳細については、学級経営案とは別に各教科・領域毎に経営計画等を作成する。

(ニ) 学級の環境や施設

人間関係等の人的環境、教室内及び学級園等の物的環境について、学習を効率的なものにするための年間計画や各月の具体的な計画を立てることが必要となる。

(ホ) 保護者との連携・協力

学級経営を推進していくためには保護者との連携・協力が不可欠である。信頼関係を築いていくために取り組む事柄を考える。

(キ) その他

家庭訪問計画、清掃指導計画、他学級との連携、学級独自の計画等は、適宜項目を設けて経営計画を作成する。

ウ 学級経営案の作成から実践評価へ

学級経営案は、あくまでも「計画」である。したがって、学級経営の結果を記録しながら定期的に進捗状況を把握し、必要ならば改善して、より望ましい学級経営計画としていくことが大切である。

(4) 学級担任と諸事務

ア 学級担任の諸事務の意義と内容

学級担任の仕事は、教科指導など児童生徒に直接かかわるものと、施設・設備の管理・維持など児童生徒に間接的にかかわるものに大別できる。

後者に属し、学級担任として学級の児童生徒を対象にして行うものが「学級事務」である。

(イ) 学級事務の内容

担任が行う学級事務は大変多い。

特に、年度始めと年度末に集中する。学校によって内容が異なるが、主たるものを挙げると次のとおりである。

年度当初に行うもの

児童生徒の確認、児童生徒の名簿作成、出席簿作成、指導要録の整理と作成、健康診断票の整理と作成、時間割表の作成、抄本の整理、教科書や副読本の確認、児童生徒個票や調査表の整理(調査集計及び分析)、教室環境の整備(座席、ロッカー、採光等)

定期的に行うもの

出席簿の記入及び月末統計、通知表(票)や成績表の作成、家庭訪問や教育相談の実施計画立案、健康安全点検・管理、備品管理、集金事務、学級だより発行等

随時行うもの

教室環境の整備、転出入の手続き、就学援助の手続き等

年度末に行うもの

指導要録の整理、成績一覧表及び関連資料の作成、諸公簿の整理、受験事務、掲示物の撤去、備品整理、諸会計の報告、次年度への引き継ぎ事項の整理等

(イ) 学級事務遂行上の心構え

私たちが毎日学校で教育という仕事を進めるときに、事務処理について常に心がけたいことは、次の5点である。

a 計画綿密

仕事に追われないように常に先を見通して計画を立てる。

b 迅速正確

急いでいても、作成文書は管理職・教務主任・学年主任に確認をとる。

c 工夫改善

「前年(例年)どおり」の計画ではなく、常に児童生徒の実態に沿った事務処理等に工夫改善を図る。

d 独断禁止

学年主任や管理職に報告・連絡・相談をこまめに行う。

e 記録保管

提出物の控えを必ず保管しておく。記録の日常的習慣化を図り、機密保持に努める。

(ウ) 金銭徴収上の注意

金銭の取扱いには、次の点に留意して慎重の上にも慎重を期さなければならない。

- * 教育計画推進に当たり、各種費用を児童生徒から徴収する場合は、事前に必ず校長の承認と徴収方法の指示を受けること。
- * 現金は金融機関に預けて、学校には絶対置かないこと。
- * 学期末、学年末には収支決算をして、校長の認印をもらうこと。その後、保護者に決算報告書を配付して、求めに応じて、領収書・通帳等開示できるように整理しておくこと。
- * 生活保護等によって就学援助を受けている児童生徒からの金銭の徴収については、人権的な配慮を忘れないこと。

イ 学級・学校事務の実際

ここでは、随時行う事務である、転出入に関する事務と就学援助に関する事務を例として挙げる。

(ア) 転出入に関する学級実務

児童生徒の身分に関わることなので慎重に処理する。事務処理の仕方細部については市町村教育委員会や各学校によって異なるので、ここではほぼ共通して行うであろう転出入に関する事務の概要について主なものを記述する。

a 児童生徒が転出する場合

- * 保護者または児童生徒から転出する旨の話を聞いたときは、事実と内容（いつから、どこに転居するか）を保護者に確認する。
- * 転出する事実と内容を直ちに管理職、学年主任、学籍係、養護教諭、事務職員等に報告する。（在籍児童生徒数や給食数に変更があり、集金事務も急がなくてはならないため）
- * 転出する日には出席簿に転出処理をし、転出する保護者に「在学証明書」「教科書図書給与証明書」

を転出先の学校に持参するように依頼する。
諸会計精算、通知表等の返却を忘れず行う。

- * 後日、当該児童生徒が転出した学校から「転入学通知書」が届く。当該の児童生徒は相手校に転入学した日の前日まで自校に在籍であることに注意する。
- * 担任（学籍係等他の職員が担当する学校もある）は転出先の学校に以下の書類を速やかに郵送する。
 - ・校長の原本証明をした指導要録の写し
 - ・健康診断票、歯の検査票
 - ・独立行政法人日本スポーツ振興センター加入証明書

- * 当該児童生徒の指導要録を、学級の指導要録の最後に綴じこむ。
- * 個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成している場合は、必ず本人や保護者の同意を得て、計画（写し）を転出先の担当者等に渡す。

b 児童生徒が転入する場合

- * 当該者の氏名を出席簿へ記入
- * 給食増員の連絡
- * 保健関係書類を養護教諭へ届ける。
- * 新教科書給与の手続き
- * 当該児童生徒の指導要録の作成
- * 前在籍校から後日送られる指導要録の写し等を綴じ込む。

(イ) 要保護及び準要保護児童生徒の就学援助に関する事務

「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」（学校教育法 19 条）とあり、保護者からこの申請事務を依頼されることがある。申請事務の詳細や留意点は担当

職員からよく指導を受けて作成する。
この制度の概要、就学援助の範囲は
およそ以下のとおりである（市町村
によって若干異なる）。

- *学用品費、通学用品費
- *新入学児童生徒学用品費
- *修学旅行費
- *その他（通学費、給食費、医療費等）

- (ウ) 服務に関する主な表簿の処理
P47を参照のこと
- (エ) 教育活動に関係する主な表簿の処
理P48～P49を参照のこと

6 教員と研修

(1) 教員にとっての研修

ア 主な法律から

教員の研修について、主な法律には次
のように示されている。

（教育基本法 第9条）

法律に定める学校の教員は、自己の
崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究
と修養に励み、その職責の遂行に努め
なければならない。（略）

（教育公務員特例法 第21条）

教育公務員は、その職責を遂行する
ために、絶えず研究と修養に努めなけ
ればならない。（略）

以上のように教員には、研修すること
が義務付けられている。

イ 社会の変化から

「『令和の日本型学校教育』の構築を
目指して～全ての子供たちの可能性を
引き出す、個別最適な学びと、協働的な
学びの実現～（答申）」には「教職員の姿」
として「教師が技術の発達や新たなニー
ズなど学校教育を取り巻く環境の変化
を前向きに受け止め、教職生涯を通じて
探究心を持ちつつ自律的かつ継続的に
新しい知識・技能を学び続け、子供一人
一人の学びを最大限に引き出す教師と
しての役割を果たしている。その際、子
供の主体的な学びを支援する伴走者と

しての能力も備えている。」とある。こ
うした姿を実現する手段として研修を
行う必要がある。

(2) 研修の種類

ア 職務として行う研修

これは、職務として研修を行う場合で
あり、研修の内容が教職員の職務と密接
な関連があり、職務遂行のために必要な
資質能力の向上・育成を図ることを目的
とする。授業等学校運営への支障の有無
を配慮した上で、校長の職務命令により
行われるものである。

イ 職務専念義務の免除による研修

教員の場合、教育公務員特例法により、
授業に支障のない限り、職務専念義務を
免除され、研修を受けることができる。
この趣旨は、教員の職務の特殊性に基づ
き、職務としての研修のほかに教員の自
発的な研修を奨励するものである。通常
長期休業期間中に利用されることが多
いが、その内容は職務として行う研修に
準ずると考えるべきである。

ウ 自主研修

勤務時間外に行う自主的な研修のこ
とである。なお、教育公務員特例法では
勤務時間内外を問わず教育公務員は絶
えず研修に努めるべきであるとされて
おり、勤務時間外においても自主的な研修
が期待されているところである。

(3) 研修の機会・内容・方法

教職員の研修は、校外研修、校内研修、
自己研修の三つに大別できる。

ア 校外研修

(ア) 県総合教育センター、県子どもと
親のサポートセンター、各市町村教
育委員会等主催の研修のことをいう。

県総合教育センター等では、多く
の研修事業が用意されており、希望
や推薦により研修できる。また、初任
者研修などは、法律により研修が義

務付けられている。

(イ) 公開研究会

文部科学省や県等が研究を指定した学校等で開催される研究会や、学校独自に研究内容を設定し、自主的に開催される研究会がある。教育実践の姿がそのまま参観できるといった特徴がある。

イ 校内研修

校内での研修には、次の三つの側面がある。

(ア) 学校教育目標を達成するための計画的な研修

(イ) 先輩教職員や、同僚と接する中での研修

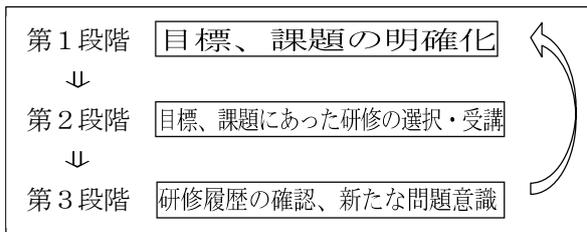
(ウ) 毎日の教育実践の中での研修

ウ 自己研修

自己研修には自分に不足している分野や領域を補うことを意図した研修と自分の専門性や特性を伸ばす研修がある。

(4) 千葉県の研修体系

千葉県では、自ら学び続ける教職員育成について下のような構想をもっている。



第1段階については、令和4及び5年度に改訂、あるいは策定された「千葉県・千葉市教員等育成指標」に基づいて自分の仕事や立場に合わせた目標・課題を自分のものにする。ここには、教員が身に付けるべき資質能力の6つ（幼稚園教諭等は5つ）の柱と3つのキャリアステージに対応する目標が明記されている。

第2段階では、「[令和5年8月改訂]千葉県教職員研修体系」を参照されたい。

ここには各ステージにおける「目指す姿」や「身に付けるべき資質能力」が記載されており、自分の目標、課題に合わせて、研修を選択、受講する。

第3段階では、教員自身が資質向上のため、意欲をもって学び続けることができるよう、全国教員研修プラットフォーム Plant を活用し、研修履歴を振り返るとともに、新たな課題を見付け、次の学びを進めていく。

これをスパイラル的に繰り返すことで、教員の資質能力の向上を図り続けていく。

《参考・引用文献》

- ・「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」中央教育審議会 令和3年1月
- ・千葉県・千葉市教員等育成指標 千葉県教育委員会 令和4年8月校長の育成指標策定、教員の育成指標改訂 令和5年8月養護教諭・栄養教諭・幼稚園教諭・園長の育成指標策定
- ・千葉県教職員研修体系 千葉県教員等育成協議会 令和5年8月改訂

I 千葉県・千葉市教員等育成指標

千葉県・千葉市教員等育成指標～信頼される質の高い教員等の育成を目指して～

教員の資質向上に関する指標

六つの柱	構成要素	養成段階	千葉県・千葉市が求める教員像	ステージⅠ	ステージⅡ	ステージⅢ
				【成長期】 (学級経営、担当教科指導等) 学級・教科担任等としての 自覚と資質能力の向上	【発展期】 (学年経営、校務分掌主任等の ミドルリーダー) ミドルリーダーとしての 自覚と資質能力の向上	【充実期】 (学校運営等、職員全体へ 指導・助言) チーム学校をリードする 自覚と資質能力の向上
A 教職に必要な素養	1 使命感 責任感 教育的愛情 高い倫理観 コンプライアンス 服務規律の遵守	教職の意義 教員の役割 教職への意欲 課せられる義務等	教育実習・もば！教職たまごプロジェクト（指導教員のもとで体験を積み、学校教育の実態を体験的に理解する）	○人間性豊かで、教育愛と使命感に満ちた教員 ○高い倫理観を持ち、心身共に健康で、明朗、快活な教員 ○幅広い教養と学習指導の専門性を身に付けた教員 ○幼児児童生徒の成長と発達を理解し、悩みや思いを受け止め、支援できる教員 ○組織の一員としての責任感と協調性を持ち、互いに高め合う教員	教員としての職務に対する使命感、責任感、教育的愛情を持ち、教職に対する強い情熱を持っている。また、教育公務員として高い倫理観と不祥事根絶への意識を持ち、服務規律を遵守し、公正に職務を遂行している。 豊かな人間性や人権意識を持ち、他の教職員や子供、保護者、地域住民等と、自らの意見も効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取り、良好な人間関係を構築している。 教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探求心を持ちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続けている。 教育に関し、社会的・制度的事項やその意義、歴史等について理解するとともに、最新の動向に関し情報を収集している。 各教科等においてそれぞれの特質に応じた見方・考え方を働かせながら、資質能力を育むために必要となる各教科等の専門的知識を身に付けている。 子供の心身の発達の過程や学習過程に関する理解に基づき、子供たちの「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、学習者中心の授業を創造し、実践している。 子供の心身の発達の過程や特徴を理解し、一人一人の状況を踏まえながら、子供との信頼関係を構築するとともに、可能性や活躍の場を引き出す集団作り（学級経営）をしている。 教育相談の意義や理論を理解し、子供一人一人の課題の解決に向け、個々の悩みや思いを共感的に受け止め、園・学校生活への適応や人格の成長への支援をしている。 人権教育の理念のもと、いじめ、不登校、情報モラル等生徒指導上の課題に対し、他の教職員、保護者、関係機関等との連携を図りながら、子供に対し適切に指導している。 キャリア教育や進路指導の意義を理解するとともに、県の産業構造等を把握し、地域・社会や産業界と連携しながら、園・学校の教育活動全体を通じて、子供が自分らしい生き方を実現するための力を育成している。 カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点を持って、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に園・学校の実態に応じた改善をしている。 学校組織マネジメントの意義を理解した上で、限られた時間や資源を効率的に用いつつ、学校運営の持続的な改善を支えられるよう、校務に積極的に参画し組織の中で自らの役割を果たしている。 家庭や地域、就学前から高等教育までを通した異校種間及びその他の関係機関との連携・協働に努め、地域とともにある学校づくりに取り組んでいる。 研修履歴の記録を基に、自らの学びを振り返り、研修（研究）における成果と課題を把握するとともに、教員としての資質能力の向上を図るために必要な研究と修養に努めている。また、校内研修を教員同士の学び合いの機会として捉え、積極的に参加している。 特別な配慮や支援を必要とする子供の特性等を理解し、きめ細かく支援するために、子供一人一人の教育的ニーズを把握している。 他の教職員、保護者、関係機関等と連携しながら、特別な配慮や支援を必要とする子供の教育課程の編成について適切に対応し、誰一人取り残すことのない個別最適な学びの実現を図っている。また、状況に応じた生活上の支援を工夫している。 学校におけるICT利活用の意義を理解し、学習指導等にICTを効果的に活用するとともに、子供の情報活用能力（情報モラルを含む）を育成するための授業を実践している。 教育相談、いじめや不登校等の対応、子供の特性に応じた支援等にICT（遠隔・オンライン教育を含む）を効果的に活用している。 ICTは学校教育を支える基本的なツールとして必要不可欠なことを理解し、教育データの蓄積・分析・利活用等を通して、校務の効率化を進めている。	
	2 社会性 コミュニケーション能力	広い視野				
	3 社会の変化への対応 広い視野 学び続ける意欲	学び続ける意欲 コミュニケーション能力				
	4 教職に関する教養	教育の理念、歴史、思想 社会的・制度的・経営的事項等についての基礎的知識（選択）				
B 実践的指導に関する	5 教科等についての専門性	学習指導要領、幼稚園教育要領に示された教科領域の目標、ねらい、内容				
	6 授業実践指導技術	基礎的な学習指導理論や発達や学びの過程指導技術 具体的な授業設計や保育を構想する方法				
C 生徒指導等に関する	7 子供の発達過程や特徴の理解と信頼関係の構築 生徒指導	子供の心身の発達の過程、特徴 生徒指導の意義及び原理、生徒指導の進め方				
	8 教育相談 個別指導	学校における教育相談の意義及び理論 教育相談を進める際に必要な基礎的知識				
	9 人権教育の推進 生徒指導上の課題への対応	人権教育の理念 理念に基づく、いじめ等の生徒指導上の課題に対する適切な対応の在り方				
	10 キャリア教育 進路指導	意義及び理論、指導の在り方等				
D チーム学校を支える資質能力	11 教育課程の管理・運用	各学校で編成される教育課程についての意義及び編成の方法 各学校の実情に合わせてカリキュラム・マネジメントを行うことの意味				
	12 校務分掌と連携・調整	指導以外の校務を含めた教員の職務の全体像				
	13 家庭や地域、関係機関等との連携・協働	取組事例を踏まえた家庭・地域との連携、協働の仕方 学校の担う役割が拡大する中、内外の関係機関との連携、分担して対応することの必要性				
	14 研修（研究）体制	研究と修養の必要性 資質能力の向上の必要性				
E 子供への特別な配慮や支援を必要とする	15 特別な配慮や支援を必要とする子供の理解	特別な配慮や支援を必要とする子供の特性及び発達の理解				
	16 学習上・生活上の支援	学習上・生活上の支援に関する知識や方法				
F ICTや情報・教育データの活用	17 学習指導に関するICT利活用	情報活用能力の育成 ICTを活用した教科の指導法				
	18 生徒指導に関するICT利活用	ICTを活用した子供の支援				
	19 ICTによる校務効率化	情報機器の操作 情報機器の活用に関する理論及び方法 ICTを活用した校務の推進				

※千葉県・千葉市教育等育成指標は、千葉県教育委員会ホームページに掲載しております。

7 学校とPTA

(1) PTA活動

PTA (Parent-Teacher Association) とは、昭和22年に文部省 (現文部科学省) が「子供たちが正しく健やかに育っていくには、家庭と学校と社会とが、教育の責任を分け合い、力を合わせて子供たちの幸福のために努力していくことが大切である。」との立場で奨励し、学校に組織された社会教育関係団体であり、原則として各学校単位で組織されている。PTA (「保護者会」「教師と父母の会」「後援会」等と呼ぶ学校もある) は、この目的達成のために、次のような活動を行っている。

- 学校教育の理解と振興
- 家庭教育の理解と振興
- 児童生徒の校外における生活支援
- 地域における教育環境の改善と充実

PTAは、保護者と教職員の両者が会員である。子供の幸福な成長を願う保護者と、健全な児童生徒を育成しようとする教職員が結びついての活動となっている。

PTA組織は各学校に結成されているPTA (「単位PTA」という) 同士が連携し、市町村、県、更には全国レベルで連合体を作り活動している。

(2) PTA活動と教職員

子供の問題行動や不登校の増加に伴って、学校と家庭・地域との連携が不可欠であるとの認識が深まり、PTA活動の重要性が見直されている。

教職員も当事者としてPTA活動に参加するにあたり、普段から以下のことを心掛けるべきである。

- ア 学校教育 (学級経営・保健室経営も含めて) を家庭・地域に理解してもらう努力をする。

学校と家庭とで教育方針が違っていても大きな教育効果は期待できない。家庭訪問、学級・学年保護者会、学校だより、学級だより、保健室だより等を積極的に活用して学校教育への理解と協力を得られるようにすることが大切である。

- イ 家庭教育の重要性を理解し、家庭との連携を図る。

40人の子供には、40通りの家庭教育があり、家庭教育の抱える課題も様々である。千葉県教育委員会作成の「学校から発信する家庭教育支援プログラム」や文部科学省が作成した「家庭教育手帳」(文部科学省のホームページから入手可能)などを活用して、課題解決のために家庭と学校の役割について胸襟を開いて話し合う機会を作ることが大切である。家庭訪問や保護者からの電話相談への対応などを通して、教職員は、保護者からの信頼も得ることができるのである。

- ウ 「地域ぐるみの教育」を理解し、支援する。

下校後や長期休業中の子供の校外生活は、子供たちの人間形成上大きな意味を持つ。異年齢で構成される団体活動に参加したり、地域の伝統的な行事に参加したりすることは、子供の思いやりや協調性、社会性、そして文化に対する興味関心を培うよい機会である。

休日の部活動などの取り組み方を工夫し、それらの行事に子供が積極的に参加できる手立てを学校として考えることが大切である。

- エ 教職員自らが自分の住む地域のボランティア活動等に積極的に参加する。

教職員は学校の職員であると同時に地域においては一人の地域人である。自分の住む地域の活動にも目を向け、積極的に地域活動にも取り組みたい。

そうすることにより地域に対する理解が深まり、勤務する学校においても、

学級PTAはもちろんのこと、校務分掌と関連する分野など、積極的にPTA活動に関わることにつながるのである。

(3) これからのPTA活動

これからのPTA活動に大切な視点は、次の2点と考えられる。

第1は「学校教育に関わる学校の協働プレイヤーとしてのPTA活動」である。今日、学校教育が抱えている様々な問題は、家庭・地域と学校がこれまでよりも一層緊密になって子供の教育に当たらなければ解決できない。これは、多くの識者が指摘するところである。このため、子供の健やかな成長を図るために、家庭・地域と学校が連携・協働して、それぞれの役割を果たすことが最も大切である。これからのPTA活動においては、保護者と教職員が連携を深める場を持ったり、お互いに学び合ったりすることが必要である。そして、学校は経営方針・状況・課題等について、保護者や地域に説明責任を果たし、地域とともにある学校づくりを通して、地域の教育力を生かした特色ある学校教育を展開することで子供の教育に直接関わる「協働プレイヤー」として活動していくことが必要である。

第2は、「学校教育と社会教育の融合（「学社融合」）のパイプ役としてのPTA活動」である。

学校のまわりに教育機関や青少年教育団体があまりなかった時代もあったが、今日、図書館、美術館、公民館、博物館等の社会教育施設や児童相談所、また地域の子供会、ボーイスカウト、ガールスカウト等の団体が組織されている。

教育基本法に「生涯学習の理念」が規定された今、学校教育は子供にその基礎を培うべく、家庭・地域と学校がそれぞれの教育機能を発揮し、それぞれ重なる部分は一体となって子供の教育に当たることが重要となっている。

「学社融合」が推進され、既に、県下の各学校では国語科学習での教科担任と読み聞かせボランティアサークル等との連携、総合的な学習の時間での担任と公民館職員等、社会科学習での教科担任と地元商工会等との連携指導など、様々な取組がなされている。

各学校にある単位PTAの活動の一つとして、学校・家庭・地域の既存の学習資源を活用し、三者の連携・協働のパイプ役として、役割を果たしていくことが一層期待される。

第4章 表簿・文書の処理

1 服務に関する主な表簿・文書

学校に備えなければならない表簿は多種に及ぶが、その中で服務に関する主な表簿は以下のとおりである。

なお、以下に各表簿の記入方法手続き等のモデル例を示したが、具体的には各市町村学校職員服務規程、県立学校においては県立学校職員服務規程に基づいて適切に処理しなければならない。

県立学校では、令和7年度から、事務職員に加え、校長、教員及び学校栄養職員は、庶務共通処理システムにより、旅費、休暇等の申請を行うこととなった。

(1) 出勤簿

所定の出勤時刻までに出勤し、直ちに自ら出勤簿にその旨を記載しなければならない。記載方法は、年間を通して同一の方法とする。(県立学校の校長、教員はタイムカードによる管理。)また、長期的な保存に耐えられるように記載する。出張・研修・休暇等の場合は、それぞれ定められた表示で勤務の内容を示す。

ただし、休日などの勤務の割り振りがなされていない日は、部活動の指導等により出勤しても、出勤簿にその旨を記載しない。

(2) 旅行命令簿

職員は、校長に出張を命ぜられたときは、旅行命令簿にその命令を受領した旨を記載しなければならない。また、帰校した日から、5日以内に復命書を校長に提出して出張報告をしなければならない。ただし、用務が軽易な事項であると校長が認めたときは、口頭で復命することができる。

(3) 服務整理簿

年次休暇については、服務整理簿に所要事項を記載して校長に請求しなければならない。また、療養休暇・特別休暇等を受けようとするときは、事前に所要事項を記載して校長の承認を受けなければならない。結核性によるものや8日以上にわたる療養休暇、出産による特別休暇については、定められた様式により承認を受けたり、届け出たりしなければならない。

病気、災害、その他のやむを得ない事情で急に休暇を受ける場合は電話連絡でもよいが、出勤後に直ちに服務整理簿に記載し、校長に届け出なければならない。

(4) 研修承認整理簿

教育委員会や校長の命ずるものを除き、勤務場所を離れて研修を行おうとするときは、研修承認願に所要事項を記載して、校長の承認を受け、研修終了後(所定期間内に)研修報告書を校長に提出しなければならない。

なお、長期休業中において行う研修については、研修計画書を添えなければならない。

(5) その他

以上(1)~(4)までの他に、届出や願いのための書類がある。

- ・職務専念義務免除承認申請書
- ・結核療養休暇承認申請書
- ・出産休暇届
- ・療養休暇承認申請書(8日以上にわたる療養休暇の場合等)
- ・育児休業承認請求書
- ・育児短時間勤務承認請求書
- ・部分休業承認請求書
- ・看護休暇承認申請書
- ・兼職(兼業)許可願
- ・宣誓書
- ・履歴事項異動届

以上の書類については、一部を除いて添付書類が必要であるので、校長の指示を受け提出する。

2 教育活動に関する主な表簿・文書

教育活動に関するもので、学級担任にかかわりの深い表簿・文書は、次のとおりである。

(1) 指導要録

ア 目的及び性格

指導要録は、法令によって定められた表簿であり、その機能として、指導機能と証明機能の二つが挙げられる。

学校教育法施行規則第24条第1項で「校長は、その学校に在学する児童等の指導要録を作成しなければならない。」と規定されている。

また、文部科学省の指導要録に関する通知(平成22年)では、指導要録は、「児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるもの」とされている。

イ 様式

指導要録及びその抄本の様式や記入要領等については、学校を所管する教育委員会が決定することになっている。千葉県各市町村では、文部科学省から出された要録の参考様式をもとに、一部変更したものなどを用いている。

ウ 取扱い上の留意点

プライバシーの保護が強調される一方で、情報公開が要求されている時代である。指導要録については慎重な取扱いを期す必要がある。

(ア) 耐火書庫に収納し、厳重な保管に努め、外部への持ち出し等をしてはならない。

(イ) 外部からの照会に際しては、慎重に対応し、校長の指示により、証明の目的に応じて必要な部分だけ証明書

に記載する。

(ウ) 保存期間は、指導に関する事項は5年、学籍に関する事項は20年である。

(2) 通知表(票)

ア 目的及び性格

通知表は、指導要録と違い、法定の表簿ではない。したがって様式や内容とともに呼び名も、通信簿、あゆみ等々、学校独自に定めている。

文部科学省の指導要録に関する通知(平成22年)では、「学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要である。」とされている。

各学校においては、児童生徒の学習の過程や成果、一人一人の進歩の状況などを適切に評価し、それが評価だけに終わるのではなく、その後の学習を支援することに有効に役立てられるものとなるよう記載内容や方法、様式等の工夫改善が必要である。

イ 果たしている機能

(ア) 保護者に対して、児童生徒の学校における学習の様子や行動・性格等について連絡するとともに、学校の教育目標や経営方針等を理解してもらう手段となること。

(イ) 児童生徒にとって、自分への評価の確認とする機会となり、学習への新たな動機付け、意欲の向上を図ることができること。

(ウ) 教師にとって、児童生徒に対する理解を深めたり、個々に合った指導法等を確認したりするものとなること。

ウ 作成上の留意点

(ア) 通知表は、学級担任が出すものではなく、学校として出すものである。したがって学校の基本方針に基づい

て評価することが必要である。

(イ) 学校生活における児童生徒の継続的観察を重視し、学期末の評価に向けて常に記録の累積に努めることが大切である。

(ウ) 児童生徒一人一人の努力のあとや可能性を積極的に評価し、その後の学習を支援し、豊かな自己実現に役立つように配慮する。

エ 通知表の所見欄記入上の留意点

(ア) 児童生徒一人一人のよさや可能性を伸ばし、育てるという視点から、個人内評価に配慮し、共感的な温かみの伝わる記述をする。

(イ) 児童生徒が成就感や満足感を感じられるように、優れている点や長所などを中心に記述する。

(ウ) あいまいな表現や推量での記述を避け、保護者が具体的に児童生徒の姿が理解できるように記述する。

(エ) 専門用語や難解な語句の使用はできるだけ避ける。

(オ) 文章は敬体で簡潔に表現するとともに誤字、脱字に注意する。

(3) 補助簿

補助簿は、指導要録、通知表作成のための基礎資料であると同時に、児童生徒の指導に生かす指導資料の性質をもつものである。

補助簿は、法令で定められた表簿ではなく、各学校で作成されるものである。学期末、年度末等に、通知表や指導要録記入のための前段階の原簿としての成績一覧表を補助簿と呼ぶが、広い意味では、教師が指導の過程や結果を日常的に記入している全ての指導記録を指している。

この補助簿の記入・活用は、計画的な教育活動を進め、個々の児童生徒の能力や個性の伸長を図るために欠かせないものである。単に、指導要録や通知表の記入のためというだけでなく、一人一人の学習・行

動・性格等についていかに理解し指導していくかという観点から、補助簿の意義を確認し、平素から指導・評価の足跡を、記録として累積していくことが肝要である。

(4) 出席簿

出席簿は、児童生徒の出席状況を記録する表簿であり、日々の出席状況を常に明らかにしておかなければならないものである。学校教育法施行規則第25条に「校長（学長を除く。）は、当該学校に在学する児童等について出席簿を作成しなければならない。」と規定されており、校長が作成を義務付けられている。学級担任は、毎日始業時に児童生徒の出欠状況を記入し、遅刻、早退等はその事由発生時にその都度記入することになる。

(5) その他

このほかに、教育活動に関する表簿・文書は、「健康診断に関する表簿」、「転編に関する書類」、「教育課程や学校行事等の届出書」、「児童生徒の事故等の報告書」等、多種にわたる。いずれの取扱いにおいても、その表簿・文書のもつ目的や機能をよく理解し、正確な記入・作成と適切な管理・保管に努めなければならない。

《参考・引用文献》

- ・「公用文作成の手引（第七次改訂版令和5年補正版）」
千葉県総務部政策法務課令和5年4月
- ・「情報公開事務の手引」千葉県総務部審査情報課
令和6年9月
- ・「個人情報保護の手引（改訂第六版）」
千葉県総務課審査情報課平成30年4月
- ・令和4年度までの運用状況（情報公開）（個人情報保護）
千葉県ホームページ

3 文書等の取扱い

(1) 文書の取扱いの基本原則

ア 文書は丁寧扱うこと。

すべての文書は、行政の指針となったり、住民の権利義務に関係をもったりす

るものである。したがって粗末に扱ってはならない。

イ 文書は適正かつ迅速に取り扱うこと。

文書は、口頭に代わる意志表示の手段として確実性を有している。したがって、正しく確実な処理ができるように努めること。

ウ 文書は簡明かつ平易なものであること。

文書はだれが読んでもその意味を取り違えることがないように、分かりやすく書かれていなければならない。

エ 文書は責任をもって取り扱うこと。

個々の段階において、その文書を取り扱うすべての者が、それぞれの立場で責任をもつものである。

オ 文書処理状況を常に明らかにしておくこと。

文書がどのような経過を経て完成されたものであるか、現にどのような取扱いの経過にあるかということは、担当者がいなくても、一見して分かるようになっていなければならない。

(2) 行政文書の処理

学校で受領された文書は、すべて収受印が押されてから担当者に渡される。校内における処理過程での留意点は、次のとおりである。

ア 文書を受け取ったら内容を熟読する。

必要に応じメモをするかコピーをし、処理が済み次第、速やかに係に返却する。

イ 親展文書や秘文書等については、文書係が封筒に受付印を押し、封を切らずにそのまま文書処理簿に記録して校長へ渡す。

ウ 出張等で担当者が不在の場合は次に回すが、出勤した際には速やかに文書を手渡す。

(3) 文書の整理

文書の整理・保存にあたっては、事務処

理上欠くことのできない文書を、だれにでもすぐに取り出せるように、組織的に行わなければならない。

(4) 文書の保存

所定の処理をした文書は完結文書と呼ばれ、定められた場所に保存期間を定め保存する。以下は法的に保存期間が定められている表簿及び文書である。

なお、文書の保存期間の経過した文書や、必要がなくなった文書は文書主任(文書担当者)が確認の上、校長の決裁を経て廃棄する。

学校教育法施行規則第28条には、学校において備えなければならない表簿とその保存期間が次のように定められている。

ア 20年間保存

指導要録及びその写しのうち、入学、卒業等の学籍に関する記録

イ 5年間保存

(ア) 学校に関係のある法令

(イ) 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌

(ウ) 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表

(エ) 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿

(オ) 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿

(カ) 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録

(キ) 往復文書処理簿

学校教育法施行規則第28条に規定するもののほか、学校種ごとの管理規則(市町村立学校についてはモデル規則。)で、次の諸表簿等を保存することが定められている。

※以下は、小中学校の例

- (a) 学校沿革誌
- (b) 卒業証書授与台帳
- (c) 学校一覧表
- (d) 教育指導に関するもの
- (e) 保健体育に関するもの
- (f) 基幹統計に関するもの
- (g) 児童生徒の転出入に関するもの
- (h) 職員の人事及び給与に関するもの
- (i) 職員会議に関するもの
- (j) 職員旅行命令簿
- (k) 宿日直命令簿及び宿日直勤務記録簿
- (l) 上記以外の公文書つづりでも内容が必要なものなど

※ 文書等の取り扱い及び保存期間については、県や各市町村の例規でも定められているので、その内容を確認すること。（県立学校においては、最長で30年間保存（保存期間の延長は可能）となっている。）

※ 入学者選抜の文書については、実施細目で別に定めている。

《参考・引用文献》

- ・「公用文作成の手引（第七次改訂版令和5年補正版）」
千葉県総務部政策法務課令和5年4月

4 千葉県の情報公開制度

千葉県では、千葉県情報公開条例により行政文書開示請求制度を中心とした情報公開制度が運用されている（平成13年4月から。それ以前は公文書公開制度〔昭和63年10月から〕）。

本条例は、県が行う諸活動を県民に説明する責務を全うし、県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図ることを目的としており、その主な内容は次のとおりである。

- ・ 行政文書の開示を請求する権利を規定し、原則公開の考え方で情報公開の仕組みが作られていること。
- ・ 行政文書とは職員が職務上作成・取得し

た文書、図画及び電磁的記録であって、組織的に用いるものとして保有しているものであり、これを開示請求の対象としていること。

- ・ 開示・不開示の決定は、原則として開示請求があった日から15日以内に行なければならないとしていること。
- ・ ①法令秘情報、②個人情報、③法人等情報、④犯罪予防等情報、⑤審議検討等情報及び⑥事務事業情報を不開示情報としていること。
- ・ 開示決定等に係る審査請求に対し裁決を行う場合に、千葉県情報公開審査会への諮問を原則として義務付けていること。
- ・ 県政情報を積極的に公表する制度の整備や情報提供施策の拡充を県の機関の義務としていること。

令和5年度の情報公開請求に対する決定件数は、千葉県では11,218件であり、このうち教育委員会に対するものは、1,852件（16.5%）であった。

なお、市町村の情報公開制度については、各市町村において条例が制定されている。

5 千葉県の個人情報保護制度

千葉県では、令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同日に個人情報の保護に関する法律施行条例が制定され、県の機関が保有する個人情報の保護が図られている（それ以前は千葉県個人情報保護条例〔平成5年10月から〕）。

同法の目的は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするものである。そのために同法は、行政機関による個人情報の収集、利用及び提供を制限し、また、行政機関に対する自己情報の開示請求権、訂正請求権及び利用停止等請求権を規定するとともに、不正な行為に対して罰則を設けており、同条例は同法の施行に必要な事項を定めている。

学校運営においては、非常に多数の個人情報を取り扱っているが、毎年度、複数の学校で個人情報の紛失事故が発生している。教員は、児童生徒や保護者の個人情報を取り扱う機会が多く、取扱いに慣れが生じやすいため、細心の注意が必要である。学校で講じる個人情報漏えい等に対する防止対策を厳守することが求められる。また、個人情報漏えい等に係る事案が発生した場合は、直ちに教育委員会の関連部署（千葉県教育委員会においては教育総務課危機管理班及び文書・情報室）に対し、報告を行う必要がある。

令和5年度の保有個人情報開示請求に対する決定件数は、千葉県では4,005件であり、このうち教育委員会に対するものは159件（4.0%）であった。

なお、市町村が保有する個人情報の保護については、各市町村において条例が制定されている。

《参考・引用文献》

- ・「千葉県職員のための個人情報保護ハンドブック」
千葉県総務部審査情報課 令和5年3月
- ・「個人情報保護の手引（改訂第六版）」
千葉県総務部審査情報課 平成30年4月
- ・令和5年度までの運用状況（情報公開）（個人情報保護）
千葉県ホームページ

第5章 接遇の心得

私たち「教員」という仕事は、児童生徒からは勿論のこと、保護者や地域の方々からの信頼や協力がなければ成り立たない仕事であることはいうまでもない。電話の応対一つ、身だしなみ一つ、結局は相手の誤解であったとしても、「学校の先生なのに」と非難されて信用を失墜しかねない。

私たちは、教育公務員としての自覚をもって、保護者・地域の方々等との信頼関係を築き、地域と共に歩む学校づくりに取り組む必要がある。

1 電話の応対[正確に、迅速に、丁寧に]

学校の職務の遂行上、電話の使用機会は多い。電話は相手の顔が見えないだけに、応対には十分な配慮が必要である。心構えとして、「相手の言いたいことを受けとめようとする気持ち」「相手にわかりやすく伝える工夫をすること」を忘れずに相手の身になって応対する事が大切である。

また、メールは、その利便性を考え、文字のみの伝達となることを考慮して使用することが大切である。

(1) 電話の受け方

ア 呼び出し音が鳴ったら直ぐに受話器を取る。

「おはようございます。(こんにちは。)〇〇学校の〇〇でございます。」(元気にはっきりと挨拶をする。受話器を取って、「もしもし」と話し始めるのは良くない。)ただし、名前を名乗るかは学校の実態による。

呼び出し音が3回以上鳴ったら「お待たせいたしました。」、5回以上なら「大変お待たせいたしました。」と一言入れる。

イ 先方の名前を確認し、相手にふさわしい挨拶をする。

「いつもお世話になっております。校長でございますね。少々お待ちください。」

電話を受けた教職員によくある失敗は敬語の誤用である。「校長先生は、学校にいらっしゃいますので、少々お待ちください。」ではなく、事項の職員の敬称は付けずに「校長は～」と言う。

ウ 相手の指名した教職員がすぐに出られない場合は、「用件を代わって受ける」「かけ直してもらおう」「折り返しこちらから電話する」等の対応が必要である。

*用件を代わって受ける会話の例

「〇〇は今、あいにく、授業中でございます。次の休み時間は〇〇時〇〇分からですが、いかがいたしましょうか。」

「私は2年担任の△△と申しますが、差し支えなければ、御用件をお伺いいたします。」

*相手にかけ直してもらおう会話の例

「〇〇は今、あいにく、授業中でございます。次の休み時間は〇〇時〇〇分からですので、大変申し訳ございませんが、その頃、もう一度、お電話をいただけないでしょうか。」

*折り返しこちらから電話する会話例

「〇〇は今、あいにく、授業中でございます。次の休み時間になりましたらこちらからお電話をさせます。」

「念のため、お電話番号をお教えいただけませんか。」

エ 用件を代わって聞く場合は、「5W 1H」(いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのように)で内容を確認し、必要によっては復唱する。

オ 次のような終わりの挨拶をして、先方が電話を切った後で、こちらが受話器を置くようにする。

「承知いたしました。」

「わざわざありがとうございました。」

「失礼いたします。」

(2) 電話のかけ方

ア 先方が出たら相手の確認

「おはようございます。〇〇様でいらっしゃいますか。」

イ こちらの学校、名前を名のる。

「〇〇学校の〇〇でございます。いつもお世話になっております。」

ウ 呼び出したい方を依頼する。

「おそれいます。〇〇様をお願いいたします。」

エ 呼び出したい方が電話に出たら、相手にふさわしい挨拶をする。

「お忙しいところお呼び立ていたしましたして申し訳ありません。」

オ 用件を話す。

「5W1H」の原則で簡潔に伝える。

カ 次のような終わりの挨拶をして、こちらが静かに受話器を置くようにする。

「それではよろしく願いいたします。」

「失礼いたします。」

2 来客応対

(1) 校内で来校者に出会ったら、「おはようございます。」「こんにちは。」などと元気に気持ちよく声をかける。

(2) 「どちらに御用ですか。」「どなたに御用ですか。」と来校者の学校訪問の目的を伺う。

学校の玄関は来校者には分かりにくいので、積極的に声をかけることを心がける。

(3) 来校者の用件を的確に把握して誠意をもって対応する。自分で対応が難しいと思った場合は、「しばらく、お待ちください。」と待っていただき、その間に上司や先輩の教職員に対処の仕方について指示を仰ぐようにする。

(4) 「わざわざ御足労いただきありがとうございます。ありがとうございました。」という気持ちでお見送りをする。玄関からお帰りになる来校者にしては、下足をそろえておくもよい。また、玄関のドアから来校者が出た途端、見送る側の教職員がいなくなってしまうのは、失礼にあたる。少しの間見送ることが必要である。

3 訪問のマナー

校務で家庭を訪問したり、行政機関や他の学校を訪問したりするときの留意点。

(1) 必ず訪問前にアポイントメントをとる。(訪問の目的、日時、訪問者、面談の所要時間など、あらかじめ相手に連絡しておくこと。)

(2) 約束時刻の5分前には指定の場所に到着し、身だしなみのチェックをする時間的余裕をもつ。ただし、早すぎる訪問は相手側にとって失礼にあたる。

(3) 玄関等で「〇〇学校の〇〇です。今日はお世話になります。」と、挨拶をする。

(4) 面談等は約束の時間内で終わらせる。

(5) 相手方に「お忙しいところ、どうもありがとうございました。」「失礼いたしました。」と、お礼の挨拶をして退室(退所)する。

4 身だしなみ

人との応対は、相手に接する前の身だしなみから始まっていると考えたい。普段からの心の準備、きちんとした服装、十分な仕事の知識、快適な職場環境、真摯な職務態度等の全てが、私たちの身だしなみであると捉えよう。特に服装については、「清潔」で「場に応じた服装」が基本である。自分自身で、日々、確認することが大切である。

第Ⅱ編

充実した教育活動のために

第1章 教育活動の意義

1 〈教育〉という営為

〈教育〉：educationという言葉はラテン語 educere で「引き出す」という言葉を語源とするが、〈教育〉という営為は、そもそもどんなことをすることなのだろうか。

これについて、例えば、「人を人にする事」（大田堯）、「子供の持っている無限の可能性を引き出し、形にして、そのことによって子供の成長を助けること」（斎藤喜博）、「人間をつくること」（ルソー）など様々な解釈がある。教育基本法では、教育の目的を「人格の完成」と「平和的で民主的な国家及び社会の形成者の育成」と規定している（第1条）。このように、〈教育〉についての様々な解釈がある中で、共通していえることは、もともと自分一人では生命を維持することができない生物であるヒトを、大人たちは一人の独立した人間に育てることで人類の歴史を作ってきたということではないだろうか。

2 学校という制度

〈学校〉は一つの社会制度である。これまでの日本の学校教育の歴史から、その時世の社会的・時代的背景等の影響を受けていたことがわかる。

明治5年（1872年）の学制によって日本の近代学校制度がスタートした。

大正デモクラシー期には一部の地区や学校では自学中心の学習など、自主的な教育運動が展開されたが、昭和16年（1941年）から国民学校令が施行され、小学校が国民学校と呼ばれるようになった。

学校教育の内容の方向性を示す学習指導要領は昭和22年（1947年）に「一般編・試案」として発行され、その後、ほぼ10年毎に改訂されている。

3 今、学校教育に求められるもの

現行学習指導要領は、平成29年（2017年）から順次改訂が公示され、令和6年（2024年）に高等学校まで完全実施に至った。これまで大切にされてきた、子供たちの「生きる力」を育むという目標に変わりはないが、一方で、社会の変化を見据え、新たな学びへと進化を目指すものとなっている。改訂のポイントの一つである「知識の理解の質を高め資質・能力を育む『主体的・対話的で深い学び』」については、その趣旨を十分に理解することが求められている

令和5年（2023年）に第4期教育振興基本計画が閣議決定され、今後5年間の教育政策の方針が示された。そのコンセプトは「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」である。予測困難な時代、価値観が多様化する社会を生きていく子供たちのために、「今、学校教育に求められているものは何か」を常に考え、教育実践していくことが大切である。

〈参考・引用文献〉

- ・生涯学習審議会「学習の成果を幅広く生かす—生涯学習の成果を生かすための方策について—」（答申）平成10年中央教育審議会「新しい時代を拓く心育てるために」（答申）平成10年
- ・中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教員の在り方について」（2次答申）平成9年
- ・中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教員の在り方について」（2次答申）平成8年
- ・中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」（答申）平成20年2月
- ・幼稚園教育要領 文部科学省 平成29年3月
- ・小学校学習指導要領 文部科学省 平成29年3月
- ・中学校学習指導要領 文部科学省 平成29年3月
- ・特別支援学校学習指導要領等 文部科学省 平成29年4月
- ・高等学校学習指導要領 文部科学省 平成30年3月
- ・第4期教育振興基本計画 文部科学省 令和5年6月
- ・図解・表解 教育法規 教育開発研究所 令和6年

第2章 教育課程

1 教育課程の意義

教育課程の意義については、様々なとらえ方があるが、文部科学省「高等学校学習指導要領解説総則編」(平成30年7月)によれば、次のとおりである。

学校において編成する教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。

学校において編成する教育課程をこのようにとらえた場合、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素となる。

(1) 学校の教育目標の設定

学校教育の目的や目標は教育基本法及び学校教育法に示されており、各学校において学校の教育目標を設定するに当たっては、法律で定められている教育の目的や目標などを基盤としながら、地域や学校の実態に即した教育目標を設定する必要がある。

各学校において、学校の教育目標を設定するに当たっては、これらを基盤としながら、地域や学校の実態等に即した具体性のある目標を設定する必要がある。

(2) 指導内容の組織

各学校における具体的な指導内容については、学校教育法施行規則及び学習指導要領に各教科・科目等の種類やそれぞれの目標、指導内容等についての基準を示している。各学校においては、これらの基準に従うとともに地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階と特性等を考慮して、指導内容を選択し組織する必要がある。

(3) 授業時数の配当

授業時数は、教育の内容との関連において定められるべきものであるが、学校教育は一定の時間内において行わなければならないので、その配当は教育課程の編成上重要な要素になってくる。

高等学校の各教科・科目は、小・中学校の各教科のように、標準授業時数が学校教育法施行規則に定められているのではなく、単位制を採用して、1単位の算定に必要な一定の単位時間数、すなわち1単位当たりの授業時数を定めている。したがって、高等学校の各教科・科目は、その標準単位数等に基づいて、具体的な単位数を配当することが授業時数を定めることにほかならない。

2 教育課程の編成

(1) 教育課程の編成の主体

教育課程の編成主体については、高等学校学習指導要領総則第1款の1において「各学校においては、……適切な教育課程を編成するものとし」と示している。また、「創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する」ことが示され、教育課程編成における学校の主体性を発揮する必要性が強調されている。

学校において教育課程を編成するという事は、学校教育法において「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」(同法第62条の規定により高等学校に準用される第37条第4項)と規定されていることから、学校の長たる校長が責任者となって編成するという事である。これは権限と責任の所在を示したものであり、学校は組織体であるから、教育課程の編成作業は、当然ながら全教職員の協力の下に行わなければならない。「総合的な探究の時間」をはじめとして、創意工夫を生かした教育課程を各

学校で編成することが求められており、教科や学年等の枠を超えて教師同士が連携協力することがますます重要になっている。

(2) 教育課程の編成の原則

ア 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと

学校において編成される教育課程については、公教育の立場から教育基本法及び学校教育法その他の法令により種々の定めがなされているので、これらの法令に従って編成しなければならない。

この「教育基本法及び学校教育法その他の法令」とは、教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等である。

教育課程は、地域や学校の実態、課程や学科の特色及び生徒の心身の発達の段階や特性等を考慮し、教師の創意工夫を生かして学校が編成するものである。教育課程の基準もその点に配慮して定められているので、教育課程の編成に当たっては、法令や学習指導要領の内容について十分理解するとともに創意工夫を生かし、学校の特色を生かした教育課程を編成することが大切である。

イ 生徒の人間として調和のとれた育成を目指すこと

高等学校学習指導要領総則第1款の1には、「各学校においては、……生徒の人間として調和のとれた育成を目指すし、生徒の心身の発達の段階や特性等、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うもの

とする。」とあり、「生徒の人間として調和のとれた育成を目指す」ということは、まさに学校教育の目的そのものであって、教育課程の編成もそれを目指して行わなければならない。

ウ 生徒の心身の発達の段階及び特性等を十分考慮すること

「各学校においては、…生徒の心身の発達の段階や特性等…を十分考慮して、適切な教育課程を編成する」ことについては、各学校において教育課程を編成する場合には、生徒の調和のとれた発達を図るという観点から、生徒の発達の段階と特性等を十分把握して、これを教育課程の編成に反映させることが必要であるということを強調している。

エ 課程や学科の特色を十分考慮すること

「各学校においては、…課程や学科の特色…を十分考慮して、適切な教育課程を編成する」ことについて、ここでいう「課程」とは、全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程並びに学年による教育課程の区分を設けるいわゆる学年制の課程及びその区分を設けない単位制による課程のことであり、「学科」とは、普通科、専門学科（農業科、工業科、商業科、理数科等）及び総合学科のことである。

オ 学校や地域の実態を十分考慮すること

「各学校においては、…学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成する」ことについて、学校や地域の実態を考慮するということは、各学校において教育課程を編成する場合には、学校や地域の実態を的確に把握し、生徒の人間としての調和のとれた発達を図るという観点から、それを学校の教育目標の設定、指導内容の選

択や組織、あるいは授業時数の設定等に十分反映させる必要があるということである。

(3) 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次のアからウまでに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。(高等学校学習指導要領第1章総則第1款の2)

- ア 基礎的・基本的な知識及び技能(技術)を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。
- イ 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。
- ウ 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。

3 学習指導要領

(1) 学習指導要領の意義

学習指導要領は、学校教育法第52条を受けた学校教育法施行規則第84条において「高等学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示す

る高等学校学習指導要領によるものとする。」と示しているように、法令上の根拠に基づいて定められているものである。したがって、学習指導要領は、国が定めた教育課程の基準であり、各学校における教育課程の編成及び実施に当たって基準として従わなければならないものである。

昭和22年に文部省(当時)から試案が出されて以来、今日まで昭和26年、31年、35年、45年、53年、平成元年、11年、21年、30年の9回にわたって改訂が行われた。

(2) 改訂の基本方針

平成30年3月の改訂は、平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行われた。

ア 今回の改訂の基本的な考え方

(ア) 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。

(イ) 知識及び技能(技術)の習得と思考力、判断力、表現力等の育成とのバランスを重視する平成21年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。

(ロ) 道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

イ 育成を目指す資質・能力の明確化
今回の改訂では、知・徳・体にわた

る「生きる力」を生徒に育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標や内容を「知識及び技能（技術）」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理された。

ウ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

今回の改訂では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることを示した。その際、以下の点に留意して取り組むことが重要である。

(ア) 授業の方法や技術改善のみを意図するのではなく、生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進めるものであること。

(イ) 各教科等において通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼とするものであること。

(ウ) 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、生徒が考える場面と教師が教える場面とをどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものであること。

(エ) 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になる。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考して

いくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。

(オ) 基礎的・基本的な知識及び技能（技術）の習得に課題がある場合には、それを身に付けさせるために、生徒の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、確実な習得を図ることを重視すること。

エ 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

各学校において、教科等の目標や内容を見通し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のために教科等横断的な学習を充実することや、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して行うことを求めている。さらに、これらの取組の実現のために、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることを求めている。

オ 教育内容の主な改善事項

このほか、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、外国語教育の充実、職業教育の充実などについて、総則や各教科・科目等（各教科・科目、総合的な探究の時

間及び特別活動をいう。)において、その特質に応じて内容やその取扱いの充実を図った。

(3) 学習指導要領の要点

ア 高等学校教育の基本

- (ア) 教育基本法及び学校教育法その他の法令等に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階や特性、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。
- (イ) 学校の教育活動を進めるに当たっては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次に掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。
- a 基礎的・基本的な知識及び技能(技術)を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。
- b 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。
- c 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努める

こと。

- (ウ) 生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体及び各教科・科目等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしなが、教育活動の充実を図るものとする。その際、生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。
- a 知識及び技能(技術)が習得されるようにすること。
- b 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
- c 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。
- (エ) 学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。
- (オ) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと等、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと(カリキュラム・マネジメント)に努めるものとする。
- イ 卒業までに履修させる単位数
卒業までに履修させる各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数の合計は、74単位以上としている。
- ウ 各教科・科目の履修等
- (ア) 必履修教科・科目
国語、地理歴史、公民、数学、

保健体育、外国語及び情報の各教科については、選択的な履修を認めるのではなく、全ての高校生が共通に履修する共通必修科目を設けることで、高等学校の教育課程の共通性を高めることとした。具体的には、「現代の国語」、「言語文化」、「地理総合」、「歴史総合」、「公共」、「数学Ⅰ」、「体育」、「保健」、「英語コミュニケーションⅠ」及び「情報Ⅰ」を共通必修科目として設けている。

なお、理科については、物理、化学、生物、地学の4領域の中から3領域以上を学ぶという理念の下、生徒の特性等に応じた科目履修の柔軟性を確保する観点から、「科学と人間生活」、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」のうちから2科目（「科学と人間生活」を含む。）又は、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」のうちから3科目を履修することとしている。また、芸術については、「音楽Ⅰ」、「美術Ⅰ」、「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目を履修することとし、家庭については、「家庭基礎」及び「家庭総合」のうちから1科目を履修することとしている。

(イ) 専門学科における各教科・科目の履修

専門学科における専門教科・科目の必修単位数は、25単位以上としている。

エ 各教科・科目、特別活動及び総合的な探究の時間の授業時数等

各学校が創意工夫を生かした指導計画や時間割を編成することができるよう、授業時数の運用等について一層の弾力化を図る。

(7) 年間授業週数

年間授業週数については、1単位時間50分の場合は、35週にわたって行うことを標準とし、必要がある場合には特定の学期又は期間に行うことができる。

(イ) 週当たり授業時数

全日制の課程における週当たりの標準授業時数は、30単位時間としているが、必要がある場合にはこれを増加することができる。

(ウ) 授業の1単位時間

各教科・科目等の1単位時間は、各学校において、各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して、各学校において定めること。

単位の計算は、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位とすることを標準とすること。

なお、10分間程度の短い時間を活用して特定の各教科・科目の指導を行う場合において、当該各教科・科目を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等の責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目の授業時数に含めることができる。

オ 教育課程の実施

(7) 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主體的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

(イ) 言語能力の育成を図るため、各学校において必要な言語環境を整えとともに、国語科を要しつつ各教科・科目等の特質に応じて、生徒の言語活動を充実すること。

(ウ) 情報活用能力の育成を図るため各学校において、コンピュータや

情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。

- (エ) 生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。
- (オ) 生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科・科目等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。
- (カ) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。

カ 道徳教育に関する配慮事項

- (ア) 各学校においては、道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。
- (イ) 道徳教育を進めるに当たっては中学校までの特別の教科である道徳の学習等を通じて深めた、主として自分自身、人との関わり、集団や社会との関わり、生命や自然、崇高なものとの関わりに関する道徳的諸価値についての理解を基に

しながら、様々な体験や思索の機会等を通して、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう留意すること。

- (ウ) 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるととともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。
- (エ) 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深めること。

キ 単位の修得及び卒業の認定

卒業までに修得させる各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数の合計は、履修させる単位数の合計と同じく74単位以上としている。

4 千葉県県立高等学校の教育課程編成方針

(1) 教育課程編成の基本的事項

各学校においては、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階や特性、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする。

(2) 各教科・科目の履修

ア 各学科に共通する各教科・科目及び総合的な探究の時間の履修並びに単位数

- (ア) 各学科に共通する必履修教科・科目
全ての生徒に履修させる各教科・科目(必履修教科・科目)の単

位数は、標準単位数として示された単位数を下らないこと。特に必要がある場合は、特定の教科の必履修科目についてそれぞれ単位数の一部を減じることができる。

(イ) 総合的な探究の時間

総合的な探究の時間については、全ての生徒に履修させるものとし、その単位数は、標準単位数として示された単位数の下限を下らないこと。

職業教育を主とする専門学科において、課題研究等の履修をもって、総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替える場合は、資料を添えて教育委員会に届け出ること。

(ウ) 必履修教科・科目及び総合的な探究の時間以外の各学科に共通する教科・科目について、各学校において生徒に履修させる教科・科目の単位数は、標準単位数として示された単位数を下らないこと。

イ 専門学科における各教科・科目の履修

(ア) 専門学科における各教科・科目の標準単位数

主として専門学科において開設される各教科・科目の標準単位数は県が定めた標準単位数の下限を下らないこと。

(イ) 専門学科の必履修教科・科目の代替

専門学科において、専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替える場合は、県教育委員会と協議すること。

(ウ) 課題研究等の代替

職業教育を主とする学科において、課題研究等の履修をもって、

総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替える場合は県教育委員会に届け出ること。

ウ 学校設定科目、学校設定教科

学校設定科目及び学校設定教科・当該教科に関する科目を各学校で設ける場合は、その名称、目標等について、県教育委員会と協議すること。

(3) 授業時数等

ア 各教科・科目及びホームルーム活動等のそれぞれの授業の1単位時間は50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。

イ 週当たりの授業時数は、全日制の課程においては30単位時間を、定時制の課程においては20単位時間を標準とし、原則としてこれを減じることとはできない。

ウ 全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、授業時数の確保に配慮して、各学校で適切に定めること。

(4) 単位の修得及び卒業の認定

ア 次の場合は、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

(ア) 特定の学期又は期間に集中して授業を行う場合

(イ) あらかじめ計画して、各教科・科目の内容を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導する場合

(ウ) 履修した年度において教科・科目等の単位の修得が認められなかったが、翌年度十分な指導を行い、その成果が、教科・科目等のねらいからみて満足できると認められる場合

イ 卒業までに履修させる各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位数の

合計は、74単位以上とし、各学校において適切に定め、県教育委員会に届け出ること。

ウ 卒業までに修得させる各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位数の合計は、74単位以上とし、各学校において適切に定め、県教育委員会に届け出ること。

(5) 教育課程の弾力的運用

ア 転・編入生徒等の各教科・科目の履修や単位認定については、当該生徒の状況を十分考慮して可能な限り弾力的に扱うこと。

イ 各学年の修了の認定については、単位制が併用されていることを踏まえ、卒業の見込み等について十分に配慮して、弾力的に扱うこと。

(6) 教育課程編成上の配慮事項

教育課程の編成に当たっては、生徒の特性、進路等に応じて適切な各教科・科目の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮すること。

(7) 指導計画の作成上の配慮事項

ア 各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動については、各学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成すること。

イ 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の全体計画については、「県立高等学校道徳教育の全体計画作成及び提出要項」に基づいて作成し、県教育委員会に届け出ること。

5 学力観と評価観

各学校の教育課程編成と教育計画作成に当たっては、あらゆる教育活動に学力観と評価観を位置付ける。

(1) 学力観

今日の学力観は学習指導要領の総則の中に「豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体及び各教科・科目等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実を図るものとする。その際、生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。(1) 知識及び技能が習得されるようにすること。(2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。(3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。」(第1章総則第1款3)と示されている。

そして、これらの(1)から(3)に示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこととされている。

激しい変化が予想されるこれからの社会において、社会の変化を見通しつつ、これに柔軟に対応し、主体的、創造的に生きていくことができる資質を養うことを学校教育において重視する必要がある。

このようなことから、各教科等において体験的な学習の充実を図る中で育てたい資質や能力は、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等などであるといえよう。

(2) 評価観

学習指導における評価においては、指導の成果だけではなく、指導の過程における児童生徒の学習に対する努力や意欲などを評価し、児童生徒の学習意欲の向上に生かすようにすることが大切である。その際、他者との比較ではなく児童生徒一人一人がもつよい点や可能性など多様な側面、進歩の様子などを把握する個人内評価の視点を大切にすることが重要である。

また、評価については、指導の改善に生かすという視点を一層重視することが大切であり、評価を通じて、教師が指導の過程や方法について反省し、より効果的な指導が行えるよう指導の在り方について工夫改善を図っていくことが必要である。

6 教科書等

(1) 教科書の性格

学校では教科書を使用する義務があり、それは文部科学省検定済み、又は、文部科学省著作のものに限られている。

ア 主たる教材

「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項において、「『教科書』とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であり、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。」と定義されている。教科書は各教科・科目の指導を行うに当たり、必要不可欠な、しかも主要な教材として使用される図書であり、副読本等の補助教材とは区別される。

イ 使用の義務

「学校教育法」第34条第1項「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。」（同法第62条により高等学校に準用）に基づき「高等学校においても教師は教科書を使用する義務がある。」（昭和58年12月24日福岡高裁判決）とされている。

(2) 教科書の検定

ア 教科書検定制度の趣旨

民間の著作物について、「教科の主たる教材」としての教科書にふさわしいか否かの公的判断を下し、検定に合格したもののみ、学校での使用が認められることになっている。

イ 検定の必要性

公教育に対する要請は、教育の機会均等の確保、教育水準の維持向上、適切な教育内容の保障等である。これにこたえるためにも、教科書に対する厳正的確な内容の吟味が必要である。そして、その内容は、「学習指導要領」の趣旨と合致していることが求められている。そのためにも公的な措置が必要な限度において講じられ、偏りのない教科書としなければならない。

(3) 教科書の採択・選定

ア 採択の権限

教科書の採択の権限は、公立学校の場合、その学校を設置する教育委員会に属する（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号）。

本県では、「県立高等学校管理規則」第15条において、「校長の選定に基づき教育委員会が採択するものとする。」と定められている。

イ 選定の適正化

教科書は、すべて文部科学省が作成し送付する「高等学校用教科書目録」に登載されているものの中から選ぶ。このことは文部科学省から毎年通知される（学校教育法第34条第1項。教科書の発行に関する臨時措置法第6条第1項・第2項参照）。ただし、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作権を有する教科用図書のない場合を除く（学校教育法施行規則第89条参照）。

(ア) 教科書選定の重要性

教科書は、教科の主たる教材として学校で使用しなければならないものであるから、これが生徒の実態に適合しない場合には、学力低下、学習意欲減退等を招きかねないため、選定に際し、慎重な検討がなされなければならない。

(イ) 教科書選定上の留意点

教科書は、全ての生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たしている主たる教材である。その採択については、教育委員会が権限を有しているものの、各学校における選定を受けて、県教育委員会が採択をしているものであり、各学校が綿密な調査研究を踏まえた上で、教科会及び教科書選定委員会等における十分な検討を経て、最終的に校長により適切に選定することが必要であるとともに、保護者や県民に対する説明責任を果たすことが重要である。

校長の指示の下、教科書選定の案を作成するに当たっては、発行者から送付された見本本や、教科書展示会、教科書センター、その他の資料を活用して、それぞれの

教科書の内容等を比較検討し、生徒の実態に即したものを選ばなければならない。その際、教科担当者内における理解と合意を得ることが大切である。

また、利害関係の有無にかかわらず、教科書の編著作等に関わった者が当該教科書の選定に関わらないことはもとより、一般社団法人教科書協会が自主規範として定めた「教科書発行者行動規範」について、教員側も十分承知しておく必要がある、教科書採択の公正性・透明性の確保に努めることが重要である。

(ウ) 教科書展示会

教科書展示会は、「教科書の発行に関する臨時措置法」第5条の規定に従い、各都道府県教育委員会が開き、教科書の見本を展示し、次年度使用教科書の適正な採択に資することを目的としているので、十分活用されなければならない。

本県の教科書展示会は、各教科書センターにおいて、6月から7月までの期間内で14日間開催される。

(エ) 教科書センター

教科書センターは、教科書を常時展示することによって、教科書に関する研究がいつでもできる場として設けられる施設である。

ウ 採択の公正確保

教科書の採択は、純粹にその内容の検討のみで行うものであり、いやしくも、教科書発行者の勧誘、宣伝行為による影響によって左右されるべきものではない。

この趣旨から、「不公正な取引方法」等により、教科書採択にかかわる諸規

制措置が講じられている。

エ 準教科書の使用

教科書の発行されていない教科又は科目については、学校教育法施行規則第89条の規定に基づき、教科書に準じた教科用図書（準教科書）を使用することができる（県立高等学校管理規則第16条第1項）。その場合校長は、「実物1部を添えて、使用しようとする日前30日までに教育委員会の承認を受けるものとする。」（同規則同条第2項）。

(4) 教科書以外の教材

教科書、準教科書以外でも、指導効果の向上のために「有益適切なもの」は、教材として使用することができる（学校教育法第34条第4項）。いわゆる補助教材であり、副読本・解説書・年表等が考えられる。

補助教材の使用に当たっては、教科書と十分な関連性を持たせるとともに、保護者の経済的負担について特に考慮する必要がある。なお、教材の使用に関し必要な事項については、校長が定めることになっている（県立高等学校管理規則第17条）。

《参考・引用文献》

- ・教育課程審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校並びに養護学校の教育課程の基準の改善について」（答申）平成10年
- ・『小学校教育課程の展開』千葉県教育委員会平成24年
- ・『中学校教育課程の展開』千葉県教育委員会平成25年
- ・小学校学習指導要領文部科学省平成29年3月
- ・中学校学習指導要領文部科学省平成29年3月
- ・高等学校学習指導要領文部科学省平成30年3月
- ・高等学校学習指導要領解説総則編文部科学省平成30年7月
- ・「千葉県県立高等学校の教育課程の編成方針」千葉県教育委員会（平成31年3月）
- ・学校教育指導の指針千葉県教育委員会
- ・「平成26年改訂版教科書実務ハンドブック」教科書法令研究会平成26年

第3章 教科等の指導

1 学習指導の基本事項

- 学習指導は学校での教育活動の中心であり、適切に学習指導を行うことは教師の大切な任務である。
- 学習指導は、生徒の成長を保障するものでなければならない。生きて働く知識を獲得させ、思考力、判断力、表現力など総合的な学力を身に付けさせたい。
- 指導計画・指導方法・評価などの工夫改善に努め、効果的な指導を行う必要がある。
- 個に応じた指導と基礎的・基本的な事項を確実に身に付けさせる指導、認知心理過程を考慮した指導等を工夫するとともに、楽しく充実した授業が行われるように心掛けたい。
- グローバル化、少子高齢化など社会の変化に対応した学習を展開するようにしたい。特に、自己教育力の育成は生涯学習の観点からも重要である。

(1) 学習指導の意義

21世紀を迎えて、学校教育は大きな転換期を迎えている。教育の役割が、現在の社会の要請にこたえ、未来を担う人材を育成することにあるならば、社会の変化とともに教育も大きく変わることが要求されるのである。

今までは、学習は「知識及び技能」の習得が中心で、先人の文化遺産等を吸収することだけで終わってしまう傾向が見られたが、時代の変化とともに望ましい学習指導の在り方も変わってきた。それは、思考力・表現力を備え、判断力があり、個性を發揮できる人、自己教育力のある人材の育成である。

これからの教育においては、生徒が進んで課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断したり、表現したりして、その課題を解決することのできる資質や能力

の育成を重視する学習指導が求められている。

(2) 個に応じた指導

学習の中心に生徒を置いて指導を進めようとするときに、まず考えることは生徒の実態である。

学校には、様々な生徒がいる。

この事実から学習指導は出発しなくてはならない。生育条件や生活環境による様々な違いがある。個性や能力によって学習の在り方は変わっていくべきであるが、これまで実際には一斉指導による画一化された授業が多く行われてきた。前述したような思考力、判断力、表現力などを育成するためには、そのような授業では不十分である。

そのためには、目標・内容を個に対応させたり、学習方法を個に対応させたりして、様々な学習形態を採用するなど、その状況に応じて工夫をするべきである。

(3) 充実した「分かる」授業

学習指導は、生徒が分かることが何よりも大切であり、授業中に充実感を持つようにさせることが重要である。

充実感を持つことにより、知識及び理解などの認知面についての学習効果も期待できる。

また、態度や意欲などの情意面も育てることができる。

以下、充実した授業のための留意点を挙げる。

- ア ねらいや課題を明確に自覚させる。
- イ 学習の方法を理解させる。
- ウ 創造性を發揮させる。
- エ 応用・発展ができるようにする。
- オ 実感が伴うように配慮する。

(4) 基礎的・基本的な内容の重視

教育課程の基準の改善のねらいの一つとして「国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を重視し、個性を生かす教育

の充実を図ること」と述べられている。ここで、個性化の視点とともに、基礎的・基本的な内容の重視が併記されていることに注意したい。

基礎・基本とは、次のようなものである。

- ア 生きて働く最小限の知識及び技能
- イ 人間としての在り方生き方の姿勢に関わる関心・意欲・態度

学習指導にとって基礎・基本は指導の要になるものである。その事柄が身に付かなければ、次の段階に発展していけないものである。また、国民として身に付けたい最小限度の内容を含むものである。

(5) 自己教育力の育成

生涯学習体系の確立が求められる中で、これからの学校教育は、生涯学習の基礎を培うものとして、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視する必要がある、そのために、自己教育力の育成が望まれている。

自己教育力を育成するための課題として、次の3点が挙げられる。

- ア 学習意欲と意志の形成
- イ 学習の仕方の習得
- ウ 生き方の研究

それぞれの課題ごとに内容を見てみよう。

ア 学習意欲と意志の形成

学習意欲と意志の形成として、次のような点が重要である。

- (ア) 学習課題は分かりやすく、やる気を起こさせるものであること。
- (イ) 生徒一人一人の主体的活動を促すよう、指導・活動計画を立てること。
- (ウ) 生徒の能力・適性に合ったものであること。
- (エ) 動機付けが十分なされていること。

イ 学習の仕方の習得

心理学的な研究から、次のような方法がある。

(ア) 模倣・モデリング：はじめは、人のやっているよいと思われる方法をまねる。自分なりによいと思う方法を身に付ける。

(イ) 条件付け：学習しようという意欲を生むように条件付けて取り組む。

(ウ) 知的理解：自分で学習の方法としてこうしたらよいと思われる方法を行う。

(エ) 意図的形成：学ぶ方法・技能が身に付くまで計画的、持続的に繰り返し行う。

学習の動機と、学習し続ける意志を持ち続けることが必要である。

ウ 生き方の探究

社会が変化し、必要な知識や技能はますます増加し学校教育だけでは対応できなくなり、絶えず新しく学び続けることが要求される。

高齢社会の到来により、余暇の過ごし方など、人間としてのライフスタイルが問われるようになった。主体的に学び続ける意志・意欲を持ちながら学習していくことが求められている。

2 学習指導計画の作成

教育課程を具体化した教育計画が学習指導計画である。すなわち、学習指導計画は各教科・科目の指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導時間の配分、評価規準等を定めたものである。一般的に学習指導計画には、年度ごと、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元、教材、主題ごとなど、各種のものがある。

(1) 作成方法

学習指導計画を作成するには、次のような手順が考えられる。

- ア 指導目標を定め、指導内容を選択する。
- イ 指導に要する総時間数や、学習内容ごとの指導時間数を決める。
- ウ 主な学習活動や学習形態を決める。
- エ 各指導段階の教具や教材を決める。

オ 評価の項目とその観点及び評価方法を定める。

学習指導を進める上で、学習指導要領に定められた各教科・科目の目標を達成するために年間を見据えた綿密な指導計画を作成しなければならない。

(2) 作成上の留意事項

ア 担当する教師全員で作成する。

教師によって指導内容が大きく異なることは、生徒に無用な混乱を生じさせ、教師に対する不信の念を生んだりするおそれがある。担当者は十分意見を交わして、共通理解の上に立った指導計画を作成することが大切である。教師はそれぞれ個性を持ち、それぞれ得意とする分野や領域が異なることがあり、それだけに衆知を集めることによって優れた指導計画を作成することができる。

イ 基礎的な事項と発展的な事項とを明確にする。

学習指導要領の目標・内容を解説その他でよく理解し、かつ、各社の教科書等をよく調べ、基本的な事項と発展的な事項とを明確にし、重要性の高い順に指導計画に位置付ける。

ウ 個に応じた指導を重視する。

興味・関心、発達の段階、思考の仕方、学習の速さ、学習課題についての予備知識など、生徒一人一人に特性があるのが普通である。画一的な指導だけでは一部の生徒にしか対応できない。学習内容をよりよく定着させるには、個に応じた指導が重視され工夫されなければならない。

授業における個に応じた指導は、机間指導による個別支援の場、質問を受ける時間、教師から生徒に対する発問、レポートなどを効果的に設定することにより行うことができる。また、それらや試験の結果を検討し、個々の生徒の学習内容の習熟の程度や意欲を把握

し、授業のねらいが個々の生徒にとって適当かどうかを常に判断しながら学習者主体の授業設計をしなければならない。

このほか、学習指導計画の作成上の留意事項としては、次のようなことが挙げられる。

- ・教材を精選し、授業時数の配分を検討する。
- ・生徒の学習への動機づけを工夫する。
- ・社会、自然及び日常生活との関連を図る。
- ・学校行事との関連を図る。
- ・教材、教具の適切な活用を図る。
- ・生徒の実態に適合するよう配慮する。
- ・従前の学習指導の反省・課題を踏まえる。

3 教材研究の進め方

先に述べた学習指導計画に基づき、指導前に教材研究を行う。教材研究が十分でないといふ授業は創造できない。

(1) 教材の精選・構造化

教材の精選とは、教材を吟味し、選り抜くことである。構造化とは、ある教材の内容を中心的な内容と補助的な内容とに分け、その相互の関係を明確にし、教材の内容を再編成することである。

教材の精選・構造化を行うには、その単元において何が最も重要で基本的なものか、次に重要なものは何であるか、何が補助的な要素であるか、それらの間にどのような有機的な関連があるかを見きわめる必要がある。

次に、具体的な指導に当たって、どのような活動、内容、資料を取り上げ、それをどのように配列したらよいか検討する。

(2) 教材の開発

教材は学習の目標を達成するための素材であり、学習指導を進める上で欠くことができないものである。教科書は主たる教材として学習指導要領に準拠して作られ

ているが、「教科書を」でなく、「教科書で」教える立場に立ち、教師は専門職として指導目標を達成するために、より適した教材を開発する努力を惜しまないようにしたい。

ア 教材開発の視点

(ア) 目標分析と指導内容の具体化

目標を分析して、どうすれば目標が達成できるか具体的な教材を選び、構成を考える。

(イ) 生徒の興味・関心

生徒が意欲的に学習に取り組めるように、身近な素材を利用したり、作業活動により理解を深められる教材を工夫したりして、日常生活との関連を持たせる。身近な素材とは、物理的に生徒の手に届くものという意味だけでなく、生徒に真実感、切実感、親近感を持たせ、指導効果を上げやすい素材のことである。特に地域の特性、学校の特色を生かした教材は効果的である。

(ウ) 多様性への対応

生徒一人一人のよさや可能性を生かし、豊かにするという観点に立ち、教材を吟味して選択したり開発したりすることが必要である。

イ 教材化の手順および配慮事項

(ア) 指導の目標・内容の位置付けを明確にする。

(イ) 素材についての情報を集め、集めた情報の記録を整理・集積する。

(ウ) 素材を選択する。選択する視点には、次のようなものがある。

- ・生徒の生活場面や思考、経験に密着し、身近に観察したり、操作したり、資料化したりできるもの。
- ・生徒の能力、実態にあったもの。
- ・その素材をめぐる多様な学習活動が行えるもの。

ウ 教材の提示の方法

教材開発は内容だけでなく、効果的な提示方法も考える必要がある。

(ア) 印刷教材（資料プリント、参考書問題集、新聞、写真等）

(イ) ICT（BYOD、タブレット等）・視聴覚教材（プレゼンテーションソフト、クラウドサービス（Teams等）、ネット上のデジタルコンテンツ、DVD、CD等）

(ウ) 展示物（標本、掛図、観察実験器具等）

（注）著作権には充分留意すること。

4 学習指導案の作成

(1) 学習指導案の意味と役割

何事にも詳細な計画が必要であり、学習指導も同様である。一般的には1単位時間の授業の実施計画が学習指導案である。

学習指導案は、略案と細案とに分けられる。略案は指導の要点を簡単に記したもの、細案は1単位時間の授業展開を詳細に記したものである。授業研究や研修のための授業では細案が用いられる。

(2) 学習指導案作成上の留意点

ア 教材として取り上げられている事実の学問的意義を理解し、知識の整理をして、その前後の教材との関連を調べるなど、教材研究を十分行う。

イ その教材に関する生徒の予備知識の程度など生徒の実態を事前に十分把握する。

ウ 1単位時間内の指導の目標・内容をしぼり、確実な定着をねらう。

エ 生徒の学習活動を中心に構成し、単位時間の流れをはっきりさせる。

オ 教師の指導事項を、具体的に時間の経過とともに記載し、生徒の動きやつまづきを予測し、その対策を立てる。

カ よい動機付け、よい発問、工夫された板書を考える。

キ 補助教材（視聴覚教材など）の活用の

場を綿密に位置付ける。

ク 生徒の個々の特性への配慮が読みとれる具体的で温かみのあるものにする。

ケ 生徒の興味・関心などの情意面についても十分な配慮をする。

(3) 学習指導案の一例（令和4年度～）

学習指導案		教科共通テーマ	
千葉県立〇〇高等学校 〇〇科 氏名			
1	日時	令和 年 月 日	曜日 限
2	場所		
3	学級	年 組	
4	科目		
5	単元名		
6	教科名		
7	内容のまとめ		
8	単元の目標		
	(1)		
	(2)		
	(3)		
9	本単元における言語活動		
10	単元の評価規準		
	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
11	指導と評価の計画		
次	主たる学習活動	評価する内容	評価方法
1			
2			
3			
4			
12	本時の内容		
時間	学習活動	指導上の留意点	評価方法

(4) 学習指導案の活用

ア 授業中に点検する。

授業中に活用しつつ、必要な場合は点検し、微調整する。

イ 授業後に点検・検証する。

教材研究についての検討、生徒の反応の分析、目標の達成度などについての評価等を行い、今後の指導の改善に資する。

5 学習指導の展開

(1) 学習課題

生徒が意欲的で能動的な学習活動を展開するには、学習課題が生徒にとって分かりやすいものとして提示されなければならない。そのような学習課題の設定に当たっては、主として、次の3点に配慮する必要がある。

ア 知識・能力・態度等を身に付けさせるための生徒自身の思考や活動を引き出せるような課題であること。

イ 生徒自身が自己の問題として受け入れ、その解決に意欲的・積極的に取り組めるものであること。

ウ 生徒にとって努力すれば解決可能な課題であること。

いずれにしても、学習課題は生徒の興味・関心・過去の経験、知識や能力の発達水準等を考慮することが大切である。また学習指導要領に明記された、生徒の言語活動の充実と学習習慣確立にも配慮しなければならない。

(2) 学習指導過程

生徒の理解が深まり、認識が高まるように目標に沿って教材を組織立て、構造化したものが学習指導過程である。

学習指導過程は一つの定型があるわけではなく、多種多様である。

千葉県では独自の授業モデルである、「『思考し、表現する力』を高める実践モデルプログラム」の活用を推進している。

ア 見いだす

今までの学習内容や提示された資料等を基に疑問をもち、本単元（本時等）で解決していく課題を明確にする過程である。

イ 自分で取り組む

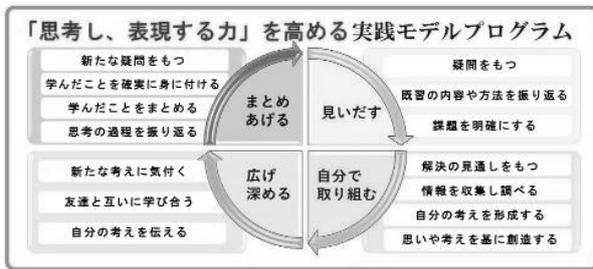
解決の見通しをもち、自分で考え、粘り強く課題に取り組む過程である。

ウ 広げ深める

「見方・考え方」を働かせながら自分の考えを伝え、友達の考えを聞いて疑問点を問い直すなど、互いに学び合うことを通して、多様な考えを理解する過程である。

エ まとめあげる

思考の過程を振り返り、学んだことをまとめる過程である。



(3) 学習形態

授業展開は、そのコミュニケーション形式に着目した場合、次の三つの学習形態がある。

- ア 一斉学習
- イ 小集団学習
- ウ 個別学習

これらの詳細については、「6 学習形態の工夫」で触れる。

生徒の学習が主体的であるためには、個別学習と集団学習との有機的な関連を考慮しなければならない。

上の三つの学習形態を、授業の流れや教科内容の特質に応じて、弾力的に切り替えていき、しかも各形態の特色を十分生かしていくことが大切である。個別学習と集団学習とをうまく関係づけることが、学習の効率をあげることになる。

(4) 診断と分析

診断とは、生徒が学習活動の過程で示す言動や学力を個別の到達度に照らして評

価し、到達していないときはその原因は何であるかを分析することである。

生徒の学習能力を診断するには、その生徒の行動や反応（記述・発言内容・観察事項）を手がかりにする。診断項目を明確にして、観察・測定をすることが大切である。

診断結果は固定的なものでなく、流動的なものとして考え、その結果を個々の生徒の最大限の成長のために、生かさなければならぬ。

(5) 発問

授業を分かりやすくするためには、一人一人の生徒の思考が深められるような発問を工夫する必要がある。

ア 発問のねらい

- ・学習の仕方を指示したり、学び方を振り返らせたりする。
- ・理由や根拠を踏まえて、その学習に深さと広さを与える。
- ・学習したことを踏まえて、自己と他の学習者との対比において考えさせる。

イ 学習指導過程と発問形式

(ア) 導入の段階

- ・学習への意欲を持たせるために、知識や経験の有無を尋ねる。
- ・疑問を持たせ問題点を明らかにする。
- ・学習の方向を示し、計画を立てさせる。

(イ) 展開の段階

- ・確認のため前時の学習事項を尋ねる。
- ・発問をもとに理解を深めさせ、その度合いを確かめるとともに、学びを深めてゆく。
- ・理解を確実にするために練習をさせる。

(ウ) まとめ段階

- ・理解したことをまとめさせる。
- ・発展的な方向づけをする。

よい発問をするためには

- ・単元の目標、教材の本質を踏まえる。
- ・具体的で分かりやすい表現で行う。
- ・学習意欲をゆさぶるようにする。

(6) 板書

授業の流れの節々にそれぞれのねらいがあり、それを達成するための一つの手段として板書がある。

ア 板書の役割

- ・生徒の意識や思考を集中させる。
- ・発想を引き出す。疑問を引き出し、気付かせ、学習の問題として発展させる。
- ・思考を吟味し、深める。
- ・学習内容を整理し、理解を深める。

イ 板書の工夫

授業の流れに沿って計画的に何を、いつ、どの位置に、どう書くかを工夫する。

よい板書をするためには

- ・授業の目標（ねらい）を必ず明記する。
- ・効果的でタイムリーな板書の工夫をする（位置、文字の大きさ、記号や色の使い分け、適切な用語、図表・図式化）。
- ・授業の流れや重点が明確になるように工夫する（原則として、その授業中の板書は終了時まで消さない）。
- ・カード、展示物、ICT機器など、教具や資料との効果的な併用を図る。

(7) ノート指導

ノートは、授業における学習内容の記録であるとともに、生徒自身が考えたり、調べたり、練習したりしたことが記録されている生徒の思考活動の足跡であり、成長の記録となるものである。

ア ノートの果たす役割

- ・忘れないための記録
- ・書くことによる整理確認・深化・統合・

発展等

イ 望ましいノートのとらせ方

- ・主体的な自己の学習活動や思考の跡が残せるようにする。
- ・学習内容を板書から転写する際に、正確にわかりやすく書けるようにする。
- ・活用しやすいノートを作るために教科内容に則して整理の仕方を工夫させる。

よいノート指導をするためには

- ・ノートを取る時間を確保すること。
- ・ノートの点検を行うこと。
- ・個々にアドバイスを加えること。

(8) 学習環境

ア 学習環境とは

生徒が学習を進めて行く上での好ましい学習環境づくりのためには、次の3点が大切となる。

- ・学校全体が自主的な学習を支える学習空間であること。
- ・楽しく意欲的に学習できる雰囲気であること。
- ・温かい人間関係に包まれた学習集団であること。

イ 資料とは

学習を効果的に進めるために必要なものであって、副読本、参考書、辞書、図鑑、視聴覚資料などがある。よい資料の条件として、次のことが挙げられる。

- ・内容が偏らず、調和がとれている。
- ・時代の変化に即応している。
- ・能力開発に役立つ。
- ・具体性を備えている。

(9) 学習の評価

ア 評価について

(ア) 教育が目標に照らしてどのように行われ、生徒がその目標の実現に向けてどのように変容しているかを明らかにするものである。

(イ) 生徒がどのような点でつまずき、

それを改善するためにどのように支援していけばよいかを明らかにするものである。

したがって生徒にとっての評価は、自らの学習状況に気付き、自分を見つめなおすきっかけとなり、その後の学習や発達を促す意義を持っている。

イ 評価の機能と役割

(ア) 各学校、各学年段階等の教育目標を実現するための教育の実践に役立つようにする。

(イ) 生徒一人一人のよさや可能性を積極的に評価し、豊かな自己実現に役立つようにする。つまり、評価は生徒のための評価であると同時に、学校や教員が進める教育自体の評価でもある。

ウ 評価の基本的な考え方

(ア) 知識・技能（技術）の評価

- ・＜国語＞生涯にわたる社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使っている。
- ・＜数学＞数学における基本的な概念や原理・法則を体系的に理解している。事象を数学化したり、数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技能を身に付けている。
- ・＜外国語＞外国語の音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどについて理解を深めている。外国語についての音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて、目的や場面、状況などに応じて適切に活用できる技能を身に付けている。

(イ) 思考・判断・表現の評価

- ・＜公民＞現代の諸課題について、事実を基に概念などを活用して多面

的・多角的に考察したり、解決に向けて公正に判断したり、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論している。

- ・＜数学＞数学を活用して事象を論理的に考察する力、事象の本質や他の事象との関係を認識し統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を身に付けている。

- ・＜家庭＞生涯を見通して、家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなどして課題を解決する力を身に付けている。

(ウ) 主体的に学習に取り組む態度の評価

- ・＜国語＞言葉を通じて積極的に他者と関わったり、思いや考えを深めたりしながら、言葉のもつ価値への認識を深めようとしているとともに、言語感覚を磨き、言葉を効果的に使おうとしている。

- ・＜地歴＞地理や歴史に関わる諸事象について、国家や社会の形成者として、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとしている。

- ・＜理科＞自然の事物・現象に主体的に関わり、見通しをもったり振り返ったりするなど、科学的に探究しようとしている。

その他の評価の観点として、音楽における「音楽を形づくっている要素を知覚し、それらの働きを感受しながら、解釈したり価値を考えたりして、音楽に対する理解を深め、よさや美しさを創造的に味わっている。」という「鑑賞の能力」の評価がある。また、美術における「創造

的な美術の表現をするために必要な技能を身に付け、表現方法を工夫して表している。」という「創造的な技能」の評価がある。

※職業に関する専門教科は、知識・技能ではなく、知識・技術となる。

エ これからの評価について

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成31年1月21日）、文部科学省初等中等教育局「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月29日）、文部科学省国立教育政策研究所教育課程研究センター「指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料」（令和3年8月）などを踏まえるようにする。

《参考・引用文献》

- ・中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（答申）平成28年12月
- ・小学校学習指導要領文部科学省平成29年3月
- ・中学校学習指導要領文部科学省平成29年3月
- ・高等学校学習指導要領文部科学省平成30年3月
- ・高等学校新しい学習評価Q & A文部科学省令和4年3月
- ・図書教材研究シリーズ13『授業と教材－教材の正しい理解と活用のために』財団法人教育研究所協会平成10年
- ・評価基準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料（小学校・中学校）
- ・言語活動の充実に関する指導事例集（小学校版・中学校版）
- ・（指導資料111集）「小学校版学習指導改善の手引き」千葉県教育委員会平成6年
- ・（指導資料112集）「中学校版学習指導改善の手引き」千葉県教育委員会平成6年
- ・『健康的で快適な学校環境を目指して－学校環境衛生の基準の解説－』第一法規平成7年
- ・『一人一人を大切にした教育－障害等に配慮して－』文部省平成8年

6 学習形態の工夫

（多く行われている三つの学習形態）

各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができる

ように、学校や児童生徒の実態に応じ、各種の学習形態（学習集団）を組織した、様々な指導の方法を工夫する必要がある。

(1) 一斉学習

教師が活動の中心となり、同一の学習目標や教材によって、児童生徒が同じ時間の枠内で同一速度で学習を進める形態である。

〈長所〉

- ・学級全員に共通に理解させたい内容を指導するときに効率的、効果的である。
- ・話し合い活動に便利で、他者の意見や考えを聞いたり、自らの意見や考えを発表したりすることで思考力や判断力を養うのに適している学習形態である。

〈短所〉

- ・教師中心で、児童生徒が受け身の授業になりがちである。
- ・学力差、児童生徒の特性等の個人差に対応し切れない。

(2) グループ別学習（小集団学習）

学級のメンバーを少人数のグループに分けて、グループ単位で学習する形態である。

〈長所〉

- ・小集団なので一斉学習では発言できない児童生徒も発言ができて、意見交換が容易になる。
- ・小集団なので助け合いながらの活発な活動が可能で、学びの深まりが期待できる。

〈短所〉

- ・小集団であるだけに、ややもすると、一部の者だけが活動することになりかねない。

(3) 個別学習

児童生徒が、自分の学習課題や計画に応じて学習を進める学習形態で、自分の興味・関心や、学習進度に合わせて学習ができるという形態である。

〈長所〉

- ・つまづきのある児童生徒には丁寧な指導ができ、理解が早まれば発展的な課題が与えられるなど、個人差に対応できる。

〈短所〉

- ・教師は一人一人の児童生徒の実態把握や課題解決の過程で、十分な支援や指導、評価が必要である。十分な指導体制がとれないと個々の児童生徒の学習が停滞する心配がある。多様な考えを身に付けることが難しい。

今、三つの学習形態を挙げたが、これらを単一的、固定的に考えるべきではない。例えば、導入時には「一斉学習」でこれから取り組む学習内容の概要や進め方の確認をし、問題解決や探究活動場面では「グループ別学習」や「個別学習」を計画するなど、教師は指導の目標、内容、児童生徒の実態等を考え合わせながら、どのような学習形態がその時間に一番適切なのかを考えて指導計画を立案しなければならない。

7 個に応じた指導の充実

授業に臨む際、教師が考えなければならないのは、その時間、その学級で一番適切な学習形態は何かということだけではない。同じ「グループ別学習」という学習形態でも、児童生徒を習熟度や興味・関心等に応じた学習課題別で分けるなど、様々な《指導方法の工夫》を取り入れることで異なる教育効果が生まれる。

特に、児童生徒に「基礎・基本の確実な習得」をさせることをねらうには、「個に応じた指導」という視点での工夫が一層要求される。

学習指導要領においても、次のように示されている。

「児童（生徒）が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童（生徒）や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童（生徒）の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。」

（小学校（中学校）第1章総則第4の1（4））

(1) 「個に応じた指導」を取り入れる前になすべきこと

一人一人の児童生徒の学習内容に対する興味・関心や先行経験・知識はもちろんのこと、特性は千差万別のはずである。

教師が「個に応じた指導」を取り入れる前になすべきことは、児童生徒の「特性」には、それぞれ次のような側面があることを十分理解して実態を把握することである。

ア 同じ条件で学習しても、理解度、習得量、理解するのに必要な時間等は一人一人で異なる。

イ 児童生徒は異なる成育歴・生活環境をもつので、学習内容への興味・関心はそれぞれ異なる。

ウ 児童生徒には、言語や記号で論理的・抽象的に考えることが得意なタイプ、感覚的に思考するタイプ等があり、認識の仕方、行動の仕方、学習スタイルが異なる。教師が一斉授業に固定することなく、個に応じた学習指導を充実するためには、児童生徒の様々な興味・関心、学習や認識の仕方に応じた教材を開発し、多様な児童生徒が意欲的に学習に参加できるように、単元構成を工夫した学習指導案で授業に臨むことである。

(2) 学習指導法の工夫

ア ティーム・ティーチング（複数指導）

児童生徒の興味・関心を生かしたり、学習の仕方の特性などに対応した指導をしたりするために、複数の教員で指導に当たることは有効である。これがティーム・ティーチング（TT）といわれる指導である。

イ 少人数指導

文部科学省の教員加配措置もあって、平成13年度頃から特に多くなった指導法で、学級を複数の集団に分けて指導する形態のことである。習熟度に差がつきやすいと思われる教科で実施される場合が多い。2学級を3集団に分けて3人の教員が指導するパターン等、様々である。

学習集団の編成方法としては、機械的に分割、習熟度別、興味・関心に応じた編成等が考えられる。

ウ 小学校における教科担任制指導

中学校では教科担任制が一般的だが、小学校でも高学年の算数、理科、外国語活動・外国語等の教科を中心に教科担任制指導を導入している学校がある。小学校高学年における教科担任制は、教師の専門性を生かした学力向上、複数の教員による児童の多面的理解、中学校への円滑な接続等の観点で注目されている。

《参考・引用文献》

- ・教育方法改善シリーズⅠ『授業形態の改善』国立教育会館平成7年
- ・教育方法改善シリーズⅢ『授業設計と展開の改善』国立教育会館平成7年
- ・教育方法改善シリーズⅤ『学習評価の改善』国立教育会館平成7年
- ・教育方法改善シリーズⅥ『学習環境の改善』国立教育会館平成7年

第4章 教育の情報化

(注)語句に付した「→」は、本章内の関連する節を示す。

1 社会的背景の変化と教育の情報化

(1) 超スマート社会の進展と学校教育

近年、生成A Iの急速な普及など、情報やI C T^{*1}に関する技術の進歩はますます加速的となり、情報化やグローバル化といった社会的変化も我々の予想を超える速度で進んでいる。このように急激に変化し、将来の予測が難しい社会において、学校教育には、情報やI C T技術を受け身で捉えるのではなく、主体的に選択し活用していく力を育むことが求められる。

今の子供たちが活躍する「Society 5.0^{*2}」が実現された社会では、人工知能やロボット、I o T^{*3}は生活の中で今以上に活用されるようになると考えられ、今日の学校教育においてこれらを効果的に活用するための知識や技能を身に付けることは重要である。

生成A Iは、児童生徒の主体的な学習や教員の校務効率化を促進する有効な手段となり得る一方、個人情報流出などのリスク、誤った回答の提示などの課題がある。このことを踏まえ、生成A Iを活用するための知識・技術の習得や最新情報の入手に努めるとともに、学校教育における適切な利用に関する知識を得ることも大切である。

(2) 教育の情報化の枠組

平成29・30・31年告示の学習指導要領で「情報活用能力^{→3}の育成」が学習基盤として示された^{→2}ことを受け、教育の情報化が一層進展するよう、令和元年12月に「教育の情報化に関する手引き」が作成された。さらに令和2年6月には、その追補版が公表され、プログラミング教育^{→7}などの新規事項が追加された。

ア 教育の情報化とは

「教育の情報化」とは、次のような情報通信技術の特長を生かして、教育の質の向上を目指すものである。

- (ア) 時間的・空間的制約を超える
- (イ) 双方向性を有する
- (ウ) カスタマイズを容易にする

イ 教育の情報化の3つの側面

「教育の情報化」は、具体的には次の3つの側面から構成される。

- (ア) 情報教育：子供たちの情報活用能力の育成、情報モラル教育^{→4}等
- (イ) 教科指導におけるI C T活用^{→5}：I C Tを効果的に活用した分かりやすく深まる授業の実現等
- (ウ) 校務の情報化^{→6}：教職員がI C Tを活用した情報共有によりきめ細かな指導を行うことや、校務の負担軽減等^{→6}

ウ 教育の情報化の基盤となる取組

教育の情報化の基盤として、以下の3点を実現することが極めて重要である。

- (ア) 教師のI C T活用指導力等の向上
- (イ) 学校のI C T環境の整備
- (ウ) 教育情報セキュリティの確保

(3) I C T環境の整備と活用の推進

社会生活において情報技術を日常的に活用することが当たり前の世の中となる中で、社会で生きていくために必要な資質・能力を育むためには、I C Tはこれからの学びにおいて鉛筆やノート等の文房具と同様に教育現場に不可欠なものであることを強く認識し、学校の生活や学習において、日常的にI C Tを活用できる環境を、学校全体で整備し、活用を推進していくことが不可欠である。

《用語》

- ※1 ICT…Information and Communication Technology の略。情報通信技術と訳す。
- ※2 Society 5.0…仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の両方を解決する、人間中心の社会。超スマート社会ともいう。
- ※3 IoT…Internet of Things の略。自動車、家電製品など様々な物が相互にネットワークで接続される仕組み。「モノのインターネット」ともいう。

《参考・引用文献》

- ・「教育の情報化に関する手引（追補版）」文部科学省（令和2年6月）https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html

2 教育の情報化と学習指導要領

学習指導要領では、情報活用能力は学習の基盤であり、「資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする」としている。

また、教育の情報化についても、各校種共通で総則の「第3 教育課程の実施と学習評価」の「教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成」に、次のように示している。

情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

これらのことを踏まえ、学校全体で、様々な教育活動においてICTを活用し、教育の情報化に取り組んでいかなければならない。

なお、1(1)でも述べたとおり、現行の学習指導要領が告示されてから現時点までに、社会的な情勢の変化を背景としてICTはさらに加速して様々な変化をとげている。例えば、オンライン会議の普及、生成AIの浸透などである。これらに伴い「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（令和6年12月26日）」を始めとした、告示当時では想像もつかないような指針

が足早に作成されている。次期学習指導要領への移行が迫っている中、現行の学習指導要領に軸を置きながらも、自身のアンテナを高くして情報を取捨選択していく姿勢が必要である。

《参考・引用文献》

- ・「学習指導要領（平成29・30・31年告示）」文部科学省
- ・「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（令和6年12月26日）」文部科学省

3 情報教育

(1) 情報活用能力

「情報活用能力」とは、世の中の様々な事象を情報とその結びつきとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である。

情報活用能力は、将来の予測が難しい社会において、情報を主体的に捉えながら、何が重要かを考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑戦していく上で、必要不可欠な力ということができる。今後情報技術が一層身近なものとなっていくと考えられることを踏まえ、日常的に情報活用能力の育成を図る必要がある。

(2) 情報教育の目標

「情報教育」とは、児童生徒の情報活用能力の育成を図るものであり、以下の3つの観点と8つの要素に整理されている。これらを相互に関連付けて、バランスよく身に付けさせることが重要である。

情報活用の実践力

- ・課題や目的に応じた情報手段の適切な活用
- ・必要な情報の主体的な収集・判断・表現・処理・創造
- ・受け手の状況などを踏まえた発信・伝達

情報の科学的な理解

- ・情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解
- ・情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

情報社会に参画する態度

- ・社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響の理解
- ・情報のモラルの必要性や情報に対する責任
- ・望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

(3) 資質・能力の三つの柱と情報活用能力

情報活用能力を育成するためには、上記の3観点8要素だけでなく、以下のように育成を目指す資質能力の3つの柱によって捉えることも重要である。

ア 知識及び技能

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす役割や影響、技術に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を身に付けていること。

イ 思考力、判断力、表現力等

様々な事象を情報とその結びつきの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。

ウ 学びに向かう力、人間性等

情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

児童生徒が情報活用能力を自分のも

のとして身に付けていくためには、教科等の特質に応じ様々な学習場面において育成を図るとともに、そうして育まれた情報活用能力を発揮させ、主体的・対話的な活動を通して深い学びへとつなげていくことが重要である。

各学校においては、それぞれの児童生徒の発達段階を踏まえ、各学校の教育活動と情報教育の3観点や資質・能力の3つの柱との関連をより具体的に捉え、児童生徒の発達段階や教科等の役割を明確にしながら、教科等横断的な視点を持って組織的、計画的に取り組んでいくことが求められている。

《参考・引用文献》

- ・「学習指導要領（平成29・30・31年告示）」文部科学省
- ・「教育の情報化に関する手引（追補版）」文部科学省 令和2年6月

4 情報モラルの指導

(1) 情報モラルとは

学習指導要領に、情報モラルとは「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であることが示されている。具体的には以下の3つである。

ア 他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと。

イ 犯罪被害を含む危険回避など情報を正しく安全に利用できること。

ウ コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解すること。

(2) 情報モラル教育の必要性

スマートフォンやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）が児童生徒にも急速に普及しており、生成AIの浸透などICTを取り巻く状況は日々変化している。また、GIG

Aスクール構想第2期に基づく1人1台端末のさらなる利活用が求められていくに伴い、児童生徒がインターネットを利用する機会がますます多くなっている。

そのような中、次のような要因によって児童生徒が事件・事故に巻き込まれる可能性があることを把握しておく必要がある。

ア ネット利用のリスク

(ア) 情報発信のリスク

誹謗中傷、不適切な行動の投稿、援助交際、偽情報の拡散、個人を特定できる情報の発信、脅迫めいた投稿、デジタルタトゥーの危険性 等

(イ) 情報受信のリスク

フィルターバブル、エコーチェンバーによる考え方の偏向 等

(ウ) コミュニケーションのリスク

コミュニケーション不足による誤解、ネットいじめ、ストーカー等の性被害、自画撮り被害、グルーミングによる被害 等

(エ) その他のリスク

ネット依存、過度の課金、ネットショッピングによる金銭トラブル、なりすましによるトラブル 等

イ 法令・規約違反

誹謗中傷、人権侵害の投稿、闇バイト等犯罪への加担、著作権の侵害、二次利用や転売 等

これらのことを踏まえ、情報社会における適切な態度や、犯罪被害などの危険回避、情報の真偽の確認等も含め、児童生徒が自身で判断して情報を正しく安全に利用できる力と態度を育成するため、児童生徒のICT利用の実態に合わせた、学校における情報モラル教育のさらなる充実が求められている。

(3) 生成AIの取扱い

生成AIについても、児童生徒が適切に利用できるよう、以下の注意点について情報モラル教育と関連付けて指導する必要がある。また校務で生成AIを活用する場合、教職員自身も児童生徒の模範となるよう、以下の点に留意しなければならない。

ア 安全性を考慮した適正利用

年齢制限の確認、保護者の同意、生成物のライセンスの所在確認、最新の利用規約の確認 等

イ 情報セキュリティ、著作権保護

セキュリティポリシーの遵守、成績情報等機密情報の入力禁止、個人情報保護法等の遵守、著作権法の遵守 等

ウ 公平性、透明性の確保

真偽の確認、正確性・事実関係の確認（ファクトチェック）、生成AIを用いたことの明記、保護者への情報提供 等

(4) 情報モラル教育の考え方

情報モラル

＝日常モラル＋情報技術の特性

情報モラル教育では、日常のモラル教育を基本としつつ、情報技術の特性を理解し情報や情報技術に対する見方・考え方を身に付けさせ、問題の本質を見抜き主体的に解決を図る姿勢を養っていくことを目指す。

情報モラル教育には、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てる「心を磨く領域」と、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法やセキュリティの知識・技術、健康への意識といった「知恵を磨く領域」の2つの側面があるといえる。「何々をしてはいけない」というルールを身に付けるだけではなく、その意味を正しく理

解し、情報手段を上手にを使ってネットワーク社会をよりよいものにしようとする前向きな考え方と態度を育てることが重要である。

(5) 情報モラルに関する指導

情報モラルの指導にあたっては、「日常モラルを身に付ける」、「仕組みを理解する」、「日常モラルと仕組みに関する理解を組み合わせ、問題の解決に向け主体的に考える」という過程がある。

ア 日常モラルの指導

情報社会における適切な振舞いを考える際、「節度」、「思慮」、「思いやり」、「礼儀」、「正義」といった、現実社会の規範が基本となる。情報モラルに関する学習の基盤として、日常のモラルを日頃から継続的に指導することが大切である。

イ 情報技術の特性の理解

情報モラルについて適切な判断を行うためには、「インターネットの仕組み」、「利用する際の心理的・身体的特性」、「機器やサービスの特徴」といった、情報技術の仕組みや特性を理解することが必要である。例えば、インターネットの特性には「公開性」、「記録性」、「公共性」、「流出性」等がある。

情報社会で起こる問題の本質を捉える基礎知識として活用できるよう、発達段階に応じて適切な指導を行うようにする。

ウ 問題に向き合い考えさせる指導

日常モラルや情報技術に関する知識を活用し、情報社会における適切な態度や問題の解決について、協働学習等により主体的に考えさせる。

(6) 情報モラル教育の進め方

ア 児童生徒の実態を把握する

生成AIの急速な普及など、インターネットの利用形態は日々変化しているが、情報モラルに関わる問題の要因や結果は、大きく次の3つに整理できる。

(ア) 依存する。

(イ) インターネットや SNS、ゲーム等
(イ) 相手とのやり取りで問題を起こす。

(ウ) 自分が被害者や加害者になる。

情報モラル教育の実効性を高めるには、学校と保護者が連携し児童生徒のインターネット利用の実態を把握したり、児童生徒とのコミュニケーションの中からいじめにつながるような画像投稿・誹謗中傷等の情報を収集するよう努めたりして、学校の課題を把握する必要がある。文部科学省や教育委員会が実施しているアンケートの結果も参考となる。また、教職員自身がインターネット上で起きていることなど最新の情報や知識の収集に努め、問題に対応できるよう教職員間の連携を深めておくことも大切である。

イ 学校全体で横断的・体系的に取り組む

情報モラル教育は、学校の様々な教育活動で実施可能である。教科の指導においても、情報モラルに関する統計やインターネット上の資料を教材として使い、教科の学習と関連づけて情報モラルを考えさせることができる。道徳、総合的な学習（探究）の時間、特別活動でも、情報モラル教育に取り組むことができる。学年集会や保護者会、入学説明会等で映像等を使って指導・啓発することも有効である。

情報モラル教育では継続的、系統的な指導も重要である。教職員個別の取

組で終わらないよう、学校全体で年間指導計画の中に位置付け、1人1台端末を随時活用しながら、計画に基づき全ての教職員が児童生徒を指導していく。

文部科学省では、「情報化社会の新たな問題を考えるための教材」として、また総務省では、「インターネットトラブル事例集」として、教職員が指導する際に役立つ児童生徒向けの動画教材と手引き書等を作成し、公開している。千葉県でも「インターネット×リアル」、「ちょっと待って、ケータイ」などのDVDの各学校への配付、動画「親子で考えるインターネットの正しい使い方」の公開、情報モラルに関する研修会への講師派遣を行っている。

《参考・引用文献》

- ・「教育の情報化に関する手引（追補版）」文部科学省（令和2年6月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html
- ・情報モラルに関する指導の充実にあ資する〈児童生徒向けの動画教材、教員向けの指導手引き〉文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1368445.htm
- ・「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（令和6年12月26日）」文部科学省
https://www.mext.go.jp/content/20241226-mxt_shuukyo02-000030823_001.pdf
- ・インターネットトラブル事例集
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/
- ・情報モラルに関する講演や研修への講師派遣について
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/jisei/seitoshidou/ijimemondai/renrakuyougikai/koushihakken.html>

5 教科指導におけるICT活用

(1) ICT活用の意義と必要性

2節で示したとおり、学習指導要領では、ICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実を求めている。また、「児童生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を

確実に身に付けることができるよう、児童生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、(略)情報手段や教材・教具の活用を図ること。」としており、個に応じた指導の充実を図るに当たり、ICTを活用することとしている。

さらに、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」では、「個別最適な学び」と「協働的な学び」について言及され、その実現に向けてICTを活用することが重要であるとしている。これを受け「GIGAスクール構想」では、全ての児童生徒の可能性を引き出すことを目指してICT環境の整備が行われ、児童生徒への1人1台端末と高速通信回線、クラウド環境が整備された。教科等の指導におけるICT活用においては、この整備された環境を十分に生かし、学習指導要領が目指す資質・能力の育成を図らなければならない。そのためには、私たち教員の授業改善が必須となる。

(2) 一人一人がよりよく学ぶために

教科等で積極的にICTを活用することにより、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善だけでなく、児童生徒の情報活用能力の育成も図ることができる。その際、失敗や経験を積み重ね試行錯誤する中で、ICTをどのように活用していけばよいのか、児童生徒自身に考えさせることも大切である。

特に、生成AIの登場によって、児

児童生徒が自らの学びを深めるためにICTを活用することができる場面が多様化した。生成AIは、児童生徒が抱える疑問に対する即時回答や、複雑な概念の説明をサポートし、学習の質を向上させる可能性をもっている。

(3) 「1人1台端末」の環境における学習でのICT活用

教科等の指導でICTを活用する際効果的に「1人1台端末」の環境におけるICTを活用した学習場面は、次のように「一斉学習」「個別学習」「協働学習」の3つに大別でき、さらに10の分類に細分化することができる。

- A 一斉学習 A1 教員による教材の提示
- B 個別学習 B1 個に応じた学習
B2 調査活動
B3 思考を深める学習
B4 表現・制作
B5 家庭学習
- C 協働学習 C1 発表や話し合い
C2 協働での意見整理
C3 協働制作
C4 学校の壁を越えた学習

これらの場面での「1人1台端末」の活用では、一層の学習活動の充実を目的としており、主体的・対話的で深い学びの視点から進めていくこととしている。

例として、一斉学習の場面における「教員による教材の提示」を挙げる。これまでは教師側から一方的に資料の提示をするだけであったが、児童生徒一人一人の手元に資料を提示することができるようになり、児童生徒がよりよく見たい部分を児童生徒個別に拡大・反復表示したり、机間指導などを通して個々のつまづきや理解度をその場で把握したり、教師と児童生徒がそ

の場で対話することによって反応を即座に把握したりして、一斉指導と個別指導を両立することが可能となった。これからのICTの活用では、これまでの興味関心や意欲を高めることを中心とした活用から、この例で見たような、より学びの深化を図るための活用へと移行することが求められている。

また、授業支援ツールの普及により、これまで困難であったリアルタイムでの個々の学習状況の把握や、教育データの活用が容易になった。このことにより、より個に応じた指導が可能となり、個別学習も一層充実したものにできるようになった。さらに、協働学習における児童生徒同士の意見交換の場面では、以前は意見を表明するのは全体の中で限られた子供だけになりがちだったが、現在は全員の意見を集約・提示し、児童生徒個々に多様な考えに即時に触れさせることができるようになっている。

加えて、高速通信回線、クラウド環境が整えば、学級だけでなく学校の壁をも越えた学びも容易になり、これまでは実現が難しかった授業も行える可能性もある。

これまで見てきたような新しいICTの活用の姿を実現し、効果を高めるには、単元計画や授業デザインの視点が大きく関わってくる。研修等により、教員自身のICT活用指導力を高めるとともに、主体的・対話的で深い学びの視点からどのように授業改善を行っていくか考えることが必要である。

(4) 生成AIの活用

2節でも触れた文部科学省の生成AI利活用に関するガイドラインにおいて、学校教育における生成AIの活用法と注意点が示されており、学習指導

の方法も生成AIの活用により大きく変わろうとしている。同ガイドラインでは、生成AIを利活用する上での「児童生徒が学習活動で利活用する場面」について、考え方やポイントが示されている。特にレポート等の課題や、自ら作った文章を基に生成AIを活用する場面について、活用の効果や留意事項が示されている。学習場面での活用には以下のようなものが考えられる。

A 一斉学習

例：生成AIを活用して、授業内容のプレゼンテーションや資料を作成する。生成AIが提供する多様な視点や事例を用いて、効果的な掲示が短時間で可能となる。

B 個別学習

例：生成AIを使って、児童生徒の理解度に応じた問題や課題を自動生成し、個別学習に役立てる。AIが児童生徒の進捗を素早く分析し、即座に児童生徒への適切なフィードバックを行うことも可能となる。

C 協働学習

例：生成AIを活用して、協働学習における話し合いで不足している視点を見出したり、論点を整理したりする。プロジェクトに対するメンバー全体の理解を深めることが可能となる。

(5) 著作権について

ICTを活用して教材を作成し授業等を行う際には、著作物等の著作権について十分配慮する必要がある。

著作物をサーバにアップロードする「公衆送信」に関して、以前は遠隔合同授業を目的として、授業の過程で必要かつ適切な範囲であれば、著作権等の許諾を得ることなく無償で行うこ

とができた。令和2年に施行された「改正著作権法」では、ICTを活用した教育での著作物利用の円滑化のため、遠隔合同授業以外での公衆送信についても、補償金を支払うことにより無許諾で行うことが可能となった。これが「授業目的公衆送信補償金制度」である。補償金を支払う主体は、教育機関の設置者（各自治体教育委員会等）である。補償金の支払いの有無は、各自治体で確認が必要となる。詳しくは、「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会「(SARTRAS)」のウェブサイトを確認していただきたい。

また、生成AIを活用する際にも、著作権に関する規制やルールを遵守することが重要である。AIが生成するコンテンツにも著作権が関わる可能性があるため、その利用方法に注意を払うことが求められる。

《参考・引用文献》

- ・「学校におけるICTを活用した学習場面」（独立行政法人教職員支援機構「校内研修シリーズ」）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/000006855.htm
- ・「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）（中教審第228号）文部科学省 令和3年1月
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00002.htm
- ・「GIGAスクール構想の実現パッケージ（リーフレット）GIGAスクール構想の実現へ」（令和元年12月19日）文部科学省 https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_syoto01-000003278_1.pdf
- ・「GIGAスクール構想のもとでの各教科等の指導についての参考資料（StuDX Style）」文部科学省 令和3年6月 <https://www.mext.go.jp/studxstyle/index2.html>
- ・「各教科におけるICTの効果的な活用について」文部科学省 令和2年9月 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/mext_00915.html
- ・「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（令和6年12月26日）」文部科学省 https://www.mext.go.jp/a_menu/other/mext_02412.htm
- ・「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」ウェブサイト <https://sartras.or.jp/>

6 校務の情報化

校務の情報化の目的は、効率的な校務処理による業務時間の削減、ならびに教育活動の質を向上させることにある。

校務が効率的に遂行できるようになることで、教員が児童生徒の指導により多くの時間を割くことが可能となる。また、各種データの分析や共有により、細部にまで行き届いた学習指導や生徒指導等の教育活動が実現できる。このように、校務の情報化は、学校における校務の負担軽減を図り、よりよい教育を実現させるためのものである。

校務の情報化がどのようなものか、その具体を示す。

(1) 業務の軽減と効率化

校務に関わる情報を電子化し、共有できるようにすることで、業務内容の引継や文書作成作業等の省力化を図るとともに、クラウドツールを用いた情報交換など、業務の軽減や効率化を図ることができる。

(2) 教育活動の質の向上

校務の軽減と効率化が図られることで、児童生徒に対する教育活動の時間を増やすことができる。また、クラウド環境下での教材等の共有による授業の充実や教員間での学習者情報の共有により、今まで以上に細部まで行き届いた学習指導・生徒指導が図れる。

(3) 保護者や地域との連携

ウェブサイトや電子メール等による情報発信やクラウドツール等を用いた双方向での情報交換を有効に活用することにより、家庭や地域との情報共有の促進や児童生徒の安全・安心の確保、地域への情報公開・情報交換と学校の説明責任の明確化が図れる。

(4) 情報セキュリティの管理

校務の情報化を進める上で特に留意すべき点は情報セキュリティの確保である。

情報漏洩の原因は人的要素が大きな割合を占めている。個人情報の入った書類やログインID、パスワードの管理が疎かになっていたり、個人情報を含む資料やデータ等を私物のUSBメモリに入れて校外に持ち出したりすることが要因となる事案が後を絶たない。

1人1台端末を利用し授業等でクラウドを活用することが求められており、教材などの情報共有の範囲は学校内だけではなく学校外（家庭）へと広がりを持つようになった。クラウドを利用する際は、県や各市町村等のルールに従い、安全かつ効果的に利用するとともに、児童生徒に関する個人情報を、これまで以上に慎重に扱う必要がある。

(5) 校務における生成AIの取り扱い

現在、文部科学省では、校務において生成AIを積極的に利活用することは、効率化等に対して有用であるとしている。ただし、前提として教職員が生成AIの仕組みや特徴を理解した上で、生成された内容が適切か判断できる範囲で利用することとしている。生成AIの出力はあくまでも参考の1つであり、最後は教職員自らが判断し、責任を持つという基本姿勢が大切である。

今後は、「GIGA スクール構想の下での校務DXについて～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～（令和5年3月8日）」で示されたとおり、次世代の校務DXでは単なる校務の情報化から一歩進み、業務の在り方自体を見直すことを目指す。従来の紙ベースの業務をデジタル化（Digitization）するだけでなく、クラウド環境を活用し、業務フローの改善や外部連携を促進（Digitalization）していく。さらに、

データを活用することで、学習指導や学校運営の質を高める（Digital Transformation）ことが可能になる。このように、校務の情報化を超えた校務DXへの進化が求められている。

また、文部科学省が作成した「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」や「教育DXに関するチェックリスト（令和6年2月26日）」などを参考にしながら、校務の情報化を進めていく必要がある。

《参考・引用文献》

- ・「GIGAスクール構想の下での校務の情報化の現状について」文部科学省 令和3年12月
https://www.mext.go.jp/kaigisiryoo/content/20211223-mxt_shuukyo01-000019738_10.pdf
- ・「GIGAスクール構想の下での校務DXについて～教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～」文部科学省 令和5年3月8日
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/175/mext_01385.html
- ・「教育DXに関するチェックリスト」文部科学省 令和6年2月26日
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chuko3/093/siryoo/mext_01674.html
- ・「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」文部科学省 令和6年9月
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_02597.html

7 プログラミング教育

人工知能（AI）の進化や生成AIの普及、ロボットの活躍、IoT^{※2}など、社会は「第4次産業革命」と言われるほど大きく変化しようとしている。児童生徒の将来の仕事についても、65%の子供は今存在しない職業に就くといったことが予測されている。

（ニューヨーク市立大学大学院教授キャシー・デビットソン氏）このような社会の変化に合わせて、学校教育も変わる必要がある。また、身近な生活を見回すと、我々は様々な物に内蔵されたコンピュータの働きによる恩恵を受けている。こうした社会や生活の在り方を考えると、コンピュータが「何でもできる魔法の箱」ではなく、「プログラミングを

通して人間の意図した処理を行わせている科学技術」であると理解することが、児童生徒が将来にわたって情報技術を活用する上で有用である。そこで、現行の学習指導要領では、児童生徒のコンピュータを理解し活用する力を育成するために、小学校から段階的にプログラミング教育が必修化され、発達段階に即して「プログラミング的思考」の育成を目指すこととなった。

小学校におけるプログラミング教育は、特定のプログラミング言語を用いた記述方法（コーディング）を覚えることを目的としているわけではなく、コンピュータに処理を行うよう指示する体験を通して、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的な思考を身に付けるための学習活動を行う。

中学校では、技術・家庭科の技術分野において、これまでの「計測・制御のプログラミング」に加え、「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによる問題解決」にまで範囲を広げ、日常生活や社会の中で利用されている情報技術について学習することとされている。

高等学校では、令和4年度より「情報Ⅰ」が共通必修科目となり、プログラミングの他、ネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等に関する学習が必修化されている。さらに選択科目として「情報Ⅱ」においてプログラミング等について発展的に学ぶことも可能にした。

令和7年度大学入学共通テストでは、出題される教科として新たに「情報」が設定され、プログラミングに関する出題が行われるようになったことも視野に入れ、発達段階に応じたプログラミング教育を継続的に行っていく必要がある。

《参考・引用文献》

- ・「教育の情報化に関する手引―追補版―」文部科学省 令和2年6月 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.htm

第5章 特別活動の指導

1 特別活動の目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、必要な資質・能力を育成することを旨とする。

特別活動では、学んだことを人生や社会での在り方と結び付けて深く理解したり、これからの時代に求められる資質・能力を意識して身に付けたり、生涯にわたって能動的に学び続けたりすることができるようになることが重要である。

そこで、指導に当たっては、生徒が互いのよさや可能性を發揮し、よりよく成長し合えるような集団活動を特別活動における「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせながら展開することを通して、以下のような資質・能力を育むことが大切である。

(1) 【知識及び技能】

「多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。」

ホームルームや学校における集団活動を前提とする特別活動は、よりよい人間関係の形成や合意形成、意思決定をどのように図っていくかということを中心にしている。こうした集団活動を通して、話合いの進め方やよりよい合意形成と意思決定の仕方、チームワークの重要性や役割分担の意義等について理解することが必要である。

これは、方法論的な知識や技能だけではなくよりよい人間関係とはどのようなものなのか、合意形成や意思決定とはどういうことなのか、という本質的な理解も極めて重要である。知識や

技能を教授するのではなく、各教科・科目等において学習したことも含めて、特別活動の実践活動や体験活動を通して体得させていくようにすることが必要である。

具体的には、例えば次のように知識や技能を身に付けていくことが考えられる。

ア 集団で活動する上での様々な困難を乗り越えるためには何が必要になるのかを理解すること。集団でなくては成し遂げられないことや集団で行うからこそ得られる達成感があることを理解することなど、集団と個との関係について理解すること。また、集団活動の意義が社会の中で果たしている役割や意義、人間としての在り方や生き方との関連で集団活動の価値を理解すること。

イ 基本的な生活習慣、学校生活のきまり、社会生活におけるルールやマナー及びその意義について理解し、実践できるようにすることなど、集団や人間関係をよりよく構築していく中で大切にすべきことを理解し実践できるようにすること。

ウ 現在及び将来の自己と学習の関連や意義を理解し、課題解決に向けて意思決定し、行動することの意義や、そのために必要となることを大切にしなければならないことを理解すること。特に、将来の社会的・職業的な自立と現在の学習がどのように関わることかということを理解し、現在、自分でできることを意思決定し、実践していくこと。

(2) 【思考力、判断力、表現力等】

「集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。」

特別活動では、ホームルームや学校における様々な集団活動を通して、自己の生活上の課題や他者との関係の中で生じる課題を見いだす。そして、その解決のために話し合い、決まったことを実践する。さらに、実践したことを振り返って次の課題解決に向かう。この一連の活動過程において、生徒が各教科・科目等で学んだ知識などを課題解決に関連付けながら主体的に考えたり判断したりすることを通して、個人と集団との関わりの中で合意形成や意思決定が行われ、こうした経験や学習の積み重ねにより、課題解決の過程において必要となる「思考力、判断力、表現力等」が育成される。

具体的には、様々な集団活動の中で、例えば次のようなことができるようにすることが考えられる。

- ア 人間関係をよりよく構築していくために、多様な場面で、自分と異なる考えや立場にある多様な他者を尊重し、認め合いながら、支え合ったり補い合ったりして、協働していくこと。
- イ 集団をよりよく改善したり、主体的に社会に参画し形成したりするために、自他のよさや可能性を發揮しながら、主体的に集団や社会の問題について理解し、合意形成を図ってよりよい解決策を決め、それに取り組むこと。
- ウ 現在及び将来に向けた自己実現のために、自己のよさや個性、置かれている環境を様々な角度から理解するとともに、進路や社会に関する情報を収集・整理し、将来を見通して人間としての生き方を選択・形成すること。また、意思決定したことに向けて努力したり、必要に応じて見直したりすること。

(3) 【学びに向かう力、人間性等】

「自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。」

人は、実社会において、目的を達成するため、また、自己実現を図るために様々な集団に所属したり、集団を構築したりする。その中で様々な困難や障害を克服し、自分を磨き人間性を高めている。したがって、多様な集団に所属し、その中でよりよい人間関係を形成しようとしたり、よりよい集団や社会を構築することによって、自己実現を図ろうとしたりすることは、まさに学び続ける人間としての在り方や生き方と深く関わるものである。

特別活動では、様々な集団活動の役割や意義を理解し、生徒自身が様々な活動に自主的、実践的に関わろうとする態度を育てることが必要である。

具体的には、例えば次のような態度を養うことが考えられる。

- ア 多様な他者の価値観や個性を受け入れ、助け合ったり協力し合ったり、新たな環境のもとで人間関係を築こうとする態度
- イ 集団や社会の形成者として、多様な他者と協働し、問題を解決し、よりよい生活をつくろうとする態度
- ウ 日常の生活や自己の在り方を主体的に改善しようとしたり、将来を思い描き、自分にふさわしい生き方や職業を主体的に考え、選択しようとしたりする態度

2 各活動・学校行事の目標と内容

(1) ホームルーム活動

ホームルームや学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、ホームルームでの話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、1に掲げる資質・能力を育成することを目標とする。その具体的な内容として次の事項を取り扱う。

- ア ホームルームや学校における生活づくりへの参画
- イ 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
- ウ 一人一人のキャリア形成と自己実現

ホームルーム活動は、共に生活や学習に取り組む生徒で構成される集団である「ホームルーム」において行われる活動である。ホームルーム生活の充実と向上に向けて、生活上の問題を見付け、その解決のために話し合い、合意形成したことに協働して実践したり、個々の生徒が当面する諸課題などについて自己を深く見つめ、意思決定をして実践したりすることに自主的、実践的に取り組む活動により、現在及び将来の自己と集団との関わりを理解し、健全な生活や社会づくりの実践力を高めるものである。

なお、ホームルーム活動に相当する授業時数は、原則として、年間35単位時間以上とされている。

(2) 生徒会活動

異年齢の生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的

に取り組むことを通して、1に掲げる資質・能力を育成することを目標とする。具体的には次の内容に取り組む。

- ア 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営
- イ 学校行事への協力
- ウ ボランティア活動などの社会参画

生徒会活動は、全校の生徒をもって組織する生徒会において、学校における自分たちの生活の充実・発展や学校生活の改善・向上を目指すために、生徒の立場から自発的、自治的に行われる活動である。生徒会活動は学年、ホームルームを越えて全ての生徒から構成される集団での活動であり、異年齢の生徒同士で協力したり、よりよく交流したり、協働して目標の実現をしたりしようとする活動である。

高等学校の生徒会活動においては、中学校での生徒会活動で身に付けた資質・能力を基礎にし、生徒の自発的、自治的な活動に関する態度や能力を高めていくようにすることが必要であり、自主的、実践的に活動できる場や機会の計画的な確保も含めた学校の一貫した指導体制の下に運営される必要がある。

その際、生徒の自主性、自発性をできるだけ尊重し、生徒が自ら活動の計画を立て、生徒がそれぞれの役割を分担し、協力し合ってよりよい集団活動を進めるよう、教師が適切に指導することが大切である。

(3) 学校行事

全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、1に掲げる資質・能力を育成することを目標とする。具体的には次の内容に取り組む。

- ア 儀式的行事
- イ 文化的行事
- ウ 健康安全・体育的行事
- エ 旅行・集団宿泊的行事
- オ 勤労生産・奉仕的行事

学校行事においては、全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団で協力して行う、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して身に付けたことを生かして、学校や社会への所属意識を持ち、多様な他者を尊重し、協働してよりよい生活づくりに参画しようとする連帯感を養うことができる。学校集団としての活力を高め、生徒の学校生活に張りをもたせることができる。さらには、学校の文化や伝統及びよりよい校風をつくり、愛校心を高めることにもつながる。

学校行事は、学校が計画し実施するものであるとともに、各種類の行事に生徒が積極的に参加し協力することによって充実する教育活動である。したがって、一連の過程を通して、学校行事の意義を十分に理解した上で、教師の適切な指導により、行事の特質や、生徒の実態に応じて、生徒の自主的な活動を助長することが大切である。

また、国際化の進展に伴い、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、生徒が将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、国旗及び国歌に対して一層正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることは重要なことである。ア 儀式的行事に関連して、学校において行われる行事には、様々なものがあるが、この中で、入学式や卒業式は、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けを行い、学校、社会、国家など集団への所属感を深める上でよい機会となるものである。このような意義を踏まえ、入学式や卒業

式においては、「国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」こととしている。

国旗及び国歌に対する正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることが大切である。

3 道徳教育に関する配慮事項

高等学校学習指導要領においては、総則の中で、道徳教育に関する配慮事項の中で、特別活動に関して、以下のとおり示されている。

道徳教育の全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。その際、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。

千葉県においては、平成 25 年度から「道徳」を学ぶ時間が展開されている。第 1 学年において年間 35 時間程度の「道徳」を学ぶ時間を実施している。

《参考・引用文献》

- ・小学校学習指導要領解説「特別活動編」文部科学省 平成 29 年 7 月
- ・中学校学習指導要領解説「特別活動編」文部科学省 平成 29 年 7 月
- ・高等学校学習指導要領解説「特別活動編」文部科学省 平成 30 年 7 月

第6章 部活動の指導

平成30年3月に告示された高等学校学習指導要領、第1章総則第6款の1の(ウ)には部活動について以下のように示されている。

「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」

部活動の指導に当たっては、以下の内容に配慮することが必要である。

- 1 スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資する活動にすること。
- 2 教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追究していく機会であることから、各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにすること。
- 3 地域や学校の実態に応じ、スポーツや文化及び科学等にわたる指導者など地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携に努めること。
- 4 指導目標を明確にとらえ、それを受けて適切な指導計画を立案し、評価・反省を的確に行うこと。また、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮すること。
- 5 教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が主体的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。
- 6 事故防止の意識を持ち、安全指導についても十分に行うこと（令和5年3月策定「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」）。また、部活動にともなう金品の扱いについては、「千葉県立学校私費会計取扱要綱」に則って行うこと。
- 7 令和4年12月にスポーツ庁・文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、適切な運営のための体制の整備、体罰やハラスメントの根絶、合理的かつ効率的・効果的な練習休養日の設定等を規定した。これにより、千葉県教育委員会が策定したガイドラインも改訂した。

第7章 道徳教育

1 高等学校における道徳教育

学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実を図るものとし、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

道徳教育は人格形成の根幹に関わるものであり、同時に、民主的な国家・社会の持続的発展を根底で支えるものでもあることに鑑みると、生徒の生活全体に関わるものであり、学校で行われる全ての教育活動に関わるものである。

各教科、総合的な探究の時間及び特別活動にはそれぞれ固有の目標や特質があり、それらを重視しつつ教育活動が行われるが、それと同時にその全てが教育基本法第1条に規定する「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」を目的としている。したがって、それぞれの教育活動においても、その特質を生かし、生徒の一般的な発達の段階や個々人の特性等を適切に考慮しつつ、人格形成の根幹であると同時に、民主的な国家・社会の持続的発展を根底で支える道徳教育の役割をも担うことになる。

道徳教育は、豊かな心を持ち、人間としての在り方生き方の自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとする教育活動であり、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割もっている。今日の家庭や学校及び地域社会における道徳教育の現状や生徒の実態などからみて、更に充実を図ることが強く要請されている。

高等学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育の中で、小・中

学校における「特別の教科である道徳」（以下「道徳科」という。）の学習等を通じた道徳的諸価値の理解を基にしながら、自分自身に固有の選択基準・判断基準を形成していく。これらは様々な体験や思索の機会を通して自らの考えを深めることにより形成されてくるものであり、人間としての在り方生き方に関する教育においては、教師の一方的な押しつけや先哲の思想の紹介にとどまることのないよう留意し、生徒が自ら考え、自覚を深める学習とすることが重要である。

高等学校においては、生徒の発達の段階に対応した指導の工夫が求められることや小・中学校と異なり道徳科が設けられていないことから、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の指導のための配慮が特に必要である。このため、高等学校における道徳教育の考え方として示されているのが、人間としての在り方生き方に関する教育であり、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動を中核的な指導場面として各教科・科目等の特質に応じ学校の教育活動全体を通じて、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探求し豊かな自己形成ができるよう、適切な指導を行うものとしている。公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動は、それぞれの目標に「人間としての在り方生き方」を掲げている。小・中学校においては、「自分自身」、「人との関わり」、「集団や社会との関わり」、「生命や自然、崇高なものとの関わり」の四つの視点から示されている内容について、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うこととされているが、小・中学校における道徳教育も踏まえつつ、生徒の発達の段階にふさわしい高等学校における道徳教育を行うことが大切である。

2 道徳教育の目標

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

学校における道徳教育は、生徒がよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としており、生徒一人一人が将来に対する夢や希望、自らの人生や未来を切り拓いていく力を育む源となるものでなければならない。

3 道徳教育を進めるに当たっての留意事項

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

(1) 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かす

人間尊重の精神は、生命の尊重、人格の尊重、基本的人権、人間愛などの根底を貫く精神である。日本国憲法に述べられている「基本的人権」や、教育基本法

に述べられている「人格の完成」、更には、国際連合教育科学文化機関憲章（ユネスコ憲章）にいう「人間の尊厳」の精神も根本において共通するものである。

民主的な社会においては、人格の尊重は、自己の人格のみではなく、他の人々の人格をも尊重することであり、また、権利の尊重は、自他の権利の主張を認めるとともに、権利の尊重を自己に課するという意味で、互いに義務と責任を果たすことを求めるものである。具体的な人間関係の中で道徳性を養い、それによって人格形成を図るという趣旨に基づいて、「人間尊重の精神」という言葉を使っている。

生命に対する畏敬の念は、生命のかけがえのなさに気付き、生命あるものを慈しみ、恐れ、敬い、尊ぶことを意味する。このことにより人間は、生命の尊さや生きることのすばらしさの自覚を深めることができる。生命に対する畏敬の念に根ざした人間尊重の精神を培うことによって、人間の生命があらゆる生命との関係や調和の中で存在し生かされていることを自覚できる。更に、生命あるもの全てに対する感謝の心や思いやりの心を育み、より深く自己を見つめながら、人間としての在り方や生き方の自覚を深めていくことができる。これは、生徒の自殺やいじめに関わる問題、環境問題などを考える上でも、常に根本において重視すべき事柄である。

道徳教育は、この人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を生徒自らが培い、それらを家庭での日常生活、学校での学習や生活及び地域での活動、行事への参画などの具体的な機会において生かす

ことができるようにしなければならない。

(2) 豊かな心をもつ

豊かな心とは、例えば、困っている人には優しく声を掛ける、ボランティア活動など人の役に立つことを進んで行う、喜びや感動を伴って植物や動物を育てる、自分の成長を感じ生きていることを素直に喜ぶ、美しいものを美しいと感じることができる、他者との共生や異なるものへの寛容さをもつなどの感性及びそれらを大切に作る心である。道德教育は、生徒一人一人が日常生活においてこのような心を育み、生きていく上で必要な道德的価値を理解し、様々な体験や思索の機会を通して、自分自身に固有の選択基準ないし判断基準を形成していくことができるようにしなければならない。

(3) 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る

個性豊かな文化の継承・発展・創造のためには、古いものを改めていくことも大切であり、先人の残した有形・無形の文化的遺産の中に優れたものを見だし、それを生み出した精神に学び、それを継承し発展させることも必要である。また、国際社会の中で主体性をもって生きていくには、国際感覚をもち、国際的視野に立ちながらも、自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身に付けることが重要である。

したがって、我が国や郷土の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それを尊

重し、継承、発展させる態度を育成するとともに、それらを育んできた我が国と郷土への親しみや愛着の情を深め、世界と日本との関わりについて考え、日本人としての自覚をもって、文化の継承・発展・創造と社会の発展に貢献し得る能力や態度が養われなければならない。

(4) 平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努める

人間は個としての尊厳を有するとともに、平和で民主的な国家及び社会を形成する一人としての社会的存在でもある。私たちは、身近な集団のみならず、社会や国家の一員としての様々な帰属意識をもっている。一人一人がそれぞれの個をその集団の中で生かし、よりよい集団や社会を形成していくためには、個としての尊厳とともに社会全体の利益を実現しようとする公共の精神が必要である。

また、平和で民主的な社会は、国民民主権、基本的人権、自由、平等などの民主主義の理念の実現によって達成される。これらが、法によって規定され、維持されるだけならば、一人一人の日常生活の中で真に主体的なものとして確立されたことにはならない。それらは、一人一人の自覚によって初めて達成される。日常生活の中で社会連帯の自覚に基づき、あらゆる時と場所において他者と協同する場を実現していくことは、社会及び国家の発展に努めることでもある。

したがって、道德教育においては、単に法律的な規則やきまりそのものを取り上げるだけでなく、それらの基盤となっている人間としての道德的な生き

方を問題にするという視点にも留意して取り扱う必要がある。

(5) 他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する

民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することは、教育基本法の前文において掲げられている理念である。

平和は、人間の心の内に確立すべき課題でもあるが、日常生活の中で社会連帯の自覚に基づき、他者と協同する場を実現していく努力こそ、平和で民主的な国家及び社会を実現する根本である。また、環境問題が深刻となる中で、持続可能な社会の実現に努めることが重要な課題となっている。そのためにも、生命や自然に対する感受性や、身近な環境から地球規模の環境への豊かな想像力、それを大切に守ろうとする態度が養われなければならない。

このような努力や心構えを、広く国家間ないし国際社会に及ぼしていくことが他国を尊重することにつながり、国際社会に平和をもたらす環境の保全に貢献することになる。

(6) 未来を拓く主体性のある日本人を育成する

未来を拓く主体性のある人間とは、常に前向きな姿勢で未来に夢や希望をもち、自主的に考え、自律的に判断し、決断したことは積極的かつ誠実に実行し、その結果について責任をもつことができる人間である。道徳教育は、このような視点に立ち、生徒が自らの人生や新し

い社会を切り拓く力を身に付けられるようにしていかなければならない。

このことは、人間としての在り方の根本に関わるものであるが、ここで特に日本人と示しているのは、歴史的・文化的に育まれてきた日本人としての自覚をもって文化の継承、発展、創造を図り、民主的な社会の発展に貢献するとともに、国際的視野に立って世界の平和と人類の発展に寄与し、世界の人々から信頼される人間の育成を目指しているからである。

4 千葉県独自の取組

千葉県教育委員会は、平成22年12月に独自の取組として、道徳教育推進のための基本的な方針を策定し、令和元年度には、第3期教育振興基本計画の策定を踏まえて、道徳教育推進のための基本的な方針を改訂した。

千葉県道徳教育推進のための基本的な方針において、千葉県における道徳教育の主題を次のように定めた。

千葉県では、子供たちが、人と人、人と社会、人と自然などの豊かなふれあいの中で、自分と自分を取り巻くものとの関わりやつながりを深く意識し、自他の生命を尊重し、自らの人生（「いのち」）をよりよく生きていけるように、学習指導要領等を踏まえて重点的な指導を行うこととする。

このため、「『いのち』のつながりと輝き～大切なあなた、大切なみんな、大切な自然と地球、そして大切なわたし～」を千葉県における道徳教育の主題として掲げ、県民一体となった取組を推進する。

県立高等学校における具体的な取組の概要として次に列挙する。

(1) 学校は、道徳教育推進教師等を中心

に、全教職員が道德教育の重要性についての理解を深めるため、研修の充実を図る。

(2) 高等学校等では、平成 25 年度から原則として第 1 学年（1 年次）に 35 単位時間程度導入している「『道德』を学ぶ時間」を引き続き、特別活動の時間を中心に総合的な探究の時間等、各学校の教育課程に適切に位置付けて実施する。

(3) 「『道德』を学ぶ時間」を積極的に公開し、より一層の充実を図る。

(4) 高等学校においても、生徒の心の教育のより一層の充実を目指して、近隣の小・中学校の道德の授業を参観したり、研究指定校などの道德教育先進校の取組を参考にしたりするなどして、教材や授業法などの開発に努める。

《参考・引用文献》

- ・小学校学習指導要領解説「特別の教科 道德編」
文部科学省平成 29 年 7 月
- ・中学校学習指導要領解説「特別の教科 道德編」
文部科学省平成 29 年 7 月
- ・「道德教育の手引き」千葉県教育委員会平成 30 年 3 月
改訂（令和 3 年 2 月一部改訂）
- ・道德教育推進のための基本的な方針
（令和 2 年 3 月改訂）
- ・高等学校学習指導要領解説総則編文部科学省
平成 30 年 7 月

第8章 総合的な探究の時間

1 総合的な探究の時間への移行

総合的な探究の時間については、従来の総合的な学習の時間を改め、平成31年4月1日以降に高等学校に入学した生徒について高等学校新学習指導要領の規定により教育課程を編成・実施することが規定された。

総合的な探究の時間は、名称が変更された背景とともに、資質・能力の三つの柱をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえた学習指導が行われるようにすることが求められている。

名称が変更された意図は、平成28年12月21日の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」から、次のように読み取れる。

- (1) 地域の活性化につながる事例が生まれている一方、本来の趣旨を実現できない学校もあり、小・中学校の取組の成果の上に高等学校にふさわしい実践が十分展開されているとは言えない。
- (2) 高等学校においては、小・中学校における総合的な学習の時間の取組の成果を生かしつつ、より探究的な活動を重視する視点から、位置付けを明確化し直すことが必要と考えられる。
- (3) 高等学校における総合的な学習の時間においては、各教科の特質に応じた「見方・考え方」を総合的・統合的に働かせることに加えて、自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、「見方・考え方」を組み合わせ統合させ、働かせながら、自ら問いを見いだし探究することのできる力を育成するようにする。
- (4) このため、高等学校の総合的な学習の

時間については、名称を「総合的な探究の時間」などに変更することを含め位置付けを見直す。

以上のことから、「探究的な学習」に取り組んできた小学校、中学校の総合的な学習の時間を基盤とし、高等学校では「探究」することのできる力の育成が求められている。

総合的な探究の時間の第1の目標は、以下のように示されている。

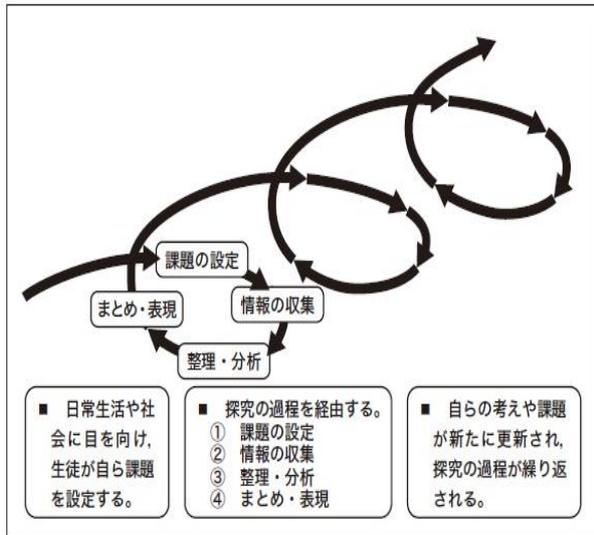
探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次の通り育成することを目指す。（後略）

ここから、①この時間の特質に応じた見方・考え方を働かせて学び、②この時間の学習の対象や領域が特定の教科等に留まらず、横断的・総合的でなければならないと、捉えることができる。

実際の学習活動において生徒は、①日常生活や社会に目を向けた時に湧き上がってくる疑問や関心に基づいて、自ら課題を見付け、②そこにある具体的な問題について情報を収集し、③その情報を整理・分析したり、知識や技能に結び付けたり、考えを出し合ったりしながら問題の解決に取り組み、④明らかになった考えや意見などもまとめ・表現し、そこからまた新たな課題を見付け、さらなる問題の解決を始めるといった学習活動を発展的に繰り返していく。このような過程は「探究のプロセス」とよばれ、総合的な探究の時間において重要視されている。

また、総合的な学習の時間とは異なり、総合的な探究の時間では「自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成することを目指す」となっており、「自己の在り方・生き方と一体的で不可分な課題を自ら発見し、解決していくような学び」であることと示されている。

探究における生徒の学習の姿



2 総合的な探究の時間の学習指導

総合的な探究の時間の第1の目標に示された資質・能力は、年間や単元など内容や時間のまとまりを見通した授業の積み重ねによって総合的に育成されていく。

資質・能力の育成のためには、主体的・対話的で深い学びの実現を図ることが鍵となる。そのためには、探究の過程を充実させるとともにその過程において、生徒や学校、地域の実態等に応じて、生徒が探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うなど、創意工夫を生かし、生徒や学校、地域の実態に応じて、それぞれの学校の生徒にふさわしい教育活動を適切に実施することが大切である。

3 指導計画の改善

総合的な探究の時間の目標は、第1の目標を踏まえるとともに、育てたいと願う生徒の姿を、育成を目指す資質・能力として各学校で定めることとなる。

つまり、

- ・ 横断的なカリキュラム・マネジメントの軸となるよう、各学校における教育目標を踏まえて目標を設定する。
- ・ 実現するにふさわしい探究課題を設定する。
- ・ 育成を目指す具体的な資質・能力を三つ

の柱で設定することとなる。

これはすなわち、各学校の教育目標に直接つながり、その高校のミッションを体现するものとなるようにすることとなる。

そして、総合的な探究の時間が実効性のあるものとして実施されるには、各教科・科目等を視野に入れた全体計画及び年間指導計画を作成することが求められる。

(1) 全体計画、年間指導計画及び単元計画

全体計画とは、指導計画のうち、学校として、入学してから卒業するまでを見通して、この時間の教育活動の基本的な在り方を概括的・構造的に示すものである。

一方、年間指導計画とは、全体計画を踏まえ、その実現のために、どのような学習活動を、どのような時期に、どれくらいの時数で実施するのかなどを示すものである。

また、単元計画では、1年間を通して、一つの単元で構成される場合においても、複数の単元で構成される場合でも、育成を目指す資質・能力を中心に計画を立てることが大切である。

計画に盛り込むべきものとしては、

- ア 各学校における教育目標
 - イ 各学校において定める目標
 - ウ 各学校において定める内容（目標を実現するにふさわしい探究課題、探究課題を通して育成を目指す具体的な資質・能力）
 - エ 学習活動
 - オ 指導方法
 - カ 指導体制（環境整備、外部連携等）
 - キ 学習の評価
- などが考えられる。

(2) 指導計画の作成とカリキュラム・マネジメント

総合的な探究の時間は、生徒が探究の見方・考え方を働かせながら横断

的・総合的な学習に取り組むことにより、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成するものであり、変化の激しい社会においてますます重要な役割を果たす。そのためには、総合的な探究の時間を教育課程の中核に据えて、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立することが大切である。

4 学習指導要領総則との関連（他科目等の代替について）

(1) 課題研究等との代替

職業教育を主とする専門学科においては、総合的な探究の時間の履修により、各教科の「課題研究」、看護の「看護児臨地実習」又は福祉の「介護総合演習」の履修と同様の成果が期待できる場合は、総合的な探究の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる。また、課題研究等の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部または全部に替えることができる。

(2) 特別活動の代替

総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

(3) 理数「理数探究基礎」「理数探究」の履修による代替

理数の「理数探究基礎」又は「理数

探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

5 一層求められる探究の充実

三つの視点から解説する。一つ目は、探究が高度化し、自律的に行われることを意識することである。生徒がより洗練された質の高い探究である「高度化した探究」や「自律的な探究」に取り組む必要がある。

二つ目は、課題の設定において生徒が自分で課題を発見する過程を重視することである。生徒一人一人にとっての「課題設定」が極めて重要になる。生徒の中に生まれた問いや問題意識が切実な課題として設定され、より明確な「質の高い課題」として洗練されていくプロセスや時間を確保することが大切である。

三つ目は、他教科・科目等における探究との違いを踏まえることである。探究の学習対象は、特定の教科・科目等に留まらず、横断的・総合的である。また、探究では、複数の教科・科目等における見方・考え方を総合的・統合的に働かせ、実社会や実生活における複雑な文脈の中に存在する問題を様々な角度から俯瞰して捉え、考えていく。さらに、学習活動が、解決の道筋がすぐには明らかにならない課題や唯一の正解が存在しない課題に対して、最適解や納得解を見いだすことを重視している。

《参考・引用文献》

- ・小学校学習指導要領解説「総合的な学習の時間」文部科学省平成29年7月
- ・中学校学習指導要領解説「総合的な学習の時間」文部科学省平成29年7月
- ・高等学校学習指導要領解説「総合的な探究の時間」文部科学省平成30年7月
- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）平成28年12月21日
- ・今、求められる力を高める総合的な探究の時間の展開（高等学校編）令和5年3月

第9章 生徒指導

1 生徒指導の意義と機能

(1) 生徒指導の定義

学校教育の目的は、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」（教育基本法第1条）を期することであり、また、「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養う」（同法第2条二）ことが目標の一つとして掲げられている。この学校教育の目的や目標達成に寄与する生徒指導の定義は、次のようなものである。

生徒指導の定義

生徒指導とは、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

<「生徒指導提要（改訂版）」（令和4年12月 文部科学省）より抜粋>

生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き（機能）を持っている。したがって、生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義をもつものと言える。

(2) 生徒指導の目指すもの

生徒指導は、すべての生徒のそれぞれの人格のよりよい発達を目指すとともに、学校生活がすべての生徒にとって有意義で

興味深く、充実したものになることを目指している。そして、自己実現を図るための自己指導能力の育成を目指すためにも、学校生活において、生徒自らが意欲をもって活動することが前提となっている。

すなわち生徒指導とは、生徒自らが、日常生活のさまざまな場においてどのような選択が適切であるかを自分で判断し、実行し、そして自らの行動に責任をとる経験を積み重ねることによって自らの意欲と判断力を育てていくことに対する指導・援助のことである。

したがって、日ごろの生徒指導に当たっては、生徒の人格や主体性・自立性を尊重し潜在能力の開発に努めるとともに、生徒が生涯を通して学び続ける意欲をもち、自己実現を図ることができるような能力を育成するという観点に立つて行うことが重要である。

(3) 生徒指導の機能

先に、生徒指導は統合的な活動であることに触れたが、生徒指導は、学校がその教育目標を達成するための重要な機能の一つでもある。

生徒指導は、教育課程（各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動）の領域として行われる教育活動及び教育課程外の教育活動においても機能するもの、つまり、学校教育のあらゆる場において機能するものである。

ア 教育課程と生徒指導との相互関係

生徒指導は、各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動からなる全教育課程の展開を通じて推進され、教育課程では足りないところを補う役割をもつとともに、教育課程の展開を助けることにも貢献する。

生徒一人一人の個性的な資質を伸ばしていくために、教育課程の編成に当たって、選択科目を設けたり、類型を定めたりしている。また、方法的にも、学

習の個別化・習熟度別学級編成等による指導が行われている。

教育課程の編成や学習指導に当たって、このように生徒の個性や能力に応じた教育を推進することは、生徒指導の機能の一つでもある個性化を目指すことでもある。

イ 教育課程外の教育活動における生徒指導

生徒指導は、教育課程における特定の教科等だけで行われるものではなく、教育課程のすべての領域において機能することが求められている。そして、それは教育課程にとどまらず、学校で行われる教育課程外のさまざまな教育活動にも機能している。生徒に直接働きかける教育活動としては、休み時間や放課後に行われる個別的な指導や、学業不振な生徒のための補充指導、随時の教育相談などがあげられる。

これらの機能は、教育課程の一つの特色ともいえるべき、組織性や形式性などの性格を補う役割を果たすべきものであり、このような教育課程外の教育活動における生徒指導を重視することは、全人的な人間形成の実現のためにも大切なことである。

(4) 生徒指導の二面性

生徒指導は、生徒の全人格的な発達を援助するという本質的なねらいをもっている。したがって、すべての生徒を対象に、社会への適応力を育て、個性を伸長させる指導・援助をすることが大切である。

しかし、適応上の問題や心理的な問題を抱える生徒やいわゆる問題傾向をもつ生徒に対しては、個に応じた適切な指導・援助が必要である。

ア すべての生徒への指導

- (ア) 一人一人の生徒の資質・環境・生育歴・将来の進路志望などの諸条件に即して、現在の生活の適応を図る。

- (イ) 集団の一員として、集団の質的向上に寄与し、集団生活の中で自己実現を図れるよう援助する。

- (ロ) 自己の長所に気付かせ、個性の伸長を図るとともに、自主性・自立性を育てる。

- (ハ) 望ましい生活習慣や態度を身に付けさせ、社会の規律や秩序を尊重・遵守する態度や行動力を育てる。

- (ニ) 自己指導能力を育て、将来の生活において、自己実現を図ることができるようにする。

イ 個々の問題への指導

- (ア) 誰もが、性格や行動面等での弱点や不安を抱えている。また、問題行動には要因となるような背景が存在する。細心の注意を払い、共感的理解に努めるとともに、個に応じた適切な指導を行う。

- (イ) 不登校傾向となったり、非行などの行動に走りかけたりしている生徒のサインを見逃さず、予防的な視点から早期に的確な指導を行う。

- (ロ) いじめや学校の秩序を破壊する暴力行為等に対しては、毅然とした対応と、粘り強い指導により安心して学べる学習環境の確保に努めるとともに、指導においては、かけがえのない存在としての自他の個性を尊重し、よりよい人間関係を築けるよう指導に当たる。

(5) 生徒指導の基盤をなす人間観

教育基本法に定める「教育の目的」の達成を目指し生徒指導を推進していくためには、人間として生徒をどのような側面からとらえ、どう理解するか、といった人間観が重要な意味をもってくる。

教師自身が、幅の広い人間観を確立することが、最も基本的で重要なことである。例えば、教師が

ア 生徒はかけがえのない人格をもつ。

- イ 生徒は主体的に考え、行動する。
- ウ 生徒は個別性と独自性をもっている。
- エ 生徒は発達の可能性をもっている。
- オ 生徒は社会（集団）の中で成長する。
などの人間（生徒）観をもって生徒の指導に当たるならば、教師と生徒との間に豊かな人間関係が築き上げられ、生徒の生き方に望ましい影響を与えることとなる。

2 生徒指導の充実と教師の役割

(1) 生徒指導上の諸問題の現状と課題

令和5年度の問題行動等調査の結果において公立高校中途退学者は全日制・定時制・通信制合わせて999件（退学率1.12%）で、前年度に比べて140人増加した。

いじめの認知件数は、860件の報告があり、前年度に比べ128件の増加となっている。今後も各学校のいじめ防止基本方針に示された、啓発活動等に取り組むとともに、教育相談体制の整備等を進め、生徒が相談しやすい環境づくりを図り、早期発見、早期解消に努めることが大切である。

暴力行為については、164件の報告があり、前年度に比べ88件増加した。

生徒の問題行動の原因・背景は複雑で、生徒、家庭、社会のさまざまな要因が絡み合っている場合が多いが、教師が生徒の気持ちを考えずに一方的に叱ったり、学業や人間関係に悩んでいる生徒への配慮不足であったりなど、学校生活にかかわること、とりわけ教師の軽率な言動が「直接のきっかけ」となって発生している事例もある。

ところで、令和5年度に公立高校を中途退学した者のうち、53.6%が「学校生活・学業不適応」、26.3%が「進路変更」、11.4%が「学業不振」によるものとなっている。教師一人一人が、生徒の指導について重要な職責を有するという自覚と責任をもち、生徒の生活実態の把握に努めているかなど、指導の在り方について総点検することも必要である。

このようなことから、生徒が社会的に望ましい自己実現を図るために、教師と生徒が相互信頼に基づく人間関係で結ばれた上で、教師が指導援助を行うことが大切である。

(2) 学習指導要領と生徒指導

今日、生徒を取り巻く社会環境の変化（情報化・国際化・価値観の多様化・少子高齢化・核家族化等）は、生徒の生活や意識に大きな影響を与えている。各学校においても、生徒指導での多面的な対応が求められている。

このような状況の下、新学習指導要領では、その総則において「生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導を関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。」と生徒指導の重視を求めている。

(3) 教師の役割と在り方

生徒指導は、生徒の情意面への働きかけと考えるとよいことから、学校教育活動において、とりわけ教師の人間性に負うところが大きい教育的な営みである。したがって、教師は生徒に対して、人間対人間としての適切なかわり方を、特に要求されることになる。

そこで、教師の望ましい在り方について考えてみる。

ア 信頼される教師

生徒指導を効果的に行うには、生徒が教師に対して心を開き、安心して語れる信頼関係の構築が大切である。そのためには、教師として立場を踏まえつつ、まず教師自らが心を開き、率直に自分を語る必要がある。

その上で、生徒の話に耳を傾け、共感的に理解することである。教師が生徒に

信頼の心をもって関わろうとするとき、生徒は信頼されていると感じて、自己受容感が生まれ、心が安定する。逆に、教師が生徒を信頼することができない場合は、それまで心が安定していた生徒ですら不安定な状態に陥ってしまう場合がある。

イ 的確に生徒を理解できる教師

生徒指導は「生徒理解に始まり、生徒理解に終わる」と言われている。生徒指導を進めるに当たっては、教師と生徒の相互理解を前提にした生徒理解が的確になされなければならない。

具体的には、次のような点を心がけることが重要であり、教育相談を重視した生徒指導の推進や事例研究等の研修を積む必要がある。

- (ア) 発達段階に即した生徒の特徴や傾向を把握すること。
- (イ) 日常の教育活動における観察、生育歴、面談、心理検査の結果等から多角的・多面的な資料を収集し活用すること。(単なる主観や一部の資料からの偏った解釈や、一面的な理解に陥らない。)
- (ウ) 行動面、現象面のみにとらわれず、内的要因や背景についても理解するように努めること。
- (エ) 相手の気持ちをあるがままに受け止める受容的理解に努めること。
- (オ) 少しの変化(外面・内面)にも気付くことができる観察・理解の目を養うこと。

ウ 人間性豊かな教師

教師は、知識・技能の伝達という重責を担っているが、生徒の人間性の形成に関しても重要な役割を持っている。青年期の発達課題は、自我同一性の獲得である。それは、これまで自分が育ってきた過程を振り返り、現在の自分の在り方や生き方について改めて考えはじめる時期であることを意味している。

そして、それぞれの発達課題を達成する際には、それぞれの時期において自分が関わっている重要な他者の存在が大きく影響していると言われている。高校生にとって、教師がそれらの一部に当たる。

したがって、高校生にとって豊かな人間性を持つ教師に出会うことは、望ましい人間性を形成する上で極めて重要なことである。

3 生徒指導の組織

生徒指導の充実を図るには、教師一人一人が生徒指導について正しい理解と技能を身に付けるとともに、学校全体で取り組むための組織づくりが大切である。そして、それぞれの立場と役割を理解し、協力して実践しなければならない。

(1) 全教職員による生徒指導

生徒指導は、全校の生徒を対象にした全学的・日常的取組によってなされなければならない。校長のリーダーシップの下に、全教職員が教育目標や指導方針を共有し、一貫性のある生徒指導を行うことのできる校内体制をつくる必要がある。

ア 共通理解・共通実践を通して

生徒指導は実践活動であるから、指導に際して教師間の考え方や対応に違いが生じると、生徒及び保護者に教師への不信感を抱かせることとなる。また、何か問題がおこった場合、我関せずといった態度をとったり、一人だけで対応したりすることは厳に慎まなければならない。

全教職員が学校教育目標の実現に向け、「どのような生徒を育てるのか」という共通目標のもと、毅然とした粘り強い指導が必要である。生徒指導の問題は、一人で抱え込まず、組織的な取組が必要であり、教職員間の信頼関係や温かい人

間関係を常に心がけておくことが大切である。

一人一人の生徒を全教職員で育てるという意識をもつこと、問題行動の指導に限らず、自己指導能力の育成を目指す生徒指導を推進するために、共通理解・共通実践することが大切である。

イ 学年・ホームルーム間の協調

学年やホームルーム間で、指導の方針や実践が共通になるよう努めることが大切である。各学年・ホームルームの独自性を尊重しながら、協調して取り組むことが肝要である。特に、自分の学年・ホームルームさえ良ければよいといった態度に陥ることは、問題行動を多発させることにつながりかねない。学校全体としての指導体制を確立することが必要になる。

ウ 研修の充実

生徒指導を全教職員で推進するためには、校内における研修が必要である。書物等による理論研修も有効であるが、他の教師の考え方や対応の仕方等から学ぶ事例研究も、今後の自己の実践に役立たせることができる。

また、普段悩んでいることなどを積極的に問題提起し、解決に向けた努力をしたいものである。

(2) 生徒指導の組織づくり

生徒指導は、全校的に取り込まれ、組織的・計画的に展開されるものである。したがって、全教職員がそれぞれ役割を分担し、指導に当たらなければならない。

ア 生徒指導部の役割

生徒指導を直接担当する組織は、生徒指導部とよばれることが多い。全ての教職員の協力的な指導体制を背景に組織され、生徒指導上の諸問題について検討し、基本方針を確立し、全校に情報を提供したり、教職員の相談に応じたりする役割をもっている。また、全教育活動を

通して、どのように生徒指導を進めていくかというカリキュラムを、教職員の総力を結集して開発しておくことも必要である。

イ 生徒指導部の活動内容

生徒指導部は、次のような活動を行っている。

(ア) 生徒指導についての全体計画の作成と運営

(イ) 生徒指導に関する資料や情報、生徒理解のための設備等の整備

(ロ) 学校内外における生徒の生活規律などに関する指導

(ハ) 教育相談、保護者面接などを含む直接的な指導

(ニ) ホームルーム担任、その他の教師への助言

(ホ) 警察、児童相談所等の関係諸機関、青少年の健全育成のための地域団体及び他校との連携や協力

(ヘ) 生徒の諸活動(部活動、ボランティア活動など特別活動全般)の指導、また、生徒指導部内に、生活指導係・教育相談係・特別活動係・生徒会係・交通安全係の各係をおいて活動している場合も多い。

ウ 生徒指導部の運営とホームルーム担任等との連携

生徒指導部は、生徒指導主事を中心に、生徒指導の運営や指導上の諸問題について協議するが、ホームルーム担任と生徒指導部との連携が特に大切である。各学年の生徒指導部所属の教師は、そのパイプ役として推進に協力し、担任を援助することが大切である。特に、問題行動が起きた時、ホームルーム担任は学年主任と生徒指導部所属の教師にすみやかに報告し、以後、校長・副校長・教頭及び生徒指導主事と連携を図りながら対応していかなければならない。

《参考文献》

・「平成30年度生徒指導充実のために」

千葉県教育庁教育振興部児童生徒課平成30年

- ・「生徒指導提要」文部科学省
- ・「生徒指導の役割連携の推進に向けて」
国立教育政策研究所 平成22年・23年
- ・「生徒指導支援資料」1～7国立教育政策研究所
- ・「生徒指導リーフ」国立教育政策研究所

4 生徒理解と教育相談

(1) 生徒理解の考え方

生徒指導は、一人一人の生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質・能力・態度を育成していくための指導や援助である。指導の方法として、学年・ホームルームなどの集団指導と、個別指導がある。

教育相談は、このうちのグループや個別に対する援助・指導が中心となる。個々の生徒の人格形成を援助する過程においては、それぞれの個性を見出し、個人のもつ特性にしたがって進められなければならない。そのためには、生徒のもつ特性や傾向、心情をよく理解し、把握するという生徒理解が大切である。

(2) 生徒理解のための情報

生徒理解は、生徒のより良き人格の伸長が前提となり、より良い援助を目指し、理解する側の温かい姿勢が基本となる。また、理解には客観性や正確さが大切であり、そのための情報の収集も多角的な視点が重要となる。得られた情報の記録、保存及び情報の解釈、活用の仕方も十分検討されなくてはならない。さらに、情報を集めるに当たっては、プライバシーを侵害しない配慮が必要である。生徒理解のための情報として、

- ア 一般的な情報（氏名、住所等、指導記録に記載されたもの）
- イ 生育歴についての情報（出生前後の様子、乳幼児期のしつけ等）
- ウ 家庭環境についての情報（家族構成、地理的環境、親の教育観等）
- エ 発達についての情報（知能、学業、性格、行動、趣味、特技等）

オ 学校生活についての情報（教育歴、学業成績、出欠状況、教師・友人関係等）
カ 現在当面している困難事項（学校生活、家族関係、身体面、交友関係、進路等）等が考えられる。

実際の指導に当たっては、これらすべての項目が必要というわけではなく、必要に応じて、取捨選択することになる。

情報を集める方法としては、①観察法、②面接法、③質問紙法、④検査法、⑤作文や生活日誌による方法などがある。

以上の情報を総合して一人一人の生徒を理解していく場合にも、①調査方法に誤りはないか、②情報の偏りはないか、③検査結果の見方は正しいかについて配慮する必要がある。これらの情報は、あくまでも生徒を理解するための参考資料であり、絶対視することは危険であることに留意しなければならない。また、情報の解釈や活用には、共感的理解や態度を前提として、より多くの意見を参考とすることが大切である。

(3) 教育相談の意義と特質

教育相談とは、一人一人の生徒の発達や教育上の諸問題の解決に向けて、本人や保護者に対し、望ましい在り方について指導助言することにより、生徒が自らの内にもつ力によって自己変容していく過程を援助することを意味する。

生徒の持つ悩みや困難は、それぞれ個人によって事情を異にするので、生徒全体を対象にする集団的、一般的、共通的な指導だけでは解決できない場合が多い。そこできめ細かな個別的な対応が必要になり、教育相談が大きな役割を果たすことになる。

学校において教育相談を行う場合の利点は、

- ア 目の前に生徒がいること
- イ 好ましい人間関係を築きやすいこと
- ウ 多くの相談の機会があること
- エ 家庭や他機関との連携が取りやすい

ことなどである。

(4) 教育相談の方法と教師の研修

学校における教育相談を充実させるためには、信頼感に基づく人間関係が欠かせない。生徒との、日頃の人間関係づくりのポイントとしては、次のようなことがあげられる。

- ア 目の前にいる生徒を最優先する。
- イ 生徒の心情を肯定的に見る。
- ウ 一人一人に積極的な関心と関わりをもつ。
- エ 教師自身の心を開き、人間的な態度で生徒に接する。

学校における教育相談は、「いつでも、どこでも、だれでも」が基本であるが、態様としては、次の四つが考えられる。

- ア 偶然の機会をとらえての相談
- イ 呼び出して行う相談
- ウ 定期的・計画的に行う相談
- エ 自主来談による相談

相談を進めていく際の教師の基本的態度としては、次のことが大切である。

- ア 指導、説諭するという姿勢ではなく、生徒の言葉を引き出し、心をこめて聴くことに努める。(傾聴)
 - イ 生徒の立場に立って、その生徒の悩みや苦しみ、心情及び言葉の意味を理解しようと努める。(共感的理解)
 - ウ 生徒の考えや行動をすぐに評価・批判しないで、まず、生徒の言葉に耳を傾け、受け入れて、情緒の解放を図る。(受容)
(ただし、感情を受け入れるのであって、事柄を容認するのではない。)
 - エ 生徒の自己決定、自己選択を促す。(自己の可能性発揮への援助)
- 以上、四つの姿勢を生かすため、相談においては次のようなことを心がけることが必要である。

- ア 受容：評価的、批判的な態度や言葉はひかえて、生徒の語る言葉に「そう」「うん」「なるほど」などとうなずきながら、

まず、生徒の気持ちを受け入れ、心から聴くように努力する。

- イ 繰り返し：生徒の話している言葉から内容を深めたいと思われる言葉をそのまま繰り返す。
- ウ 沈黙：沈黙は生徒にとって大きな意味を持っていることが多いので、次々に質問したり、性急に発言を促したりせずに、ゆっくりと時間をかけるようにする。
- エ 要約：生徒の話が一段落した時に、教師がそれまで聞いたことを要約して生徒に返す。
- オ 感情の明確化：生徒の微妙な感情をありのままにとらえ、それを短く的確な言葉で返す。

以上のような方法を学んだり、生徒理解のための知識を身に付けたりするためには、自発的に研修を受けることが必要である。研修の機会として、県総合教育センター・子どもと親のサポートセンターが実施するものや校内研修、民間や関係機関が行うもの等があるので、内容や時期的な要素を検討し、積極的に参加したいものである。

(5) 教育相談の具体的実践

- ア 生徒相互の人間関係を育む

生徒の精神を安定させるには、親和的で、自由に発言でき、また話を聴いてくれる雰囲気や安心感のもてる心理的環境が大切である。ホームルーム担任は、日々の教育活動の中でそのような雰囲気を持つホームルームづくりに努めたいものである。

そして、ホームルームの状態に合った「構成的グループエンカウンター」「ピアサポート」「ソーシャルスキルトレーニング」「アサーショントレーニング」などの手法を活用し、生徒相互の心理的な理解を深めるように努めることが大切である。生徒同士が自分の意見や感じ方を、お互いに遠慮なく話すことができ、

またそれを尊重しつつ聴くことができる関係を育むことである。どんな発言も嘲笑されたり、拒否されたりすることなく受け入れられる集団を意図的・計画的につくることである。

イ 自己理解を深めさせる（質問紙や検査等の活用）

生徒相互の理解を促進するには、同時に各自の自己理解の促進が必要となる。核家族化・少子高齢化、価値観の多様化等、社会の急激な変化の中で、自己の特徴や性格、将来の展望等を持ってないまま育ってきている生徒もいる。

そうした生徒にとって、生涯における人生観や職業観をもつ上で、欠かせない要素が自己理解である。簡単な質問紙を作成して与えたり、希望者には性格検査や適性検査を実施したり、その結果を考察させたり等により、自己理解の援助を行うことが可能である。

《参考文献》

- ・「生徒指導提要」文部科学省令和4年12月
- ・児童生徒の教育相談の充実について（報告）
—生き生きとした子供を育てる相談体制づくり—
- ・教育相談等に関する調査研究協力者会議平成21年3月
- ・「教育相談機能を活かした教育相談実践事例集」
千葉県子どもと親のサポートセンター平成23年

5 生徒指導の機能を生かしたホームルーム担任の仕事

ホームルームは、アメリカの中等教育において、教科担任制や選択履修制が広まるにつれて、教師と生徒、生徒同士の人間関係が希薄になるのをカバーするために、生活の基礎となる生徒集団を編成し、特定の時間と部屋を設けたのが始まりとされる。

ホームルームは、学校における生徒の基礎的な生活集団といえる。

ホームルーム担任は、ホームルーム活動を通して、生徒の学校生活の充実と向上を図るとともに、生徒が直面する諸問題への対応や健全な生活態度の育成に資する活動を行うことになる。

(1) 生徒指導におけるホームルーム担任の役割

ア 生徒指導におけるホームルームの性格と機能

(ア) 生徒の諸活動の基盤と役割を果たす場及び自発的、自立的な活動の場としての機能

(イ) 生徒指導（基本的生活習慣の確立等）の場としての機能

(ウ) 教科指導や学校行事等、ほかの教育活動への支援補完、深化、統合を図る場としての機能

(エ) 出欠点検、各種の伝達、施設設備の整備、家庭への連絡などの庶務を行う機能これらの機能が十分に発揮されるように配慮することが生徒指導におけるホームルーム担任の役割である。生徒指導は、教育活動全体を通じて行われるもので、その基礎的な指導の場として、ホームルームは最も重要な存在である。

イ ホームルーム活動の内容

(ア) ホームルームや学校の生活づくり

(イ) 適応と成長及び健康安全

(ウ) 学業と進路

これらの内容を取り扱うホームルーム活動は、学習指導要領の主要な柱であり、「人間としての在り方生き方に関する教育」の中核的な役割を担っている。

ウ ホームルーム活動におけるホームルーム担任の役割

(ア) 生徒の自主的、実践的な活動への適切な援助・指導

(イ) 生徒指導

(ウ) 計画的、継続的な指導

ホームルーム活動の主体は生徒である。ホームルーム担任は、生徒を直接指導する立場にあるが、生徒の自発的、自律的な活動、あるいは、自主的、実践的な活動が積極的に実行されるよう、適切な援助・指導を行うことが基本である。また、ホームルームは、生徒指導の基礎的な場であり、前述イのホームルーム活動の内容は、いずれも生徒指導にかかわるものである。生徒は、これらの活動を通じて、人間としての資質や社会性、道徳的な実践力を培うとともに、将来の適切な進路を選択、決定できる能力を身に付けることが強く期待される。

したがって、ホームルーム担任は、学校における生徒指導の中心的な役割を果たすものといつてよいのである。

エ ホームルーム経営における役割

(ア) 生徒の実態を把握すること

この場合、特に次の点に留意する。

a 生徒の表面的な行動を観察するレベルにとどまらず、内面の理解に努める。

b 生徒の問題行動等、問題点のみに目を注がず、生徒自身が自己への誇りをもって生きていけるよう、生徒の「よさ」を捉え、人間性の育成に努める。

- c 各種の資料や情報を収集し多様な尺度によって、生徒を多面的に把握するようにする。
- (イ) ホームルーム経営の目標を確立すること

現実の生徒の姿を、ホームルーム目標にどう近づけていくかが、日常のホームルーム経営には大切なことである。学校の教育目標や学年の目標に基づき、より具体的で実現可能な目標を設定する必要がある。
- (ウ) ホームルームの指導計画を立てること
- (エ) よりよい集団づくりに努めること

生徒同士が互いの人格を尊重するよう指導するとともに、また生徒との間に、確かな信頼関係を築くことが大切である。
- (オ) 個別指導の場と方法を工夫すること

ホームルーム担任には、クラスの生徒全員に対する集団指導と、個に応じたきめ細かな個別指導が要求される。二つとも、指導の場と方法を工夫し、人間としての在り方生き方につながる指導を心がけたいものである。
- (カ) 他の教職員との連携を密にすること

ホームルーム担任は、ホームルームを基盤とする他の集団活動、例えば生徒会活動、学校行事等との関連を図りながら、それぞれの指導に当たる教師との連携を密にし、生徒指導を行うことが大切である。
- (キ) 庶務的な仕事を処理すること

ホームルーム担任が行うべきホーム

ルームの庶務的な仕事は多種多様である。具体的には、生徒指導要録、出席簿等の公簿の作成、備品を含む教室や環境の整備、金銭・会計面の処理、さらには、日々の生徒の健康把握や保護者との連携等、多岐にわたる。庶務的な仕事を通して、生徒指導に役立つ情報を得る場合が多く、日常の細々した職務は極めて重要なものである。

公簿の作成等は、学期末に集中することが多いので、仕事を計画的かつ早めに処理することを心がけるとともに、保管に十分留意する必要がある。

(2) ホームルーム活動の指導計画と留意点

ホームルーム活動に配当する年間の授業時数は、学習指導要領で「年間35単位時間以上とするものとする。」となっている。ホームルーム活動の指導計画の作成には、学校経営方針・教育課程等、全校的な視野に立った対応が必要である。

ア 年間計画の作成手順

- (ア) 各学年の指導の重点目標の設定
- (イ) 年間配当時数の設定
- (ウ) 題材（主題）の検討と設定
- (エ) 原案の検討

- a 生徒のホームルーム活動委員会の意見の反映
- b 教師のホームルーム指導委員会及び関係分掌（生徒指導部、進路指導部、保健部など）における検討
- c 各学年、ホームルーム担任による検討
- d 職員会議での検討

ホームルーム活動の指導について、全教職員の理解を深める。

イ ホームルーム活動とショートホームルーム

ホームルーム活動は、毎学年当たり1単位時間以上、原則として年間35週実施され、年間計画によって運営されることになる。

ショートホームルームは、毎日の継続的な生徒指導の場であり、ホームルーム活動をさらに充実、深化させるための場でもある。ホームルーム担任として、ショートホームルームの効果的運営と生徒による自主的運営の在り方について考える必要がある。



《MEMO》

ホームルーム活動年間指導計画（例）

月		1年主題	2年主題	3年主題
4	その1 その2 その3 その4	生徒会活動・部活動紹介 委員会活動への参加 通学方法調査、緊急時の連絡方法 各種行事について	運営協議会 一斉委員会 2年生としての抱負 進路志望調査	運営協議会 一斉委員会 3年生としての抱負 進路志望調査
5	その1 その2 その3 その4	高校生になって（進路関係を含めて） 校内体育大会 効果的な学習の工夫 教育相談ガイダンス	学校をもっと楽しくするには 校内体育大会 進路志望調査 交通事故の原因を考えよう	社会活動と規律 校内体育大会 進路ガイダンス 地域へのボランティア活動
6	その1 その2 その3 その4	校外美化活動 校則について 自転車点検と交通安全指導 勉強と部活動の両立について	修学旅行の意義と目的について いじめについて考える 暴走行為とその社会的影響 進路ガイダンス	男女交際について考える 大学・専門学校訪問 小論文対策講演会 私の生きがい
7	その1 その2 その3	夏休みの計画 薬物乱用防止教室 1学期のホームルーム活動の反省と 今後の希望	夏休みの計画 薬物乱用防止教室 1学期のホームルーム活動の反省と 今後の希望	夏休みの計画 薬物乱用防止教室 1学期のホームルーム活動の反省と 今後の希望
9	その1 その2 その3	体育祭の企画立案 来年度の科目選択説明会 体育祭	体育祭の企画立案 地域へのボランティア活動 体育祭	体育祭の企画立案 社会人としての礼儀作法 体育祭
10	その1 その2 その3 その4	交通ルールを守ろう 進路志望調査 文化祭の企画立案 地域へのボランティア活動	来年度のコース選択説明会 修学旅行の事前研修 修学旅行のグループ決め 修学旅行の結団式	交通事故の補償と責任 読書と人生 文化祭の企画立案 性のモラルについて
11	その1 その2 その3 その4	進路説明会 卒業生を囲んで 文化祭準備 文化祭 芸術鑑賞会	修学旅行の反省 文化祭準備 文化祭 芸術鑑賞会	進路内定者の卒業までの在り方 文化祭準備 文化祭 芸術鑑賞会
12	その1 その2 その3	ネットモラル教室 冬休みの計画 2学期のホームルーム活動の反省と 今後の希望	ネットモラル教室 冬休みの計画 2学期のホームルーム活動の反省と 今後の希望	ネットモラル教室 冬休みの計画 2学期のホームルーム活動の反省と 今後の希望
1	その1 その2 その3	年頭にあって 将来の職業について 音楽鑑賞会	年頭にあって インターンシップ事前説明会 インターンシップ	将来の生活設計 音楽鑑賞会 人権尊重と安全な社会について
2	その1 その2 その3	私の愛読書の紹介 ピアサポート・プログラム 友情とは何か考えよう	インターンシップ反省会 教育相談 郷土の歴史を学ぶ	高校生活を振り返って
3	その1 その2	交通法規と私たちの安全 1か年を振り返って	先輩の進路 1か年を振り返って	

(3) ホームルーム担任の1日の業務(例)

始業前の準備		朝のSHRタイム	SHR後処理	帰りのSHRタイム	放課後の業務
出欠調査	<ul style="list-style-type: none"> ○出席簿の点検 前日の欠席、遅刻、早退、欠課等 ○当日の家庭連絡受理 	<ul style="list-style-type: none"> ○朝のあいさつ ○出席点呼、出席簿記入 ○前日の欠席者の理由確認と届け受理 ○早退者の申告届け受理 ○健康状態(心身共) } 個別生活状態の確認 } 指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○無断欠席者の家庭連絡 ○遅刻、早退者との事情調査と指導 	<ul style="list-style-type: none"> ○欠席状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○出席簿の整理 ・週末、月末の統計 ・各種届の整理
連絡等	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒への連絡事項の確認 ・職員打合せ事項の伝達 ・掲示による連絡 ・印刷物、配布物 ・時間割変更等 ○前日の学級日誌の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒への伝達 ・行事予定 ・日課、時間割変更 ・伝達事項 ・配布物 ○各種申告届等の受理 ○前日のHR状況についての反省 ・学級日誌などから(感想や内容への助言) 	<ul style="list-style-type: none"> ○届出事項の処理 	<ul style="list-style-type: none"> ○明日の予定 ○伝達事項の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○校内各部・関係者との連携 ○学年事務の相互連絡
運営と生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> ○SHRの計画確認 ○HR運営の基本方針の徹底と具体的指導目標の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○担任訓話 ○生徒スピーチ、合唱 ○ホームルーム活動の予告 ○生徒会、委員会等からの連絡 ○安全指導 		<ul style="list-style-type: none"> ○担任訓話 ○清掃の指示 ○帰りのあいさつ 	<ul style="list-style-type: none"> ○運営の反省と記録 ○個別グループ別指導(相談、面接) ○班、係活動指導 ○ホームルーム活動の計画始動 ○保護者面談
進路指導	<ul style="list-style-type: none"> ○進路選択の資料点検 ・提出期限、提出物等の確認と準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○進路情報の提供 			<ul style="list-style-type: none"> ○就職・進路希望者の提出書類作成 ○進路相談
教室の管理		<ul style="list-style-type: none"> ○採光、照明、換気確認 ○備品(黒板ふき、清掃具、ストーブ)整理 ○清掃状態、牛乳パック等処理確認 ○机、椅子、運動着等の整頓 ○ストーブ利用について安全確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○備品破損等の処理 		<ul style="list-style-type: none"> ○清掃指導と点検 ○施錠、消灯の確認 ○ストーブの消火確認 ○教室全体の点検

(学事出版「高校HR担任の実務」から)

(留意事項)

- 伝達ははっきりと、また、もれがないように注意し、必要に応じて板書する。
- 学級日誌は必ず目を通して内容を確認し、コメントを入れる。
- 健康状態把握のためにも、生徒の表情を確認し、必ず点呼をとる。
- 欠席、遅刻、早退等の把握のため、家庭との電話連絡等を密にする。
- 教室の清掃を生徒と一緒にするなどして、生徒の様子を観察し、生徒理解を心がける。
- ホームルーム活動を効果的にするため、ショートホームルーム等を活用する。
- 昼休み等にもホームルームに足を運び、生徒の中に溶け込み、好ましい人間関係づくりを心がける。

《参考文献》

- ・「学級担任のための育てるカウンセリング入門」国分康孝
- ・「教育相談ハンドブック」(小学校編)千葉県総合教育センター平成8年
- ・「教育相談ハンドブック」(中学校編)千葉県総合教育センター平成9年
- ・「教育相談ハンドブック」(面接編)千葉県総合教育センター平成11年
- ・「ふれあいとやすらぎ」(小学校用)千葉県総合教育センター平成10年
- ・「センセ！聴いて！」(中学校用)千葉県総合教育センター平成10年

6 生徒指導の機能を生かした学業指導

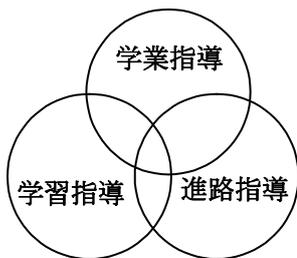
(1) 学業指導の意義

学業指導は、ややもすると学習指導と混同されるが、学習指導が通常、各教科・科目の学習目標を達成させる指導であるのに対して、学業指導は、生徒の学習活動の基盤をつくったり、その推進を援助したり、学業に悩みを持つ生徒を内面的に救済したりする指導を意味するものである。

学業指導は、もちろん、各教科・科目における学習指導の中でも行われるが、ホームルーム活動、学校行事等、学校における教育活動全体を通じて行われるものとされている。

また、学業指導は、将来への見通しや志向性を明確にすること、自己理解を深化させること、日常の学業を効果的に積み重ねていくこと等において、進路指導とも深く関連している。

生徒指導における、学業指導と学習指導と進路指導との関連は、おおむね、次の図のように示すことができよう。



(2) 学業指導の主な具体的内容

ア 学習意欲の喚起

教師は、生徒の意欲を低下させている原因（例えば、心身の健康不良、目標の喪失、対人関係の問題など）について十分に理解し、受容的な態度で接することが大切である。その原因となるものを除去する対応だけではなく、教材の選択、

目標の自覚の促進、励まし等により、積極的な動機付けも必要である。

イ 学習方法の改善と学習習慣の確立

生徒は試行錯誤を繰り返しながら、自分の学習方法を確立していくものである。しかし、本人なりに努力しても成果が上がらない場合もあり、学習方法に何らかの問題点があることが多い。

改善のためには、まず、教師が望ましい学習方法や学習習慣について説明し、生徒が自分の問題点に気付くよう助言する必要がある。その際、生徒が自信をなくさないように配慮し、それまでの本人の努力を認めて励ますようにしたい。

ウ 情緒的安定の確保

情緒的に何らかの不安定な状況があると、生徒は学業に専念できず、持てる能力を十分に発揮できない。教師は、学習場面、周囲の環境条件、生徒の内面的条件などの相互関係を解明し、原因を突きとめ、それを除去する支援を行うとともに、生徒自身が努力するよう指導することが必要である。

(3) 学業指導の今日的意義

今日、学業指導の重要性が強調されているのは、次のような背景によるものと思われる。

ア 昨今の高校への進学率の上昇に伴う生徒の多様化や、学業不適應を主要因とする非行・中途退学等の問題に対する根本的な対応策が求められている。

イ 生徒たちが社会の変化に主体的に対応し、生涯にわたって学習を行っていくための生きる力を育成することが求められている。

7 校則

(1) 校則等の意義

校則は、生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものである。

校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目的を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には学校長により制定されるものである。

校則等は、自己指導能力の育成を基本としつつ、次のようなことをねらいとして作成される。

- ア 基本的な生活習慣形成のための方向付け
- イ 自己実現を図るための基本的約束ごとの明示
- ウ 遵法精神の育成
- エ 良い校風と伝統の継承

(2) 校則等の運用にあたって

ア 校則等についての基本的考え方

校則とは何か、なぜ校則が必要なのか、その合理的根拠は何か、校則等の目指すものは何か、などを生徒とともに考え合い、学校生活における様々な場面での基盤となるようにする。

校則等に関わる指導に際しては、一人一人にとって快適な学校生活を送る上で必要最小限の守るべきことである、という観点から指導に当たることが大切である。

指導上の留意点は、次のとおりである。

- (ア) 何のために設けた決まりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解する。
- (イ) 当面する具体的問題の実践的な解決を通して、校則を遵守していく過

程を大切にする。

- (ウ) 人間関係の理解、心情の理解を通して校則の遵守を実践させる。
- (エ) 校則遵守の実践方法を生徒の主体的な活動で考えさせる。
- (オ) 集団指導とともに、個別指導を大切にする。
- (カ) 校則の内容については、普段から学校内外の者が参照できるように学校のホームページに公開しておく。
- (キ) それぞれの決まりの意義を理解し、生徒が主体的に校則を遵守するようになるためにも、制定した背景についても示しておく。
- (ク) 校則に違反した場合には行為を正すための指導に止まるのではなく、内省を促すような指導をする。

イ 校則等の点検及び見直し

校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて、校則の意義を適切に説明できないようなものについては、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか、絶えず点検及び見直しを行う必要がある。また、その際は、何らかの形で生徒・保護者が関わり決定できる取組を行う必要がある。

更に、校則を点検したり、見直したりする必要がある場合に、どのような手続きを踏むべきか、その過程についても示しておくことが望ましいと考えられる。

以下、その作成、見直しの留意点等を示す。

- (ア) 校則等の作成、見直しの視点
 - a 社会通念上合理的であると認められる妥当性、客観性をもっているか。

- b 人間尊重、個の尊重の精神が生かされ、生徒の自主性、自律性が育成されるようなものになっているか。
 - c 生徒の実態、地域の状況に応じたものか。
 - d 学校の発展のため、校則を生かすという姿勢が貫かれているか。
- (イ) 作成、見直しの留意点

校則の制定にあたっては、少数派の意見も尊重しつつ、生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるよう配慮することも必要となる。

【学校における取組例】

- ・各学級で校則や学校生活上の規則で変更してほしいこと、見直してほしいことを議論。
- ・生徒会やPTA会議、学校評議員会において、現行の校則について、時代の要請や社会情勢の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項について意見を聴取。
- ・生徒や保護者との共通理解を図るため、校則をホームページに掲載するとともに、入学予定者や希望者等を対象とした説明会において、校則の内容について説明。

8 個別の課題を抱える児童生徒への指導

(1) 問題行動についての理解

児童生徒が抱える課題は様々であり、個々の児童生徒の性格、能力や、生活習慣、発達の程度、学校での生活の状況など、一人一人に応じた効果的な指導が必要となる。

日頃から、観察や面接、質問紙調査、関係機関や地域とのネットワークづくりなど、児童生徒理解を着実に進め、問題行動

の早期発見に努める必要がある。その上で、問題行動の事実確認を迅速に行い、その原因を分析し一人一人に応じた指導方針を確立することが重要である。特に、個別の課題を抱える児童生徒への指導については、その課題の特質を理解し、一人一人に適した指導方法や対応、あるいは関係機関との連携など、適切で効果的な指導をすることが重要である。

そこで、問題行動を理解するためには、次のような視点からとらえる必要がある。

- ・すべての児童生徒が問題行動の要因を内包している可能性があること。
- ・小学校で問題行動の予兆がみられること。
- ・成長を促す生徒指導を進めること。
- ・障害特性の把握と理解を進めること。

発達障害の特性により生じる学力や対人関係の問題に対して、無理強いをしたり、注意や叱責が繰り返されたりすると、二次的に問題行動が生じることがある。

(2) 問題行動の早期発見

問題行動につながるサインとして、次の例などがあげられる。

- ・髪型、服装、言葉遣い、持ち物などの変化
- ・友人関係、人間関係、家庭での様子の変化
- ・学級、ホームルーム、授業中での態度の変化

これはあくまでも例であって、直ちに問題行動の前兆であると判断して指導することは難しい場合もある。しかし、これらに着目することを通じて、教師が当該児童生徒の理解を進め、指導の手を差し伸べる必要があると思っ、児童生徒を注意深く観察し、働きかけを行うことによって、問題行動を未然に防ぐことができる場合もある。

問題行動の早期発見を行うことは、児童生徒理解を着実に進めることとなる。問題

行動の早期発見の方法には次のようなものがある。

ア 観察によるもの

学級担任は児童生徒に関する資料を豊富に活用できることから、早期に問題行動を発見する機会が多くある。先にあげた例を考えながら観察することが大切である。客観的な観察を心がけるとともに、複数の教員で観察を行う必要がある。

イ 面談によるもの

個人面談は、児童生徒の悩みや困難の解決を指導・援助する。担任だけでなく、教科担任や部活動顧問などによる面談も有効である。

ウ 質問紙調査によるもの

毎年多くのアンケート調査が行われており、その結果をまとめておくことは、児童生徒の変化や学校での取組、実行の様子を把握し、適切な評価や改善を図ることにつながる。

エ 教職員間の情報交換によるもの

一人の教師だけでは児童生徒理解に限界があるため、教科担任や部活動顧問など関係のある教員との情報交換は大変有効である。多面的に児童生徒を見るために、組織的に取り組むことが重要である。

オ 保護者との面談によるもの

学校で見せる顔と、家庭や地域で見せる顔が全く違っている児童生徒もおり、児童生徒を理解するためには、保護者からの情報も貴重なものとなっている。学校が家庭を批判するのではなく、学校と保護者が同じ方向を向くこと、粘り強く学校の方針を説明することが、ますます重要になってきている。

保護者と面談を行うに当たっては、教師が「こうすればもっとよくなる。」「少しずつだがこんなことができるようになった。」とプラス思考で面談することが、学校と家庭が協働体制をとっていくスタートになる。なお、家庭訪問は、保

護者の了解の下で行わなければならない。

カ 学校種間・学校間の情報交換によるもの

問題行動が低年齢化し、小学校時代から問題行動を繰り返す児童もみられる。また、中学校・高等学校での問題行動がそれ以前の小中学校時代から継続している場合がある。各学校種間でお互いに責任転嫁や連携のなさを嘆くのではなく、学校種を超えた情報交換や協議を定期的に行い、連携を図っていくことが大切である。

キ 関係機関・地域とのネットワークでの情報交換によるもの

近年ではSNS等の普及により、不特定多数を巻き込んだ校外での問題行動も増えている。校外の問題行動については、学校だけでなく、警察や児童相談所などの関係機関や地域社会と連携を進めていく必要がある。

(3) 指導の進め方

ア 迅速な事実確認

児童生徒の健全な人格形成のために、時期を逃さずに毅然とした指導をすることが大切である。まず、該当児童生徒から迅速に事実確認を行い、その際には、いつ、どこで、だれが、何を、どの程度聞き取るのか、保護者との連携などについてはどのように行うかを教員間で具体的に決めておくことが大切である。

イ 原因の分析と指導方針の確立

問題行動を起こした児童生徒への指導のねらいは、自ら行動を反省し今後の将来に希望や目標を持ち、より充実した学校生活を送ることができるようにすることにある。問題行動の原因や背景を分析して計画を立て、組織的に指導を行う。その際は当該生徒の発達段階、健康状態、人間関係などの状況を踏まえて、指導する担当者、場所、時間、内容を事前に決めておく必要がある。

ウ 希望を持たせる指導

教員は共感的な態度で指導を行い、児童生徒が、自分を理解してくれる、存在を認めてくれるなど自己存在感を持つよう指導しなければならない。また、教科指導において不適応の児童生徒を見逃さないことは、問題行動の予防にもつながる。児童生徒の活躍する場を設け、その力を発揮させることで、他の児童生徒の承認が得られ、本人が自信を持つようになる。

エ 保護者への説明と適正な手続き

保護者に対して、問題行動の事実関係、問題行動に至った経過、背景、問題行動に対する特別な指導内容などについて十分に説明し、理解を求めておくことが大切である。

児童生徒がより充実した学校生活を送るために、学校、家庭が何をすべきか、どのようにすべきかを共に考え、それぞれの役割を果たしていくことが大切である。

《参考・引用文献》

- ・「生徒指導提要」文部科学省 令和4年
- ・「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」文部科学省 令和3年
- ・「いのちを大切に作るキャンペーン」実践事例集 千葉県教育庁教育振興部指導課 平成18年3月
- ・「高校生の豊かな心の育成に係るHP等取組事例集」千葉県教育庁教育振興部指導課 平成18年3月
- ・いじめ問題に対する取組事例集 文科省 平成26年11月
- ・「いじめを早期に発見し適切に対応できる体制づくり」
ーぬくもりのある学校・地域社会をめざしてー
- ・子供を守り育てる体制づくりのための有識者会議のまとめ
(第1次) 平成19年2月
- ・『令和3年版のちばの少年非行』 千葉県警察ホームページ

9 暴力行為

(1) 暴力行為の理解

ア 暴力行為の現状

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(以下、「問題行動・不登校調査」)における、令和5年度千葉県公立学校の発生件数は、小学校5,636件(前年比1.01倍)、中学校1,463件(前年比1.14倍)、高等学校164件(前年比2.16倍)であ

り、全体的には増加した。全国的にも増加傾向にあるが、千葉県の傾向としては、小学校の低学年が多く、暴力行為の低年齢化が危惧される。要因としては、いじめの認知に伴うものや児童生徒に対する見取りの精緻化によって把握が増えたことその他、感情のコントロールが難しい児童が増えていることや、コロナ禍で対話的な活動が制限されていたことで、対人関係を築くためのスキルを身につける時間が少なかったことの影響等が考えられる。

イ 基本的な考え方

暴力行為は、社会において許されない行為であり、「学校においてもいかなる理由からも認められないし、絶対に許されない行為である。」と暴力を明確に否定するとともに、「暴力は人権の侵害でもあり、人権尊重の精神に反する。」との認識を全教職員が共有した上で学校における一致協力した取組が大切である。

小学校低学年児童への対応については、幼稚園、保育所との情報共有を積極的に図り、暴力が発生した背景と思われる一人一人の資質・性格や生活環境などを把握し、きめ細かく理解した上で、児童生徒の指導や援助に結び付けていく必要がある。

(2) 暴力行為への対応

暴力行為の発生に伴う、学校としての基本姿勢は、「児童生徒との信頼関係に配慮した対話」「暴力の背景にある要因をきめ細かく把握した上での個別理解」「教職員の一致協力した指導体制の構築」「必要に応じた関係機関との連携や家庭・地域への協力依頼」等が考えられる。その上で、暴力行為が発生した場合の対応の基本は、以下のものが考えられる。

ア 緊急性や軽重などを判断した迅速な対応(複数の教職員による対応)

イ 当事者(加害者と被害者)への対応と

援助、周囲への指導

ウ 正確な事実関係の把握

エ 指導方針の決定

オ 役割分担による指導と対応策の周知

保護者、地域、関係機関等との連携初期対応にあたっては、事態の緊急性や軽重を総合的に判断すること、当事者の興奮や怒りを鎮めること、被害者の安全確保を図ること、等において判断と行動の両面における迅速さが求められる。また、当事者や関係者から正確な事実関係を把握するためには、誘導的質問や先入観を排し、中立的姿勢に基づいた聴取が必要である。

《参考・引用文献》

・「規律ある明るい学校環境づくり」千葉県教育委員会
平成 23 年

10 いじめ

(1) いじめ防止対策推進法

いじめの問題はこれまでもたびたび社会問題化してきたが、平成 24 年 7 月、大津市のいじめ事案の報道後、いじめが大きな社会問題として再認識され、平成 25 年 2 月の教育再生実行会議の提言を受けて、同年 6 月「いじめ防止対策推進法」が成立し、9 月に施行された。また、同年 10 月には、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定され、さらに平成 29 年 3 月には同方針の改定が行われた。

各学校は、同法によって「学校いじめ防止基本方針」の策定及び「いじめの問題への対策のための組織」を設置することが義務付けられている。さらに、いじめにより、児童生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間（年間30日が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合、学校はこれを「重大事態」として設置者に報告し、その後の調査方法などについて、対応を相談する必要があると定められている。

(2) 千葉県いじめ防止対策推進条例

「いじめ防止対策推進法」の趣旨に則り、本県の実情に合わせたいじめ問題への対応に県を挙げて取り組むため、全国に先駆けて「千葉県いじめ防止対策推進条例」が制定され、平成 26 年 4 月より施行となった。

この条例は、いじめの早期発見及びいじめの対処の施策を整理し、積極的かつ効果的ないじめの防止等の対策を実施することを定め、県の責務や、市町村、学校、保護者、県民等の役割を明らかにし、子どもたちが健やかに成長することができる環境をつくることを目的としている。

条例では第16条2項で毎年4月を「いじめ防止啓発強化月間」とすることが定められている。県教育委員会では「児童等自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組」及び「児童等が互いに良好な関係を築くことができる取組」との視点を重視し、いのちを大切に作るキャンペーンなどを各学校の実態に応じて実施している。

(3) 千葉県いじめ防止基本方針

県の条例制定を受け、千葉県いじめ対策調査会の審議を経て、平成 26 年 8 月、「千葉県いじめ防止基本方針」が策定された。さらに平成 29 年 3 月に、国の基本方針が改定されたことを受け、同年 11 月に県の基本方針も改定した。この基本方針は、国の基本方針を参酌し、本県の実情に応じた、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したもので、主な内容として、基本理念、県が実施すべき施策、学校及び学校教職員の役割、保護者の役割、県民の役割、重大事態への対処等が盛り込まれている。

(4) いじめ問題の理解

いじめは日常生活の延長上で生じ、当該行為がいじめか否かの逸脱性の判定が難しいところに特徴がある。いじめとは

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている（いじめ防止対策推進法第2条第1項）。

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係で成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。日本のいじめの多くが同じ学級の児童生徒同士で発生することを考えると、教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成され、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが望まれる。児童生徒安全課作成のいじめ防止啓発カード、いじめ防止啓発リーフレット等を活用し、全ての児童等に指導を行っていくことが重要である。

(5) いじめ問題への対応

「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童生徒に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚することが重要である。いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう、日頃から丁寧に児童生徒理解を進め、早期発見に努めることが大切である。

いじめ認知に当たっては、アンケート調査や、面談、日々の児童生徒の観察等から、たとえ軽微なものと感じても、校内のいじめ対策組織に報告し、その組織で法の定義に基づきいじめの判断を行い、いじめを正確に、積極的に認知する必要がある。

なお、いじめを認知した教員は、事案を抱え込むことなく、直ちに、学校のいじめ

対策組織へ報告をするとともに、いじめ対策組織においては、調査及び解消に向けた対応を検討し、被害児童等の支援、加害児童等の指導等を実施することが、求められている。

また、国や県のいじめ防止基本方針では、少なくとも3か月間いじめ行為が止んでおり、精神的な苦痛を感じていない状況に至って、いじめが解消された状態であるとされており、安易に、謝罪を持っていじめが解消したとせず、面談や、アンケート等によって、被害児童等の状況を継続的に確認していくことが必要である。

なお、いじめの対処に係る記録については、丁寧に記録を取り、そのうえで、当該校を所管する各自治体の文書管理規則に基づき、保存をするとともに、事案が解消したとして安易に、メモを処分することがあってはならない。

11 不登校

(1) 不登校の現状・要因

文部科学省の実施する、いわゆる「問題行動・不登校等調査」では、不登校は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」によるものを除く。）」と定義されている。

本県の不登校児童生徒数は、年々増加しており、深刻な状況にある。このような中、本県では、令和5年4月に「不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例」（以下、「条例」）が施行され、条例を踏まえ、施策を総合的に推進するための基本方針を令和6年3月に策定し、様々な支援に取り組んでいる。

不登校児童生徒は、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、「どの子にも起こり得る」と捉え、その行為を「問題行動」と

判断してはならない。

こうした児童生徒が抱える悩みや課題の解決に向けて、学校・家庭・地域が連携し、一人一人に寄り添った支援を行う必要がある。

(2) 不登校児童生徒への支援の視点

不登校児童生徒への支援にあたっては、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、将来の社会的自立を目指すことが重要である。

また、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことを理解するとともに、不登校による学業の遅れや進路選択上の不利益等への対応は、個々の児童生徒の状況に応じ、長期的な視点を持って取り組む必要がある。

(3) 学校教育の意義・役割

義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要である。

よって、学校は不登校児童生徒の支援として、まず、児童生徒が不登校になった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援策を策定すること、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、教育支援センターやICTを活用した学習支援、フリースクール、夜間中学での受け入れなど、様々な関係機関を活用し社会的自立への支援を行うことが必要である。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きい。

(4) 不登校が生じないような学校づくり

ア 魅力あるよりよい学校づくり

不登校になってからの事後的な取組だけでなく、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指す。

イ いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり

いじめや暴力行為等の問題行動への毅然とした対応が大切である。また、教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となる場合もあるため教職員も適切な言動や指導を心がけなければならない。

ウ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

学業のつまずきから学校へ通うことが苦痛になる等、学業の不振が不登校のきっかけの一つとなっていることから、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、個に応じた指導の充実を図ることが望まれる。

エ 保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築

社会全体で、児童生徒を育ていくため、学校、家庭及び地域等との連携・協働体制を構築することが重要である。

オ 将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり

児童生徒が将来の社会的自立に向けて、主体的に生活をコントロールする力を身に付けることができるよう学校や地域における取組を推進することが重要である。

12 自殺

(1) 児童生徒の自殺

児童生徒の自殺は、原因が特定されない場合が多く、実際には様々な要因が複

雑に関連して生じており、時には些細なきっかけで自ら命を絶つこともある。そのため、教師は児童生徒が自殺に追い詰められる前に、自殺の危険性に気付くようにしたい。

(2) 自殺の予防

ア 自殺の危機回避

教師は、自殺未遂はもとより、心の病、安心感の持てない家庭環境、喪失体験、孤立感等の危険因子をもつ児童生徒がとる普段とは違った顕著な行動の変化（自殺直前のサイン）を敏感に感じ取れるよう、日頃から児童生徒の様子を十分把握するとともに、変化を感じたら「どうしたの？」と声をかけ、じっくりと話を聴くように心がけたい。相談内容については、一人で抱え込まず、学年主任や養護教諭に相談する等必ず組織で対応していく。

イ 自殺が起きたときの対応

自殺又は自殺が疑われる死亡事案が発生したときは、学校として迅速かつ組織的に対応していかななくてはならない。

何よりも大切なことは、子供を亡くした遺族に対して心からの弔意を示すことであり、遺族の意向を丁寧に確認しながら、学校の対応を進めていく必要がある。

また、身近な者の死亡は、児童生徒にとって衝撃的な出来事である。心のケアをしていくに当たっては、文部科学省資料「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を参考にするとともに、保護者に協力を求めたり、スクールカウンセラーに協力を仰いだりする必要がある。また、状況によっては医療機関へつないでいく。

詳しくは、文部科学省から自殺の予防や対応についての資料が発行されているので、ぜひ参考とされたい。

ウ SOS の出し方教育

児童生徒の自殺を予防するためには、

心の危機に陥った友人への関わり方を学ぶことが重要である。SOSの出し方に関する教育を実施する場合は、児童生徒の発達段階に応じた内容とすることが重要であり、SOSの出し方のみならず、心の危機に陥った友人の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢などのSOSの受け止め方についても教えることが望ましい。

《参考・引用文献》

- ・『『いじめゼロ』へ！千葉県版教職員向けいじめ防止資料集』千葉県教育委員会 平成30年3月改訂
- ・『千葉県版不登校児童生徒の支援資料集』千葉県教育委員会 平成30年3月
- ・『教師が知っておきたい子供の自殺予防』マニュアル 文部科学省 平成21年
- ・『子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き』文部科学省 平成22年
- ・24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
- ・SOSの出し方教育（啓発動画・資料）千葉県子どもと親のサポートセンターホームページ

13 家庭との連携

(1) 家庭との連携の意義

家庭は、児童生徒にとって最も基本的な生活の場であり、また人格形成上大きな影響を受けている場でもある。

そのため、学校だけで生徒指導の推進を図っても、家庭との連携なくしてその成果をあげることは難しい。

(2) 家庭との連携の在り方

教師は児童生徒の家庭環境や家庭での様子を把握し、同時に学校の教育方針とともに教師自身の意図する方向や思いなどを保護者に知ってもらうことが必要である。また、学校と家庭との情報交換や協力によって生徒指導がより効果的になることを理解してもらうのも、大事なことである。

なお、家庭との連携・協力の基本は、児童生徒の成長を願いお互いの役割を明確にし、協力体制を作っていくことである。そのため、教師は、児童生徒の学校生活の様子や長所、さらに伸ばしたい資質等を積極的に伝えとともに、家庭の実態や児童生徒の家庭での状況を的確に把握し、

それぞれの状況に応じたかかわりや支援をしていくことが大切になる。次に家庭状況を把握するポイントを示す。

ア 家庭の実態を的確に把握する

個人調査票や保護者との面談記録などを通して、以下の視点で家庭環境等を整理して資料を作ることが望ましい。ただし、プライバシーの保護に十分配慮し、資料の保管には十分注意することが必要である。

(ア) 家族構成と本人の家庭での立場

(イ) 家庭の教育的関心

(ウ) 児童生徒に対する保護者の希望

イ 児童生徒の家庭生活の状況を把握する

家庭での行動の把握は児童生徒理解を進める上で大切である。

(ア) 交友関係や所属する集団

(イ) 家庭での生活状況

(3) 保護者との個別面談と家庭訪問

個別面談や家庭訪問は、学校や教師の教育方針や児童生徒の学校での様子を知らせて指導上の協力を求めたり、家庭環境や家庭における当該児童生徒の様子を把握したりするなど、学校と家庭の協力体制を作り出す良い機会である。

その具体的留意点として、

ア 保護者の児童生徒に対する姿勢を尊重する。

イ 必要に応じて二者や三者の面談にする。

ウ 来校による面談については事前の連絡を十分に行い、保護者の状況に配慮する。

エ 保護者の悩みや訴えを受容的に受けとめる。

オ 家庭内の状況については秘密厳守が原則であり慎重かつ十分な配慮を行う。

家庭訪問の際の主な留意点

① 事前に家庭事情の把握と連絡を十分に行い、約束時間を守る。

② 訪問時間を必要以上に長くしない。

③ 家庭生活に対する軽率な言動を慎む。

④ 家庭に経済的負担をかけない。

14 地域・関係諸機関等との連携

地域社会や関係機関との連携は、とかく問題行動のある児童生徒のみを対象としがちだが、健全育成の立場で、生徒指導上、常日頃から、体制づくりをしておく必要がある。

(1) 地域との連携

児童生徒は帰宅後や休日、長期休業の休みなどには生活圏が広がり、そこで受ける影響も大きく、問題行動も多様化する傾向にある。自校だけの問題にとどめず、地域との連携を密にし、生徒指導に当たることが大切である。

ア 地域の学校間の連携

地域においては、他校の児童生徒との触れ合いも多く、トラブルも生じやすい。地域の学校間で定期的に情報を交換する必要がある。その際、閉鎖性を取り除いて、同一歩調での指導を心がける。

イ 地域社会との協力・連携

地域社会の中で大人や様々な年齢の友人と交流し、様々な生活体験・社会体験・自然体験を積み重ねることは、児童生徒の健全育成に大きく関わっている。教師として、それらの意義を十分理解し、地域の活動が活発に展開されるよう、積極的に関わり、協力していくことが望ましい。

ウ 地域の諸機関等との連携

児童生徒の保護育成の立場から、少年センター・児童相談所・警察・家庭裁判所等について情報を得ておき、日頃から協力体制を作っておくことも大切である。

(2) 関係諸機関等の種類

問題が深刻、複雑で、学校や家庭のみで対応できないときは、早期の段階で関係機関に相談することが望ましい。各機関

を目的業務内容で大別すると次のようになる。

- ア 教育相談に関する機関
〈内容〉しつけ・性格・非行・交友・不登校・いじめなどの電話・面接・訪問相談
〈機関〉子どもと親のサポートセンター、総合教育センター(特別支援教育部)、児童相談所、青少年補導センター、少年センター、家庭児童相談室、健康福祉センター、警察など
- イ 児童福祉施設・刑事司法関係の機関
〈内容〉非行・家出など問題行動の矯正教育、児童虐待、環境への再適応
〈機関〉警察、児童相談所、児童自立支援施設、家庭裁判所、法務少年支援センター(少年鑑別所)、保護観察所、少年院など
- ウ 医療機関
〈内容〉神経症・精神病などの治療、ADHD・自閉症などの発達障害の診断
〈機関〉病院の児童精神科・小児科など
- エ 療育・福祉関係の機関
〈内容〉LD・ADHD・知的障害・自閉症などの発達障害の相談、教育・福祉サービスなど
〈機関〉児童相談所、療育センター、福祉事務所など

(3) 関係諸機関等と連携する上での配慮事項

- ア 問題、症状、その程度によって、相談・治療の内容が違ってくる。各機関について正しい知識、情報を得ておくこと。
- イ 関係機関に任せて解決したと思わずに、常に機関と連絡をとり合い、共通理解を図りながら対応することが大切である。
- ウ 「情報連携」だけでなく、サポートチームを組織しての「行動連携」の充実が求

められる。

- エ 関係機関を紹介する場合、本人や保護者が不安をもたないよう理解を得るとともに、学校から見捨てられたという思いをさせないよう十分な配慮が必要である。

15 懲戒と体罰

学校教育法第11条本文では、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒、及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と規定している。

学校における懲戒とは、児童生徒の教育上必要があると認められるときに、児童生徒を叱責したり、処罰したりすることだが、学校の秩序維持のために行われる場合もある。懲戒は、制裁としての性質を持つが、学校における教育目的を達成するために行われるものであり、教育的配慮の下に行われるべきものである。

懲戒の手続きについて法令上の規定はないが、懲戒を争う訴訟や損害賠償請求訴訟が提起される場合もあり、児童生徒への懲戒に関する基準についてあらかじめ明確化し、児童生徒や保護者に周知し、家庭等の理解と協力を得るように努めることが重要である。

体罰がどのような行為なのか、児童生徒への懲戒がどの程度まで認められるかについては、機械的に判定することが困難である。このことから、文部科学省からの通知「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」(平25.3.21)を各学校に周知した。その主な内容は、次のとおりである。

- 文部科学大臣通知の内容についての指導の徹底
- 本県の教職員の懲戒処分基準の厳格な適用と周知
- 体罰等事故職員事後研修の強化
部活動における体罰等で懲戒処分を受けた者は、校長の判断により、研修期間及び一定期間、部活動の顧問としないこととする。

(1) 学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

ア 体罰について

(ア) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第 11 条ただし書にいう体罰はいかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

(イ) (ア)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

(ウ) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、(ア)の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要である。

(エ) 児童生徒に対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというのではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形を持った行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの（昭 56. 4. 1 東京高裁判決）、生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに

行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの（昭 60. 2. 22 浦和地裁判決）などがある。

(オ) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。

○放課後等に教室に残留させる（用便のために室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても、長く留め置く等、肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。

○授業中、教室内で起立させる。

○学習課題や清掃活動を課す。

○学校当番を多く割り当てる。

○立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。

(カ) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止し、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上または民事上の責めを免れうる。

イ 児童生徒を教室外に退去させる等の措置について

(ア) 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない。

- (イ) 他方、問題行動等への緊急の対応のため授業中、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させる場合であっても当該授業における学習が、その児童生徒のために別途行われるのであれば、これを行うことは差し支えない。
- (ウ) また、児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。
- (エ) 携帯電話やスマートフォンについては、ICTの有効活用の視点から授業等で活用されることもあるが、授業に関係のない使用については、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合もあり、事前に保護者等と連携を図り、一時的(当日返却は必要)にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。

また、以下のガイドラインやリーフレット(教育振興部教職員課作成)を参考とされたい。

《参考文献》

- ・教職員の服務に関するガイドライン 千葉県教育庁教職員課 令和2年3月
- ・体罰根絶リーフレット「体罰なんかいらない」 千葉県教育庁教職員課 平成26年3月

(2) 体罰禁止に関する教師の心得

体罰は、法律に違反するだけでなく、児童生徒及び保護者等の信用を大きく失墜するものであり、あってはならない行為である。参考に、「体罰禁止の徹底について」(平8.9.6千葉県教育委員会教育長通知)の一部を掲げておく。

- ア 体罰は、人権尊重の精神に反する行為であり、教育上の指導における場合であっても許容される余地のないこと。
- イ 教職員相互の共通理解に基づく、教育相談活動を重視した生徒指導体制の確立に努めること。
- ウ 個々の教職員が、教育相談に関する理解を深め、児童生徒との共感的理解に根ざした人間関係を基盤として、児童生徒の心理的側面に一層着目した指導を行うよう努めること。

第10章 児童虐待への対応

1 はじめに

児童虐待は、子供の心と体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に深刻な影響を与えるだけでなく、ときには尊い命さえも奪ってしまう。虐待は、子供に対する重大な人権侵害である。

子供が、家庭に次いで多くの時間を過ごす学校の教職員は、子供の変化に気づきやすく、児童虐待を発見しやすい立場にある。同時に保護者に接する機会も多いので、児童虐待の予防から早期発見、虐待を受けた子供や保護者に対する支援に至るまで、様々な場面での対応が求められている。

2 虐待の定義とその兆候

本章末尾の「児童虐待の分類と被害を受けた子供に見られることが多い兆候」を参照されたい。

3 DVと児童虐待

「ドメスティック・バイオレンス」（以下DV）とは、「親密な関係にあるまたはあった配偶者や恋人から振るわれる暴力」という捉え方が一般的になっている。

改正後の児童虐待防止法では、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）」も児童虐待であることが明記された。

DVの起こっている家庭では、子供はDVの目撃者となったり、巻き添えとなって暴力の被害者となったりする。このため、自尊心の低下、無力感や絶望感、感情麻痺や、体調不良となった親からの虐待等、安定した養育環境が維持されず、子供に様々な影響が生じる可能性が高い。

4 しつけと虐待

虐待をしている保護者が「しつけのため」と言って虐待を正当化する事例がある。令和元年6月には「しつけ」に対しても「親権者等による体罰の禁止（児童虐待防止法 第14条）」が明示され、民法による親の「懲戒権」についても令和4年12月に削除された。これらの動きにも注視し、保護者との関係よりも子どもの安全を優先し、対応することが大切である。

5 児童虐待の起こりやすい要因

児童虐待を発生させる可能性をもつ要因として、次のようなものが挙げられる。

(1) 親の要因

育児不安や育児疲れ、配偶者等が家事や育児に非協力的で負担過重になっているストレス、望まない妊娠、情緒不安定、攻撃的な性格傾向、アルコール・薬物依存、精神疾患、養育者自身の被虐待の経験（愛情飢餓・世代間伝達・体罰信仰）

(2) 子供の要因

未熟児、発達の遅れ、疾患などに対する保護者や家族の子育てや将来への不安

(3) 親子の関係

入院等による親子分離状態の長期化等による愛着関係の形成不全、自責感や養育不安、年相応の評価ができずに過度の期待

(4) 家庭の状況

夫婦・家族不和、経済的困窮、借金、失業、転居、若年結婚・出産、再婚、内縁関係

(5) 社会からの孤立

近隣との交流が無く、親・兄弟・友人等相談相手が身近にいない状態

※虐待は、どこの家庭にも起こりうるが、要因があるから直ちに虐待が起こるとは限らない。

6 学校における虐待対応

(1) 疑いと発見の段階

ア 虐待は発見されにくいもの

虐待を受けた子供が、自分から虐待を受けたことを訴えるのはまれである。虐待を受けていても、子供にとって親の存在はかけがえのないものであるため、事実を否認したり、親をかばったり、自分が悪かったせいだと思ったり、虐待を受けている認識をもてないでいる子供も少なくない。一旦は認めても後から事実を取り消す子供もいて、家庭という「密室」で行われる虐待の発見は難しい。

しかし、虐待を受けている子供は何らかのSOSサインを出していることが多い。普段から子供と接する機会の多い教職員や保育従事者には、「虐待を疑う視点をもつ」ことが重要で、「いつもと違う」、「何か変だ」と感じたときに、「もしかして虐待ではないか」とまずは疑ってみることから、虐待の発見は始まる。

イ 早期発見の義務

学校や教職員は、虐待を発見しやすい立場にあり、子供・保護者との信頼関係を生かした援助を提供しやすい状況にあることなどから、法律により、早期発見の義務が課せられている。

ウ 虐待を見逃さないポイント

◆虐待のサインとしての問題行動

非行や不登校、暴力など、虐待を受けた子供は、様々な問題行動を起こす傾向にある。

問題行動のみに着目し処理するのではなく、その背景に虐待があるかもしれないという視点をもつことにより、見逃されていた虐待の発見につながる。

◆「いつもと違う」、「何か不自然だ」も虐待のサイン

「不自然さ」に気付くことを大切にしたい。

【不自然な傷・あざ】

頻繁な負傷、不自然な部位の傷・あざの状況

【不自然な説明】

子供も保護者もありえない説明、二転三転する説明

【不自然な表情】

無表情、脅え、落ち着きがなく周囲をうかがう、変な機嫌とり

【不自然な行動・関係】

妙な馴れ馴れしさや拒絶、年齢にそぐわない性的な素振り

【その他の不自然な状況】

重大な結果の事例では、突然の引越、連絡もない長期欠席、保護者の言い逃れや拒否により、実際に教職員等が子供に会えなかった場合もある。

SOSのサイン

本章末尾の「児童虐待の早期発見チェックリスト」を参照されたい。

こんなところに注意

○「そんなことがあるはずがない」という思い

実母からの虐待が、全体の半数程度と言われている。

「実父母による虐待はあるはずがない、できれば考えたくない」という気持ちだが、虐待を見逃してしまう可能性を高める。

○「聞くことがかえって子供の害」という思い

教職員は家庭との関係を良好に保ちたいもの。親からの抗議をおそれたり、

虐待への関わりがかえって子供の虐待を深刻化させてしまうとおそれたりすることから、通告などを躊躇してしまう可能性がある。

○「どうせいつものこと」という慣れ

ためらいと見送りを繰り返しているうちに、「前回の傷のほうひどかった」等と虐待の影響に慣れてしまうことが、生命に危険が及ぶ虐待にまでエスカレートする可能性を高める。

(2) 初期対応

ア 虐待の証明はしなくてもよい

虐待かどうかを判断するのは、通告を受けた児童相談所や市町村などの役割になる。

法は、虐待を受けたと思われる場合でも通告を求めている。「もし間違っていたら」、「虐待を証明できるようになってから」と通告を遅らせることで、最悪の結果を招くことのないようにしなければならない。

イ 一人で抱え込まない

虐待は、発生要因が複雑で、子供、保護者双方への援助や対応にも困難が伴うものである。

多面的な視点を持ち、ストレスの軽減を図るためにも、役割分担や組織での対応、校内連携が重要である。

ウ 正確な記録の重要性

虐待の対応は、多くの機関が関わり、長期に及ぶことが多い。関係機関への連絡や後任への引き継ぎを確実にを行うためにも、虐待の疑いをもった時から、事実か伝聞かの区別を明確にした、憶測を交えない正確な記録を残す必要がある。

エ チームとして早期対応

管理職のリーダーシップのもと、組織的に対応することが重要で、まず可能な範囲で速やかに関係職員を集め、

情報収集し、事実関係を整理する必要がある。

(メンバー)

- ・管理職
- ・虐待対応担当教諭
- ・養護教諭
- ・学級担任
- ・学年主任
- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー

オ 子供からの聞き取り

虐待された子供から聞き取ることが子供にとってマイナスになるのではないかという配慮は誤りである。

次のポイントに留意し、適切な方法による聞き取りに努めたい。

子供からの聞き取りのポイント

- 1 原則として、あらかじめ、関係者で十分な検討をしておく。
- 2 子供がリラックスできる、静かで落ち着いた場所で行う。
- 3 聞き取った内容は、できる限り正確な記録を残す。
- 4 無理をしない。詰問調にならないようにする。
- 5 子供の言葉に共感し、受容的に受け止める。
- 6 親、家族のことを、ことさらに責めない。
- 7 子供が安心できる話し方、質問方法を心がける。
- 8 「はい」「いいえ」で答えられる質問はできるだけ避ける。(誘導する質問はしない。)
- 9 ひどい状況を聞いても驚かず、動揺を見せない。
- 10 聞き取りの回数は、できる限り少なくする。

カ 親との面談・家庭訪問

- 虐待事実・家庭状況や親の子育て観等の確認
- 親との信頼関係の構築（日常から親との関係が重要）

親との面談・家庭訪問のポイント

- 1 校内の虐待対応組織（サポートチーム）等で、事前に十分な検討をする。
- 2 訪問や面談は、できるだけ複数で行う。
- 3 拒否的態度をとる親には無理な実施をしない。
- 4 矛盾する話をする親を迫及する態度をとらない。
- 5 共感的態度で親の指導批判はせず、虐待だけを話題にしない。
- 6 面談・家庭訪問は、終了後、その状況を速やかに記録する。
- 7 性的虐待の疑いがある時は、面談・家庭訪問はしない。
- 8 障害のある子供をもつ保護者へは、保護者の心理的状況や障害に対する理解や受け止めの状況を踏まえ対応する。

(3) 通告

ア 通告とは

虐待防止法第6条では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを通告しなければならない。」と通告の義務を規定している。

通告する際、まずは口頭（電話）で構わないので、以下の情報を伝える。

- ・ 子供、保護者の氏名、年齢等
- ・ 家庭の状況
- ・ 外傷や症状
- ・ 出席状況、日常的な学校での様子等

正確に伝えたいときには、文書を用いて通告することもよい。

「通告」という言葉は非常に重く、仰々しい印象を受けるが、相談や連絡と同様で、他機関との連携への一歩と考え、通告をためらうことのないようにしなければならない。

イ 通告者

虐待防止法第5条では、児童虐待の早期発見の責務について、教職員等の個人だけでなく保育所や学校などの

組織（団体）も負うことが明確に規定された。

子供の保護や自立支援等、通告後も継続する可能性があることを考えると、組織的対応が重要であることから、早い段階から組織的に関わり、管理職が通告することが望ましいが、子供の安全確保に緊急を要する場合などは、教職員個人でも、直ちに通告する必要がある。

誰が通告したかについては、通告を受けた児童相談所や市町村等の職員は、通告者を特定させるものを漏らしてはならないと法に明記されている。

守秘義務は、通告の義務の遵守を妨げないと法に明記されている。

ウ 通告先

【緊急性が高い場合】

児童相談所

以下の(ア)～(エ)の場合は、児童相談所に通告する。

- (ア) 明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけど など）があり、身体的虐待が疑われる場合
- (イ) 生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄 など）があると疑われる場合
- (ウ) 性的虐待が疑われる場合
- (エ) 子供が帰りたくないと言った場合（子供自身が保護、救済を求めている場合）

警察

緊急性が高い場合、児童相談所への通告とともに、以下の(ア)～(エ)の場合は、警察にも通告する。

- (ア) 明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけど など）があり、身体的虐待が疑われる場合
- (イ) 生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）

があると疑われる場合

- (ウ) 性的虐待が疑われる場合
- (エ) この他、子供の生命、身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合

市町村

以上の(ア)～(エ)以外の場合は、市町村(虐待対応担当課)に通告する。市町村の担当が不在の場合や夜間休日に通告する場合、子供の安全のために速やかに対応する観点から児童相談所に連絡をする。

(4) 通告後の対応

関係機関との連携

通告を受けた後、児童相談所や市町村は安全確認や調査を行い、継続して経過を見る必要があるケースは、援助方針を立て、それに基づき、ソーシャルワークを行う。

その際、学校や教職員等は、市町村・児童相談所からの依頼、助言に基づき、子供や保護者への支援など学校としてできる支援策を検討する。

※要保護児童対策地域協議会

要保護児童等(虐待に限らず支援が必要と考えられる子供)の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子供等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携・協力を確保するため、ほとんどの市町村に設置されている。

継続して支援の必要な子供や家庭がある場合、進行管理台帳に登録され、定期的な会議を通じて関係者で共有される。

そして、市町村や児童相談所の求めに応じ、おおむね1か月に1回程度、情報提供が必要である。さらに、対象となる子供について、保護者等から欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場

合には、速やかに関係機関に情報提供を行う必要がある。

(5) 通告後の学校での具体的対応

ア 虐待を受けた子供への関わり

(ア) 教職員は、子供の言動の背景をよく理解した上で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携しながら心のケアに努める。

(イ) 安心感・安全が感じられる、受容的な学校・教室づくりに努める。

(ウ) 感情を思い通りに表現することができないことが多いことから、周囲に許容される方法を身に付けるようにする。

(エ) 自分の責任とそれが引き起こした結果との因果関係を認めることができず、結果として周囲に責任を転嫁してしまうことなどがあるため、社会的な行動のスキルを獲得できるように支援する。

(オ) 子供は「自分は価値のない悪い子だ」という自己イメージや、「大人は自分をいじめるものだ」という他者イメージができあがっていることが多く、これらの間違ったイメージを取り除いていくため、子供を認め、励ましていく。

イ 保護者への対応

チームとしての対応

学校はチームとして対応し、校内で保護者の要求や相談の内容を共有する必要がある。また、児童相談所や市町村と情報を共有しておくことも重要である。

保護者からの問い合わせ要求に対して

(ア) 子供が児童相談所に一時保護されたことに対して、保護者が学

校に押しかけてくることも考えられる。その場合は、一時保護は専門機関の権限で行われたことを明確に伝えることが重要である。

- (イ) 保護者から虐待を認知するに至った経緯や通告元を教えるよう求められ、「親権」を理由に保護者が威圧的、拒絶的な態度をとる場合でも、学校はひるまず子供の命を守り抜く姿勢で毅然とした対応をすることが重要である
- (ウ) 保護者からの威圧的な要求や暴力の行使が予想される場合は、複数の教職員で組織的に対応するとともに、市町村、児童相談所、警察等の関係機関や弁護士等の専門家と連携しながら対応することが必要である。

ウ 守秘義務と個人情報の取扱いについて

- (ア) 保護者から虐待を認知するに至った端緒や経緯などの情報に関する開示の求めがあった場合、虐待を受けたと思われる子供について通告したことや児童相談所等との連絡内容は漏らしてはいけない。
- (イ) 保護者が本人（子供）に代わって個人情報保護条例等に基づく開示請求をしてきたとしても、開示することにより子供（本人）の生命又は身体に支障が生ずるおそれ、子供の（本人）の権利利益を侵害するおそれがないかどうか、学校の業務の遂行上支障がないかどうか等を、個人情報に関する法令に照らし検討し、該当する場合には不開示を検討する。

エ 転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ

- (ア) 教育委員会は、要保護児童の保

護者から転校の申し出や相談があった場合、市町村や児童相談所に情報を共有することが必要である。

- (イ) 転出元・転出先の学校は、指導要録や健康診断票、虐待に係る記録の文書の写しを確実に引き継ぐとともに、教育的観点から対面、電話連絡などを通じて新しい学校に必要な情報を適切に伝えることが重要である。

(6) 障害者虐待防止法

障害者虐待防止法においても通報義務があり、また研修の実施、相談体制の整備、就学する障害者に対する虐待を防止するための必要な措置等が求められている。

18歳未満の障害者に対して養護者により行われる虐待に係る通報等については、障害者虐待防止法ではなく児童虐待防止法が適用される。

7 研修の励行

事例研究や様々な形で企画される研修に積極的に参加し、児童虐待防止法や障害者虐待防止法の趣旨を理解するとともに教員自身による児童生徒への虐待防止を徹底し、虐待防止を図る上での役割を十分果たせるよう努めなければならない。

《参考・引用文献》

- ・「教職員のための児童虐待対応マニュアル」
千葉県教育庁教育振興部指導課 平成19年
- ・「教職員のための児童虐待対応の手引き」
千葉県教育庁教育振興部児童生徒課 令和3年

8 高等学校における配慮事項

(1) 虐待対応における義務教育との相違点

生徒が保護者から重篤な虐待を受けている場合、保護者から引き離すことを目的に、児童相談所への一時保護を行うことは幼稚園・小中特別支援学校と何ら違いはない。

また、児童相談所の判断により、家庭へ戻せない場合もある。この場合、里親への委託や児童養護施設への入所を行うことになるが、これは幼稚園・小中特別支援学校と同様である。ただし、高等学校における児童虐待の対応において、幼稚園・小中特別支援学校とは大きく異なる点が2点ある。

ア 児童相談所の一時保護中の学習支援
児童相談所の一時保護中は、原則として在籍校に通学することはできない。そのため、一時保護所内で学習支援を行うことになる。しかし、高等学校の場合、欠席が嵩むことにより、単位の履修・修得が困難となってしまう。現在、里親委託や施設入所が決定するまでには長時間を要する場合もあることから、学習への支援が求められる。

イ 転学の扱い

児童相談所の措置により、里親委託や施設入所となる際に、委託先や施設が遠方の場合、これまで在籍していた学校に通えないことも出てくる。

こうした可能性が出た場合、速やかに、児童相談所、県教育庁学習指導課教育課程指導室と連携し、転学について適切に対応できるよう配慮する。

出席や、学習支援について、問題の態様に応じ学校の柔軟かつ計画的な対応が必要となる。

(2) 被児童虐待児への学習支援等の推進

本県では平成27年8月12日付け教指第920号、教特第429号で「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止に係る対応について（通知）」により、この問題への対応の周知徹底を図った。そのため、一時保護等が行われている生徒については、次のように、指導要録に係る適切な対応等を行うことが必要である。

ア 一時保護所において学習が行われている場合

一時保護所において、当該生徒の自立を支援する上で、相談・指導が有効であると判断され、以下の要件を満たすときには、校長は指導要録上出席扱いすることができる。

- ・学校と児童相談所との間で、生活指導や学習指導に関し、十分な連携・協力が保たれていること。
- ・一時保護所等で、生徒の状況に適した学習環境が整えられているなど、適切な相談・指導が行われていることが確認できること。

イ 一時保護所において学習を行っていない場合

一時保護が行われている生徒が心身の状態から学習が困難であったり、学校に出席できなかつたりすることがあるため、状況に応じて「非常変災等、生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」に含める扱いとすることは適当である。

ウ その他の留意点

生徒が学校に復帰した際、状況に応じ補習等を実施し、高等学校における単位の認定等を適切に行うことが望ましい。

(3) 18歳以上の生徒への対応

児童相談所が対象とする子供は、里親委託や施設入所等の例外を除き、原則18歳未満とされている。そのため、18歳以上の生徒については、相談先が限られることになることから、虐待の早期発見、早期対応に努めることが大切である。

《参考・引用文献一覧》

- ・「教職員のための児童虐待対応マニュアル」
千葉県教育庁教育振興部指導課 平成19年
- ・「教職員のための児童虐待対応の手引き」
千葉県教育庁教育振興部児童生徒課 令和3年

児童虐待の分類と被害を受けた子供に見られることが多い兆候

児童虐待の分類	兆候	
<p>身体的虐待</p> <p>子供の身体に外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。外側からは簡単に見えないような場所に外傷があることも多くあります。</p>	<p>低身長・低体重等の発育不良。 十分説明のつかない骨折、あざ、やけど、顔面の傷。 新旧混在する傷跡。 （繰り返されるけが） 統制できない行動。 （怒り・パニック等）</p>	<p>挑発的、攻撃的な言動が多い。</p> <p>人に、へばりつくようにしている。</p> <p>人を寄せ付けない。</p>
<p>性的虐待</p> <p>直接的な性行為だけでなく、性的な満足を得るためにしたりさせたりする行為など、より広い行為が含まれます。子供をポルノグラフィーの被写体にするなどにも含まれます。</p>	<p>急に性器への関心が高まる。 他の子供の性器に触ろうとする。 性的な話題が増える。 年齢に不釣り合いな性的知識がある。 性的非行がある。 無断での外泊がある。</p>	<p>怯えている。</p> <p>緊張度が極めて高い。</p>
<p>ネグレクト（養育保護義務の拒否・怠慢）</p> <p>心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待や性的虐待の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。例えば、重大な病気になっても病院に連れて行かない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、子供を遺棄したり、置き去りにするといった行為を指します。</p>	<p>無気力。 低身長・低体重等発育不良。 がつつ食べる、隠れて食べる。 身体・服がいつも汚い。 気候にあわない服装。 ひどい悪臭。 きたないぼさぼさ髪。 必要な治療を受けていない。 鬱状態で受動的。</p>	<p>感情表現が乏しい。</p> <p>親や周りの大人の顔色をうかがい、言動に過敏に反応する。</p> <p>服を脱ぐことを極端にいやがる。</p>
<p>心理的虐待</p> <p>子供の心に長く傷として残るような経験や傷を負わせる言動を行うこと。子供の存在を否定するような言動が代表的ですが、兄弟姉妹との間に不当なまでの差別的な待遇をする場合もあります。また、配偶者に対する暴力や暴言、いわゆるドメスティックバイオレンス（DV）や、その他の家族に対する暴力や暴言を子供が目撃することは、当該子供への心理的虐待にあたります。</p>	<p>自尊感情の欠如。 いつも極端に承認を求める。 敵意、口汚くののしる、挑発的。</p>	<p>自傷行為。</p> <p>過食・拒否。</p> <p>徘徊、家出、不登校、万引き、虚言、薬物使用、援助交際等の不良行為、非行、問題行動とみられる行動。</p>

※虐待の分類は便宜的なものであり、現実には重複していることが多い。特に、心理的虐待は、他の虐待と重複して生じていることがほとんどであり、子供の心理的発達に対する影響は、身体的虐待そのものよりも、付加している心理的虐待の方が重要な要因となる。

児童虐待の早期発見チェックリスト

【緊急的な支援を要する】

【児童相談所に通告する場合】	
チェック欄	子供の様子
	①明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる。(打撲傷、あざ(内出血)、骨折、刺傷、やけど など)
	②生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる。(栄養失調、医療放棄など)
	③性的虐待が疑われる。
	④子供が帰りたくないと言っている。(子供自身が保護・救済を求めている)

【警察に通報する場合】	
チェック欄	子供の様子
	①明らかな外傷があり、身体的虐待が疑われる。(打撲傷、あざ(内出血)、骨折、刺傷、やけど など)
	②生命、身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる。(栄養失調、医療放棄 など)
	③性的虐待が疑われる。
	④この他、子供の生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる。

【子供の様子】	
チェック欄	子供の様子
	繰り返し頭痛、腹痛、便秘などの体調不良を訴える。
	警戒心が強い、視線が合わない、顔色をうかがうなど、精神的に不安定である。
	表情が乏しい、受け答えが少ない、ボーっとしている。
	落ち着きがない、乱暴である、すぐにカッとなる、かんしゃくを起こす。
	友達と遊べず、孤立しがち。
	過度なスキンシップ、必要以上に丁寧な言動が見られる。
	保護者の前で態度が違う(顔色をうかがう、落ち着かない、いなくなると明るくなる など)
	からだや衣服の不潔感、におい、髪を洗っていない、虫菌、衣服の汚れが見られる。
	過度に食べる、食欲不振などの様子が見られる。

【保護者の様子】	
チェック欄	保護者の様子
	理想の押しつけ、発達にそぐわない厳しいしつけ、行動制限、差別的な発言が見られる。
	育児に無関心、または拒否的である。
	精神科への受診・相談歴、アルコール依存・薬物の使用歴がある。
	些細なことで激しく怒る、被害者意識が強い、事実と異なった思い込みがある。
	他児の保護者との対立が頻回にある。
	長期にわたる欠席が続き、訪問しても子供に会わせない。
	欠席の理由や子供に関する説明に不自然なところが多い。
	学校行事への不参加・連絡をとることが困難である。

【家族・家庭の状況】	
チェック欄	家族・家庭の状況
	夫婦間の口論、言い争い、けんかなど、家族不和がある。
	家中ゴミだらけ、異臭、放置された多数の動物が飼育されている。
	理由のわからない頻繁な転居がある。
	近隣との付き合い、支援機関などとの関わりなどを拒む。

第11章 キャリア教育

1 キャリア教育とは

平成11年12月の中央教育審議会答申で

「キャリア教育の推進」が提唱された。

《「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」》

この背景には、当時の日本が直面していた、フリーターの問題や新規学卒者の早期離職の問題、また、ニートの問題といった社会経済的な問題が存在する。

この答申の中では、「キャリア教育」とは、「望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育」と定義している。

しかし、その後の議論において、勤労観・職業観の育成に焦点が絞られてしまったため、平成23年1月31日の「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(答申)」(中央教育審議会)では、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育が『キャリア教育』である」とし、それは、「特定の活動や指導方法に限定されるものではなく、様々な教育活動を通して実践される」ものであるとしている。

高等学校学習指導要領(平成30年3月告示)では、キャリア教育について、「生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。」と示されている。

《高等学校学習指導要領第1章総則第5款1-(3)》

また、キャリア教育及び職業教育に関する配慮事項として、「生徒の特性や進路、学校や地域の実態等を考慮し、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験活動の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。」と示している。

《高等学校学習指導要領第1章総則第2款3-(7)ア》

キャリア教育は、特定の活動や行事のみをもって行うものではなく、各教科の学び等、日常の学びを含めた教育活動全体を通じて行うものであり、また、社会と目標を共有し、連携して取り組むことが必要とされる。

2 キャリア教育の現状

前出「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」に基づいたキャリア教育の現状として、以下のような意見等がある。

(1) 高卒者の4割が3年以内に離職するなど「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていない。

- ・中小企業での離職率が特に高くなるなど、就職する側の希望と採用する側の条件のミスマッチも影響している。

(2) これからの社会において「社会的・職業的自立」を進めていくために、進路意識・目的意識を明確に持ちながらコミュニケーション能力等職業人としての基本的能力の定着を進める必要がある。

- ・地域や産業界の協力も得つつ、インターンシップの充実が重要であるが、高等学校普通科においても更に推進することが求められる。
- ・インターンシップ等とその他の教科等を通じた体系的なキャリア教育が重要であるが、十分な実践が進んでいない。

(3) 地域を担う人材の育成

- ・第3期千葉県教育振興基本計画において、地域で必要とされる人材育成のための職業教育を推進している。

3 キャリア教育で育成すべき「基礎的・汎用的能力」

前出の平成23年中央教育審議会答申では、キャリア教育で育成すべき力について、「基礎的・汎用的能力」として整理している。これは、以下に示す四つの能力によって構成されるものである。

(1) 人間関係形成・社会形成能力

多様な他者の考え方や立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力

(2) 自己理解・自己管理能力

自分が「できること」「意義を感じる」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力

(3) 課題対応能力

仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力

(4) キャリアプランニング能力

「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適

切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力

学校や地域等の実情、生徒の実態を踏まえて、学校ごとに育成しようとする力の目標を定めて、これらの力を育成していくことが重要である。

また従来の進路指導においては、進路決定のための指導や生徒一人一人の適性と進路や職業・職種との適合を主眼とした教育が中心であったが、キャリア教育においては、この基礎的・汎用的能力を伸ばしてキャリア発達を促す指導と進路決定のための指導が調和するように系統的に展開されなければならない。

4 指導上の留意点

(1) 計画的・組織的なキャリア教育

各高等学校においては、キャリア教育の「全体計画」を立案し、修業期間全体を見通した進路指導計画を立て、「どのような生徒を育てたいか」を明確にする必要がある。キャリア教育は、特別活動を中心に、教科指導の中にキャリア教育の視点を導入することなど、全ての教育活動を通じて行われることが大切である。

また、「進路指導は最終学年で」ではなく、高等学校入学後から計画的・組織的にキャリア教育を行うことが重要である。さらに、「学校がどのような指導をしたか」というアウトプット評価から「生徒がどのように成長したか」というアウトカム評価への転換が必要である。学校評価の資料として用いる生徒・保護者アンケートなどの結果や学校関係者評価の結果などを活用して、アウトカム評価を行い、次年度のキャリア教育の全体計画や年間指導計画にその結果を反映させ、PDCA

サイクルによるマネジメントを行うことが大切である。

(2) ガイダンス機能の充実

生徒一人一人が自己理解を深め、社会状況を的確に認識して、自己の在り方生き方を考えて、将来の進路を選択したり、主体的、自律的に学んだりできるよう指導・援助することは、高等学校段階の重要な課題である。日ごろから生徒が自己の将来の生き方や進路について考え、選択できるよう、ホームルーム活動等における指導を充実するとともに、積極的に相談活動を行う必要がある。そのために、生徒・保護者との相談体制の確立や進路資料室等の整備が大切である。

(3) 関係機関との連携

各学校の実情に応じて、接続する学校やハローワーク等との連携、関係団体・企業等でのインターンシップなど、関係機関との積極的な連携が求められる。

(4) イベント型と日常型のキャリア教育

インターンシップや大学模擬授業などのイベント型の企画は、生徒にとって大きな刺激となる場合もあるが、その場限りになることもある。イベント型企画の効果を高めるためにも、日常の学校生活の中にキャリア教育の視点を持った教育活動を取り入れていくことが重要である。

えたりする活動を行う際に、生徒が自らの学習活動等の学びのプロセスを記述し振り返ることができるポートフォリオ的な教材である。

小学校から高等学校までの記録を一冊に綴じ込むこととする。

(2) キャリア・パスポートの活用

各学年において、日常の授業や行事等の記録を基礎資料とし、振り返りや社会生活で見通しを立てるために有効なものとなるように厳選し、作成する。とくに、生徒たちが自己評価を行っているものや、教員が対話的に関わり作成された資料であるように配慮する。

学校生活の節目や校種が変わる際に、自身の考えの変遷や成長を振り返り、見取ることで、キャリア発達を養うようにする。

校種間、学年間の引継ぎが円滑に行われ、蓄積された記録が有効に活用されるよう、各学校の組織的な取組が求められる。

《参考・引用文献》

- ・「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」中央教育審議会（平成23年1月31日）
- ・「小学校キャリア教育の手引き」文部科学省（令和4年3月）
- ・「中学校キャリア教育の手引き」文部科学省（平成23年3月）
- ・「高等学校キャリア教育の手引き」文部科学省（平成23年11月）

5 キャリア・パスポート

(1) キャリア・パスポートとは

学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考

第12章 学校人権教育

1 人権教育の認識

人権教育とは

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(第2条)で、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義し、(第3条)で、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを基本理念としている。

2 学校における人権教育

(1) 学校における人権教育の目標

人権教育の目標は、「児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、〔自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること〕ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」である。

(2) 学校における人権教育の取組の視点

ア 教職員の人権意識の向上

教職員は、人権に関わりが深く、人権尊重の理念に対する理解を深めることが必要な特定の職業に従事する者として位置付けられている。教職員は、児童生徒の成長・発達に大きな影響を与える立場にあることを自覚し、人権感覚や人権意識の向上に努め、人権を尊重した学校教育を実施するための知識や技術の向上に努めなければならない。

イ 環境づくり

〔自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること〕を児童生徒が身に付けるためには、学級をはじめ学校

生活全体の中で、自らの大切さや他の人の大切さが認められていることが実感できるような状況を生み出すことが大切である。学級経営であれば、児童生徒の意見をきちんと受け止めて聞く、明るく丁寧な言葉かけを行うなど、個々の児童生徒の大切さを強く自覚し、一人の人間として接していかなければならない。また、学級の中で、自他の良さを認め合える人間関係を相互に形成していけるようにすることが重要である。

ウ 身に付けさせたい力や技能

人権教育の理念が態度や行動にまで現れるようになるためには、例えば、次のような力や技能を総合的にバランスよく培うことが求められる。

(ア) 他の人の立場に立って、その人に必要なことやその人の考え、気持ちなどがわかるような想像力、共感的に理解する力。

(イ) 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、わかり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能。

(ウ) 自分の要求を一方向的に主張するのではなく、建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能。

(3) 学校における人権教育上の配慮事項

児童生徒の相談については、児童虐待のように、本人の意に反してでも迅速に通告しなければならないものもあれば、性的指向・性同一性障害のように、どこまでも本人の意思を尊重しなければならないものもある。また、いじめは、法的に早期の認知が義務付けられている。研修を通じて、個別の人権問題に対

する正しい知識を身に付け、児童生徒を人権侵害から守らなければならない。

共通して言えるのは、「児童生徒の些細な変化も見逃さないこと」、「共感的に本人と対話し、本人が納得するような解決に向けた道筋を示し、協力者を得ていくこと」である。

また、児童生徒自身と家族等が人権問題の当事者である場合も考えられる。その事実を隠している可能性があることを常に念頭に置き、全ての教職員が人権に配慮した言動を心がける必要がある。

3 個別の人権課題

(1) 人権課題の概要

国は、「人権教育・啓発に関する基本計画」で「女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等、その他」という人権課題を明示している。

千葉県は「千葉県人権施策基本指針」で17項目の人権課題を挙げている。

1	女性 ：社会や職場における男性優遇感、配偶者や親しい間柄の相手からのDV（精神的、性的）、ストーカー行為（執拗なメール含）等の問題がある。
2	子ども ：児童虐待、ヤングケアラー、いじめ、暴力行為、少年非行等の問題行動、体罰、危険ドラッグ等の薬物乱用、児童買春、児童ポルノ等の性的商品化等の問題がある。
3	高齢者 ：就職差別、虐待、孤立死のほか、振り込め詐欺やひったくり等の犯罪被害者になる等の問題がある。
4	障害のある人 ：障害のある人は物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている等の問題がある。平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行された。（詳細は第13章参照）

5	被差別部落出身者 ：日本社会の歴史的発展の過程で形成された身分差別意識に基づく差別。被差別部落に生まれた、または、住んでいるというだけの理由で就職、結婚等の際に差別を受ける等の課題がある。「同和問題」とも言われる。「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に公布、施行された。
6	外国人 ：ヘイトスピーチ（特定の国の民族や国籍の人々を日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとする差別的な言動）や未就学等の課題がある。「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が平成28年6月に公布、施行された。
7	H I V感染者・ハンセン病患者等 ：H I V感染者やその家族が周囲の人々の誤った知識や偏見等により、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシーの侵害等を受ける問題がある。ハンセン病は過去の誤った認識と隔離政策により、元患者やその家族に対する偏見や差別意識を生み、多大な精神的・身体的苦痛を強いられている等の問題がある。「ハンセン病患者家族への補償法」及び「改正ハンセン病問題基本法」が令和元年11月に施行された
8	犯罪被害者とその家族 ：犯罪による直接の被害だけでなく、その後の裁判等を通じて被る精神的苦痛、周囲の無責任な噂話等による名誉棄損、マスメディアの過剰な取材によるプライバシー侵害等の二次被害により、私生活の平穏が脅かされる問題がある。
9	インターネットを通じた人権侵害 ：他人を誹謗中傷する書き込みや差別を助長する書き込み、なりすまし投稿による名誉棄損、個人情報の流出によるプライバシーの侵害、SNS上でのいじめや書き込み等に起因する性的被害や暴力被害等の問題がある。また、部落差別をあおるかのような書き込み等が多く存在し、児童生徒がそれをあたかも正しい知識と思い込み、差別的言動をしてしまうことも懸念される。
10	災害時の配慮 ：長期化する避難生活によるストレスに起因する暴力や虐待、原発事故に起因する偏見や根拠のない思い込みによるいじめや差別等の問題がある。
11	様々な人権課題 ① 性的指向・性同一性障害 ：性的マイノリティは少数であるため正常と思われず、根強い偏見や差別等の問題がある。「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が平成27年4月に、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」が平成28年4月に発出された。令和5年6月に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布された。

<p>②刑を終えて出所した人：俗に「前科者」と呼ばれ、怖いとか信用できないという偏見を持たれ、住居の確保、就職、結婚など社会生活の様々な場面において、差別を受けることが社会復帰の障害となっている。また、家族も偏見や差別を受けてしまうこともある。</p>
<p>③ホームレス：自立の意思がありながらやむを得ずホームレスとなり、健康で文化的な最低限度の生活を送れないばかりか、嫌がらせを受ける等の問題がある。</p>
<p>④生活困窮者：生活保護受給者が増大し、日本の貧困率は上昇している。収入源が限られている高齢者の増加だけでなく、若い世代でもワーキングプアの増加、ニート、ひきこもり等の問題がある。景気の悪化等の理由により、貧困率が上昇している。</p>
<p>⑤中国残留邦人：戦後の混乱期に中国及び樺太に取り残された方々の一部が、高齢となってから帰国を果たした。しかし、言葉が不自由なため、地域にもとけ込めない等の問題がある。</p>
<p>⑥北朝鮮当局による拉致問題：国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大問題である。政府は平成22年までに17人を拉致被害者として認定しているが、この他にも拉致の可能性を排除できない方がいる等の問題がある。</p>
<p>⑦その他：このほかにも、アイヌの人々への偏見や差別意識、被拘禁者への処遇に関する人権侵害、患者と医療機関との医療行為をめぐる問題等の人権課題がある。</p>

(2) 今日の課題への対応

ア 性的マイノリティ

(ア) 現状と正しい理解

性的マイノリティは、LGBTの4つのカテゴリーに限定されるものではなく、身体的性、性的指向、性自認等の様々な組み合わせによって多様な人々が存在する。性的指向等を理由とする差別的扱いは不当であるという認識は広がっているが、周囲の無理解や偏見、差別が起きているという現状があり、性的マイノリティは、いじめ被害、不登校、自傷行為の割合が高いとされている。

(イ) 学校における対応

性的マイノリティとされる児童生徒には、自身のそうした状態を

秘匿しておきたい場合があることなどを踏まえつつ、学校においては、そうした児童生徒がいる、いないにかかわらず、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えておくことが大切である。また、児童生徒から相談を受けた者だけで抱え込むことなく、学校内外の組織的対応が必要である。

前述したとおり、性的マイノリティは様々な個に応じた対応が大切である。平成28年文部科学省通知「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」を参考に校内研修を設けるなどし、「性的マイノリティ」とされる児童生徒への配慮と、他の児童生徒への均衡を取りながら支援を進めていけるように、教職員の理解、対応力向上を図りたい。

イ ヤングケアラー

一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童生徒を指す。

学校や教職員は、学齢期児童生徒に対して網羅的に目配りでき、その日常的变化に敏感に反応できることから、ヤングケアラーを早期に発見し、児童生徒・保護者との信頼関係を生かした援助を提供しやすい状況にあるといえる。管理職のリーダーシップのもと、心理と福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや所属自治体・地域における関係機関との連携が必須である。

ウ 多様な背景を持つ児童生徒

発達障害、精神疾患、貧困家庭、外国人等、多様な背景を持つ児童生徒が増加している。学校生活および学習上の困難を改善・克服するため、それぞれが抱える困難さに対する個別的な

配慮が必要である。校内での組織的対応や関係機関との連携により、個に応じた支援が必要である。

エ こどもの権利

(ア) こども基本法の施行、こども大綱の制定、生徒指導提要の改定

令和4年6月にこども基本法が成立し、こどもの権利擁護や意見を表明する機会の確保等が法律上位置づけられた。

こども基本法のもとに制定されたこども大綱では、「こども・若者が身体的、精神的、社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指している。

12年ぶりに改訂された生徒指導提要では、「子供たちの健全な成長や自立を促すためには、子供たちが意見を述べたり、他者との対話や議論を通じて考えることは重要であり、例えば、校則の見直しを検討する際に、児童生徒の意見を聴取する機会を設けたり、児童会・生徒会等の場において、校則について確認したり、議論したりする機会を設けることが考えられる」と記されている。

教職員は、児童生徒が学校のルールを無批判に受け入れるのではなく、児童生徒自身はその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決する資質、能力の育成に努めたい。

(イ) 児童の権利に関する条約

1994年日本で批准された「児童の権利に関する条約」は、児童の人権の尊重等を目指したものである。本条約に定める権利は、児童の①生きる権利②育つ権利③守られる権利④参加する権利である。

千葉県では、児童生徒が「児童の権

利に関する条約」を正しく理解できるように「千葉県子どもの権利ノート」を作成している。これらを活用し、児童生徒の人権意識の高揚を図りたい。

千葉県子どもの権利ノート



《参考・引用文献》

- ・学校人権教育指導資料集第42～44集
千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課
令和4～6年
- ・「千葉県人権施策基本指針」
千葉県健康福祉部健康福祉政策課 平成27年
- ・「人権教育の指導方法等の在り方について」
〔第三次とりまとめ〕文部科学省 平成20年
- ・「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」人権擁護推進審議会答申 平成11年
- ・「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 平成23年4月
- ・厚生労働省ホームページ「子どもが子どもでいられる街に」
<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>
- ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布
令和5年6月
- ・生徒指導提要改訂版 文部科学省 令和4年12月
- ・こども基本法施行 令和5年4月
- ・こども大綱策定 令和5年12月

第13章 体育・健康・安全教育

1 体育・健康に関する指導

これからの時代を担う生徒が、体力向上はもとより、健康に関する新たな現代的課題に適切に対応し、生涯にわたって心身ともに健康で活力ある生活を継続して送るための健やかな心身の育成を図ることは、極めて大切である。学習指導要領第1章総則第1款の2(3)においても、「学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。」と示されている。

〈目標〉

心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を育成する。

〈体育に関する指導〉

積極的に運動する生徒とそうでない生徒の二極化傾向が指摘されていることなどから、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくことや現在及び将来の体力の向上を図る実践力の育成を目指し、生徒が自ら進んで運動に親しむ資質・能力を身に付けて心身を鍛えることができるようにする。

〈健康に関する指導〉

生徒が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや、必要な情報を自ら収集し、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践することができる資質・能力を育成する。

(1) 学校の教育活動全体を通じた指導

学校における体育・健康に関する指導は、保健体育科の時間だけでなく、家庭科や特別活動のほか、関連の教科、総合

的な探究の時間なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって、その一層の充実を図ることが大切である。

(2) 中核となる教科保健体育指導

保健体育科における授業実践は、体育・健康に関する指導の中核となる。

特に、体育の指導に当たっては、運動に必要な知識や技能を身に付けるだけでなく、運動の行い方などの科学的知識を基に運動の技能を身に付けたり、また、運動の技能を身に付けることで、その理解を一層深めたりするなど、知識と技能を関連させて学習することが大切である。

また、以下の点にも留意していく。

ア 豊かなスポーツライフの実現

生徒が「体育の授業が楽しい」「もっと運動をしたい」と感じることで、運動の習慣化につながり、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力の育成、すなわち豊かなスポーツライフの継続につながることを念頭に入れて指導にあたる必要がある。実生活、実社会の中などで卒業後においても、継続的なスポーツライフを営むことを通して、明るく豊かで活力ある生活を営むことができるようにすることを目指す。

イ 体力の向上

心身ともに成長の著しい時期であることを踏まえ、「体づくり運動」の学習を通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わわせるとともに、健康や体力の状況に応じて体力を高める必要性を認識させ、「体づくり運動」以外の運動に関する領域においても、学習した結果としてより一層の体力の向上を図ることができるようにする。

ウ 多様な運動の楽しみ方

体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を卒業後も社会で実践することができるよう、共生の視点を重視して指導内容の充実を図る。そのため、指導計画にあたっては男女共習を原則とする。

エ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

単元など内容や時間のまとまりを見通してその中で「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養が偏りなく実現できるように授業改善を行うことが重要である。

(3) 効果的な指導方法

ア 計画的・継続的・組織的な指導

地域や学校の実態及び新体力テストの結果などを用いて、生徒の体力や健康状態等を的確に把握し、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要である。

また、体力・運動能力向上への関心を高め、その取組を一層推進するために、「遊・友スポーツランキングちば」への参加拡大や「運動能力証」の交付等を通して、組織的な指導を工夫することも考えられる。

イ 家庭や地域社会との連携

家庭や地域社会にスポーツ活動の重要性を積極的に情報提供し、連携を図りながら、日常生活においても、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成することが大切である。

ウ 指導体制の工夫改善

生徒の体力の向上や健康の保持増進を効果的に進めるためには、保健体育科担当の教師だけでなく、全教職員の理解と協力が得られるように「校内体力向上推進組織」を機能させ、学校の実態に応じた指導体制の工夫改善に努め、組織的に進めていくことが必要である。

(4) 体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について

ア 授業等において使用する用具の安全確保について

授業等において使用する用具については、日常的に点検を行うなど、安全確保に努める必要がある。また、破損状態にあるものだけでなく、老朽化して安全に使用できない恐れのある用具については使用しないなど、適切に対処するとともに、正しい方法での用具の使用を徹底することにより、事故の発生を未然に防ぐことが大切である。

イ 運動会、体育祭等で実施される組体操について

運動会、体育祭等で組体操の実施を計画する際、「組体操等による事故防止について」（平成28年3月25日付け事務連絡）及び「体育的行事における事故防止事例集」（平成29年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）を踏まえた適切な安全対策を確実に講じられない場合には、その実施を厳に控える。

ウ 体罰やハラスメントの根絶について

「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）等において示しているとおり、殴る・蹴る等の行為だけでなく、社会通念や安全確

保の観点から認め難い肉体的・精神的な負荷を課すこと、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的な言動、セクシャルハラスメントと判断される言動、人格否定的な発言、特定の児童生徒への執拗過度な言動等、体罰やハラスメントはいかなる場合にも決して許されるものではない。引き続き、根絶に向けた取組の徹底が必要である。

《参考・引用文献》

- ・高等学校学習指導要領解説「保健体育編」文部科学省平成30年7月
- ・平成31年度学校教育指導の指針 千葉県教育委員会
- ・組体操等による事故防止について（平成28年3月25日付け事務連絡）スポーツ庁政策課学校体育室
- ・体育的行事における事故防止事例集（平成29年3月）独立行政法人日本スポーツ振興センター
- ・運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月）文部科学省
- ・学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について（令和5年2月13日付け事務連絡）スポーツ庁政策課学校体育室
- ・令和6年度学校体育要覧第38号

2 学校保健

高等学校教育について、学校教育法では、「義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと」が、目的の一つとされている。

学校保健は、「学校における保健教育及び保健管理をいう」（文部科学省設置法第4条第12号）とされているように、保健教育と保健管理の活動を適切に行うことによって、教育の目的の達成に寄与することを目指して行われる。

また、教育の目的及び学校の教育目標の達成に向けて、学校保健を推進するにあたっては、世界保健機関（WHO）で提唱された※ヘルスプロモーションの考え方に基づいて活

動を具現化し、組織活動を進めることが重要である。

※ヘルスプロモーションとは、1986年にカナダのオタワで開かれた世界保健機関（WHO）の国際会議で提唱された健康づくりの考え方で、「人々が自らの健康をコントロールし、改善できるようにするプロセス」と定義されている。

(1) 保健教育

保健教育は、健康に関する知識を個々の生活様式に適用させ、望ましい行動様式に変容させていく教育の過程である。

保健教育は、健康に関する理論と実践が相互に補完しながら、学校生活の全ての場面において総合的に実施する必要がある。

ア 教科等

学習指導要領第1章総則第1款高等学校教育の基本と教育課程の役割に、「学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行う。」と記載されている。例えば、薬物乱用防止教室を計画する際は、学習指導要領特別活動編の健康安全・体育的行事の実施上の留意点を踏まえ、保健体育科科目「保健」の内容を関連付けて学習させるなど、各教科等のそれぞれの特質をいかし、健康という共通の目標を目指した効果的な連携が可能である。

特に、保健体育科科目「保健」においては、保健の見方・考え方を働かせ、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、生涯を通じて人々が自らの健康や環境を適切に管理し、改善していくための資質・能力を育てること

を目標とし、効果的な指導のために、小学校・中学校における教育内容を踏まえ、より社会生活における内容を重視した、総合的で系統性のある指導が求められている。

学習指導要領保健体育科科目「保健」で取り扱う内容は、次のとおりである。

〔高等学校〕

- (ア) 現代社会と健康
- (イ) 安全な社会生活
- (ウ) 生涯を通じる健康
- (エ) 健康を支える環境づくり

イ 特別活動、個別・日常指導

特別活動、個別・日常指導は、現在及び将来において生徒が直面する様々な心身の健康に関する問題に、適切に対処できる能力や態度を養うための指導であり、ホームルーム活動や学校行事、生徒会活動、保健室や学級、日常の学校生活等あらゆる機会や場で行われる必要がある。

また、次の基本的な観点に立ち、行う必要がある。

- (ア) 生徒が、自分の健康管理や保持増進を自分の意志と力でできるようにする。
- (イ) 体験や感性を通して生き方としての指導とする。
- (ウ) 心の健康指導についても重視する。
- (エ) 計画的・継続的に行う。
- (オ) 学校のすべての教職員の共通理解によって、日常的に行う。
- (カ) 家庭や地域との密接な連携を図る。
- (キ) 保健管理との適切な関連を図る。

(2) 保健管理

学校における保健管理は、生徒等の健康状態や環境衛生の実態を把握し、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

学校は生徒の教育の場として最も健康に適した環境でなければならない。また、生徒及び教職員が健康であることは教育の効果を高めるための必須条件である。保健管理を円滑に推進するためには、その内容が多岐にわたっていることから、地域関係諸機関との連携を密にしながら学校保健委員会を活用するなど組織的・計画的に実施していく必要がある。

保健管理の内容については次のようなことがあげられる。

- ア 救急処置
- イ 健康診断
- ウ 健康観察
- エ 疾病の管理と予防
- オ 学校環境衛生

学校保健安全法では、養護教諭とその他の職員が相互に連携して、健康相談や健康状態の日常的な観察により、児童生徒の心身の状況把握及び必要な指導等を行うとされている。

(3) 高校生の健康問題の現状と把握

令和5年度千葉県健康課題等調査結果によると、課題として、心の問題があげられている。また、小中学校と同様に、生活習慣の課題については、就寝時間が遅くなるなどの睡眠に関する課題や、朝食欠食や偏食などの食に関する課題も顕著になっている。

各学校においては、日常的な健康観察や定期健康診断の結果、各種の調査結果等から具体的・客観的に課題を把握し、

学校教育目標の達成に向けて、学校保健の分野ではどのような力を生徒に身に付けさせるのか、学校保健目標の設定や様々な教育活動に生かすことが望まれる。

(4) 教師の役割

学校は発育・発達の途上にある生徒の教育の場として、人的にも物的にも最も健康に適した安全な環境でなければならない。

また、教育の効果を高め、教育目標を達成するためにも生徒及び教職員が健康であることが必須の条件である。そこで、管理職はもちろん全教職員が学校保健の意義を十分に理解し、その推進向上を図る義務を持っていると考えられる。

保健に関する教職員の主な役割は次の通りである。

ア 保健主事

保健主事は、校長の監督を受け、小学校における保健に関する事項の管理にあたる。(学校教育法施行規則第45条第4項)

※中学校、高等学校、特別支援学校にもそれぞれ準用。

ここで言う「保健に関する事項」とは、いわゆる管理・監督ではなく、学校保健活動の「企画・調整」にあたるということである。

イ 養護教諭

生徒の保健管理、保健教育、保健組織活動、保健室経営、健康相談にあたる。

ウ 教科担当

科目「保健」において、学習指導要領で規定された内容と時間数で保健教育を取り扱う。また、生物、家庭科等

の各教科・科目においても保健に関する知識の指導を行う。

エ 学級担任等

日常的な健康観察を行い、生徒の体格、体力、性格、健康状態等を総合的に把握した上で、個々の生徒に対し実践的な保健指導、保健管理に当たる。

《参考・引用文献》

- ・『『生きる力』を育む高等学校保健教育の手引』文部科学省 令和3年3月文部科学省平成22年3月
- ・「保健主事のための実務ハンドブック」
- ・「学校保健の課題とその対応」公益財団法人日本学校保健会平成24年3月（令和2年度改訂）

3 学校安全

学校安全は、児童生徒が自他の生命の尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている。その内容は、児童生徒が自ら安全に行動できるようにする「安全教育」、児童生徒をとりまく環境を安全に整えるための「安全管理」、両者の活動を円滑に進めるための「組織活動」から構成される。

(1) 安全教育

学校における安全教育の目標は、児童生徒自身が、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育成することである。

また、安全に配慮しつつ、児童生徒が危険な状況を知らせたり、簡単な安全点検に関わる体験活動に取り組んだりすることは、安全教育の観点から重要であるとともに、児童生徒独自の視点や協力により安全管理の取組が充実することにもつながると考えられる。

安全に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努める。

それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮する。

教育課程の編成及び実施に当たっては、学校安全計画など各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

(2) 安全管理

学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や学校生活等における危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事件・事故や災害が発生した場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図ることを目指して行われるものである。安全管理は、児童生徒等の心身状態の管理及び様々な生活や行動の管理からなる「対人管理」、学校の環境の管理である「対物管理」から構成される。

(3) 組織活動

安全教育と安全管理を効果的に進めるためには、校内で組織的に取り組む体制を構築するとともに、教職員の研修や家庭及び地域社会との密接な連携など、学校安全に関する組織活動を円滑に進めることが極めて重要である。また、これらの活動を学校の運営組織の中に具体的に位置付ける必要がある。

緊急時の対応

不審者による犯罪、自然災害や交通事故の発生などに備え、教職員が地域や関係機関・団体等と一体となり、児童生徒の安全確保のため組織的に対応できる体制を整えておく必要がある。

例えば、不審者侵入時には、各学校での危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）が効果的に機能するよう、対応訓練やシミュレーションを行い、改善を行うとともに職員の役割を明確にしておくことが必要である。また、緊急時に、自ら情報の発信や受信ができる力を身に付けさせることも必要となってくる。

※ 学校保健安全法では、学校安全計画の策定、危険等発生時対処要領の作成及びそれに基づく訓練の実施を行うこと等が明文化されている。これを受け、県内全ての学校には、学校安全計画及び危険等発生時対処要領が整備されており、学校はこれらに基づいた危機管理

体制を整備している。

子供たちを事故・災害から守るために

児童生徒が安全に行動することができるようになるためには、自ら危険を予測し、危険を回避する力を身に付けることが大切である。交通事故・不審者等による被害、自然災害等に関する「危険予測能力」「危険回避能力」を高めるため、学校等においては、保護者、地域の方々、関係団体及び警察と連携し、「地域安全マップ」を作成又は活用した安全教育を推進している。

事件・事故・災害発生時における心のケア

事件・事故災害の発生により、児童生徒の心身の健康に大きな影響をあたえることがある事件や事故、大きな災害に遭遇し、「家や家族・友人を失う」、「事故を目撃する」、「犯罪に巻き込まれる」などの強い恐怖や衝撃を受けた場合、不安や不眠などのストレス症状が現れることが多い。こうした反応は誰にでも起こりうることであり、時間の経過とともに薄らいでいくものであるが、場合によっては長引き、生活に支障を来すなどして、その後の成長や発達に大きな障害となることもある。そのため、日頃から児童生徒の健康観察を徹底し、情報の共有を図るなどして早期発見に努め、適切な対応と支援を行うことが必要である。

「学校安全の手引」の活用

千葉県教育委員会では、令和2年3月に、各学校において「安全教育」「安全管理」「組織活動」について、具体的にどのように取り組んでいけばよいかをわかりやすく示した「学校安全の手引」を作成し、県内の各学校へ配付した。

「学校安全の手引」は、教育庁教育振興部児童生徒安全課のWebサイトからダウンロード可能となっている。各種ワークシートや資料、危機管理マニュアル等、必要に応じて印刷し、授業や研修等で活用し、学校安全の充実に努めるよう推進している。

《参考・引用文献》

【学校安全全般】

- ・安全教育参考資料「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」文部科学省 平成22年（平成31年3月改訂）
- ・「学校安全の手引」千葉県教育委員会

令和2年3月（令和6年3月一部改訂）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/anzen/kodomo-anzen/kodomo-anzen.html>

- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引 文部科学省平成30年2月
- ・学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン 文部科学省 令和3年6月
- ・令和6年度学校安全強化月間調査結果 千葉県教育委員会 <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/anzen/zenpan.html>
- ・クイズでまなぼう！たいせつないのちとあんぜん 文部科学省 平成31年4月

【交通安全】

- ・交通安全教育啓発資料 千葉県教育委員会 <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/anzen/koutsuuanzen/n/koutsuuanzen.html>
- ・千葉県通学路安全推進事業成果報告書 千葉県教育委員会 <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/anzen/koutsuuanzen/n/koutsuuanzen.html>

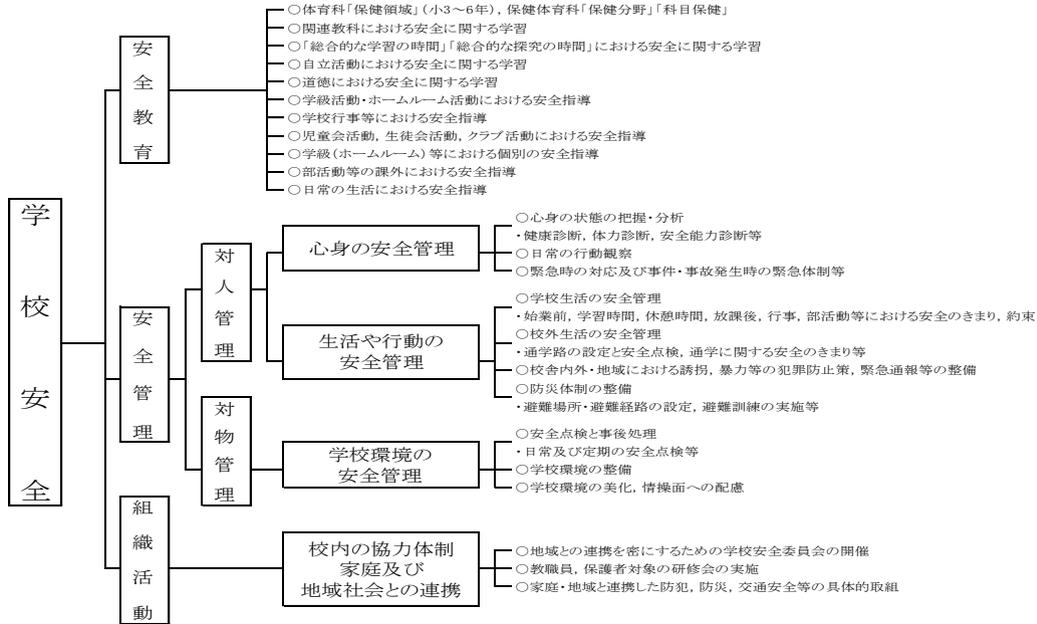
【生活安全】

- ・「学校施設における事故防止の留意点について」 文部科学省大臣官房文教施設企画部 平成21年3月
- ・地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集 文部科学省平成23年3月 http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afie/ldfile/2012/07/03/1323153_01_1.pdf
- ・「地域安全マップ」づくり 千葉県教育委員会 平成28年 <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/anzen/seikatsu.html>
- ・地域や関係機関と連携した防犯教育公開事業成果報告書 千葉県教育委員会 <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/anzen/seikatsu.html>

【災害安全】

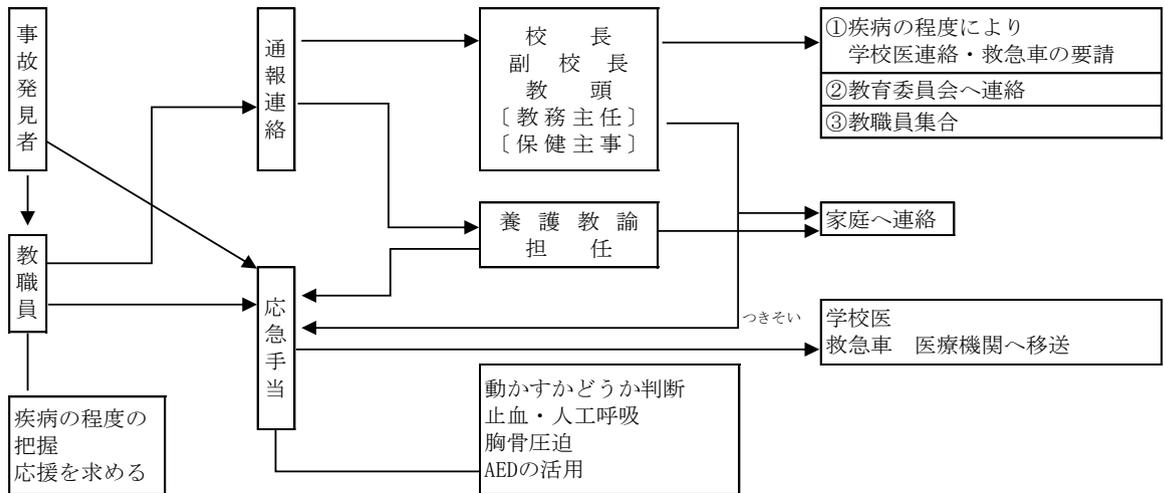
- ・「大地震に備えて（三訂版）」千葉県教育委員会 平成9年3月
- ・「備えあれば憂いなし～いつ起こるかかわからない大地震に備えて～」 千葉県教育委員会 平成20年3月
- ・「備えあれば憂いなし～来るべき大地震に備えて～」 千葉県教育委員会 平成21年3月
- ・東日本大地震の記録「『東日本大震災』を振り返って」～その時、学校はどのように対応し、そして、震災でから何を学んだか～ 千葉県教育委員会 平成23年11月 <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/anzen/kodomo-anzen/kodomo-anzen.html>
- ・学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き 文部科学省 平成24年3月
- ・学校における地震防災マニュアル 千葉県教育委員会 平成24年3月
- ・特別支援学校の防災教育資料「防災セルフチェック」 千葉県教育委員会 平成24年9月
- ・学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開 文部科学省 平成25年3月
- ・学校における防災教育事例集 千葉県教育委員会 平成25年3月
- ・命の大切さを考える防災教育公開事業成果報告書 千葉県教育委員会 <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/anzen/saigai-anzen/index.html>

学校安全の構造

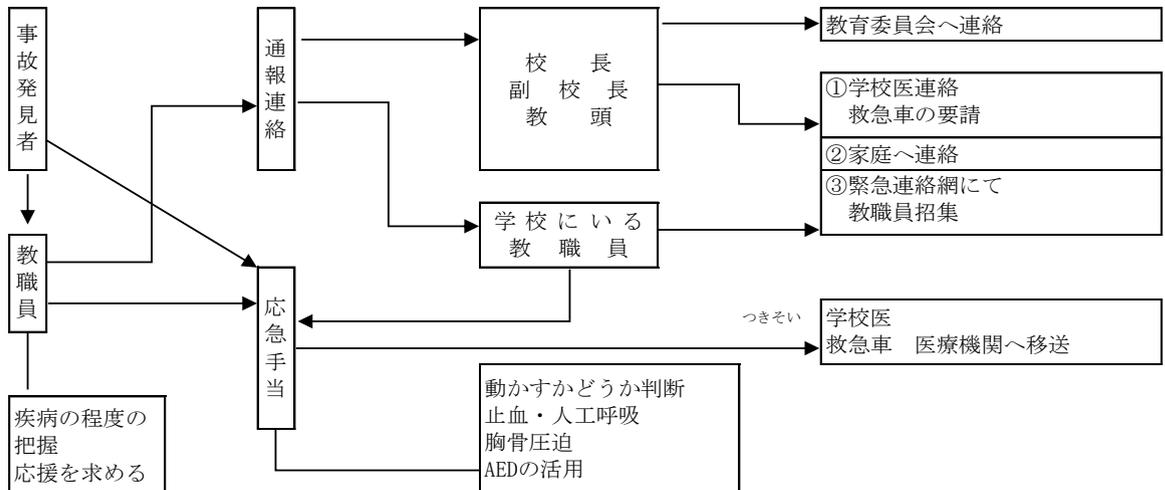


事故発生時の救急体制（応急処置・連絡等）

・平日の例

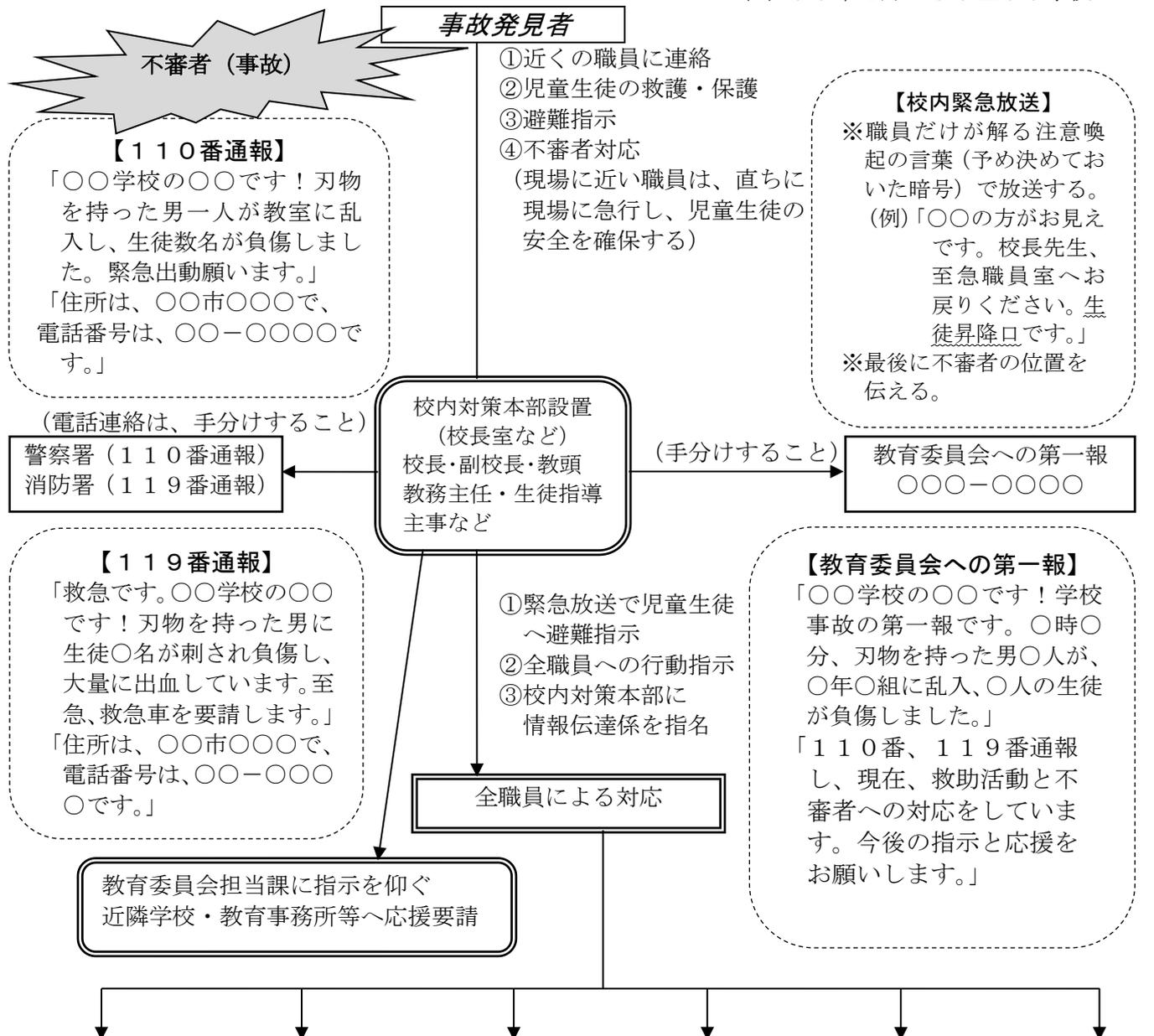


・休日の例



不審者侵入危機管理マニュアル（例）

令和〇〇年 4月 〇〇立〇〇学校



校長・副校長・教頭 ()	教務主任 ()	学年主任・担任等	生徒指導担当者等 ()	養護教諭・保健主事等 ()	事務職員等
<ul style="list-style-type: none"> 陣頭指揮 職員への連絡調整 被害児童生徒の家庭連絡・家庭訪問等 外部機関との連携 報道関係への対応等 	<ul style="list-style-type: none"> 関係保護者への連絡 P T A役員への連絡 全保護者への連絡等 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導 安全確認 安全指導 保護者への引き渡し 被害児童生徒の家庭訪問等 救急車同乗 	<ul style="list-style-type: none"> 現場直行 不審者への対応等 	<ul style="list-style-type: none"> 応急手当 医療機関との連絡調整 場合によっては、救急車同乗 	<ul style="list-style-type: none"> 電話対応 各種連絡等

※担当学級の児童生徒の安全確保(被害防止・避難指示)を的確に行う

4 交通安全、防災、生活安全に関する教育

(1) 交通安全教育

ア 高校生の交通事故発生状況

(出典：千葉県警本部事故統計)

(ア) 交通事故死傷者の推移

(平成28年～令和5年)

区分	年	28	29	30	R元	R2	R3	R4	R5
死亡(人)		2	4	2	4	2	3	4	2
負傷(人)		761	763	769	690	589	628	594	584

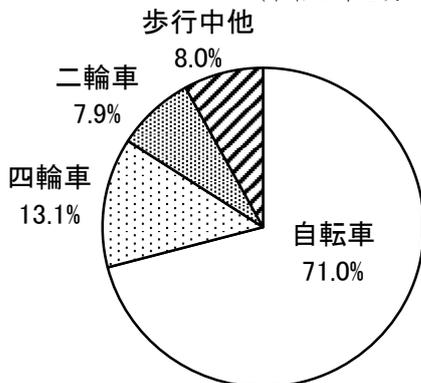
(イ) 状態別事故状況(下段は同乗)(人)

(平成28年～令和5年)

年	歩行者		自転車		二輪車		四輪車		計	
	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷	死亡	負傷
28	0	50	1	549	1	51	0	4	2	654
	0	0	0	0	0	5	0	102	0	107
29	1	65	0	555	3	39	0	4	4	663
	0	0	0	0	0	6	0	94	0	100
30	0	56	0	555	2	47	0	5	2	663
	0	0	0	0	0	2	0	104	0	106
R元	0	42	1	490	2	46	0	0	3	578
	0	0	0	2	0	4	1	106	1	112
R2	0	32	1	442	1	34	0	3	2	511
	0	0	0	0	0	8	0	70	0	78
R3	0	39	0	469	2	28	0	3	2	539
	0	0	0	0	0	6	1	83	1	89
R4	0	42	1	416	1	38	0	4	2	500
	0	0	0	0	0	7	2	87	2	94
R5	1	46	1	415	0	38	0	1	2	500
	0	0	0	0	0	8	0	76	0	84

(ウ) 状態別死傷者数の割合

(令和5年1月～12月)



県下の公立高校に在籍する生徒の約5割が、通学に自転車を利用している。交通事故の約7割が、自転車乗車中に起きている。

また、過去8年間の統計では、事故による死者の約5割が二輪車(原動機付自転車・自動二輪車)乗車中、約2割が自転車乗車中のものである。

イ 交通安全教育

県内における高校生の交通事故の発生状況から、各学校においては交通安全教育の充実が図られなければならない。

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車・自転車の運転者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として責任を持つて行動することができる健全な社会人を育成することを目標としている。

学校における交通安全教育は、家庭、関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育等の教科、特別活動(ホームルーム活動・生徒会活動・学校行事)、総合的な探究の時間、道徳科等の学校教育活動全体を通じて、行わなければならない。

自転車交通安全教育については、平成29年4月1日、「千葉県自転車の安全で適正な利用の推進に関する条例」が施行された。各学校においては、発達段階に応じた自転車交通安全教育の実施や、児童生徒が自転車の安全で適正な利用に関する活動を自ら進んで実践するよう配慮をすることが求められている。

特に、自転車事故の原因として、高校生の自転車の一時不停止、二人乗り、傘差し運転、並進やヘッドホン等により外部からの音を遮断した状態での運転など交通法規の無視や運転マナーの欠如が指摘されていることを考慮し、自転車の運転に関する交通法規の遵守や自転車の正しい乗り方、点検整備について、参加体験型の交通安全教育を実施し、交通安全意識の向上を図ることが重要である。

自転車は、その気軽さや便利さの裏にさまざまな危険が潜んでおり、自分

がケガをするだけでなく、歩行者にケガをさせたりするケースもあり、被害者だけではなく加害者にならないための安全指導をする必要がある。道路交通法上、自転車は軽車両で車両の一種であり、法律違反をして事故を起こすと、自転車利用者は刑事上の責任が問われる。また相手にケガを負わせた場合、民事上の損害賠償責任も発生することになる。近年では、自転車事故でも被害の大きさにより数千万円の賠償金を支払わなくてはならないケースもある。

学校は、本条例で自転車利用者の義務とされた自転車損害賠償保険等の加入について、努力義務である乗車用ヘルメットの着用と併せて、家庭に働きかけていく必要がある。

また、二輪車に関する指導については、二輪車の安全運転を推進する関係機関等と連携しながら、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図る必要がある。特に、二輪車での通学を認めている学校では、点検整備や実技講習を含めるなど交通安全指導の充実のための指導方法の工夫・改善が求められる。

(2) 防災教育

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災、令和元年の台風、大雨では、これまでの想定をはるかに超えた災害によって広い地域で甚大な被害が発生した。我が国においては、今後も様々な自然災害の発生が見込まれ、学校における防災教育、防災管理等の課題への早急な対応が求められている。

ア ねらい

○自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や

行動選択ができるようにする。

○地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。

○自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

イ 指導計画の作成

防災教育に関する指導計画を作成する際には、防災教育の教育課程への位置付けを明らかにし、各教科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動等における教育内容の重点の置き方や相互の関連を工夫したり、児童生徒等の発達の段階を考慮したりすることが重要である。

防災教育に関する指導計画は、学校教育活動全体を通じて組織的、計画的に防災教育を推進するための基本計画である。したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動（学級〔ホームルーム〕活動及び学校行事）などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にした上、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成することが大切である。

ウ 避難訓練の充実

学校での避難訓練は、災害時に安全に避難できる態度や能力を体得し、防災教育の指導内容について実践的に理解を深める場として極めて有効であり、児童生徒の安全確保を図る上で欠くことのできないものである。

そこで、地域や学校の実状に応じて、訓練の時期、災害の種類、対象、実施

回数、方法等について計画を立て、年間を通じて計画的に実施することが必要である。また訓練が形式的に済まされることのないように地域の消防署等との連携を図り、緊迫感や臨場感を持たせ、あらゆる場合を想定した実践的な訓練を行うことが大切である。その際、訓練の目的・内容・方法等について事前指導を十分に行い、訓練中に事故等が発生しないよう充分配慮する必要がある。

なお、地震災害は学校のみならず地域災害という特性から、訓練も学校だけでなく家庭や地域、関係機関・団体等との連携を図って実施することも必要である。

エ 自然災害等発生に備えた安全管理

自然災害等発生に備えた安全管理としては、火災や地震、火山活動などの災害発生時の避難に関する事項及び地震等への備えに関する事項等が考えられる。例えば危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成・点検をすること、「緊急地震速報」を受け取った際の対応方法の共通理解、避難経路や防災施設等の周辺に障害物を置かないこと、避難器具の点検、設備や器具等の転倒・落下防止、発火しやすい薬品等の安全な保管、校外関連機関との連絡体制・連絡機能の確保、非常用物資の備蓄などについて充分配慮する。さらに、自然災害等発生時に学校が避難所となった場合を想定して、使用場所についての一応の優先順位を教育委員会等と十分協議するとともに、衛生管理にも配慮した安全管理について検討すべきである。

一方、防災に関する施設や設備については、誤作動によるけがなど、日常の安全性の観点からの安全管理も必要である。防火扉、防火シャッターについては定期点検、取扱いの注意等を

徹底する必要がある。

(3) 生活安全に関する教育

学校は、日常生活で起こる事件・事故の内容や発生原因、結果と安全確保の方法について、生徒が理解し、安全に行動ができるようにするため、生活安全に関する教育を行う。

ア 生活安全に関する教育の内容

- (ア) 日常生活の様々な場面における危険の理解と安全な行動の仕方
- (イ) 通学路の危険と安全な登下校の仕方
- (ウ) 事故発生時の通報と心肺蘇生などの応急手当
- (エ) 誘拐や傷害、性暴力などの犯罪に対する適切な行動の仕方など、犯罪被害の防止
- (オ) インターネットの利用による犯罪被害の防止と適切な利用の仕方
- (カ) 消防署や警察署など関係機関の動き

イ 防犯教育の充実

県内外において、登下校中に不審者に遭遇する事故や、生徒が犯罪に巻き込まれる事件が発生している。このことを踏まえ、学校では通学路の安全を確保するとともに、生徒が通学路等に潜む様々な危険を予測し、万が一の場合は、逃げる・助けを求めるなどの危険を回避するための具体的な方法等について指導していくことが重要である。

学校では、学校安全計画に基づき防犯教育を進めることになるが、表面的・形式的な指導に終わることなく、具体的な場面を想定するなど、適切かつきめ細かな指導を継続して実施していくことが大切である。

また、防犯の視点で作成した安全マップの活用、犯罪から身を守るための実技やロールプレイなどの活動、地

域の関係機関・団体等との連携による防犯教室の実施等、各学校・地域の実情に応じた実効性のある指導を進めていく必要がある。

5 学校事故と法律問題

(1) 学校事故の分類

一般に学校の教育活動に伴って発生した事故や学校施設の使用をめぐって発生した事故を「学校事故」という。学校事故の類型としては、以下のものが考えられる。

ア 人の行為に起因するもの

(ア) 教職員の行為に起因するもの

[例] 体育の授業中に、生徒の能力を超えた練習をさせ、生徒が負傷した場合

(イ) 生徒の行為に起因するもの

[例] 生徒同士の喧嘩により生徒が負傷した場合

(ウ) 学外協力者の行為に起因するもの

[例] 部活動の指導者として委嘱した生徒の保護者による活動中に、生徒が負傷した場合

(エ) 第三者の行為に起因するもの

イ 学校の施設設備の設置管理上の瑕疵に起因するもの

(2) 生徒に関する学校事故の発生状況

負傷疾病の発生件数（千葉県）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	15,052 (4.8%)	11,226 (3.6%)	12,505 (4.2%)	12,188 (4.0%)	12,292 (4.1%)
中学校	14,248 (9.0%)	9,790 (6.2%)	12,020 (7.7%)	12,524 (8.0%)	12,647 (8.1%)
高校	10,520 (6.6%)	8,328 (5.4%)	9,717 (6.4%)	9,575 (6.4%)	9,440 (6.3%)

()内は発生率(=負傷・疾病の発生件数÷在籍数)

(日本スポーツ振興センター調査)

(3) 学校事故への対応

平素、事故を未然に防止することに最大の注意を注ぐことが最も肝要であることはいうまでもないが、事故が起こっ

た場合には、適切な事後処置をとることが重要である。

ア 事故を未然に防止するための備え

(ア) 施設・設備の安全点検

(イ) 生徒の実態や行動の把握と予測

(ウ) 生徒の健康状態、病歴等の把握

(エ) 平素からの家庭との連携体制の確立

(オ) 各学校で定めた校内における救急連絡体制及び事故発生時の処理の熟知

(カ) 過去の事故事例を分析し、事故の発生状況及びその原因・関連要因等の把握

教員には、生徒を安全に教育する教育専門職として、起こり得る危険を予測し、生命・身体の安全が害されないように最善を尽くす義務が課せられており、平素から上記の事項について備える必要がある。

イ 事故発生時の事後処理

(ア) 被害生徒に直接関わる処置義務

教員自身が医師と同様の措置をとることはできないが、負傷者ができた場合、速やかに応急手当を行い、同時に他の教員へ連絡し、場合により「119番」通報する。事故発生時には、後続する事故発生防止のためにも、直ちに教育活動を中止し、生徒を落ち着かせることが重要である。その後、授業再開が可能になっても当事者は事故への対応を優先し、授業は他の教員に依頼する等の措置を行う。

(イ) 上司に対する報告義務

校長は、所属職員の監督者として、また、学校の最高責任者として、自校の生徒・教職員に係る事故を知り、必要な対応をとる責任を負っている。したがって、教職員は事故発生後、迅速かつ的確に校長に報告するとともに、その指示を仰がなければ

ならない。応急手当をしながらも第三者に依頼するなどして、とにかく第一報を入れなければならない。

(ウ) 保護者に対する報告義務

教職員は、教育活動中は生徒に対して安全配慮義務を負っている。したがって、事故発生に際しては保護者との密接な連携のもとにその対応を進めなければならない。救急時にあつては、事故の程度にかかわらず、連絡の時期、内容等について、前述した(ア)、(イ)とともに現在の状況や今後の措置等についての的確に伝え、状況に応じて来校を要請したり、病院に来てもらったりする等の協力を依頼する。

なお、こうした連絡に当たっては、担当教員が自分の判断だけによらず、連絡の時期、内容等について、教頭・校長の指示を仰ぐとともに、場合によっては上司から連絡してもらうべきである。

(エ) 事故の記録の保存

事故の概要、その後の措置、経過等について、自分が上司に報告するために、また、それに基づいて校長が教育委員会に報告するためにも、記憶の新しいうちにできるだけ詳しい事実の流れをその都度記録に留めておくように心掛ける。また、このことは事故の再発防止のための対策や後述の各種給付の申請等に不可欠なものである。なお、救急車の出動要請に当たった教職員は、その時刻、指示された内容等を正確に記録しておく。

(オ) 各種給付制度とその手続の理解

事故が起きた場合に備え、日本スポーツ振興センターの災害共済給付手続について、事前に知っておく必要がある。また、家庭で加入している各種傷害保険申請のための書

類を依頼された場合も、誠意を持って対応するよう心掛ける。

(4) 学校事故と教員

一般的に学校事故の発生に伴って教員が追及される責任は、次の三つである。

ア 刑事上の責任

暴力行為や重大過失により生徒を死傷させた場合は、刑事上の責任として、傷害罪、暴行罪、業務上過失致死傷罪等、犯罪行為者に対する刑罰を科する形で追及される。なお、裁判の結果、禁錮以上の刑に処せられた場合、執行猶予付きであっても失職（地方公務員法第16条）し、教員免許も失効する（教育職員免許法第10条）。

イ 民事上の責任

被害者に生じた損害を加害者に補填させる損害賠償責任のことで、民法や国家賠償法が適用される。公立学校の事故で教員が民事上の責任を問われるのは、指導上の注意義務を怠ったと裁判所等で判断された場合で、実際には国家賠償法により学校の設置者が賠償責任を負うことになる。

なお、教員に故意又は重大な過失がある時は設置者から求償されることがある。

ウ 行政上の責任

職員が事故の関連で職務上の義務に違反した場合には、公務員制度の秩序維持を目的とした法律（地方公務員法第29条）に基づき、制裁として科せられる行政処分がある。懲戒処分と呼ばれ、戒告、減給、停職、免職があり、いずれも任命権者により行われる。

また、刑事事件として起訴されたときは、分限処分として休職になることがある。（地方公務員法第28条）

《参考・引用文献》

【学校安全全般】

- ・安全教育参考資料「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」文部科学省 平成22年（平成31年3月改訂）
- ・「学校安全の手引」千葉県教育委員会
令和2年3月（令和6年3月一部改訂）
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/enzen/kodomo-anzen/kodomo-anzen.html>
- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引 文部科学省 平成30年2月
- ・学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン 文部科学省令和3年6月
- ・令和6年度学校安全強化月間調査結果 千葉県教育委員会
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/enzen/zenpan.html>
- ・クイズでまなぼう！たいせつないのちとあんぜん 文部科学省 平成31年4月

【交通安全】

- ・交通安全教育啓発資料 千葉県教育委員会
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/enzen/koutsuuannzen/koutsuuannzen.html>
- ・千葉県通学路安全推進事業成果報告書 千葉県教育委員会
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/enzen/koutsuuannzen/koutsuuannzen.html>

【生活安全】

- ・「学校施設における事故防止の留意点について」 文部科学省大臣官房文教施設企画部 平成21年3月
- ・地域ぐるみの学校安全体制整備実践事例集 文部科学省 平成23年3月
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/enzen/_icsFiles/afielddfile/2012/07/03/1323153_01_1.pdf
- ・「地域安全マップ」づくり 千葉県教育委員会 平成28年
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/enzen/seikatsu.html>
- ・地域や関係機関と連携した防犯教育公開事業成果報告書 千葉県教育委員会
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/enzen/seikatsu.html>

【災害安全】

- ・「大地震に備えて（三訂版）」千葉県教育委員会 平成9年3月
- ・「備えあれば憂いなし～いつ起こるかかわからない大地震に備えて～」 千葉県教育委員会 平成20年3月
- ・「備えあれば憂いなし～来るべき大地震に備えて～」 千葉県教育委員会 平成21年3月
- ・東日本大地震の記録『東日本大震災』を振り返って～その時、学校はどのように対応し、そして、震災でから何を学んだか～ 千葉県教育委員会 平成23年11月
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/enzen/kodomo-anzen/kodomo-anzen.html>
- ・学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き 文部科学省 平成24年3月
- ・学校における地震防災マニュアル 千葉県教育委員会 平成24年3月
- ・特別支援学校の防災教育資料「防災セルフチェック」

千葉県教育委員会 平成24年9月

- ・学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開 文部科学省 平成25年3月
- ・学校における防災教育事例集 千葉県教育委員会 平成25年3月
- ・命の大切さを考える防災教育公開事業成果報告書 千葉県教育委員会
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/enzen/saigai-anzen/index.html>

6 性に関する指導

(1) 性教育の必要性・指導上の留意点

学校教育においては、何よりも子どもたちの心身の調和的発達を重視する必要があり、そのためには、子どもたちが心身の成長発達について正しく理解することが不可欠である。しかし、近年、性情報の氾濫など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化してきている。このため、特に子どもたちが性に関して適切に理解し、行動することができるようにすることが課題となっている。

また、若年層のエイズ及び性感染症や人工妊娠中絶も問題となっている。

このため、学校全体で共通理解を図りつつ、体育課、保健体育課などの関連する教科、特別活動等において、発達の段階を踏まえ、心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付けること、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、相互に関連付けて指導することが重要である。

また、家庭・地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得ること、集団と個別指導の連携を密にして効果的に行うことが重要である。

《参考・引用文献》

・幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）（抄）
H20.1.17

なお、性に関する諸問題としては、以下の内容があげられる。

- ・発育、発達
- ・男女交際
- ・性感染症
- ・人工妊娠中絶
- ・児童虐待（性的虐待）
- ・性情報の氾濫
- ・女性アスリートの無月経・骨粗鬆症
- ・LGBTの理解
- ・性犯罪・性被害防止等

(2) 性に関する指導の内容

ア 高等学校

「現代社会と健康」

- ・現代の感染症とその予防

「生涯を通じる健康」

- ・生涯の段階における健康

「健康を支える環境づくり」

- ・保健医療体制及び保健医療機関

- ・様々な保健活動や社会的対策

（学習指導要領及び解説の主な記述）

生涯を通じる健康の保持増進や回復には、生涯の各段階の健康課題に応じた自己の健康管理及び環境づくりが関わっていること（受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題、また、家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身への影響などについて理解できるようにする）

感染症の予防には、個人の取組及び社会的な対策を行う必要があること（エイズ及び性感染症についても、その原因、及び予防のための個人の行動選択や社会の対策についても理解できるようにする）

内容については、児童生徒等の実態と教育上の必要性から、児童生徒等の発達段階に応じて選択し、学習内容として構成する必要がある。

具体的な内容については、文部科学省の保健教育参考資料『生きる力』を育む小学校（中学校）保健教育の手引き（小：平成31年3月、中：令和2年3月改訂）を参照。

(3) 教育課程の基本的な枠組み

教育課程編成・実施に関する各学校の責任と現場主義の重視

学習指導要領は、全国的な教育の機会均等や教育水準の維持、向上のために、すべての子どもに対して指導すべき内容を示す基準であり、具体的には、

各教科等の目標やおおまかな内容を定めている。(学習指導要領の「基準性」)

さらに、平成15年の学習指導要領の一部改正により、この「基準性」を踏まえ、各学校は子どもたちの実態に応じ、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができることが明確になった。このように各学校は、大綱的な基準であるこの学習指導要領に従い、地域や学校の実態、子どもたちの心身の発達の段階や特性を十分考慮して適切な教育課程を編成し、創意工夫を生かした特色ある教育活動が可能な裁量と責任を有している。

《参考・引用文献》

・幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)(抄)
H20.1.17

7 エイズ教育

(1) エイズ教育の必要性

令和5年1年間に新たに報告された国内のHIV感染者数は669件で、減少傾向ではあるものの、前年と比較すると増加し、現在も重要な健康問題の一つとなっている。年齢別では、20歳代から40歳代の増加が見られ、各世代の予防対策が緊急の課題となっている。

HIVの感染経路には、性的接触、血液感染、母子感染などがあげられるが、最近の報告によると同性間の性的接触による感染者が急激な増加を示している。このことから、今後、エイズは性感染症であるとの認識にたち、性教育との関連を図りながら、エイズ教育をより一層充実させていく必要がある。

(2) エイズに関する指導の目標

エイズの疾病概念・感染経路及び予防方法を正しく理解するとともに、人間尊重の精神に基づきエイズに対する不安や偏見・差別を払拭し、皆がともに生きる

社会を実現するための資質・能力の育成を目指す。

(3) 発達段階に応じたエイズに関する指導の内容

学校において、指導すべき内容は、次の通りである。

ア エイズの概念、感染経路、症状、エイズまん延の要因、予防方法、我が国や外国の予防対策に関すること。

イ エイズの流行によって起こった社会問題について理解を深め、その中で、偏見や差別をなくすには相手の人格を尊重する態度や行動が大切であること。

(4) エイズに関する指導の機会

ア 科目「保健」における指導

エイズに関連した内容としては次の領域・単元で指導できる。

(ア) 「現代社会と健康」の『現代の感染症とその予防』

(イ) 「生涯を通じる健康」の『生涯の各段階における健康』

(ウ) 「健康を支える環境づくり」の『保健・医療制度及び地域の保健・医療機関』

イ ホームルーム活動における指導

ホームルーム活動における指導では、「日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」『生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立、節度ある健全な生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。』で取り上げることができる。指導に当たっては、学級担任が指導するのが原則であるが、養護教諭や保健師等の協力を得て、指導効果を高めることも重要である。

ウ その他の機会

学校行事における講演会、「生物Ⅰ」、「家庭総合」等で指導できる。

このように、エイズに関する指導は、学校教育活動全体を通して指導する機会があり、教師相互の情報交換や、共通理解を十分に行う必要がある。

また、生徒や学校及び地域の実態を把握し、年間計画や指導計画を作成したり、学校知己の関係機関の協力を得たりするなど計画的、組織的に指導する必要がある。

《参考・引用文献》

- ・「エイズ、その実態」WHO財団法人笹川記念保健協力財団平成5年
- ・「エイズに関する指導の手引き」公益財団法人日本学校保健会編第一法規出版平成5年
- ・「エイズ教育実践事例集」千葉県教育庁学校指導部学校保健課平成8年
- ・「みんなで生きるために－エイズ教育参考資料－」公益財団法人日本学校保健会第一法規出版平成10年
- ・教職員のための授業の手引き 公益財団法人 日本学校保健会（平成30年3月）

8 薬物乱用防止に関する指導

(1) 薬物乱用防止教育の必要性

大麻事犯検挙者に占める若者の割合が増加傾向にあること、また、若年層を中心に危険ドラッグ及び大麻が乱用されるなど、青少年への薬物の拡がり懸念されている。

青少年が薬物を乱用する背景には、様々な要因（社会的要因、家庭的要因、青年期の心理的要因等）がある。対症療法的な指導だけでなく、生徒の心の内面に迫る指導を適切に行わなければ、根本的な解決には至らない。

また、薬物乱用は、本人の心身を深く傷つけるだけでなく、社会的にも大きな影響を与えるものであることを理解させる必要がある。したがって、薬物乱用防止に関する指導は、学校の教育計画に適切に位置付け、計画的・系統的に取り組む必要がある。

(2) 薬物乱用防止教育の機会

薬物乱用防止に関する指導は、健康教育や生徒指導として学校の教育活動全体を通して行われるものであるが、教科保健体育（科目保健）や特別活動、総合的な学習の時間などにおいて行うことができる。

- ・教科保健体育（科目保健）：現代社会と健康、生涯を通じる健康
- ・特別活動：ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事
- ・総合的な学習の時間：健康関連
- ・機会をとらえた指導：生徒指導・教育相談における指導、養護教諭による指導、専門家による指導（薬物乱用防止教室）

(3) 薬物乱用防止教育の指導内容

薬物乱用防止教室は小・中学校で取り組まれており、高校生は既に一定の知識と判断能力を持っていると考えられるため、高校では、薬物に関する知識をより詳しく学び、正しい科学的認識に立った判断能力を身に付けさせる。

高校生になると、薬物乱用を含む行動は、個人の問題だと考える傾向にあるが、薬物乱用は単に個人の問題としてだけでなく、社会全体の問題として考えていく姿勢を身に付けられるようにし、更に、薬物乱用のない社会を築くために、一人一人が積極的な役割を果たすという自覚を育むことが大切である。

(4) 薬物乱用防止教室の開催

学校における薬物乱用防止に関する指導の充実を図る一環として、家庭や地域、関係機関との連携も不可欠である。特に「薬物乱用防止教室」については、学校保健計画に位置付け、すべての高等学校で、年に1回以上は開催し、学校薬剤師・警察署・保健所等の協力を得るとともに、

保護者の参加を求めるなど、積極的に開催することが重要である。

《参考・引用文献》

- ・「薬物乱用防止教室マニュアル」公益財団法人日本学校保健会 令和5年度改訂

9 教職員のメンタルヘルス

(1) メンタルヘルスの重要性

教職員は、教科指導や学級経営など日常的に児童生徒と接する立場にあり、児童生徒の人格の形成に大きな影響を与える。心の健康の保持・増進は、単に個人の健康管理上の問題にとどまらず、児童生徒の人間関係づくりなど、学校教育を円滑に実施するという観点からも重要な課題である。

文部科学省の調査によると、平成19年度以降、全国の教育職員の病気休職者のうち、精神疾患による休職者は5,000人前後で推移しており、依然として高い水準にある。精神疾患による休職者は、本人とその家族はもちろん、学校教育にも大きな影響を与えるため、メンタルヘルスクアの実施に積極的に取り組むことが求められている。このような中、文部科学省は、適正な校務分掌の整備や職場環境の改善など、教職員が気軽に相談できる環境づくりが急務とし、平成21年1月に「教育職員のメンタルヘルスの保持について（通知）」（令和3年3月改訂）を発出した。

これを受けて千葉県でも、職員一人一人が心身ともに健康を保持増進していくこと、また、心の健康の不調者に適切な対応ができることを目的に、平成22年3月に「千葉県教育委員会メンタルヘルスプラン」を策定（令和3年3月改訂）し、あわせてメンターを対象とした研修会の開催やストレスチェックの実施、メンタルヘルス啓発資料の作成・配付をするなどして、メンタルヘルス対策の充実に努めている。

(2) ストレスの内容

職場における出来事に起因したストレスとしては、①仕事の失敗、②仕事の量、質の変化、③役割・地位の変化、④

対人関係のトラブル、⑤対人関係の変化、などがある。また、職場以外のストレスとして、①自分の出来事、②自分以外の家族、親族の出来事、③金銭関係、④事件、事故、災害の体験、⑤住環境の変化、⑥他人との人間関係、などがあると言われている。

私たちの生活にストレスはつきものである。ストレスといかに上手につきあうかが、毎日を健康に過ごすために大切なことである。ストレスが適度であれば健康を維持したり、それを乗り越えたりすることによって、人格の形成にプラスになる。しかし、過剰なストレスが続き、緊張を維持したままでいると、やがて心身のバランスを失い、心身の不調を感じるようになってしまう。

(3) ストレス対策

まず、「疲れた、頭が重い、ミスが多くなった、物忘れが多い、夜中に何度も目がさめる、イライラする」などの自分自身の精神的な変化を捉える冷静な目を養うことである。

次に、ストレスを、肯定的に捉え、趣味や特技を生かして気分をリフレッシュしたり、上手に休暇をとったりして、ストレスをうまくコントロールすることが大切である。また、身近に何でも相談できる人、自分のよき理解者が多いほど、ストレスを早めに解消することができると言われている。家族と交わす何気ない会話は、心が晴れたり、いやされたり、悩みが解消されることも多いと思われる。一人暮らしの人にとっては、何でも気軽に話せる親しい友人・知人がいることで、心が安らぐものである。積極的に交流をもつように心がけたい。

さらに、家族そろっての楽しく語り合いながらの食事、質の良い睡眠の確保、毎日のきちんとした入浴は、心の健

康に大きなプラスとなる。特に、なかなか解決できない悩みがある時は、自分一人で抱え込まず、まず職場の上司や先輩、同僚に思い切って相談してみることである。話を聞いてもらえるだけでも、気持ちが楽になり、解決の糸口が見つかることもある。また、ストレスチェックを有効活用したり、相談機関や健康管理医、学校医に相談したりすることも一つの方法である。

《参考・引用文献》

- ・リーフレット『こころさわやかに』千葉県教育庁教育振興部保健体育課 平成27年3月（令和5年3月改訂）
- ・「千葉県教育委員会メンタルヘルスプラン」千葉県教育委員会 平成22年3月（令和3年3月改訂）

10 高等学校における食育

(1) 食育の推進

平成17年7月に施行された食育基本法では、食育は、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎であると規定するとともに、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるなど、児童生徒に対する食育を重視している。

新学習指導要領では「学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導…(中略)…については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。」と教育活動全体を通じて行うものとしている。

このように、生徒の食に起因する心身の健康課題等の増加を背景に、学校における食育がさらに重視されてきた。

(2) 千葉県の食育

千葉県では、令和4年3月に「第4次千葉県食育推進計画」を策定し、「『ちばの恵み』を取り入れたバランスのよい食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり」を基本目標とし、食育の推進を図ることとしている。

小中学校での指導を踏まえ、これまで身に付けた生活習慣や食に関する知識・技能を生かし、食生活の自立を目指すこととしている。

(3) 食に関する指導実施上の留意点

高等学校では、家庭科、保健体育科等関係する教科、特別活動等を中心に行うが、学校教育活動全体を通じて行うとい

う観点から、全教職員の理解と協力を得て組織的に進めることが重要である。

また、一人一人の課題も多様化・深刻化しているので、学校保健計画に食に関する指導を位置付け、養護教諭等と連携し、個別指導・相談を充実していく必要がある。

食に関する指導を進める上で特に大切なことは、家庭・地域との連携を深めることである。教職員と学校医、学校歯科医等、保護者などで組織する学校保健委員会の活性化を図り、生徒の健康づくりの観点に食に関する指導を含めて話し合っていくことが必要である。また、ここでは、生徒の食に関する実態や課題を明らかにし、実態に応じた目標や指導のあり方についても十分協議して決めることが重要である。

具体的な指導としては、外部講師を活用した食に関する指導、学校医からの講話、保健だよりによる情報発信、学校における食育週間の実施などが考えられる。

また、最近の調査では、高等学校の生徒の朝食欠食率が小学生や中学生に比べ高い傾向があるため、朝食欠食率の改善を目指した指導や生活習慣病予防のための個別指導も重要である。

高等学校は、小・中学校で学んできた食に関する自己管理能力を生かして生活の中で実践し、習慣化させていく大切な時期である。この時期の食に関する指導は、本人だけでなく次世代にまで受け継がれていくので、実態に合わせ、工夫した食に関する指導の実践が必要である。

《参考・引用文献》

- ・学校給食衛生管理基準 平成21年4月
- ・食育基本法 平成27年9月改正
- ・食に関する指導の手引(第二次改訂版)文部科学省平成31年3月

- ・「学校保健法等の一部を改正する法律」平成 20 年 6 月
- ・「第 4 次千葉県食育推進計画」令和 4 年 3 月

第14章 特別支援教育

1 インクルーシブ教育システムの構築

(1) 特別支援教育の理念

学校教育法等の改正により、平成19年度から特別支援教育が制度化された。

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

対象は視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)のある幼児児童生徒である。

平成19年度以前の特殊教育において盲学校・聾学校・養護学校^{※1}や特殊学級に在籍する幼児児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒に限定されていたが、特別支援教育においては、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

特別支援教育の推進のためには、校(園)内体制を整備するとともに、地域における支援ネットワークを構築し、活用することが必要である。自立と社会参加に向けて、生涯にわたる一人一人のライフステージに応じた支援が大切であり、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関による連携が重要である。そこで、特別支援学校が地域の特別支援教育のセンターとしての役割を果たすことが期待されており、それぞれの地域で特別支援学校と連携した支援ネットワークの整備が進められている。

学校教育においては、障害に対する偏見をなくし、正しい理解を進め、一人一

人の個性と尊厳を認め、社会の一員として共に学び育つ仲間であるという意識を、教育活動全体を通じて育てることが重要である。

そのためには、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習の推進が重要であることを、全校の教職員、保護者、地域とで共通理解し、信頼される学校づくりをより一層推進することが大切である。

※1 学校教育法等の一部改正により、従来の盲・聾・養護学校の制度から複数の障害種を教育の対象とすることができる特別支援学校の制度に転換した。

(2) インクルーシブ教育システムの理念

平成19年にわが国が署名した「障害者の権利に関する条約」への対応に向け、平成24年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が公表された。また、平成25年9月1日に学校教育法施行令が一部改正され、文部科学省では、インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育を推進している。

インクルーシブ教育システムの構築にあたっては、「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。」

「小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要であ

る。」とされており、特別支援教育の一層の推進が求められている。

また、「障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきであるが、その場合には、それぞれの子どもが授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けているかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。」としている。

各学校では、このシステムの下、「合理的配慮」の提供が必要とされ、平成28度から法的に義務付けられることになった※2。「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと」である。障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされている。

なお、「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい。また、その内容については、「個別の教育支援計画」に明記することが重要である。

「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基

礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。

※2 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」平成25年6月に公布され、平成28年4月に施行。この法律において、国、地方公共団体等(学校を含む)及び民間事業者障害を理由とした差別的取扱いが禁止されるとともに、国、地方公共団体等(学校を含む)に対して、「合理的配慮」の提供が義務づけられた。(民間事業者においても、令和3年5月改正「障害者差別解消法」の成立により、今後は義務となる。)

(3) これまでの経緯

障害者基本法、障害者総合支援法、バリアフリー新法、発達障害者支援法、教育基本法、学校教育法等法令の制定や一部改正により、福祉制度、教育制度面における大きな変革が見られ、障害のある人々が地域で共に学び暮らし、社会参加し、自立的な生活ができるよう環境面の整備が進められている。平成25年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布、平成28年4月1日に施行された。この法律の制定により、わが国が平成19年に署名した「障害者の権利に関する条約」の批准のための環境が整い、平成26年1月の批准に至っている。

千葉県では、国に先駆けて「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を策定し、平成19年7月に施行している。

(4) 特別支援教育を行うための体制整備

特別支援教育の推進のためには、校長や園長のリーダーシップの下、全校(園)的な支援体制を確立し、組織的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、ニーズに応じた適切な指導及び支援方策を探ることが求められる。

ア 校(園)内委員会

各校(園)において、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の実

態と教育的ニーズを把握し、より適切な支援方策の検討等を行う。

イ 特別支援教育コーディネーター

各校(園)における特別支援教育の推進役として校(園)内委員会や校(園)内研修の企画運営、校(園)内の関係者や関係諸機関との連絡調整、保護者の相談窓口等の様々な役割を担う。

ウ 個別の教育支援計画、個別の指導計画

「個別の教育支援計画」は、乳幼児期から学校卒業までを通じて、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携協力し、一貫した支援を行うために作成する計画である。

「個別の指導計画」は、小・中学校等の教育課程において、幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画のことである。

全ての特別支援学校、特別支援学級に在籍する幼児児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒については、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成することとなり、効果的な活用が求められている。また、通常の学級に在籍する障害のある幼児児童生徒については、関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うために、「個別の教育支援計画」を作成することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個別の実態を的確に把握し、「個別の指導計画」を作成することにも努めるものとする。

エ 地域における支援体制

多くの市町村で「特別支援教育連携協議会」を設置したり、小・中学校等への支援として巡回相談を実施したりするなど、支援体制の整備、特別支援教育の推進に努めている。また、特別支援学校によるセンター的機能を発揮

した地域の小・中学校等への支援が活発に行われており、地域における支援体制の整備が進んでいる。

(5) 様々な施策における特別支援教育の推進

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて一人一人のライフステージに応じた支援とネットワークの構築を目指し、5年間の特別支援教育の推進に関する基本的な計画として平成29年10月に策定した「第2次千葉県特別支援教育推進基本計画」の基本的な考え方を引き継ぎ、令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間として「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」を策定した。

<基本的な考え方>

- 一人一人が輝く共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進 —
 - ・障害の有無に関わらず、誰もがその能力を發揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築の基礎を培う教育の実現を目指します。
 - ・障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を見据え、連続性のある多様な学びの場と切れ目ない支援の充実を図り、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばす教育の実現を目指します。
 - ・障害のある幼児児童生徒が、地域社会の一員として積極的に活動し、豊かに生きることが出来る教育の実現を目指します。
 - ・障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が可能な限り共に学ぶ体制の充実を図り、相互に理解を深める教育の実現を目指します。

<重点的な取組>

- ①障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実
- ②特別支援学校の整備と機能の充実
- ③ICTの利活用による教育の質の向上
- ④卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実
- ⑤特別支援教育に関する教員の専門性の向上

令和4年度に策定された「新しい千葉の時代を切り開く(千葉県総合計画)」※₃では、主な取組の一つとして「共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進」が示されている。

また、令和7年3月に策定された「第4期千葉県教育振興基本計画」※₄の中の基本目標1「子供たちの自信を育む教育の土台づくり」において、施策「3 共生社会の形成に向けた特別推進教育の推進」が示されている。

※3 「新しい千葉の時代を切り拓く(千葉県総合計画)」: 令和4年度～令和6年度で取り組む政策・施策を示す新たな総合計画。

※4 「第4期千葉県教育振興基本計画」: 5年間(令和7年度～11年度)に実施する重点的・計画的な取組

2 幼児期における特別支援教育

幼児期における特別支援教育の推進に当たっては、早期から教育相談支援を充実させることが大切である。それぞれの地域で教育、医療、保健、福祉等の関係機関の連携協力による相談支援ネットワークの整備が進められている。

また、幼稚園等においては、特別支援教育コーディネーターを分掌に位置付け、園内の支援体制を整えるとともに、専門的な立場からの助言・支援を得るため、地域の特別支援学校や発達支援センター等との連携を図る必要がある。

就学前の幼児に対しては、適切な教育支援を行うために、関係機関との連携の下に作成した「個別の教育支援計画」を活用し、教育的ニーズや保護者の意向を就学先の決定に反映できるように配慮することが大切である。

3 小・中学校等における特別支援教育

小・中学校等段階における特別支援教育の推進にあたっては、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターが推進役

となって、通常の学級の担任、特別支援学級の担任、通級による指導の担当教員、養護教諭はじめ全教職員が一丸となって全校的な体制で取り組むことが重要である。

(1) 特別支援学級

特別支援学級は、学校教育法第81条に基づいて、小・中学校等に必要に応じて設けられている特別に編制された少人数の学級であり、障害種に応じて知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級が設置されている。

ア 知的障害特別支援学級

知的発達の遅れにより、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応に困難さがある児童生徒を対象とする。

イ 肢体不自由特別支援学級

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある児童生徒を対象とする。

ウ 病弱・身体虚弱特別支援学級

慢性の呼吸器疾患その他の疾患の状態が医療又は生活の管理を必要とする程度の児童生徒及び身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度の児童生徒を対象とする。

エ 弱視特別支援学級

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の児童生徒を対象とする。

オ 難聴特別支援学級

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の児童生徒を対象とする。

カ 言語障害特別支援学級

発音の誤り(構音障害)、吃音等の話し言葉のリズムの障害、言語機能の基礎的発達に遅れのある児童生徒を対象とする。

キ 自閉症・情緒障害特別支援学級

自閉症等により他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難な程度の児童生徒、また選択性かん黙等のため社会生活への適応が困難な児童生徒を対象とする。

なお、特別支援学級で特別の教育課程を編成した場合、教科書については、必要に応じて、下学年の検定済教科書、文部科学省著作教科書（特別支援学級用）または、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を使用することが可能である。

(2) 通級による指導

通級による指導は、平成5年度から施されている特別支援教育の一形態である。小・中学校等の通常の学級に在籍している言語障害、自閉症・情緒障害、弱視、難聴、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、肢体不自由、病弱・身体虚弱等のある児童生徒を対象とし、各教科等の指導は在籍の学級で行いながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な指導の場(通級指導教室)で行う。特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるが、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服が目的であり、単に教科の遅れを補充するための指導ではないことに留意が必要である。

(3) 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導・支援

発達障害を含む障害のある児童生徒に対して、学級担任を中心に学習環境の整備、教材や学習グループの工夫等に配慮しながら、個別に適切な指導・必要な支援を行うことが必要である。

また、学級担任等だけでなく、必要に応じてチーム・ティーチングによる小

集団・個別の指導・支援、特別支援学級担任による指導・支援、特別支援教育支援員やボランティアの活用等、全校体制での指導・支援の方策を検討することが重要である。こうした指導・支援の方策を含め、「合理的配慮」等を検討する場が校内委員会である。

個々の児童生徒の教育的ニーズを明らかにし、学級担任の指導・支援の方策を具現化すること、必要に応じて、保護者や校内関係者、校外の関係者と連携して「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、関係者の協力の下に指導・支援に当たることが大切である。

前述のとおり「個別の教育支援計画」を作成する際には、発達の段階を考慮しつつ、本人・保護者と「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定するとともに、その内容を「個別の教育支援計画」に明記することが重要である。また、計画に基づき実施した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCAサイクルを確立させていくことも重要である。

小・中学校の改訂学習指導要領(平成29年3月31日公示)では、総則や各教科等の「指導計画の作成と内容の取扱い」に以下のように示されている。

- ・特別支援学級における特別の教育課程においては、自立活動を取り入れること
- ・各教科の目標や内容を下学年のものに替えたり、各教科を知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること
- ・通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合は自立活動の内容を参考とすること
- ・通常の学級に在籍する障害のある児童生徒などについては、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成

し、活用に努めることに加えて、特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒には2つの計画を作成し、効果的に活用すること

- ・障害者理解、心のバリアフリーのための交流及び共同学習を推進すること
- ・全ての教科等において、障害のある児童生徒が、各教科等の学習活動を行う場合に生じる困難さに対する指導の工夫の意図、手立ての例を具体的に示していくこと

このように、これまで以上に特別支援教育の重要性が示されている。通常の学級の担任も含め、全ての教職員が学習指導要領の趣旨を踏まえ、一人一人に応じた特別支援教育の推進を図っていくことが求められている。

4 高等学校等における特別支援教育

高等学校等における特別支援教育の推進にあたっては、障害のある生徒などが在籍している状況を踏まえ、生徒の障害の特性や学びにくさ等の個々の状況を的確に把握し、学習面や対人関係のつまずきに対して適切な指導・必要な支援が行えるよう配慮する必要がある。そこで、高等学校等においても校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターが推進役となり、校内支援体制づくりを進めている。

また、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し活用することに努めるものとし、特に、通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の障害の状態等の実態を的確に把握し、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、効果的に活用するものとしている。

生徒の障害の特性や個々の状況の的確な把握、障害の理解や支援方法等に関して、特別支援アドバイザー、特別支援教育専門家チームや地域の特別支援学校の特別支援教育コー

ディネーター等、専門性を有する人からの助言を得ることも必要である。また、卒業後の自立と社会参加に向けた進路指導を充実させる必要があり、関係機関との連携による「個別の教育支援計画」が引き継ぎには重要な役割を担うこととなる。高等学校等においても、「合理的配慮」については、合意形成を図った上で決定されるとともに、その内容を「個別の教育支援計画」に明記することが重要である。

平成24年度からは、生活全般の介助等特別な支援を必要とする生徒に対して、高等学校に特別支援教育支援員を配置している。

さらに、平成30年度からは、通級による指導が開始され、県内では令和6年度14校で実施している※5。

※5 高等学校及び中等教育学校についても、通級による指導においては、障害に応じた特別の指導を行う必要がある場合には、特別の教育課程によることができる。教育課程の特例となることから、教育課程の編成権を有する各学校の校長が、対象となる生徒の実態把握等を適切に行ったうえで判断する。

5 特別支援学校における特別支援教育

特別支援教育の制度化以降、特別支援学校は複数の障害種に対応することが可能となった。さらに学校教育法第73条において、各特別支援学校が対象とする障害種を明らかにすることとされている。本県においても学校教育法施行令第22条の3に規定する障害区分に応じて、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の教育を行う特別支援学校として区分している。県内には44の特別支援学校〔国立大学附属2校、県立37校、市立5校〕がある。

そのうち、県立特別支援学校10校(袖ヶ浦、矢切、柏、野田、栄、銚子、大網白里、長生、安房、君津)を複数の障害種に対応する特別支援学校として位置付けている。また、7校(千葉豊、桜が丘、袖ヶ浦、松戸、千葉盲、銚子、東金)に寄宿舎が設置されている。

特別支援学校の教科書については、小・中・高等学校の検定済教科書以外に、障害の状態や発達の段階等に応じて、文部科学省著作教科書(特別支援学校用)や、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書も使用される。

(1) 視覚障害者を教育する特別支援学校

県立千葉盲学校においては、早期教育の重要性の観点から幼稚部が設置されている。高等部には普通科と専門学科(保健医療科、総合生活科)が設置されている。また視覚障害者への自立支援のための職業教育の観点から、高等部専攻科(理療科、保健医療科)が設置されている。全盲児に対しては、触察や音、臭い等を活用した指導及び点字指導、弱視児に対しては、弱視レンズ等を使用し、保有する視覚を最大限活用した指導を行っている。また、通学区域が全県にわたるため寄宿舎が設置されている。

(2) 聴覚障害者を教育する特別支援学校

県立千葉聾学校と筑波大学附属聴覚特別支援学校には、幼稚部から高等部専攻科まであり、寄宿舎も設置されている。また、県立安房特別支援学校館山聾分校には幼稚部が設置されている。教育課程では、各教科の学習内容の習得の他、補聴器の装着、豊かなコミュニケーション活動や話し言葉の獲得を通しての言語力の向上、発達段階に応じた指文字や手話等の習得を目標に編成されている。県立千葉聾学校の高等部には、普通科と専門学科(理容科、産業技術科)、専攻科(理容科)が設置されている。筑波大学附属聴覚特別支援学校の高等部には、普通科と専攻科(造形芸術科、ビジネス情報科、歯科技工科)が設置されている。

(3) 知的障害者を教育する特別支援学校

知的障害の教育を行う特別支援学校は、県内44校中36校あり、5つの障害区分の中で最も多い。

教育課程は、各教科、領域ごとの教育、各教科等を合わせた指導による教育(生活単元学習や作業学習等)、自立活動を主とした教育等、児童生徒の障害の状態等に応じて、様々な指導形態がとられている。多くの学校が、小学部、中学部、高等部を設置しているが、高等部単独の県立特別支援学校として、平成9年4月に県内で初めて専門学科を置く流山高等学園が開校した。以降、知的障害の特別支援学校においては、自立を目指した職業教育の充実が課題となり、中学校卒業生の高等部進学が増加していたことから、高等学校の使用していない教室等を活用し、高等部の本校、分校、分教室の開設に取り組んできた。ここでは、専門学科や普通科職業コースを置いて、職業的自立を目指した教育を行っている。

また、平成20年4月に遠距離通学解消のため、県立学校では初めて、市立小学校内に特別支援学校の分教室(県立安房特別支援学校鴨川分教室)が開設された。さらに、児童生徒の増加による特別支援学校の教育環境の改善のため、平成27年度には、新たに5校の特別支援学校が開校し、平成29年4月に県立栄特別支援学校、令和4年4月に県立東葛の森特別支援学校を開校した。

(表) 知的障害の特別支援学校の開校・学部設置等

開校年度	学校名	設置学部
H20	安房特別支援学校鴨川分教室	小中
H21	柏特別支援学校流山分教室	高 (職)
H22	特別支援学校流山高等学園 第二キャンパス	高 (専)
	市原特別支援学校 つるまい風の丘分校	高 (専)
	我孫子特別支援学校清新分校	高 (職)
H24	特別支援学校市川大野高等学 園	高 (専)
	印旛特別支援学校さくら分校	高 (職)
H25	安房特別支援学校館山聾分校	高 (職)
H26	湖北特別支援学校	高
H27	湖北特別支援学校	高 (専)
	大網白里特別支援学校	小 中 高 (普職)
	習志野特別支援学校	小
	矢切特別支援学校	小中高
	飯高特別支援学校	小中高
H29	栄特別支援学校	小中高
R4	東葛の森特別支援学校	高

「分校」「分教室」等の表記がないものは本校
 高…高等部普通科
 高(職)…高等部普通科(職業コース)
 高(専)…高等部専門学科
 高(普職)…高等部普通科及び高等部普通科(職業
 コース)

(4) 肢体不自由者を教育する特別支援学校

肢体不自由のある児童生徒の障害の状態や発達段階に応じて「小・中学校、高等学校に準ずる教育課程」、「各教科等を合わせた指導を中心とする教育課程」、「自立活動を主とする教育課程」など多様な教育課程が編成されている。また、障害に基づく学習上又は生活上の困難の主體的な改善・克服を目的とした自立活動に力を入れている。自立活動の指導においては、身体の動きの改善を図ることやコミュニケーションの力を育てる指導などを行っている。

肢体不自由の特別支援学校では重度・重複障害の児童生徒の割合が高く、その

中には、痰の吸引などの医療的ケアを必要とする児童生徒もいることから医療との連携を大切にした教育を進めている。

なお、県立船橋特別支援学校の教育環境改善のために平成27年4月に県立船橋夏見特別支援学校を開校した。

(5) 病弱者を教育する特別支援学校

対象は、主に入院や病弱等の理由により生活規制が必要な児童生徒である。このうち、県立特別支援学校5校(仁戸名、袖ヶ浦、四街道、君津、安房)では、病院に院内学級が設置されているため、教員を派遣して教育を行っている。病弱の特別支援学校においては、病室内での学習が必要な場合も多く、学習環境の制限もあるため、病室と学校をパソコンやタブレットPC等の情報機器で接続して遠隔授業を実施するなど、療養中でも学習できる工夫を行っている。

なお、平成28年5月に、児童心理治療施設が県内に開所したことに伴い、この施設における児童生徒の教育の場として、同施設内に県立君津特別支援学校上総湊分教室を開校した。

6 特別支援学校に期待される役割・課題等

特別支援学校に期待される役割・課題としては、以下が挙げられる。

(1) 一人一人の障害の特性や状態、発達段階に応じた指導の推進

各校においては、障害区分、障害の状態や発達の段階等に応じて、多様な教育課程が編成されている。各教科・領域ごとの教育を基本とするが、障害の状態や発達段階、あるいは複数の障害を併せ有する場合などに対応して、各教科等を合わせて指導する形態をとったり、特別支

援学校学習指導要領に規定されている「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」により、教科の一部又は全部を自立活動などに替えたりする場合がある。また、日常的に痰の吸引、経管による栄養剤の注入等の行為を看護師と教員が連携・協働して行う「医療的ケア」が、令和5年度は30校で実施され、学習時間の確保、健康の保持・増進などの成果が報告されている。

(2) 在籍する幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化への対応

特別支援学校は障害の状態等に応じて、通学して教育を受けることが困難な幼児児童生徒に対して、学校から家庭や施設、医療機関に教員を派遣して教育を行う訪問教育や疾病により療養中のために、病院内に設置した学級での指導を行う場合もある。

(3) 地域における特別支援教育のセンターとしての役割^{※6}

特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすことが学習指導要領に規定されている。具体例としては、以下のとおりである。

- ア 小・中学校等の教員への支援
- イ 特別支援教育等に関する相談・情報提供
- ウ 障害のある幼児児童生徒の指導・支援
- エ 医療、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整
- オ 小・中学校等の教員に対する研修への協力
- カ 障害のある幼児児童生徒への施設・設備等の提供

各校においては、特別支援教育コーディネーターを複数指名したり、校務分掌に地域支援・教育相談等の部門を位置

付けたりするなど、地域における多様なニーズに対して全校体制で対応している。また、17校の特別支援学校において、「通級による指導」を実施している。

※6 学校教育法第74条の規定に基づき幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校に在籍する教育上特別の支援が必要な幼児児童生徒の教育について、助言援助すること。

(4) 自立と社会参加に向けたキャリア教育の充実

キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動の学級活動を要としながら、総合的な学習（探究）の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校教育活動全体を通じて必要な資質・能力を図っていく取組が重要である。

また、児童生徒に将来の生活や社会、職業などとの関連を意識させ、キャリア発達を促すものであることから、実施に当たっては、幅広い地域住民等と目標やビジョンを共有し、連携・協働して児童生徒を育てていくことが求められる。

7 学校と教員の専門性の維持・向上

特別支援教育では、それぞれの学校（園）がその役割に応じて、校（園）内体制を整え、特別支援教育に関する専門性を向上させていく必要がある。そのためには、特別支援教育を担う教員の専門性の維持・向上を図るとともに、全ての教職員が特別支援教育に関する基礎的事項を身に付けることが求められ、教育センターや各学校（園）における特別支援教育に関する研修会を充実させ、教職員一人一人の専門性の向上を図っていくことが必要である。そのため、特別支援教育に関する研修については、研修内容を精選し、特別支援学校を会場にして行う基礎的な研修や、県総

合教育センターで行うより専門的な研修など、ニーズに合わせた実施方法や在り方について工夫している。また、県総合教育センターで行う、全公立学校の管理職や中堅層等の教員、初任者教員などを対象とした悉皆研修において、特別支援教育についての内容が取り入れられ、全ての教員の理解推進が図られている。

さらに、各特別支援学校が年間を通じて自主的に行う研修についても、地域の小・中学校等に案内したり、各学校間の研修の相互乗り入れをしたりするなど、指導力の向上を目指し主体的に取り組んでいる。教員の専門性の維持・向上については、一人一人が教員としての使命を自覚し、高い研修意欲を持ち続け、自らが継続的に研修に参加する姿勢が望まれる。

第15章 交流及び共同学習の推進

私たちが目指す社会は、障害の有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会である。その実現のためには、障害のある人と障害のない人が互いに理解し合うことが不可欠であり、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒がふれ合い、共に活動する機会を設けることが大切である。障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に活動することは、双方の子供たちの社会性や豊かな人間性を育成する上で、重要な役割を果たすことになる。

1 交流及び共同学習の推進に関わる規定

平成23年8月に改正公布された障害者基本法では「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」と規定している。

2 学習指導要領における位置付け

幼稚園教育要領、小学校・中学校の学習指導要領においては、「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」としている。

特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部の学習指導要領においては、「他の特別支援学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校及び高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。特に、小学部の児童又は中学部の生徒の経験を広げて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の

生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。」としている。

3 交流及び共同学習の実際

(1) 交流及び共同学習の形態

ア 校内交流

小・中学校等の中で、特別支援学級と通常の学級とで行う交流及び共同学習

イ 学校間交流

特別支援学校と小・中学校等とで行う交流及び共同学習

ウ 居住地校交流

特別支援学校に在籍する幼児児童生徒が、居住する地域の小・中学校等において行う交流及び共同学習

エ 地域との交流

特別支援学校と地域社会との交流及び共同学習

(2) 実施にあたっての留意点

交流及び共同学習を実施する際は、以下の点に留意する必要がある。

ア 関係者の共通理解

交流する双方の教職員等が、交流及び共同学習の意義やねらいについて十分に話し合い、相手校の環境や、児童生徒の状況を正しく理解し合う。

イ 指導計画の作成

交流及び共同学習を教育課程に位置付け、指導目標、形態、内容、回数、時間、場所、役割等について指導計画を作成し、十分検討する。

ウ 実施と評価

(7) 事前学習

交流先の学校や児童生徒の様子について理解できるようにし、目標や学習内容について確認する。

特に、小・中学校等においては、相手校の教育目標や教育課程、指導内容、障害のある児童生徒への接し方等について理解を深めることが大切

である。

(イ) 学習中

児童生徒等が主体的に活動に取り組むことができるようにする。

事故防止に努め、障害のある児童生徒等に対し、活動が負担過重にならないようにする。

(ロ) 事後学習

児童生徒等の感想や今後行うこと等を話し合い、次回の学習につながるようにする。

その場限りの活動に終わらないよう、継続的な取組を続けていくことが大切である。

(ハ) 評価

児童生徒の活動場面での変容だけでなく、意識や行動にどのような変容や成長があったのか把握し、総合的に行う。

障害のある児童生徒等については、指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に、必要に応じて、交流先の学校名や学級名、実施期間や内容、学習の様子について記載する。

- ・学校教育法施行令の一部改正について平成25年9月1日
- ・障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）平成25年10月
- ・学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）文部科学省初等中等教育局長
平成28年12月9日（平成30年4月1日施行）
- ・発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～
文部科学省 平成29年3月
- ・特別支援学校幼稚部教育要領 平成29年3月、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 平成29年3月、特別支援学校高等部学習指導要領 文部科学省 平成31年3月
- ・交流及び共同学習ガイド 文部科学省 平成31年3月
- ・千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～
令和4年9月
- ・第3次千葉県特別支援教育推進基本計画 第3次県立特別支援学校整備計画 千葉県教育委員会 令和4年3月
- ・第八次千葉県障害者計画 令和6年3月
- ・「第4期千葉県教育振興基本計画」千葉県教育委員会
令和7年3月

《参考・引用文献》

- ・発達障害者支援法平成17年4月1日施行
- ・特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）中央教育審議会平成17年12月8日
- ・通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害に該当する児童生徒について（通知）平成18年3月31日
- ・教育基本法平成18年12月22日施行
- ・障害者の権利に関する条約平成19年日本国署名
- ・学校教育法等の一部を改正する法律平成19年4月1日
- ・特別支援教育の推進について（通知）文部科学省平成19年4月1日施行
- ・障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例 平成19年7月1日施行
- ・「情緒障害者」を対象とする特別支援学級の名称について（通知）平成21年2月3日
- ・交流及び共同学習実践ガイド 千葉県総合教育センター平成21年3月
- ・障害者基本法の一部改正平成23年8月
- ・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）平成24年7月
- ・障害者総合支援法平成25年4月1日施行
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律平成25年6月（平成28年4月施行）

第Ⅲ編

教育改革の動向と今日的課題について

第1章 教育改革の動向

1 教育法規の改正

(1) 教育基本法の改正

平成18年12月15日、現行の教育基本法が成立し、12月22日に公布・施行された。昭和22年に教育基本法が制定されてから半世紀以上が経過し、この間、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など、我が国の教育をめぐる状況は大きく変化するとともに、様々な課題が生じてきた。

このような状況に鑑み、現行の新しい教育基本法では、国民一人一人が豊かな人生を実現し、我が国が一層の発展を遂げ、国際社会の平和と発展に貢献できるよう、従来の教育基本法の普遍的な理念は大切にしながら、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めることなどについて規定した。

教育基本法では始めに、教育の目的及び理念が明示されており、教育の目的として、「人格の完成」「平和で民主的な国家及び社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成」を規定し、この教育の目的を実現するために、「幅広い知識と教養、豊かな情操と道徳心、健やかな身体」「能力の伸長、自主・自立の精神、職業との関連の重視」「正義と責任、自他の敬愛と協力、男女の平等、公共の精神」「生命や自然の尊重、環境の保全」

「伝統と文化の尊重、我が国と郷土を愛し、他国を尊重、国際社会の平和と発展に寄与」という今日重要と考えられる事柄を規定している。また、それ以外にも「生涯学習社会の実現」「教員の使命と職責の重要性」「家庭教育の責任」「学校、家庭、及び地域住民等の相互の連携協力」等についても求めている。

(2) 学校教育法の改正

教育基本法の改正及び中央教育審議会の答申等を踏まえ、学校教育の充実を図るため、学校教育法の一部が改正された。この中で、新たに義務教育の目標が定められ、各学校種の目的・目標が見直されるとともに、学校の組織運営体制の確立のため、副校長・主幹教諭・指導教諭といった新しい職を置くことができるとした。

義務教育の目標には次の事項等を規定した。

- ・規範意識、公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画する態度
- ・生命及び自然を尊重する精神、環境の保全に寄与する態度
- ・伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度、他国を尊重し国際社会の平和と発展に寄与する態度

また、学校は、学校評価を行い、その結果に基づき、学校運営の改善を図ることにより、教育水準の向上に努めることが規定され、加えて保護者等との連携協力を推進するため、学校の情報提供に関する規定も新設された。さらに学校教育法施行規則も改正され、従来「外部評価」と呼んでいた「学校関係者評価」が努力義務化された。

学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定された。(学校教育法一部改正)

平成31年4月1日施行された学校教育法の一部を改正する法律では、情報通信技術の進展等に鑑み、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、また、障害のある児童生徒等の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認めら

れるときは、教育課程の全部又は一部において、これらの教科用図書に代えてその内容を記録した電磁的記録である教材（いわゆるデジタル教科書）を使用することができることとなった。

(3) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行(令和3年文部科学省令37号)

学校や教員が直面する課題が多様化・複雑化し、学校における働き方改革の推進、GIGAスクール構想の着実な実施、医療的ケアをはじめとする特別な支援を必要とする児童生徒への対応等が喫緊の課題となっていることを踏まえ、学校において教員と連携協働する支援スタッフの名称及び職務内容が以下のとおり規定された。

ア 医療的ケア看護職員

- (ア) 医療的ケア児のアセスメント
- (イ) 医師の指示の下、必要に応じた医療的ケアの実施
- (ウ) 医療的ケア児の健康管理
- (エ) 認定特定行為業務従事者である教職員への指導・助言

イ 情報通信技術支援員

- (ア) ICTを活用した授業支援、校務支援、環境整備支援、校内研修支援等

ウ 特別支援教育支援員

- (ア) 基本的な生活習慣確立のための日常生活上の介助
- (イ) 学習支援
- (ウ) 学習活動、教室間移動等における介助
- (エ) 健康・安全確保
- (オ) 周囲の児童生徒の障害理解促進

エ 教員業務支援員

- (ア) 学習プリントや家庭への配布文書等の各種資料の印刷、配布準備
- (イ) 採点業務の補助
- (ウ) 来客対応や電話対応
- (エ) 学校行事や式典等の準備補助

- (オ) 各種データの入力・集計、掲示物の張替、各種資料の整理等の作業
- ※その他、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に該当するものであれば、従事可能。

オ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに関する規定を幼稚園に準用させる。(施行規則第39条、第65条の3及び第65条の4関係)

(4) その他の教育法規の改正

教育職員免許法が一部改正され、教員免許更新制を発展的に解消し、「新たな教師の学び」を支える研修体制の下、研修を行うことになった。

教員免許更新講習は教師に学びの契機と機会を定期的に提供し、教師が知的技能を習得することを制度的に担保するものであった。しかし教育を巡る状況の変化はスピード感を増し、修得した知識技能がすぐに新しいものでなくなることが明らかになってきた。

このことから、教師自身も高度な専門職として新たな知識技能の修得に継続的に取り組み、教師の個別最適な学び、協働的な学びを実現させていく必要が生じてきた。

こうした現状から、教育職員免許法を改正し、各教師の研修履歴を記録するとともに、この記録に基づき、教師の資質向上に関する指導助言等を行う仕組みを制度化した。また、このために必要な研修を受講するためのプラットフォームを構築し、オンライン研修のコンテンツの開発・充実を進めているところである。

(教育職員免許法の一部改正)

教育公務員特例法の一部改正が行われ、指導が不適切な教諭等の人事管理の厳格化を目指し、任命権者は指導が不適

切と認定した教諭等に対して、指導の改善を図るための研修を義務付けた。さらに、任命権者は、研修終了時の認定において、指導の改善が不十分であると認める教諭等に対して、免職その他の必要な措置を講ずるものとした。

(教育公務員特例法の一部改正)

教員等の任命権者(教育委員会等)は、教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための指標を定めるとともに、指標を踏まえた教員研修計画を定めるものとした。

十年経験者研修を中堅教諭等資質向上研修に改め、実施時期の弾力化を図るとともに、職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための研修とした。(教育公務員特例法の一部改正)

普通免許状の授与における大学において修得を必要とする単位数に係る科目区分を統合し、外国語の小学校特別免許状が創設された。

(教育職員免許法の一部改正)

学校保健・学校安全の見直しも行われ、「学校保健法」という法律名を「学校保健安全法」に改正し、新たに学校安全に関する定めを盛り込んだ。この法律では、学校保健・学校安全に対する国及び地方公共団体の責務を明示している。改正された学校保健安全法のポイントは以下のとおりである。

ア 学校保健に関する改正について

- (ア) 養護教諭を中心として関係職員等と連携した組織的な保健指導の充実
- (イ) 地域の医療関係機関等との連携による児童生徒等の保健管理の充実
- (ウ) 学校の環境衛生水準を確保するための全国的な基準の法制化

イ 学校安全に関する改正について

(ア) 子供の安全を脅かす事件、事故及び自然災害に対応した総合的な学校安全計画策定の義務化

(イ) 各学校における危険等発生時対処要領(危険対処マニュアル)の作成の義務化

(ウ) 警察等関係機関、地域のボランティア等との連携による学校安全体制の強化

また、学校給食を活用した食に関する指導の充実及び学校給食の衛生管理の適切な実施を図るため、学校給食法の一部改正も行われている。そのポイントは以下のとおりである。

(ア) 学校給食を活用した食に関する指導の充実(食育の観点から学校給食の目標を改定、栄養教諭による学校給食を活用した食に関する指導の推進)

(イ) 学校給食の水準及び衛生管理を確保するための全国基準の法制

2 特別支援教育に関する国の施策

(1) 特別支援学校設置基準の制定

ア これまでの経緯

県教育委員会では、これまでも児童生徒数の増加に伴う過密状況の解消を図るために、学校教育法施行規則や国が定めた特別支援学校施設整備指針等を参考としつつ、児童生徒の障害の多様化や各学校、地域の状況に応じて、必要となる施設、設備等の整備を行ってきた。

令和2年9月、特別支援学校の児童生徒増に伴い、全国的に慢性的な教室不足が続いていることから、文部科学省は「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」にて、特別支援学校の設置基準について議論を始めた。

令和3年1月、中央教育審議会は

「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」にて、「特別支援学校を設置する上で必要な最低基準」の策定が重要と答申した。

これを受け、令和3年9月に、文部科学省は特別支援学校の教育環境を改善する観点から学校教育法（昭和22年法律第26号）第3条に基づき、「特別支援学校設置基準（令和3年文部科学省令第45号。以下、「設置基準」という。）」を公布した。

イ 規定された内容について

設置基準は、特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準として初めて制定されたもので、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的・大網的に規定されている。

<内容>

第1章 総則
第2章 学科
第3章 編制
第4章 施設及び設備
別表(イ 校舎の面積、ロ 運動場の面積)

第1章「総則」では、「設置基準は、特別支援学校を設置するのに必要な最低の基準」であること、設置者である県教育委員会は、特別支援学校の編制、施設及び設備等が設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めるようにしなければならないと規定されている。なお、既存校における設置基準への対応は、「当分の間、なお従前の例によることができる」とされている。

第3章「編制」では、幼稚部については各自治体の実態等を、小学部・中学部・高等部については「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「公立高等学

校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」の規定を踏まえて規定している。また、特別の事情がある場合を除いて同学年・同一障害種毎に学級を編制することについては、学校教育法施行規則の規定を踏襲している。

第4章「施設及び設備」では、教室や自立活動室、図書室など校舎に備えるべき施設や、校舎及び運動場の面積などが規定されている。

(2) 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下：「医療的ケア児支援法」）

現在、たんの吸引や人工呼吸器を使用するなど、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒、いわゆる医療的ケア児が全国に約2万人いると推計されている。医療的ケアが必要な子供やその家族を支援するための法律が、令和3年6月18日に公布され、同年9月1日に施行された。

この法律は、医療的ケア児が健やかに成長できる環境を整え、また家族の負担を減らす等、医療的ケア児及びその家族の生活を支援するための法律である。法律の目的並びに基本理念について、一部抜粋したものを以下に示す。

第1条 目的（一部抜粋）

医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている。（中略）保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

第3条 基本理念（一部抜粋）

医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならない。

2 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われる等、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、(中略) 関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならない。

医療的ケア児支援法の成立を踏まえ、医療的ケア児、そして家族に対する支援を行っていくことが国や都道府県、学校設置者等の責務となる。今後、すべての学校において、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童生徒と共に教育を受けられるよう、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との緊密な連携の下に、切れ目ない支援を行っていく必要がある。

第2章 学校と生涯学習

1 生涯学習社会における学校の役割

○教育基本法（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

社会を構成する県民一人一人が豊かな個性を持ち、生き生きと個性を輝かせながら充実した生活を送るためには、県民一人一人が、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる「生涯学習社会」の実現を図ることが必要である。

このため、学校は、生涯を通じて学習活動が続けるために必要な基礎的・基本的な知識・技能の習得や、思考力・判断力・表現力等の育成、自ら学ぶ意欲・態度を養うなど子供の「生涯学習の基礎づくり」の場であるとともに、学校の機能や学校施設の開放など「地域の生涯学習」の場にとらえ、幅広い視野に立って生涯学習を推進していくことが重要である。

○教育基本法（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

学校は地域社会を離れては存在し得ないのであり、子供は家庭や地域社会で様々な経験を重ねて成長している。このため、子供の「生きる力」を育むためには、学校、家庭、企業や関係機関なども含めた地域社会が連携・協力し、社会全体の教育力を高めていくことが必要である。

学校においては、家庭や地域の人々とともに、子供を育てていくという視点に立ち、保

護者や地域の人々の声を学校運営に生かしたり、学校の諸活動にボランティアとして参加することを促したりするなど、家庭、地域社会との連携・協力を進めることが大切である。

特に、学校が家庭や地域社会と連携・協力を進めていく上では、学校が自らの教育活動の状況について十分に情報提供するなど説明責任を果たしながら、保護者や地域の人々の積極的な協力を求めていくことが重要である。（学校教育法第43条、49条、62条、82条）

2 地域とともにある学校づくり・学校を核とした地域づくり

千葉県教育委員会が令和7年3月に策定した第4期千葉県教育振興基本計画では、地域全体で子供を育てる体制と全ての人が活躍できる環境づくりを目標とし、施策として「家庭教育への支援と家庭・地域との連携・協働の推進」「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」を施策に位置付けたところである。

このため、学校は地域コミュニティづくりの核として、地域の活動の推進拠点という役割を果たすとともに、地域とともにある学校づくりの実現に向けて、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」の推進を図るとともに、学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」との一体的な推進を図る必要がある。

(1) 地域とともにある学校づくり

子供の健全育成のためには、地域の子供は地域みんなで育てるという発想で、家庭・学校・地域が連携して取り組んでいかなければならない。そこで、子供の育成にかかわり、地域の活動を支援している人たちの力を結集して、地域における教育の質の向上を図る必要がある。

また、学校が保護者や地域住民と一体となって学校運営を進めていくために、目標やビジョンを共有し、幅広い地域住

民等が一定の権限と責任を持って学校運営について熟議する「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」を推進するとともに、その内容を実際の活動である「地域学校協働活動」と一体的に推進していくことで、地域の教育力を活用し、地域とともにある学校づくりを推進していく必要がある。

- 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）
 - 地域学校協働活動
 - 学校関係者評価
 - 学校評議員
- また、学校内の余裕教室等を活用して地域住民や保護者等による学校支援の拠点とするなど、「地域学校協働本部」を整備して組織的・継続的に地域学校協働活動を推進し、地域の力を子供の育成に生かす取組が求められている。
- 地域学校協働本部
 - 放課後子供教室
 - 地域未来塾（放課後子供教室以外の学習支援）

(2) 学校・地域の連携による家庭教育支援

家庭はすべての教育の出発点であり、乳幼児期からの家庭教育の充実が重要である。

このため、県教育委員会では市町村や企業等と連携しながら、家庭の教育力の向上や子供の成長を支える取組を推進している。

また、核家族化、地域とのつながりの希薄化、ひとり親家庭の増加などによる、子育て中の保護者の孤立化を防ぎ、児童虐待等の未然防止や早期発見、早期解決に向けて、地域の多様な人材を活用しながら、より積極的な家庭への支援を推進している。

各学校においても、その教育力を生かし、地域と一体となった家庭教育支援を進めていく必要がある。

- 「学校から発信する家庭教育支援プログラム」の活用
- 家庭教育を支援するウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」の紹介と活用の呼びかけ
- 家庭教育リーフレットの活用
- 家庭教育支援チーム

(3) 学校開放の推進

地域の貴重な財産である学校が、地域における学びや地域づくりの拠点としての役割を果たすことができるよう、学校開放に努め、生涯学習機会の充実を目指す。

- 県立学校施設開放事業

(4) 図書館等と連携した子供の読書活動の推進

読書活動は、子供が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、家庭、地域、学校等の社会全体において、子供の読書への関心を高める取組を実施し、本に親しむ習慣の定着を図ることが必要である。

このため、県教育委員会では、家庭・地域と学校において、子供が進んで読書に親しむことができる環境の整備を進めるとともに、学校図書館と公立図書館の連携強化を図っている。

また、児童生徒が相互に図書を紹介する活動や、児童生徒が幼稚園・保育所等の乳幼児に絵本を読み聞かせる活動など、地域と連携して多様な子供の読書活動を工夫することが大切である。

なお、視覚障害、発達障害、肢体不自由等により読書に困難を感じる子供も含めた全ての子供が本に親しめるよう、児童生徒の障害の種類・程度に応じたニーズを把握し、大活字本や録音図書等の

アクセシブルな資料を提供することが必要である。

- 学校図書館・公立図書館連携研修会
- 「子どもの読書活動啓発リーフレット（乳幼児向け、小学生向け）」の活用
- 「千葉県読書バリアフリーリーフレット」の活用
- 「子ども読書の集い」

《参考・引用文献》

・千葉県子どもの読書活動推進計画（第四次）千葉県教育委員会 令和2年2月

(5) 青少年教育施設等と連携した子供や若者の豊かな体験活動の推進

子供や若者の自主性やコミュニケーション能力、思考力、発想力などを高めていくためには、座学中心の教育だけでは不十分であるという指摘がある。自然の中での長期宿泊活動や社会奉仕活動、職場体験活動などの様々な体験活動は、子供の生活や学習における意欲や集団の一員としての自覚を高めるなど、社会人としての資質を向上させる上で極めて効果的である。

体験活動の実施については、学校がすべてを担うことは難しく、家庭や地域の果たす役割は大きい。学校は、家庭や地域の教育力の現状を踏まえ、体験活動を充実させる必要がある。

このため、学校では、世代を超えてふれあうことのできる機会や、職場見学、就業体験、自然体験、宿泊活動等の体験活動を充実させる必要がある。

千葉県教育委員会では、企業や研究機関・大学等と連携して就業体験や科学・先端技術体験を行う「千葉県夢チャレンジ体験スクール事業」、その道のプロフェッショナルから学ぶ「ちば子ども大学」を実施している他、宿泊・体験活動ができる青少年教育施設を設置し、子供に様々な体験活動を提供している。

【参考】

千葉県の県立社会教育施設

- さわやかちば県民プラザ（柏市）

県民の多様化・高度化する学習ニーズにきめ細かく対応し、生涯学習を推進するための中核的施設としての「生涯学習センター」、参加型芸術文化活動促進の場としての「芸術文化センター」の機能を併せもつ教育機関である。

- 図書館

県立図書館は、知識や情報の収集・発信の拠点として、豊富かつ幅広い図書館資料を整備し、県民の生涯学習を支援している。

読書県「ちば」を推進するため、学校図書館等への図書の貸出、市町村立図書館等と連携したサービス等も実施している。

- ・中央図書館（千葉市）
- ・西部図書館（松戸市）
- ・東部図書館（旭市）

- 青少年教育施設

集団生活を通じて青少年の健全育成を図ることを目的とした施設として、青少年自然の家がある。これらの施設を活用して、学校や家庭では得難い宿泊を伴う生活体験や自然体験の機会を提供することは、学校外活動の充実と生きる力を育む上で重要である。

- ・手賀の丘青少年自然の家（柏市）
- ・水郷小見川青少年自然の家（香取市）
- ・君津亀山青少年自然の家（君津市）
- ・東金青少年自然の家（東金市）
- ・鴨川青少年自然の家（鴨川市）

- 博物館・美術館等

千葉県には、5館8施設（一部休館中）の県立博物館があり、貴重な文化財等の資料の収集や調査研究をはじめ、展覧会や各種の講座、講演会等の教育普及事業を実施し、地域の文化活動の拠点としての役割を果たすとともに、学校支援活動を行っている。

各学校から、展示や講座の利用を数多く受け入れており、校外学習の場として活用されている。また、学校の授業等で活用する目的で作成された「授業で使える学習キット」の貸出しや館職員による出前講座等も実施している。

また、学校の学習における博物館の効果的な活用方法について学べる「教員のための博物館利用研修会」も開催している。

- ・美術館（千葉市）
- ・中央博物館（千葉市）
- ・中央博物館大根分館（香取市）
※休館中
- ・中央博物館大多喜城分館（大多喜町）
※一部休館中
- ・中央博物館分館海の博物館（勝浦市）
- ・現代産業科学館（市川市）
- ・関宿城博物館（野田市）
- ・房総のむら（栄町）

社会教育主事の資格・社会教育士の称号

社会教育主事は社会教育を行う者に専門的技術的な助言・指導をする専門的教育職員で、県及び市町村の教育委員会事務局に置かれている。また、社会教育士は、社会教育主事の任用に必要な資格を取得した者で、学びを通じて人づくり、つながりづくり、地域づくりに中核的な役割をはたす専門人材の称号である。

社会教育主事の任用に必要な資格は、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター等で実施される社会教育主事講習の受講、もしくは大学等での養成課程で必要な単位を修得することで得ることができる。これらの講習等では、社会教育や生涯学習に関する専門的知識やコーディネート能力、ファシリテーション能力などの技術を学ぶことができる。これらの講習等の修了者は「社会教育士」を名乗ることができる。

子供の学びは、学校職員だけで担うのではなく、学校を地域に開き、家庭や地域の

様々な主体と連携することで、より豊かなものとなる。

社会教育主事・社会教育士の活躍が、「学校と地域の連携」を推進する大きな力になると期待されている。

リカレント教育の推進

リカレント教育とは、学校教育からいったん離れて社会に出た後も、それぞれの人の必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と学習を繰り返すことである。健康寿命の伸長により、「人生100年時代」が到来することから、今後、職場や職種の転換の機会も増え、生涯に二つ、三つの仕事を持つことや、働きながら、また引退後に、地域や社会の課題解決のために活動することなどがより一般的になる。生涯の様々なステージに必要な能力を着実に身に付け、発揮することが一層重要となることから、リカレント教育の充実が必要である。

高等学校卒業程度認定試験

高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）とは、様々な理由で、高等学校を卒業できなかった者等の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験である。合格者には大学・短大・専門学校の受験資格が与えられる。また、高等学校卒業者と同等以上の学力がある者として認定され、就職、資格試験等に活用することができる。ただし、試験で合格点を得た者が満18歳に達していないときは、18歳の誕生日から合格者となる。

第3章 現代的課題と学校教育

1 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

(1) 国の動向

令和3年1月『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」が中央教育審議会より示された。「個別最適な学び」と「協働的な学び」それぞれの学びを一体的に充実させた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が求められている。

ア 個別最適な学び

「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念である。学習指導要領では、「個に応じた指導」を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、ICTを適切に活用した学習活動の充実を図ることの重要性が示されている。

また、GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境の活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め、「個に応じた指導」を充実していくことが重要とされている。その際、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組を展開し、子供たちに必要な力を育むことが求められる。

イ 協働的な学び

「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら学習を進めることが大切である。また、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な

社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要である。集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせ、よりよい学びを生み出すという視点をもつことが大切である。

(2) 県の取組

ア 全国学力・学習状況調査結果の分析
千葉県では、その調査の結果とともに、県独自に作成、配付している分析ツールを活用して明らかとなった指導上の課題を踏まえ、学校における指導の改善を図るため、様々な施策を展開している。

イ 授業改善に向けて

令和2年度から、ちばっ子「学力向上」総合プランに基づき、「自ら課題を持ち、多様な人々と協働し、粘り強くやりぬく子」「子供と社会の変化を捉え、自立的に学ぶ姿勢を持ち、授業を工夫する教員」の視点に立って、学力向上のための事業を展開している。

（各事業等における実践事例や成果物等は、千葉県教育委員会ホームページ「明日からの指導に役立つCHIBAの学力向上施策一覧～千葉のいちばん星～」を参照）

《参考・引用文献》

・『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」文部科学省令和3年1月26日

2 グローバル化に対応した教育に関すること

(1) 「グローバル化」とは

「グローバル化」とは、情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物材、情報の国際的移動が活性化して、様々な分野で「国境」の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、

他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象ととらえることができる。

グローバル化によって、産業が生まれて労働力の需要が高まったり外国の文化や製品が入って来たりして、一般に開発途上国では生活水準の向上が見られる。一方で、特に先進国間で競争が激しくなり、知的財産の流出や産業の空洞化、格差の拡大が進む。プラス面でもマイナス面でも相互依存関係が緊密になり、他国における政治や経済の変化が自国に影響を及ぼす。市場に任せきりにするのではなく、国際機関がグローバル化を適切に管理する必要があるといわれている。

学校現場では、外国籍の児童・生徒が増加している。日本語の指導や生活習慣やものの見方や考え方の違いなどどう対応するか、異文化をもつ児童・生徒の受入れ態勢の整備が急がれる。

このような状況の中で児童・生徒が生きていくために、私たちはどのように関わっていくべきだろうか。

(2) グローバル化時代に必要な資質・能力

グローバル化の進展によって他国の人々に関わる機会が増えていく。対等にわたり合いともに発展していくためには、異文化や多様性を受け入れる寛容さ、日本人としてのアイデンティティ、世界的視野をもち、コミュニケーション能力と語学力を生かして自分の考えや意見を発信しつつ他者の言葉にも耳を傾け、よりよい方向を探り協働的に問題解決することが求められる。

(3) グローバル化に対応した教育

児童や地域の実態、当人の思いやその国の習慣等を総合して、認め合える活動を準備すべきである。これからは、個人を尊重し多様性に価値をおいた学級

経営が前提となる。学習の中では、コミュニケーションを中心に据えた課題発見、協働的な問題解決を位置付けていくことが大切である。

日本、アジアにとどまらず世界に目を向ける経験が要る。貧困、紛争、難民など地球規模の問題をとらえ、その解決に向けたESD(持続可能な発展のための教育)やSDGs(持続可能な開発目標)で掲げている「持続可能性」の観点をもたせたい。

なお、参考までに「国際教育」(文部科学省)、「開発教育」(開発協力大綱 閣議決定)を紹介する。

国際教育 国際社会において、地球的視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するための教育

開発教育 学校教育を始めとする様々な場を通じて、世界が直面する様々な開発課題の様相および我が国との関係を知り、それを自らの問題として捉え、主体的に考える力、また、その根本的解決に向けた取り組みに参加する力を養うための教育

3 説明責任に関すること

保護者や地域住民等の期待やニーズが多様化する現代において、学校として説明責任を果たし、開かれた学校づくりを推進するためには、学校が家庭・地域に対し積極的に情報を提供することが求められている。学校が自ら点検及び評価を行い、その結果の公表など積極的な情報公開を行うことは、平成14年4月に施行された小学校設置基準等により規定された。

その後、平成19年の学校教育法、学校教育法施行規則の改正により、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者へ

の報告に関する規定が新たに設けられた。したがって、学校が保護者や地域住民等の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となって児童生徒の健やかな成長を図っていくためには、教育活動その他の学校運営の状況について自己評価・学校関係者評価等を適切に実施し、その結果の公表により説明責任を果たすとともに、それに基づいて教育活動の改善を図っていくことが必要である。

4 県民活動に関すること

(1) 県民活動の必要性

近年、少子高齢化の進行や個人志向の高まりなどにより、地域コミュニティの機能が低下している中、地域社会においては、複雑かつ多岐にわたる課題が山積しており、地域活力の維持・向上に向けた取組が必要である。

そうした中、ボランティア活動や市民活動団体（NPO）の活動など、県民の自発的な社会貢献活動である「県民活動」の重要性は年々高まっている。なお、より一般的な用語として「市民活動」があり、市民活動に関して都道府県域を意識した用語を「県民活動」としている。

欧米では、古くから教会などを中心に慈善活動が盛んであり、多くの市民が、福祉、環境、教育など様々な分野でボランティア活動に参加してきた。また早くから自分たちで市民活動団体を組織し、必要に応じて法人格を取得して、行政とは異なる先駆的かつ柔軟な手法で活動を展開してきた。

一方、日本では、篤志家による慈善活動に加え、広くは地縁共同体における相互扶助的な活動が主となっていたが、高度成長期を経て生活が豊かになった1980年代頃から多くのボランティア団体が誕生し、ボランティア活動が広まってきた。

その後、平成7年の阪神・淡路大震災に際して、被災者支援に多くのボランテ

ィアが活躍し、日本人の多くがボランティアに注目したことから、この年は「ボランティア元年」と呼ばれている。このとき、市民活動団体が簡易に法人格を取得する制度の必要性を痛感した関係者は国会に働きかけ、平成10年3月に「特定非営利活動促進法（NPO法）」が、議員立法により制定された。

地域課題を解決し地域の活力を維持・向上させるためには、共生・共助の精神の下、県民一人一人が様々な地域課題を自分のこととして捉え、主体的・自発的に取り組むとともに、地域を担う多様な主体（地域住民をはじめとする、市民活動団体、中間支援組織、地縁団体、社会福祉協議会、学校、企業、行政）が連携・協働して取組を展開していくことがますます重要となっている。

このため、本県においても、県民活動への理解と参加の促進、市民活動団体の基盤強化、協働による地域づくりの推進などに取り組んでいる。

(2) NPOについて

NPOは「Non-Profit Organization」の頭文字をとった言葉で、直訳すると「非営利組織」または「非営利団体」となる。「市民の自発性に基づき、地域や社会の課題解決のために自立的・継続的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体」を指す言葉として一般に使われており、「市民活動団体」とも呼ばれ、法人格の有無や活動の種類は問わない。

また、狭い意味では「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づき、所轄庁に認証された「特定非営利活動法人」のみとして使われることもある。

一方広い意味では社会福祉法人や公益法人を含めた意味で使われることもある。

「特定非営利活動法人」は、『保健・福祉、まちづくり、社会教育、文化、環

境保全、国際協力など特定の 20 分野において、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動』を行うことを主たる目的とし、営利を目的とせず、10 人以上の社員がいること、政治活動や宗教活動を主たる目的としないことなど N P O 法で定められた条件を満たしている必要がある。

また、「特定非営利活動法人」は、自らに関する情報をできる限り公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきとの考えから、法人が提出した事業報告書等は所轄庁において一般に公開されるとともに、内閣府のホームページにも掲載される。事業報告書等の提出状況や内容から信頼できる法人であるか否かを見極めることが重要である。

なお、N P O と似た言葉で「N G O」がある。「N G O」は「Non-Governmental Organization」の頭文字をとった言葉で、直訳すると「非政府組織」または「非政府団体」となる。

日本では、国際交流や国際協力の分野において、政府ではなく市民の立場で活動している団体の意味で用いられている。

5 著作権に関すること

(1) 著作権の概要

著作権とは、小説、音楽、美術、映画、コンピュータ・プログラムなどの著作物を無断使用から護るために著作物を創作した者(著作者)に与えられる権利で、著作物を創作した時点で権利を付与される。したがって、それらの著作物を利用する場合、原則として著作者の了解(許諾)が必要となる。

著作者の権利には、人格的利益を保護する「著作者人格権」(無断で公表・改変等されない権利)と、財産的利益を保

護する「著作権(財産権)」(無断で複製・上演等されない権利)がある。

また、著作権の保護期間は、著作物を創作したときから、著作者の死後70年である。

(2) 学校等における例外措置

著作権法は、学校等の教育機関において、その公共性から例外的に著作者の了解を得ることなく一定の範囲で著作物を自由に利用することができる以下のような例外を定めている。

《例外として著作権者の了解なしで利用できる場合》

ア 学校の授業における複製またはインターネット送信を行う場合

【具体例】(○は適用可、×は適用不可)

○教員が授業で使用するために、新聞記事などをコピーして児童生徒に配付する場合

○授業に必要な教科書などの文章・図を資料にまとめ、児童生徒のみ利用できるクラウド・サーバにアップロードする場合

○インターネットでつないだ遠隔合同授業(同時中継)で他の会場に送信する場合

×教員や児童生徒が、販売用のドリル教材などをコピーして配付する場合

×教員がソフトウェアなどを児童生徒が使用する複数のパソコンにコピーする場合

×教科書の解説授業を学校のホームページにアップロードし、誰でも見られる状態にする場合

イ 試験又は検定のために、他人の作品を使って入学試験問題を作成し配付する場合(オンライン試験を含む)

○小説や社説などを用いた試験問題を出題する場合

×入学試験の終了後、その試験問題をホームページに掲載し、送信する場

- 合
- ウ 発表用資料やレポートの中で他人の作品を「引用」して利用する場合
- 教員が、研究会の発表資料を作る際に、指導の成果を比較して解説するための素材として発行された記念文集の作品の一節を「引用」して使う場合
- 地域産業の歴史について調べている児童生徒が、自分の考えを記述するにあたり、博物館のホームページから入手した郷土の歴史の文章の一部を「引用」し、自らの考えを補強する場合
- ×小説の感想文の結論部分に、他の雑誌に載っていたその小説に関する評論文をそのまま使う場合
- エ 学芸会、文化祭、部活動などで他人の作品を上演・演奏・上映・口述（朗読等）する場合
- 文化祭などでブラスバンド部の演奏や演劇部の演劇を行う場合
- ×音楽や劇の鑑賞の料金を取る場合
- ただし、上記の適用可の例においても、その事例ごとの条件を満たしている必要がある。
- 例えば、アの学校の授業における複製またはインターネット送信をする場合には、以下のような条件がある。
- (ア) 営利を目的としない教育機関であること
- (イ) 本人（教員又は児童生徒）の授業で使用する
- (ウ) 授業を担当する教員やその授業等を受ける児童生徒がコピーすること
- (エ) コピーは、授業で必要な限度内の部数であること
- (オ) その著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
- (カ) 既に公表された著作物であるこ

- と
- (キ) 原則として著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること
- これらはいくまで例外なので、適用には注意が必要である。
- 平成30年5月に公布された著作権法の一部を改正する法律では、第35条が以下のとおり改正され、令和2年4月に施行された。（改正箇所下線）
- 改正により、従前は複製と遠隔合同授業のための公衆送信のみであった第35条の対象に、その他全ての公衆送信と受信装置を用いた公の伝達を加えられることとなった。
- これにより、授業の過程において、予習・復習用の資料をメールで送信することや、オンデマンド授業で講義映像や資料を送信することが可能となった。

○著作権法

（学校その他の教育機関における複製等）
第三十五条
学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。）を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときは、適用しない。

《参考・引用文献》

- ・『学校における教育活動と著作権』（令和5年度改定版）文化庁著作権課
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidoka/setsu/index.html>

6 学校図書館の活用

(1) 読書活動の意義

子供の読書活動は、子供が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものである。しかし、様々なメディアの発達・普及や子供の生活環境の変化、さらには、幼児期からの読書習慣の未形成などにより、「読書離れ」が指摘されて久しい。

このような状況から、子供が自主的に読書を行うことができる環境を整備することを目的として、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、翌平成14年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が政府により策定された。三度の改定を経て、令和5年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第五次)」が策定され、おおむね、今後5年にわたる子供の読書活動推進に関する基本方針と具体的方策が明らかにされた。

本県においても、平成15年に「千葉県子どもの読書活動推進計画」を策定し、

様々な施策を実施してきた。二度の改定を経て、令和2年に、第三次計画期間中における成果や課題、子供の読書環境を取り巻く情勢の変化をふまえ、「千葉県子どもの読書活動推進計画(第四次)」を策定した。以下のように、読書活動の一層の推進を求めている。

小学生期・中学生期・高校生期においては、「朝の読書」や「読書週間」等を読書活動計画や年間指導計画に位置付け、全校をあげて読書機会を設定し、読書習慣の確立や読書指導の充実を図ることが必要である。また、教師やボランティアなどの大人、同学年、異学年など様々な交流による読み聞かせや児童生徒が相互に図書を紹介する活動、読書会やポップづくり、ブックトークなどの様々な読書活動の工夫をすることを大切である。さらに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の一つとして、図書館資料を活用した授業を展開することも重要である。

本に触れるきっかけがあり、子どもと本の楽しさを共有する人がいて、手を伸ばすと好きな本や調べたい本がある。そのような環境が、本好きな子どもを育てる。「子どもと本をつなぐ」読書環境が大切である。

同時に、「子どもと本をつなぐ」ために、社会全体が連携して環境づくりを進めていくことが肝要で、人々が「子どもの本でつながる」ことで生まれる効果は、計り知れない。

《参考・引用文献》

- ・千葉県子どもの読書活動推進計画(第四次) 千葉県教育委員会 令和2年2月
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律 文部科学省 平成13年12月
- ・(第五次)子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 文部科学省 令和5年3月

(2) 学校図書館の役割

学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書活動の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めた

りする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員のニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

「主体的・対話的な学び」の充実に向けて、子どもたちが学びを深めるために必要な資料の選択や情報の収集、教員の授業づくりや教材準備等を支える学校図書館の役割に期待が高まっている。

(3) 学校図書館を利用する際の留意点

- ア 学校図書館の活用方法及び読書指導については、司書教諭と事前に協議し、助言を受けるよう心掛ける。(平成15年度から、12学級以上の学校には、司書教諭を置くこととされた。)
- イ 年間指導計画に基づき、各教科・領域において学校図書館を活用する。
- ウ 学校図書館の使い方(図書の取り扱い方、図書の探し方、学校図書館内のマナー等)について、具体的に指導する。
- エ 児童生徒の読書意欲を喚起するよう、読み聞かせやブックトーク等の取組を進んで行う。
- オ 学校図書館の外部連携について知り、公立図書館から、または学校間での図書貸出や公立図書館の司書による読み聞かせなどを行いながら、充実した読書指導を行う。

7 環境に関すること

(1) 環境教育の意義

現在、地球環境を取り巻く状況が大きく変化しており、地球規模の環境問題の解決、持続可能な社会の構築、低炭素社会の実現等が求められている。そのために、学校における環境教育の重要性が高まっている。

国は、平成15年7月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推

進に関する法律」を成立させ、その後、平成23年6月15日に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」として改正、公布し、平成24年10月1日に完全施行された。

この法律において「『環境教育』とは、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう」と定義され、学校における環境教育の一層の推進が示されている。

また、学校教育に目を向けると、平成18年12月22日に公布・施行された教育基本法には、教育の目標の一つに「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が規定された。

さらに、改正された学校教育法においても、義務教育の目標の一つとして「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」が位置付けられた。

千葉県でも、平成19年9月に「千葉県環境学習基本方針」を改定し、環境教育推進の方向性を示している。

(2) 環境教育のねらい

小・中・高・特別支援学校の学習指導要領の総則には、学校教育の基本と教育課程の役割として「環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること」と規定されている。

また、前述の千葉県環境学習基本方針において、環境教育がめざすものは、「持続可能な社会づくりに向けて、豊かな感受性を育み、問題解決力を身に付け、主体的に行動できる人づくり」と示されている。

単に知識の習得や理解で終わるのではなく、自ら行動できる人材を育てていくこと、つまり、人間と環境との関わりについて正しく理解し、責任を持って行動し、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材を育成することが教職員としての責務である。

(3) 環境教育の進め方

学校においては、「環境」という教科はない。そこで、教育活動の全体を通じて進めることになる。各学校の目標、めざす児童生徒像を踏まえたうえで、全教職員が環境教育にどのように取り組み、実践するかについて共通理解しておく必要がある。

さらに学年間・教科間での連携を積極的に図ることにより、効果がより高められる。

また、児童生徒の発達段階に配慮することが必要である。小学校低学年では、体験や感性が重要であり、学年が上がるにしたがい、課題発見とそれを解決する力、行動を通して思考・判断する力を高めるといのように、重点となるねらいが変化する。

これらに加え、環境教育では、課題を発見し、取り組み、結果をふりかえる一連の過程を経て、様々な能力が身に付くよう指導計画を立てることが重要である。

課題発見の段階では、児童生徒の一人一人が環境問題を身近なものとしてとらえ、自ら解決しようとするのが重要である。そのためには、地域の身近な問題に目を向けた内容を取り上げ、身近な活動から学習を始めることが有効である。

また、環境問題は、日々の暮らしと深い関わりがあることから、住民、地域団体、事業者など地域の様々な主体と連携・協働して環境教育に取り組むことが

必要である。学校で学んだことを家庭や地域社会での生活に活用できるように配慮することも大切である。

学校における環境教育の推進役である教職員には、環境に対する豊かな感受性や見識を高め、指導力の向上を図り、授業の改善や充実に努めることが求められる。国や県が実施する研修や講習、地域の環境保全活動等に積極的に参加することが望ましい。

(4) 環境教育の内容

環境教育は、各教科や総合的な学習の時間等で扱うが、平成24年6月に閣議決定された「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」において、環境教育に求められる要素として、以下のことが示された。

- ア 自然体験、社会体験、生活体験など実体験を通じた様々な経験をする機会を設けること。地域を教材とし、より実践的に実感をもって学ぶこと
 - イ 双方向型のコミュニケーションにより、気づきを「引き出す」こと
 - ウ 人間と環境との関わりに関するものと、環境に関連する人間と人間との関わりに関するもの、その両方を学ぶことが大切であること
 - エ 環境に関わる問題を客観的かつ公平な態度でとらえること
 - オ 生産・流通・消費・廃棄の社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえること
 - カ 豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむこと
 - キ いのちの大切さを学ぶこと
- これらの内容を念頭に置いて指導計画を立てなければならない。

環境教育の目指すところは、学習指導要領における総合的な探究の時間の目標と重なる部分が多い。そのため、総合的な探

究の時間で扱うことが多くなると思われるが、各教科、道徳及び特別活動との関わりにも目を向けなければならない。

文部科学省のホームページには、「学習指導要領における環境教育の主な充実例」として、小・中・高等学校における各教科との関連を示している。

また、環境省と文部科学省の連携事業として運営されている、学校、先生、小中学生、高校生を対象とした環境教育実践のための情報サイト「ECO学習ライブラリー」(<https://www.eeel.go.jp/>)がある。

その他、以下のサイトが参考になると思われる。

- ・千葉県環境学習関連情報
<http://www.pref.chiba.lg.jp/cate/km/kankyuu/kankyougakushuu/index.html>
- ・子供のための環境学習情報サイト「集まれ！Green Friends」
<http://www.erca.go.jp/jfge/greenfriends/index.html>

8 ボランティアに関すること

(1) ボランティア活動の広がり

一般的に、「ボランティア活動」とは、自らの意志で行う社会貢献活動のことで、公共性、自発性、先駆性、無償性などがその特徴とされている。

なお、交通費や食費などの活動に伴う経費の実費支給や低額の謝礼を受け取る有償ボランティアという活動形態もある。

ボランティア活動は地域課題を解決し、地域を豊かにする活動であるとともに、ボランティア活動に参加することで、地域において自己の個性や能力を発揮し、人間関係を広げることができるほか、社会的・公共的な役割を果たすことによる充足感を得られるなど、自己実現を図る上でも大きな意義を持っている。

こうしたボランティア活動の重要性が広く認識されるようになったきっかけは、平成7年の阪神・淡路大震災であ

る。この際、被災者支援に多くのボランティアが活躍し、日本人の多くがボランティアに注目したことから、この年は「ボランティア元年」と呼ばれている。

近年では、東日本大震災をはじめとする大規模災害において、多くのボランティアによる支援活動が定着しているほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催された際には、ボランティアが大会の運営を支えるなど、その活動は広がりを見せている。

(2) ボランティア教育の実際

ア ボランティア教育のねらい

将来、ボランティア活動の担い手となる児童生徒にボランティア教育を実施するねらいについては、次のようにまとめることができる。

- (ア) 誰しものが他の人たちの役に立ちうる存在であることへの理解を深め、社会における人々の連帯感を醸成する。
- (イ) 社会への関心や公共心を、実践を通して身に付けることにより、豊かな人間性を育む。
- (ウ) 主体的に新たな社会の課題を発見し、好奇心あふれる探求を行い、創造的な提案やその課題克服に向けて取り組む態度を養う。
- (エ) 国際貢献、環境問題などへの青少年の関心を高める。

イ ボランティア活動の学校教育活動全体の中での位置付け

学校全体で取り組む場合は、ボランティア活動というよりも、ボランティア体験であると認識することが大切である。様々な学習体験を通して、ボランティア活動とは何か、どのように取り組むのかを考えさせ、充実感を味わわせ、ボランティア活動をするためのきっかけとしたい。

なお、平成10年度から、高等学校では継続的なボランティア活動が教育上有益と認められれば単位と認められるようになり、大学でも小・中学校の教員免許状取得のための介護等体験が義務付けられた。

(3) 学校でのボランティア活動の進め方

ア ボランティア活動の意味や在り方を考え、意図的に指導する。

例えば、募金活動などは、金額の多少に目が向きがちであるが、なぜ、その活動が行われるかを理解させるとともに、その使い道に目を向けさせ、具体的に知らせる工夫が必要である。

イ 積極的に評価する。

ボランティア活動の評価に関しては、賛否両論があるが、少なくとも、活動に携わっている児童生徒を他に紹介したり、賞揚したりすることやボランティア活動を受けた側からの感謝のメッセージの紹介は積極的に行うことが望まれる。

ウ 地域に目を向ける。

学校を取り巻く地域は、児童生徒にとって様々な体験の場である。そして、同時に、ボランティア活動の素材を数多く見いだすことができ、商店会・福祉団体等の関係団体・機関と協力連携できる事業が多々ある。学習に取り入れる場合は、学年主任や教頭等に十分な指導を受け、綿密な計画を立てることが必要である。

エ ボランティア活動に関する情報を児童生徒に提供する。

児童生徒の発達段階等に応じた適切な情報を提供することによって、児童生徒が自分の特性を生かした活動が選択できる力を培う。

オ 教職員自らが、ボランティア活動に関わるように努力する。

教職員が児童生徒とともにボランティア活動に取り組んでいる姿を見せることが大切である。

また、教職員は学校では職業人であっても、地域に帰れば家庭人・地域住民である。時間を工夫して、地域でのボランティア活動に参加することで人間的な幅を広げることも大切である。

(4) 青少年や成人を対象とした取組

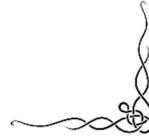
千葉県教育委員会では、青少年や成人の体験活動やボランティア活動を推進するため、さわやかちば県民プラザに「千葉県体験活動ボランティア活動支援センター」を設置して、体験活動・ボランティア活動に関する情報の収集及び提供、相談、交流会を実施している。

また、さわやかちば県民プラザでは、以下の講座等を実施している。

- ・高校生を対象としたボランティアの意義を学び実践する講座
- ・小学生を対象としたボランティアコーディネーターによるボランティア体験講座（出前講座）

第IV編

資料編



1 千葉県学校教育の変遷

年号	県の主な出来事	年号	国の主な出来事
明治6年	木更津・印旛両県が合併し千葉県が誕生、人口104万人、公立小学校は405校（関東一）	明治5年	学制の頒布、小学校を公教育として制度化
明治7年	千葉学校を千葉師範学校と改称	明治7年	小学校教則制定。学制期の公立小学校への就学30%~40%、女子は10%~20%であった。
明治10年	千葉女子師範学校を設置	明治14年	小学校教則、各教科の課程及び教授の要旨等を具体的に指示
明治11年	県立千葉中学校創立	明治22年	大日本帝国憲法の発布
明治17年	千葉女子師範学校を廃止、中学校に女子部誕生	明治23年	第1回総選挙、教育勅語発布
明治30年	県下12郡に郡視学を任命、県簡易農学校設置	明治33年	尋常小学校を4年生に統一
明治36年	千葉幼稚園が開園	大正4年	育英資金制度が開始
明治45年	千葉訓盲院設立		
大正9年	千葉師範付属小学校で手塚岸衛を中心とした自由主義教育の実践が全国的に注目される		
大正12年	関東大震災で安房・君津・市原が大被害 千葉医学専門学校が千葉医科大学に昇格		
昭和5年	県体育協会を組織	昭和3年	普通選挙 最初の衆議院選挙実施
昭和7年	欠食児童増加で県が学校給食臨時施設に関する訓令等発布		
昭和14年	全国に先駆けて児童・生徒の体力検査実施	昭和16年	国民学校令公布 英米に宣戦布告
昭和15年	県内に青年学校が次々と設置	昭和21年	日本国憲法公布 文部省が旧教科書を使用禁止
昭和20年	千葉市空襲（中心部がほとんど焼け、学校多数焼失） 各学校で教科書に黒塗り開始	昭和22年	文部省が「学習指導要領」（一般編草案）を発行 教育基本法・学校教育法公布、6・3・3・4制度が実施されて新学制による小・中学校発足
昭和22年	千葉県教職員組合結成	昭和24年	社会教育法公布 私立学校法公布
昭和23年	県立新制高等学校49校発足 教育研究所（現千葉県総合教育センター）発足 県教育委員会事務局が県庁舎内に発足	昭和29年	日本学校給食法公布
昭和24年	公立高等学校の男女共学開始	昭和33年	文部省が「小・中学校の道徳の実施要綱」通達 学校保健法公布 小・中学校の「学習指導要領」告示
昭和25年	事務局を「千葉県教育庁」と命名	昭和35年	日本学校安全会発足 「高等学校学習指導要領」告示
昭和31年	千葉県総合運動場設置	昭和37年	「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」公布
昭和32年	県の学力調査実施（国語・数学）		
昭和34年	県立工業高等学校新設に伴う基本方針を決定	昭和43年	小学校の「学習指導要領」告示
昭和36年	県立青年の家開所	昭和44年	中学校の「学習指導要領」告示
昭和42年	地方出張所設置	昭和45年	高等学校の「学習指導要領」告示
昭和44年	県新長期計画策定	昭和46年	中央教育審議会「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本施策について」答申
昭和45年	千葉県特殊教育センター開設	昭和47年	盲・聾・養護学校高等部の「学習指導要領」告示
昭和46年	「千葉県教育放送」本格放送開始	昭和49年	文部省が高校進学率が90.8%と発表
昭和48年	県立教員養成所設置 第28回国民体育大会千葉大会開催	昭和50年	主任制度の文部省発令
昭和51年	学校給食に米飯給食を正式に開始	昭和52年	「小・中学校学習指導要領」を告示
昭和54年	「県立高等学校管理規則」公布	昭和53年	「県立高等学校管理規則」公布 「高等学校学習指導要領」告示
昭和58年	千葉県青少年問題協議会「青少年の非行防止対策について」答申	昭和54年	養護学校が義務制化
昭和59年	「県民の日」の制定 県の長期方針「2000年の千葉県」策定 県立教員養成所閉所	昭和55年	文部省が40人学級実施計画発表
昭和60年	「ふるさと千葉5カ年計画」策定	昭和56年	文部省が「校内暴力事件の事例集」を発表
昭和63年	本県初の国際スポーツイベントとして「国際千葉駅伝」開始	昭和61年	臨時教育審議会第2次答申（初任者研修等）
平成元年	自然史系の県内初の博物館「中央博物館」オープン	昭和62年	臨時教育審議会第3次答申（新教科書制度等）及び最終答申提出 初任者研修施行
平成3年	小中学校の40人学級完全実施 「さわやかハート千葉5カ年計画」策定	昭和63年	文部省が高校生の海外研修旅行を認可 全公立中学校に養護教諭配置
平成5年	「スポレク93 in ちば」の開催	平成元年	「幼稚園教育要領」及び「小・中・高等学校学習指導要領」を告示 「小学校初任者研修」本格実施
平成6年	理工系の県内初の博物館「現代産業科学館」オープン	平成2年	国連総会で全会一致で「子供の権利条約」を採択 小・中・高の移行措置スタート 中央教育審議会「生涯学習の基盤整備について」答申
平成7年	「いじめ対策県民会議」を開催 「いじめ相談児童生徒専用フリーダイヤル」の開設	平成4年	月1回の学校週5日制による土曜休業を開始
平成11年	教育長期ビジョン「千葉の教育夢・未来2025」策定	平成7年	月2回の学校週5日制による土曜休業を開始
平成12年	「学校を核とした県内1000カ所ミニ集会」開始		
平成13年	本県の少人数教育が本格的にスタート 「新世紀ちば5カ年計画」スタート		
平成14年	県子どもと親のサポートセンターを開設 県立高等学校再編計画・第一期実施プログラムの策定		

平成 15 年	小・中・高連携の特別授業を開始	平成 9 年	阪神淡路大震災発生で 3870 校が被災
平成 16 年	県立高等学校再編計画・第二期実施プログラムの策定	平成 10 年	中央教育審議会答申で「飛び入学」や中高一貫教育を提言
平成 17 年	「2005 千葉きらめき総体」開催	平成 11 年	中央教育審議会「今後の地方教育行政の在り方について」答申
平成 18 年	県立高等学校再編計画・第三期実施プログラムの策定	平成 13 年	文部省が「幼稚園教育要領」「小・中学校学習指導要領」「高等学校指導要領」「盲・聾・養護学校学習指導要領」告示
平成 19 年	「千葉県教育の戦略的ビジョン」策定	平成 14 年	文部省が「21 世紀教育新生プラン レインボープラン」を策定
平成 20 年	併設型中高一貫教育校として県立千葉中学校が開設	平成 15 年	学校完全週休 5 日制がスタート
平成 22 年	ゆめ半島千葉国体開催	平成 17 年	「10 年経験者研修」の実施
	千葉県教育振興基本計画「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」策定	平成 18 年	小・中・高等学校学習指導要領一部改正
	千葉県教職員研修体系策定	平成 19 年	中央教育審議会答申で「新しい時代の義務教育を創造する」を提言
平成 24 年	県立学校改革推進プラン・第 1 次実施プログラム策定	平成 20 年	栄養教諭制度創設
	学校における地震防災マニュアル発行	平成 21 年	教育基本法の改正、公布・施行
平成 25 年	ちばアクアラインマラソン 2012 実施	平成 22 年	盲・聾・養護学校が特別支援学校に校名変更
	長嶋茂雄氏へ県民栄誉賞を授与	平成 23 年	全国学力・学習状況調査実施
	千葉県総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」の策定	平成 24 年	「幼稚園教育要領」「小・中学校学習指導要領」告示
平成 26 年	「千葉県いじめ防止基本方針」策定	平成 25 年	「高等学校学習指導要領」「特別支援学校学習指導要領」告示
	ちばアクアラインマラソン 2014 実施	平成 26 年	教員免許更新制導入
	県立学校改革推進プラン・第 2 次実施プログラム策定	平成 27 年	公立学校授業料無償化
平成 27 年	第 2 期千葉県教育振興基本計画「新みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」策定	平成 28 年	東日本大震災
	「県立特別支援学校整備計画」に基づき特別支援学校 5 校開校	平成 29 年	学校安全の推進に関する計画策定
	千葉県子供の読書活動推進計画策定	平成 30 年	2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催決定
	「千葉県の教育の振興に関する大綱」策定		教育委員会制度の改革を柱とする改正地教法が成立
平成 28 年	ちばアクアラインマラソン 2016 実施		新しい教育委員会制度開始
	県立学校改革推進プラン・第 3 次実施プログラム策定		道徳教科書の検定基準告示
平成 29 年	ALL CHIBA で盛り上がる！オリンピック・パラリンピック 3 年前イベント等開催		18 歳選挙権、改正公職選挙法成立
	千葉県オリンピック・パラリンピックを活用した教育の取組方針策定	平成 28 年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行
	第 2 次千葉県特別支援教育推進基本計画策定	平成 29 年	「教育公務員特例法等の一部改正」により「中堅教諭等資質向上研修」創設
	第 2 次県立特別支援学校整備計画策定		「幼保連型認定こども園教育・保育要領」告示
	「中堅教諭等資質向上研修」開始		「小・中学校学習指導要領」告示
平成 30 年	「千葉県・千葉市教員等育成指標」策定		「特別支援学校幼稚園教育要領」告示
	教育職員の総労働時間の短縮に関する指針の一部改定		「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」告示
	安全で充実した運動部活動のためのガイドライン(改訂版)	平成 30 年	平昌オリンピック・パラリンピック
	学校における働き方改革推進プラン 学校における働き方改革推進プラン		学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(通知)
	ちばアクアラインマラソン 2018 実施		運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン策定
令和元年	県立学校改革推進プラン・第 4 次実施プログラム策定		高等学校学習指導要領 告示
	「千葉県教職員研修体系」策定		初任者研修の弾力的実施について(通知)
	新研修体系による初任者研修(小・中・高・特)開始	令和元年	文部科学省組織再編・総合教育政策局設置
令和 2 年	第 3 期千葉県教育振興基本計画「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」策定		全国学力・学習状況調査で「外国語」を実施
	新研修体系による研修事業の開始		中学校で「特別な教科 道徳」の指導を開始
	研修履歴システム「Asttra」運用開始	令和 2 年	新型コロナウイルス感染症の拡大により、多方面に影響
	「2 年目研修」「3 年目研修」開始		公立学校・幼稚園が休校
令和 4 年	県立高校改革推進プラン・第 1 次実施プログラム策定		東京オリンピック・パラリンピックが延期
	ちばアクアラインマラソン 2022 実施		全国学力・学習状況調査が中止
	千葉県・千葉市教員等育成指標の改訂	令和 3 年	東京オリンピック・パラリンピック開催
	『第 3 次千葉県特別支援教育推進基本計画』策定	令和 4 年	教育職員免許法の一部改正(令和 4 年 7 月 1 日施行)
	『第 3 次県立特別支援学校整備計画』策定		教員免許更新制の発展的解消
令和 5 年	千葉県教職員研修体系改定		生徒指導提要改定(令和 4 年 12 月公表)
	千葉県教育委員会と放送大学との連携に関する協定の締結	令和 5 年	教育公務員特例法の一部改正(令和 5 年 4 月 1 日施行)
令和 6 年	ちばアクアラインマラソン 2024 実施		高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正(通知)
	研修履歴システム Plant 運用開始		小・中学校等における病気療養児に対する ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等(通知)
令和 6 年	第 4 期千葉県教育振興基本計画策定		

2 千葉県教育委員会の組織

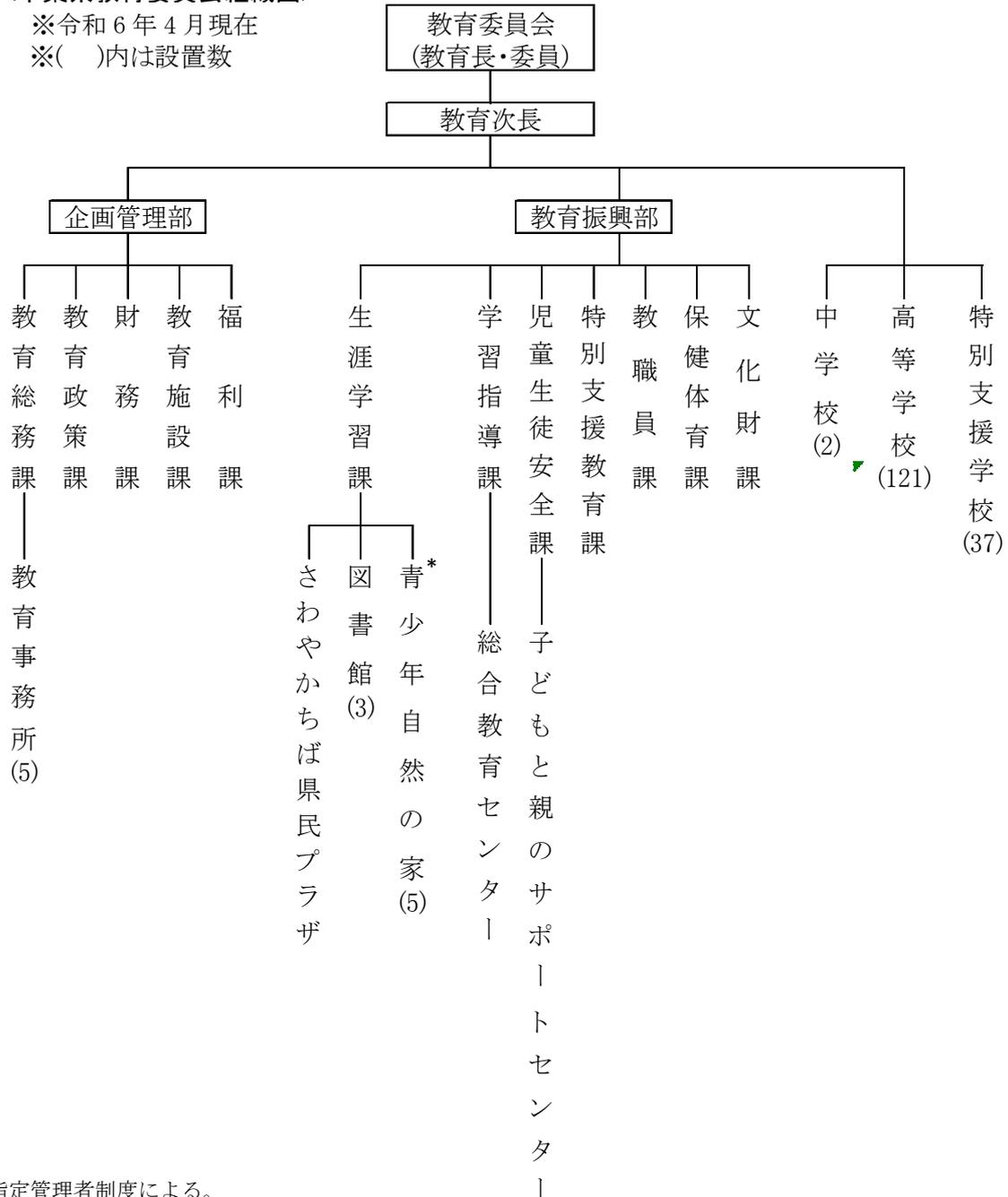
教育委員会の所掌事務を円滑に処理するための事務機構として、教育長の統括の下に事務局が置かれている。

県教育委員会事務局は2部12課が置かれている。なお、5教育事務所のほか、さまざまな教育機関が設けられている。具体的には下図を参照されたい。

〈千葉県教育委員会組織図〉

※令和6年4月現在

※()内は設置数



※ 指定管理者制度による。

「指定管理者制度」とは…

多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間事業者の有するノウハウを地方公共団体所管の公の施設の運営に広く活用するとの考えに基づき、条例の定めるところにより、指定管理者に当該公の施設の管理を行わせることができる制度。

3 千葉県公立小・中学校・義務教育学校数・児童生徒数及び教員構成

令和6年5月1日の公立小・中学校数は、小学校は747校（内、分校2校）、中学校は360校（内、分校2校）である。また、児童生徒数は、小学校291,609人、中学校142,707人である。

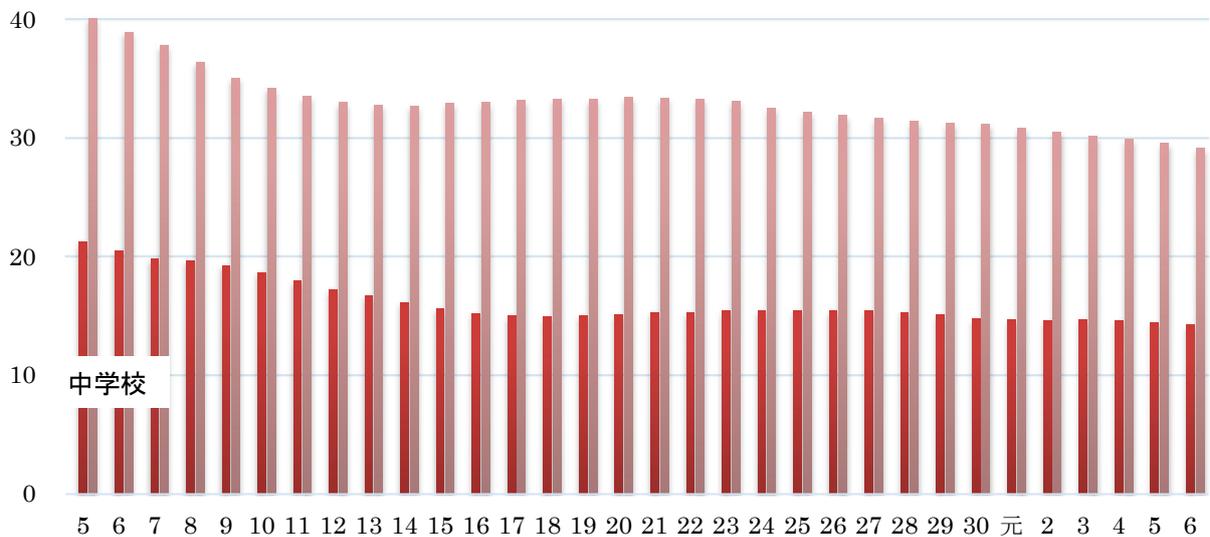
前年度と比較して、小学校では4,054人の減少、中学校では2,245人の減少となっている。

学級数は、小学校で12,323学級、中学校で5,094学級となり、前年度に比べて小学校で88学級増加し、中学校で42学級減少している。教員数は、小学校18,487人、中学校10,166人である。昨年度より小学校では106人増加し、中学校では30人増加している。

生徒数

児童生徒数の推移(万人)

小学校



(平成)

(令和)

年度

※平成28年度から、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校種として創設された。令和6年度の公立義務教育学校数は4校であり、児童生徒数は1,797人、学級数は87学級、教員数は164人である。

《参考・引用文献》

・令和6年版千葉県教育便覧（千葉県教育庁令和7年1月）

4 千葉県の主な教育関係機関一覧

学級経営・教科指導等を行う上で知っておいて便利な主な教育関係機関等

教科指導等で困ったら

(1) 教育センター

ア 市立教育センター

市原市教育センター	市原市八幡 20	☎0436-41-3338
習志野市総合教育センター	習志野市東習志野 3-4-4	☎047-476-1715
八千代市教育センター	八千代市大和田 138-2	☎047-486-9588
船橋市総合教育センター	船橋市東町 834	☎047-422-7730
市川市教育センター	市川市鬼高 1-1-4 生涯学習センター3階	☎047-320-3335
浦安市教育センター	浦安市富岡 1-1-1 富岡小学校内	☎047-381-7961
松戸市教育委員会 学校教育課 学習指導課	松戸市根本 356 京葉ガス F 松戸ビル 6階	☎047-366-7458
柏市立教育研究所	柏市大島田 48-1	☎04-7191-7387
野田市教育委員会 学校教育課 指導課	野田市柳沢 53 野田市青少年センター内	☎04-7125-8088
流山市教育委員会 学校教育課 指導課 教育研究企画室	流山市中 110	☎04-7150-8388
我孫子市教育委員会 教育総務課 指導課	我孫子市我孫子 1684	☎04-7185-1151
佐倉市教育センター	佐倉市将門町 7	☎043-486-2400
成田市教育センター	成田市花崎町 143-6	☎0476-20-2922
八街市教育センター	八街市八街ろ 113-33	☎043-312-7128
印西市教育センター	印西市草深 924	☎0476-47-0400
白井市教育支援課	白井市復 1123	☎047-492-1111
木更津市まなび支援センター	木更津市朝日 1-8-17	☎0438-22-4152
君津市教育センター	君津市久保 2-13-1	☎0439-56-1647
富津市教育委員会教育センター	富津市下飯野 2443	☎0439-80-1346
袖ヶ浦市立総合教育センター	袖ヶ浦市蔵波 634-1	☎0438-62-2254

イ 県立教育センター

千葉県総合教育センター (特別支援教育部)	千葉市美浜区若葉 2-13 千葉市稲毛区小仲台 5-10-2	☎043-276-1166 ☎043-207-6023
東葛飾教育事務所東葛飾研修所	野田市柳沢 53	☎04-7124-4148
南房総教育事務所南総研修所	館山市北条 402-3	☎0470-22-3989

ウ 教育情報ネットワーク

千葉県学校教育情報ネットワーク (ICE-Net) ホームページアドレス <https://www.chiba-c.ed.jp/>

(2) 県教育事務所及び市町村教育委員会指導室

ア 市町村教育委員会の中には、指導室(指導課)という部署があり、そこに勤務する指導主事が中心になって相談にのることになります。

イ 教育事務所の指導室

葛南教育事務所	船橋市浜町 2-5-1	☎047-433-6017
東葛飾教育事務所	松戸市小根本 7	☎047-361-2110
北総教育事務所	佐倉市鏑木仲田町 8-1	☎043-483-1147
同 香取分室	香取市佐原イ 92-11	☎0478-54-1529
同 海匝分室	旭市ニ 1997-1	☎0479-62-2554
東上総教育事務所	茂原市八千代 2-10	☎0475-23-8125
同 山武分室	東金市東新宿 1-11	☎0475-54-1041
同 夷隅分室	夷隅郡大多喜町猿稻 472-2	☎0470-82-2411
南房総教育事務所	木更津市貝渕 3-13-34	☎0438-25-1311
同 安房分室	館山市北条 402-3	☎0470-22-3876

(3) 校外学習等での活用施設

さわやかちば県民プラザ	柏市柏の葉4-3-1	☎04-7140-8600
千葉県立中央図書館	千葉市中央区市場町11-1	☎043-224-0300
千葉県立西部図書館	松戸市千駄堀657-7	☎047-385-4648
千葉県立東部図書館	旭市ハ349	☎0479-62-7337
千葉県立美術館	千葉市中央区中央港1-10-1	☎043-242-8311
千葉県立中央博物館	千葉市中央区青葉町955-2	☎043-265-3111
千葉県立中央博物館大和根分館	香取市佐原ハ4500	☎0478-56-0101
千葉県立中央博物館大多喜城分館	夷隅郡大多喜町大多喜481	☎0470-82-3007
千葉県立中央博物館分館海の博物館	勝浦市吉尾123	☎0470-76-1133
千葉県立現代産業科学館	市川市鬼高1-1-3	☎047-379-2000
千葉県立関宿城博物館	野田市関宿三軒家143-4	☎04-7196-1400
千葉県立房総のむら	印旛郡栄町龍角寺1028	☎0476-95-3333
内浦山県民の森	鴨川市内浦3228	☎04-7095-2821
清和県民の森	君津市豊英660	☎0439-38-2222
館山野鳥の森	館山市大神宮553	☎0470-28-0166
船橋県民の森	船橋市大神保町586-2	☎047-457-4094
東庄県民の森	香取郡東庄町小南639	☎0478-87-0393
大多喜県民の森	夷隅郡大多喜町大多喜486-21	☎0470-82-3110
千葉県立手賀の丘青少年自然の家	柏市泉1240-1	☎04-7191-1923
千葉県立水郷小見川青少年自然の家	香取市小見川5249-1	☎0478-82-1343
千葉県立君津亀山青少年自然の家	君津市笹字片倉1661-1	☎0439-39-2628
千葉県立東金青少年自然の家	東金市松之郷270	☎0475-54-1301
千葉県立鴨川青少年自然の家	鴨川市太海122-1	☎04-7093-1666
千葉県総合スポーツセンター	千葉市稲毛区天台町323	☎043-290-8501
国立歴史民俗博物館	佐倉市城内町117	☎043-486-0123

※この他にも、博物館や公民館などがあります。

生徒指導で困ったら

千葉県子どもと親のサポートセンター	千葉市稲毛区小仲台5-10-2	☎043-207-6032
千葉県中央児童相談所	千葉市稲毛区天台6-5-2	☎043-253-4101
千葉県市川児童相談所	市川市東大和田2-8-6	☎047-370-1077
千葉県柏児童相談所	柏市根戸445-12	☎04-7131-7175
千葉県銚子児童相談所	銚子市台町2183	☎0479-23-0076
千葉県東上総児童相談所	茂原市高師3007-6	☎0475-27-1733
千葉県君津児童相談所	君津市中野4-18-9	☎0439-55-3100
千葉県警察少年センター	千葉市稲毛区天台6-5-2	☎043-206-7390

※この他、教育事務所の生徒指導担当や各市教育センターでも相談できることがあります。

自分自身の健康相談

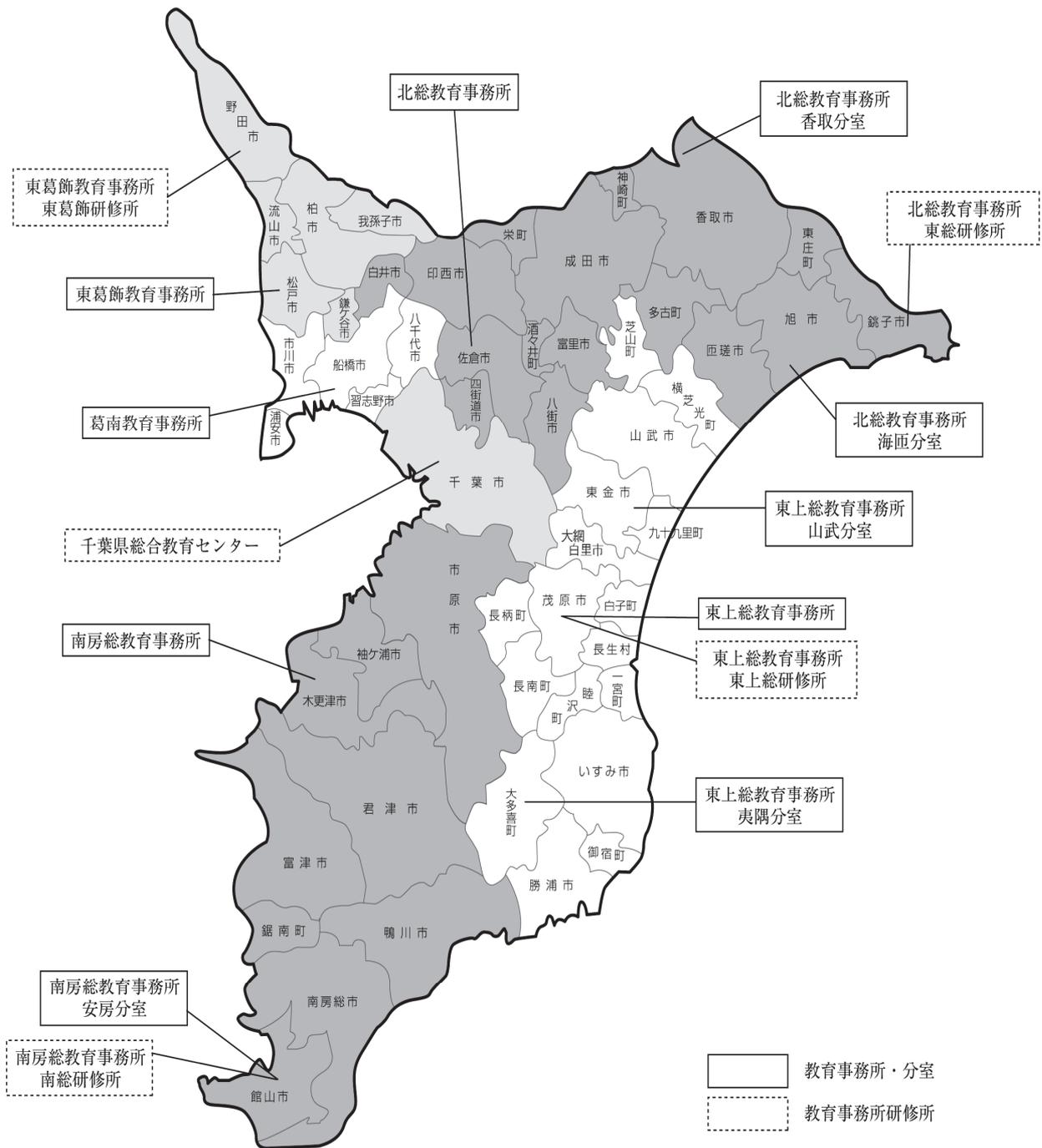
教職員のメンタルヘルス 千葉県教育委員会ホームページを検索

教職員電話健康相談24 「福利厚生事業の利用案内」を参照してください。

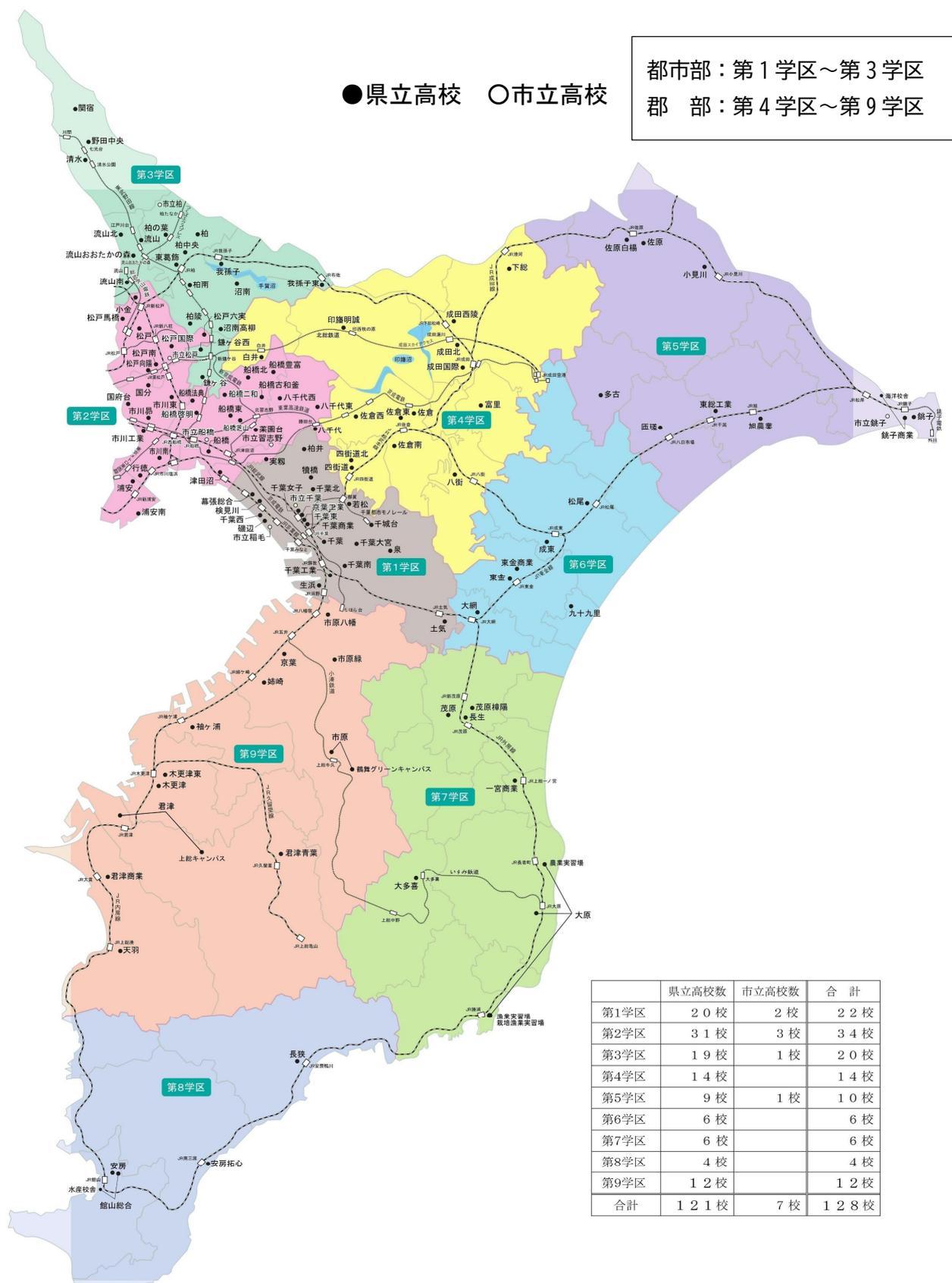
※健康上のことで気になることがあったら、校長先生・副校長先生・教頭先生・学年主任・指導教員・養護教諭などに相談してください。

5 千葉県教育庁各教育事務所の位置と所管区域

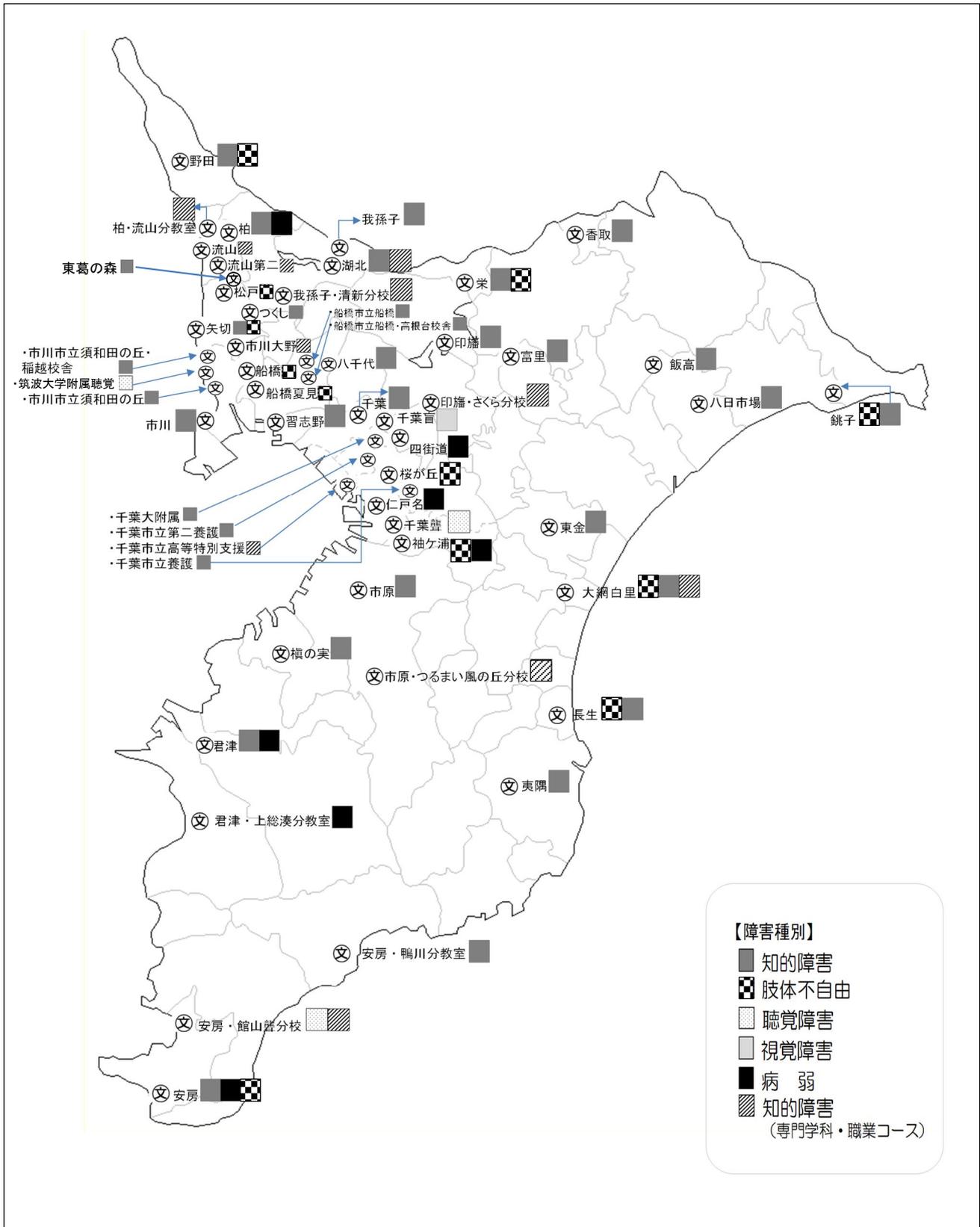
千葉県教育庁各教育事務所の位置と所管区域
 (含：千葉県総合教育センターの位置)



6 公立高等学校の所在地図（令和6年4月1日）



7 国・公立特別支援学校設置状況（令和6年度）



令和6年度 千葉県の特例支援学校一覧

設置者	No.	学校名	障害種別	学 部				寄宿舎	学級数 (令和6年5月1日現在)	幼児・児童・生徒数	所在地 (市町村)
				幼	小	中	高				
県立	1	千葉聾学校	聴覚障害	○	○	○	○	○	32	105	千葉市
	2	桜が丘特別支援学校	肢体不自由		○	○	○	○	60	156	千葉市
	3	仁戸名特別支援学校	病弱		○	○	○		18	35	千葉市
	4	袖ヶ浦特別支援学校	肢 病		○	○	○	○	56	128	千葉市
	5	千葉特別支援学校	知的障害		○	○	○		45	247	千葉市
	6	八千代特別支援学校	知的障害		○	○	○		46	231	八千代市
	7	習志野特別支援学校	知的障害		○				14	60	習志野市
	8	船橋特別支援学校	肢体不自由		○				35	88	船橋市
	9	船橋夏見特別支援学校	肢体不自由			○	○		38	103	船橋市
	10	市川特別支援学校	知的障害		○	○	○		55	277	市川市
	11	市川大野高等学園	知的障害				○		36	270	市川市
	12	松戸特別支援学校	肢体不自由		○	○	○	○	65	178	松戸市
	13	つくし特別支援学校	知的障害		○	○	○		60	295	松戸市
	14	矢切特別支援学校	知 肢		○	○	○		39	171	松戸市
	15	柏特別支援学校	知 病		○	○	○		61	282	柏市
		〃 流山分教室	知的障害				○		(3)	(24)	流山市
	16	東葛の森特別支援学校	知的障害				○		15	82	流山市
	17	流山高等学園	知的障害				○		36	283	流山市
		〃 第二キャンパス	知的障害				○				
	18	野田特別支援学校	知 肢		○	○	○		45	177	野田市
	19	我孫子特別支援学校	知的障害		○	○			48	234	我孫子市
		〃 清新分校	知的障害				○		(6)	(48)	柏市
	20	湖北特別支援学校	知 知				○		25	143	我孫子市
	21	千葉盲学校	視覚障害	○	○	○	○	○	32	65	四街道市
	22	四街道特別支援学校	病弱		○	○	○		26	51	四街道市
	23	印旛特別支援学校	知的障害		○	○	○		59	300	印西市
		〃 さくら分校	知的障害				○		(6)	(46)	佐倉市
	24	富里特別支援学校	知的障害		○	○	○		39	193	富里市
	25	栄特別支援学校	知 肢		○	○	○		42	180	印旛郡栄町
	26	香取特別支援学校	知的障害		○	○	○		28	121	香取郡神崎町
	27	銚子特別支援学校	知 肢	○	○	○	○	○	29	93	銚子市
	28	八日市場特別支援学校	知的障害		○	○	○		34	159	匝瑳市
	29	飯高特別支援学校	知的障害		○	○	○		16	58	匝瑳市
	30	東金特別支援学校	知的障害		○	○	○	○	33	162	東金市
	31	大網白里特別支援学校	知 知 肢		○	○	○		41	196	大網白里市
	32	長生特別支援学校	知 肢		○	○	○		21	65	長生郡一宮町
	33	夷隅特別支援学校	知的障害		○	○	○		17	58	いすみ市
34	安房特別支援学校	知 病 肢		○	○	○		46	168	館山市	
	〃 鴨川分教室	知的障害		○	○			(11)	(23)	鴨川市	
	〃 館山聾分校	知 聴	○	○	○	○		(6)	(26)	館山市	
35	君津特別支援学校	知 病		○	○	○		76	317	君津市	
	〃 上総湊分教室	病弱		○	○			(10)	(23)	富津市	
36	榎の実特別支援学校	知的障害		○	○	○		46	205	袖ヶ浦市	
37	市原特別支援学校	知的障害		○	○	○		62	346	市原市	
	〃 つるまい風の丘分校	知的障害				○		(12)	(90)		
市立	38	千葉市立養護学校	知的障害			○	○		38	222	千葉市
	39	千葉市立第二養護学校	知的障害		○				25	114	千葉市
	40	千葉市立高等特別支援学校	知的障害				○		12	87	千葉市
	41	船橋市立船橋特別支援学校	知的障害				○		48	272	船橋市
		〃 高根台校舎	知的障害		○				37	169	
42	市川市立須和田の丘支援学校	知的障害			○	○		24	123	市川市	
	〃 稻越校舎	知的障害		○				19	90		
公立合計									1,685	7,359	
国立	千葉大学教育学部附属特別支援学校		知的障害		○	○	○		9	61	千葉市
	筑波大学附属聴覚特別支援学校		聴覚障害	○	○	○	○	○	38	185	市川市

※()内は、分校・分教室の学級数及び児童生徒数。本校の学級数及び児童生徒数には分校・分教室の学級数及び児童生徒数が含まれています。

※障害種の表示 (肢…肢体不自由、病…病弱、知…知的障害、聴…聴覚障害、知的障害…高等部専門学科/職業コース)

※千葉県内には、上記表の他に、東京都立しいの木特別支援学校(知的障害)が所在します

表1 千葉県公立（県立・市立）特別支援学校在籍者数 (人)

幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	合計
41	2,568	1,545	3,187	18	7,359

令和6年5月1日現在

表2 特別支援学校高等部卒業生の進路状況

進路先	人数(人)
障害者福祉サービス利用	577
(うち、就労移行支援サービス299)	
施設利用	14
在家庭・家事手伝い・入院継続	39
その他	17
進学	21
就職	327
計	995

令和6年5月1日現在
(令和5年度高等部卒業生)

(付)

千葉県教職員福祉協議会

千葉県教職員福祉協議会は、教育関係者自らが設立した団体で構成され、県下教職員の福祉向上のため活動を推進しています。

千葉県教育会館の各団体の業務円滑化を図り、事業の充実・発展を願うとともに、教職員の福祉向上に役立つべく、昭和60年4月1日に「千葉県教職員福祉協議会」が発足しました。

尚、各団体の詳細については、「福利厚生事業のご案内」をご参照ください。

一般財団法人 千葉県教育会館維持財団

千葉県教育会館は千葉県教育の殿堂として建設され、何回かの増改築を重ねて今日に至ります。

千教組、高教組、小・中・高校長会、教育関係団体、福祉団体等が入居して活動を展開しています。また、教育文化面では、「県標準学力検査」「すすむ千葉県」等の出版事業をはじめ、教育芸術祭、教育塔合祀慰霊祭等の事業も行っています。

このように教育会館は千葉県教育の象徴として、教職員の交流の場としてご利用いただいております。



公益財団法人日本教育公務員弘済会千葉支部（千葉教弘）

千葉教弘は公益財団法人として「最終受益者は子どもたち」という理念に基づき活動しています。

具体的には、教弘会員として「教弘保険（共済事業）」に加入することで生じる契約者配当金を活用して、奨学事業・研究助成事業など、多くの子どもたち、先生方に喜ばれている教育振興事業を行っています。教弘会員には様々な福

祉事業を享受できる会員特典もあります。

ぜひ、千葉教弘のホームページをご確認ください。



千葉県学校生活協同組合（学生協）

千葉県学校生活協同組合は、組合員の生活改善と文化の向上を図る目的で作られ、教育関係団体で唯一物品販売を行っている団体です。

組合員になるには出資金(1,500円を一度預かる)が必要となりますが、出資金は退職などで退会する時に全額返金されます。(年・月の会費はありません)

安心・安全の生協事業や教職員団体ならではの保険事業など、生活に密着した各種事業を有利な条件で利用できます。DC・VISA ゴールドカード組合員証・携帯向けデジタル組合員証やガソリン給油カードな

ど組合員のニーズに応じた幅広いサービスと特典を受けることができます。



一般財団法人 教職員保険センター（保険センター）

保険センターは、本採用の方を対象に、給料より保険料の引き去りを行っている集金事務団体です。

現在、生命・損害保険会社あわせて7社と提携しております。また、団体扱のため、個人で加入するより割安な保険料となっています。詳細につきましては、QRコードをご利用ください。



あ と が き

新しく教職に就かれたみなさんに、初任者研修テキスト『さわやか先生』（高等学校編）をお贈りします。

このテキストには、千葉県の教育公務員として、千葉県の風土や歴史、そしてみなさんに理解しておいていただきたい教育施策や関係法規、教育活動に必要な知識や配慮事項と現代の教育課題に関する内容が分かりやすく書かれています。

その作成に当たっては、千葉県の教育の振興に関する大綱、千葉県教育振興基本計画、各審議会答申、通知、関係法の改正並びに学習指導要領等を踏まえて、内容の見直しを図っています。

また、今日、社会は大きな変革の時を迎え、私たち教員に、柔軟な思考と創造的実践力が今まで以上に求められています。まさに、私たち教師の力量が問われているのです。

日ごろの教育実践の中から課題を見出し、研究を積み重ねる主体的研修が何よりも重要であり、教師自身の向学心が、子供たちの学ぶ意欲を喚起するものとなります。

常に「教えること」と「学ぶこと」とを深く結び付けながら、未来を切り開いて、柔軟で前向きな教師になられることを願います。

そして、『さわやか先生』というテキストの名前のとおり、清新の息吹をもって、子供たちに「生きる力」を育んでいくことを心に入れ、教育に当たっていただきたいと思います。

執筆担当課等

- ・ 環境生活部 文化振興課、県民生活課
- ・ 企画管理部 教育総務課、教育政策課、福利課
- ・ 教育振興部 生涯学習課、学習指導課、児童生徒安全課、特別支援教育課
教職員課、保健体育課
- ・ 千葉県総合教育センター 研修企画部、カリキュラム開発部
- ・ 千葉県教職員福祉協議会

令和7年度初任者研修テキスト

さわやか先生

高等学校編

発行日 令和7年3月31日

編集 千葉県総合教育センター

発行 千葉県教育委員会

〒260-8662

千葉市中央区市場町1番1号
